

令和元年

# 第2回定例会会議録

奄美市議会



## 第2回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第2回定例会一般質問通告	4
6月18日（火）（第1日目）	
出席議員及び欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	15
職務のため出席した事務局職員	16
会議録署名議員の指名	17
会期の決定	17
報告第1号～第4号（4件） 上程	17
議案第57号～第67号（11件） 上程	22
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	23
6月19日（水）（第2日目）	
出席議員及び欠席議員	25
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	25
職務のため出席した事務局職員	26
一般質問	
戸内 恭次 君（奄美無所属クラブ）	27
崎田 信正 君（日本共産党）	36
川口 幸義 君（自由民主党）	46
西 公郎 君（自民新風会）	54
6月20日（木）（第3日目）	
出席議員及び欠席議員	63
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	63
職務のため出席した事務局職員	64
一般質問	
大迫 勝史 君（公明党）	65
橋口 耕太郎君（公明党）	75
関 誠之 君（社会民主党）	84
三島 照 君（日本共産党）	93
6月21日（金）（第4日目）	
出席議員及び欠席議員	103

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	103
職務のため出席した事務局職員	104
一般質問	
奥 輝人 君（自由民主党）	105
竹山 耕平 君（自民新風会）	115
津畑 誠 君（奄美無所属クラブ）	126
元野 景一 君（自由民主党）	136
6月24日（月）（第5日目）	
出席議員及び欠席議員	147
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	147
職務のため出席した事務局職員	148
一般質問	
渡 雅之 君（奄美無所属クラブ）	149
安田 壮平 君（自民新風会）	157
多田 義一 君（自民新風会）	168
伊東 隆吉 君（自由民主党）	178
6月25日（火）（第6日目）	
出席議員及び欠席議員	191
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	191
職務のため出席した事務局職員	192
議案第57号～第67号（11件）上程	193
議案付託	199
請願・陳情付託	199
7月5日（金）（第7日目）	
出席議員及び欠席議員	201
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	201
職務のため出席した事務局職員	202
議案第57号～第67号（11件）上程	203
請願第1号（1件），陳情第5号（1件）上程	207
発議第4号（意見書）上程	210
発議第5号（意見書）上程	211
発議第6号（決議）上程	212
閉会中の継続審査申出	213

別紙

各常任委員会審査報告書 .....	215
閉会中の継続審査の申出について .....	218
参考資料（意見書等） .....	219



会期・議事日程  
付議事件



## 令和元年 第2回奄美市議会定例会議事日程表

○令和元年6月6日 奄美市議会第2回定例会を招集した。

○会 期 18日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
6月18日	火	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（18日間） 3 報告第1号～第4号（4件） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第57号～第67号（11件） 上程 説明 5 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙  ※全員協議会（本会議終了後）
6月19日	水	本会議	1 一般質問 - 戸内議員，崎田議員，川口議員，西議員（質問順）
6月20日	木	本会議	1 一般質問 - 大迫議員，橋口（耕）議員，関議員，三島議員（質問順）
6月21日	金	本会議	1 一般質問 - 奥議員，竹山議員，津畑議員，元野議員（質問順）
6月22日	土	休 会	
6月23日	日	休 会	
6月24日	月	本会議	1 一般質問 - 渡議員，安田議員，多田議員，伊東議員（質問順）
6月25日	火	本会議	1 議案第57号～第67号（11件） 上程 質疑 付託 ☆付託区分 { <ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画－議案第59号，65号～67号（4件）</li> <li>文教厚生－議案第60号～62号（3件）</li> <li>産業建設－議案第63号，64号（2件）</li> <li>全委員会－議案第57号令和元年度一般会計補正予算（第1号）及び第58号は，所管する各常任委員会に付託。</li> </ul> ※ 請願・陳情付託報告（前議会からの継続審査事件を含む。） <ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画－陳情第5号（1件）</li> <li>文教厚生－請願第1号（1件）</li> <li>産業建設－（継続分）陳情第2号（1件）</li> </ul>
6月26日	水	休 会	※ 各常任委員会審査（文教厚生）
6月27日	木	休 会	※ 各常任委員会審査（産業建設）
6月28日	金	休 会	※ 各常任委員会審査（総務企画）
6月29日	土	休 会	
6月30日	日	休 会	
7月1日	月	休 会	報告書整理
7月2日	火	休 会	報告書整理
7月3日	水	休 会	報告書整理
7月4日	木	休 会	報告書整理
7月5日	金	本会議	1 議案第57号～第67号（11件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第1号（1件） 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第5号（1件） 上程 報告 質疑 討論 採決 4 発議第4号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 5 発議第5号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 6 発議第6号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 7 閉会中の継続審査について  ※本会議終了後，議場にて永年在職議員表彰状及び感謝状の伝達 ※全員協議会（本会議終了後）

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		平成30年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書			
		平成30年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書			
		平成30年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書			
(1)	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (専決第1号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定について)	R元. 6. 18	承認	本会議
(2)	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (専決第2号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	R元. 6. 18	承認	本会議
(3)	報告第3号	専決処分の承認を求めることについて (専決第3号 奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について)	R元. 6. 18	承認	本会議
(4)	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて (専決第4号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)	R元. 6. 18	承認	本会議
(5)	議案第57号	令和元年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	R元. 7. 5	原案可決	全委員会
(6)	議案第58号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	R元. 7. 5	原案可決	全委員会
(7)	議案第59号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R元. 7. 5	原案可決	総務企画
(8)	議案第60号	奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R元. 7. 5	原案可決	文教厚生
(9)	議案第61号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	R元. 7. 5	原案可決	文教厚生
(10)	議案第62号	奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	R元. 7. 5	原案可決	文教厚生
(11)	議案第63号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	R元. 7. 5	原案可決	産業建設
(12)	議案第64号	奄美市道路線の認定について	R元. 7. 5	原案可決	産業建設
(13)	議案第65号	財産の取得について	R元. 7. 5	原案可決	総務企画

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(14)	議案第66号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	R元. 7. 5	原案可決	総務企画
(15)	議案第67号	過疎地域自立促進計画の変更について	R元. 7. 5	原案可決	総務企画
(16)	請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元, 複式学級解消をはかるための, 2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について	R元. 7. 5	採択	文教厚生
(17)	陳情第5号	「奄美駐屯地の現状と今後の動向」について住民説明会を求める陳情	R元. 7. 5	不採択	総務企画
(18)	発議第4号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元, 複式学級解消をはかるための, 2020年度政府予算に係る意見書の提出について	R元. 7. 5	原案可決	本会議
(19)	発議第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	R元. 7. 5	原案可決	本会議
(20)	発議第6号	職員の綱紀粛正及び服務規律遵守を求める決議	R元. 7. 5	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件

番 号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(21)	陳情第2号	全国一律最低賃金の実現を求める陳情	R元. 7. 5	継続審査	産業建設

## 第2回定例会一般質問通告

6月19日（水）

◎奄美無所属クラブ 戸内 恭次

- 1 観光業について
  - (1) LCC運航状況について
    - ①LCCへの支援金について
    - ②搭乗率の推移について
    - ③ピーチとの対応について
- 2 市民生活について
  - (1) 小宿区画整理事業について
    - ①規模のあり方について
    - ②減歩率について
- 3 世界自然遺産登録について
  - (1) 週間文春の記事について
    - ①記事の事実関係について
    - ②記事への対応について
  - (2) 黒うさぎの保護対策について
- 4 街づくりについて
  - (1) 末広・港土地区画整理事業について
    - ①出店数および家賃およびリフォーム補助金総額について
    - ②補助店舗の廃業数について
    - ③開業前後のコンサルティングについて
  - (2) 埋立地の分譲について
    - ①工事の進捗状況について
    - ②分譲希望者への募集方法について
    - ③分譲面積および価格について
    - ④県立アリーナ誘致について
  - (3) 平松コミュニティーセンターについて
    - ①下方地区全域の拠点となるコミュニティーセンターについて
- 5 教育関連について
  - (1) 学力向上について
    - ①教職員の県外での研修について
  - (2) 市立図書館整備について
  - (3) 児童生徒への朝食提供について

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

- (1) 水道事業民営化に対する市の対応は、公共下水道事業の公営企業会計化で何が変わるのか。
- (2) 陸上自衛隊駐屯地の存在と日米地位協定との関わりをどう捉えているか。

2 保育行政について

- (1) 学童保育の規制が緩和されるが奄美市の対応は。
- (2) 幼児教育・保育の「無償化」による負担軽減はどの程度になるのか、また課題はなにか。

3 社会保障と福祉サービスについて

- (1) 国保の都道府県化実施から2年目を迎える、1年経過しての課題はなにか、令和元年度の保険税はどうなるのか。
- (2) 介護度1・2の保険はずしの動きもあるが、介護保険の要支援1・2の「総合事業」でのサービス提供は以前とどう変わったのか。
- (3) 「ご長寿応援券」が継続され、喜ばれているが発行状況と、無料パス制度にできないか。
- (4) 高齢難聴者の補聴器購入時の助成制度の実情について

4 ふるさと納税制度について

- (1) ふるさと納税の制度変更による現状認識と将来の展望についての見解は。

5 世界自然遺産登録に関連して

- (1) 動物愛護法改正案で奄美のノネコ、ノラネコへの対応はどうなるのか。

◎自由民主党 川口 幸義

1 奄美群島振興交付金について

- (1) 交付金の執行率について伺う。
  - ①航路・航空路費用低廉化について
  - ②成長戦略の推進について
  - ③農林水産輸送費用支援について
  - ④観光キャンペーンについて

2 環境行政について

- (1) 奄美市有墓地整備事業について
  - ①旧墓地で返還された墓地について
  - ②新墓地で現在使用されているのは何基
  - ③官報掲載の時期について
  - ④墓地検討委員会の立上げについて

- (2) 平松自治会の集会場建設について伺う。
- (3) と畜場建設経緯について伺う。

◎自民新風会 西 公郎

- 1 会計年度任用職員制度について
  - (1) 本市における基本的な方針について
  - (2) 特別職非常勤職員 嘱託員，駐在員に対する見解は。
  - (3) 本市，事業団，法人等に対する見解は。
  - (4) 財政的な予算についての見解は。
  - (5) 期末手当等についての見解は。
- 2 農業行政について
  - (1) 今年におけるタンカン，スモモの生産量について
  - (2) 昨年襲来した台風24号の影響についての見解は。
  - (3) 小湊地区における農業基盤整備事業についての見解
- 3 水産業振興について
  - (1) シラヒゲウニ種苗生産について
  - (2) 藻場造成について予算措置等の見解は。
  - (3) スジアラ等種苗生産について予算措置等の見解は。
  - (4) 離島漁業再生支援交付金事業について
- 4 国民体育大会について
  - (1) 国体相撲競技プレ大会への進捗状況について
- 5 奄美市民の歌制定について
  - (1) 制定へのプロセス等について
- 6 道路行政について
  - (1) 陸上自衛隊駐屯地案内標識作成について

6月20日(木)

◎公明党 大迫 勝史

- 1 児童生徒の安心・安全と教育環境について
  - (1) 児童の登下校時の見守りについて
    - ①最近の不審者関連の事案について伺う。
    - ②登下校時の今後の見守りについて（あまり人気のない通学路等の対応）
    - ③スクールガードリーダー体制の現状について伺う。
    - ④市内各地域での配置の現状を伺う。
  - (2) クーラーの設置の進捗状況について
    - ①設置工事は計画通り進んでいるか。

②間に合わない学校施設の今夏の対応について伺う。

③屋外でのミストシャワー設置の現状

④グリーンカーテンについて

## 2 高齢者福祉

### (1) 高齢者福祉について

①本市に於ける高齢者の運転免許証返納率はどのくらいか。

②昨年度の「ご長寿応援券」の申請率を示してください。

③8050問題の現状について

## 3 インバウンド対応

(1) 災害時における外国人観光客に対する情報伝達の対応について対策が講じられているか伺う。

## 4 市民協働について (財管)

### (1) 集会場の管理について

①備品の更新ができない状況等を認識しているか伺う。

②利用者減少で管理運営が厳しくなる状況の場合の対応

③管理団体が管理委託契約を更新しない場合はどうなるか。

## 5 市民生活・安心・安全

### (1) 朝仁町大型スーパー付近のT字路交差点について

①県道と市道のT字路交差点の危険度についての認識

②安全対策に何らかの対策が取れないか伺う。

### (2) 朝仁新町から朝仁町間の市道 (バス通り) について

①路側帯の白線が完全に消え去っている状況について

(3) 5/24に「食品ロス削減法案」が成立し公布後6か月後に施行されるが、本市としての心構えと大まかな基本方針があれば伺う。

## ◎公明党 橋口 耕太郎

### 1 教育行政について

#### (1) 市内小中学校の今後の動向について

①小中学校における児童・生徒数の今後の推移について現状を伺う。

②奄美くろうさぎ留学の今後の展開をどのように考えているか。

#### (2) 不登校児童・生徒について

①直近で把握している不登校児童・生徒数は。

②その要因をどのように分析しているか。

③奄美市の不登校児童・生徒に関する基本的な方針をどのように考えているか。

#### (3) 読書の取組について

①現在の学校現場における取組状況は。

②埼玉県三郷市の取組を参考に奄美市でも何かできることはないか。

## 2 観光施策について

### (1) 一集落1ブランド冊子SHIMA-JIMANについて

①観光施策へのこの冊子を使った今後の展開をどのように考えているか。

## 3 市民サービスについて

### (1) 新庁舎の使い勝手について

①実際に庁舎を使用し始めて出てきた不具合などはなかったか。あったとすればどのような対応策を講じたか。

## 4 職員研修について

### (1) ハラスメントに関する研修についての取組や実施状況は。

## ◎社会民主党 関 誠之

### 1 市長の政治姿勢について

#### (1) 新奄美振興開発特別措置法について

①法改正項目とその活用、新たな取組みなど

#### (2) 陸自警備・ミサイル部隊配備後の現況について

①配備後の奄美駐屯地における装備や訓練の実態と今後の部隊展開など

### 2 教育行政について

#### (1) 中学校生徒の死亡事案に対する教委の取組みについて

①生徒死亡後の市教委や学校側の対応の問題点など

#### (2) 笠利学校給食センターの委託業務問題について

①業務委託契約の締結の在り方など

#### (3) 学校現場での集団フッ化物洗口の現況について

①劇薬ミラノールの扱いに関する一連の問題点と集団フッ化物洗口に係る危険性など

### 3 市民生活に関する課題

#### (1) 名瀬クリーンセンターの延命及び新設について

①3月議会で処分場が10年で満杯になるので、あと10年後に完成を目指し、4年後以降に地質調査、測量設計が計画されている趣旨の答弁があったが、予定地など具体的計画の概要など

#### (2) 小宿区画整理事業の現在の状況について

①平成27年3月定例会での同意率90%以上なら実施したいとの市長発言以降の状況について。

## ◎日本共産党 三島 照

### 1 市長の政治姿勢について

- (1) 2017年5月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法及び地方自治法が改正され、2020年度4月に施行されます。
  - ①奄美市のこの件についての基本的な考え方と進捗状況を示してください。
  - ②施行にあたっての課題は何か。
  - ③会計年度任用職員へ移行すると何がどう変わるのか（労働条件や待遇・給与等、該当する職員の数は、また本市の非常勤職員の任用回数はどうなっているのか。
- (2) 防衛省からの自衛隊員募集について3月議会で情報提供された件について
  - ①何人分を提供したのか、氏名、生年月日も提供されたのか。
  - ②奄美市個人情報保護条例の目的、第1条及び第2条1項との関係をどのように解釈しているのか説明を求めます。
  - ③第3条2項・3項にもとづく利用目的は明確になるのか説明を求めます。
  - ④第4条の1項・2項・3項・4項にもとづいて本人に対して利用目的は説明されたのか。
  - ⑤以上のことから第8条をどのように解釈したのか説明を求めます。
  - ⑥第8条の3項の相当な理由とはどのような理由か、また4項の本人の利益はあったのか示してください。
- (3) 自衛隊基地運用にあたっての説明会について
  - ①九州防衛局との協議の結果はどうなったか。
  - ②市民は説明を待っている、なぜ出来ないのか。

6月21日（金）

◎自由民主党 奥 輝人

1 生産牛の振興

- (1) 市有牛と自家保留牛について
  - ①合併後の動向について
  - ②新年度の予算について
- (2) 育種価について
  - ①育種価の必要性について
  - ②推定育種価と期待育種価について
  - ③母牛の更新・導入について
  - ④子牛の血統と親牛の系統について

2 養豚の振興

- (1) 合併後の養豚農家と母豚の動向について
- (2) 農家の育成について
- (3) 一貫経営への支援について

- (4) 相場について
- (5) 奄美島豚へのブランド化について

## ◎自民新風会 竹山 耕平

### 1 市長の政治姿勢について

#### (1) 新奄振改正法について

- ①県が策定した今後5年間の指針となる奄美群島振興開発計画、主な概要と本市として重要政策・ポイントの位置づけは。
- ②奄振交付金による輸送コスト支援事業の対象品目が拡充される。
  - (ア)本市の対象品は何か。その理由と支援開始時期は。
  - (イ)対象品目について本市の目標設定は定めているのか。また、対象事業関係者との今後の計画についての方向性は。業界並びに事業主との連携はどのように図るのか。
  - (ウ)業界(個別事業主)から更なる産業振興策についての要望等についてとその対応は。
- ③(独)奄美群島振興開発基金が今後果たす役割として、融資と出資制度の充実強化及びシンクタンク機能等の基盤強化が必要。今後の見通しと国県地元との連携について。

#### (2) 新たに開設された奄美警備隊について

- ①市内3か所(現時点では2か所)に隊員家族用官舎が完成し、地域や学校等でも新たな賑わいも見られている。本市として現状をどのように実感しているか。また、民間賃貸物件の入居状況の把握について
- ②今年度以降の工事状況(発注見通し含め)と奄美警備隊の今後の活動等の計画について

#### (3) 次期子ども子育て支援事業計画について

- ①より奄美市の実情に見合った次期計画に向けて、前回も質問したニーズ調査等の取り組みは(子育て家庭、施設事業者、各事業所を利用する保護者等)

### 2 まちづくりについて

#### (1) 先日開催された本港マリンタウン事業の説明会について

- ①内容と状況について。また、前回同様情報公開の在り方について

### 3 教育行政について

#### (1) 通学路緊急合同点検について

- ①点検結果について
- ②公表の在り方、点検方法について

#### (2) 学校給食センターについて

- ①給食費の納入状況について

## ◎奄美無所属クラブ 津畑 誠

### 1 まちづくりについて

- (1) 末広・港土地区画整理事業について
- (2) 名瀬港本港地区マリンタウン整備事業について
- (3) 名瀬新港旅客用ターミナルビルについて

### 2 環境美化・整備について

- (1) 佐大熊緑地帯の草木伐採管理について
- (2) 新港荷役場の路面補修について

### 3 ふるさと納税制度について

- (1) ふるさと納税等推進事業の実施状況について
- (2) ふるさと納税新制度の取組みについて
  - ①新たな返礼品の開発について
  - ②体験型返礼品による観光振興
  - ③G C F（ガバメントクラウドファンディング）による伝統工芸品（大島紬）の振興
- (3) 地域商社の設立について

## ◎自由民主党 元野 景一

### 1 市長の政治姿勢について

- (1) 平成31年度の奄美市一般会計予算の中で自主財源20.2%を考えると、奄美市の自主財源のあり方を市は今後どのような姿を想定しておられるのか伺う。
- (2) ふるさと納税について、総務省からそのありかたについて通達があったと聞かすが、奄美市はどのように受け止めておられるのか、又今後どのように進めるつもりなのか伺う。

### 2 奄美市の職員研修について

- (1) 地方公務員法第39条第3項に基く「奄美市職員の研修基本方針」の策定状況及びその概要について伺う。
- (2) 平成25年度、平成28年度、平成31年度の各年度の「職員研修の実施方針」について伺う。
- (3) 平成31年度の職員研修体系及び実施スケジュールについて伺う。
- (4) 研修成果の職場還元について伺う。

### 3 市民と連携した中心市街地の活性化について

- (1) 「中心市街地活性化アイデア公募事業」等の導入について伺う。
- (2) 中心市街地のビジョン、将来像の情報発信について伺う。

6月24日（月）

◎奄美無所属クラブ 渡 雅之

1 環境問題について

(1) 名瀬クリーンセンターの運営について

- ①経年劣化と残土処分場について
- ②紙リサイクル拠点地区について
- ③ビン・ペットボトルの回収状況は。

2 道路行政について

(1) 県道81号線（名瀬龍郷線）の整備について

(2) 道路の渋滞緩和について

- ①おがみ山ルートของ今年度計画は。
- ②三儀山バイパスの計画年度は。

(3) 県道名瀬龍郷線のルートについて

(4) サポートカー購入時の助成制度の創設はできないか。

(5) 自動車重量税について

3 水道行政について

(1) ろ過方法が変わり、水質の変化は。

(2) 高度処理施設について。

(3) 今後の水道事業について。

◎自民新風会 安田 壮平

1 市長の政治姿勢

(1) 新奄美群島振興開発事業について

- ①加工品への輸送コスト支援について、その内容は。
- ②昨年度のリーディングプロジェクト推進枠の総括と、今年度の特定重点配分対象事業の内容は。

(2) 総合戦略・総合計画について

- ①国が推奨する重要な理念として「関係人口」「SDGs（持続可能な開発目標）」を採用することへの見解は。

2 教育行政

(1) 最近発生した体罰事案について

- ①事実確認とその対応策、再発防止への取り組みは。

(2) 「再発防止対策検討委員会」について

- ①委員の構成、会の進め方についての考え方は。

(3) 教育関係者のクールビズについて

①クールビズ推進に向けた考えは。

### 3 防災行政

(1) 停電時のあまみエフエムの運用について

①停電時対応についての認識は。

②市との災害時の放送協定を鑑みても、何らかの支援・役割分担が必要ではないか。

### 4 環境・観光

(1) リュウキュウアユの保護増殖について

①現状と課題、今後の財源確保のあり方は。

②重点道の駅整備や世界自然遺産センター整備との連携についての考えは。

## ◎自民新風会 多田 義一

### 1 環境行政について

(1) ごみの分別が県内でも遅れているがその要因は。

(2) 自治会を動かすには。

(3) ポイ捨て含め、マナー違反对策は。

(4) 廃プラ類の処理問題を今後奄美市ではどのような対応を考えているのか。

(5) ゴミ収集における経費の推移と、近年の落札額の比較は。

(6) 焼却施設の建て替え時期について。

### 2 離島医療について

(1) 島外搬送は年間何件か。

(2) 自衛隊と交渉はできないか。

## ◎自由民主党 伊東 隆吉

### 1 合併効果について

(1) 奄美市誕生13年経過の現状について

①笠利、住用、名瀬3地区の均衡ある発展を目指した合併だが、各地区の現状、効果をどの様に把握しているか。

②3地区への投資規模、雇用数はどうか。

③総合支所方式は今後も継続の方針か。

④3地区の将来図をどう描いているか。

### 2 観光船バースについて

(1) 名瀬観光船バースの拡張について

①観光クルーズ客船の寄港が年々増加傾向にあるが、大型観光船バースの拡張の必要性をどう考えているか。

②将来、大型（10万トン級）クルーズ客船寄港への対応課題は何か。

3 関空―奄美LCC路線について

(1) ピーチ・アビエーション再開について

①5月6日バニラ・エアが関空線フライトを終えたが、ピーチ再開時期の決定は。

4 消費税増税について

(1) 10月予定の消費税率10%引き上げについて

①市民経済への影響をどの様に考えるか。

5 奄美市市民プールについて

(1) 市民プール（50M）の漏水について

①プールにおいて、漏水が常態化しているが原因の追究並びに補修予定は。

6 国道整備について

(1) 国道58号 城バイパス道路について

①所有者不明土地特措法で不明土地利用の円滑化規定が6月1日施行されたが、城の字図混乱地域の解消をどう考えるべきか。

第 2 回 定 例 会  
令和元年 6 月 18 日  
(第 1 日 目)



6月18日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
23 番	橋口 和仁 君	24 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 藁 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
国保年金課長	濱田 洋一郎 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君
土 地 対 策 課 長	前 島 有 為 生 君	建 設 部 長	橋 口 義 仁 君
都 市 整 備 課 長	竹 元 康 晴 君	上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君
下 水 道 課 長	里 嘉 郎 君	教 育 部 長	福 長 敏 文 君

6月18日(1日目)

教育委員会総務課 徳永 恵三 君  
長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 前田 賢一郎 君      議会事務局次長兼  
調査係長事務取扱 向 井 渉 君

主幹兼議事係長 伊集院 正 君      議事係主査 堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。これから、令和元年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

去る第1回定例会において可決されました気象事業の整備拡充を求める意見書の提出については、総務大臣をはじめ、関係方面に提出いたしましたので、御了承願います。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書、平成30年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成30年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書の以上5件について報告がありました。その内容は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

○

議長（師玉敏代君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、渡 雅之君、三島 照君、伊東隆吉君の3名を指名いたします。

○

議長（師玉敏代君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期をお手元に配付いたしました議事日程表のとおり、本日から7月5日までの18日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月5日までの18日間とすることに決定いたしました。

○

議長（師玉敏代君） 日程第3、報告第1号（専決第1号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の制定について）、報告第2号（専決第2号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、報告第3号（専決第3号 奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）、及び報告第4号（専決第4号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの専決処分の承認を求めることについての4件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。ただいま上程されました報告第1号から報告第4号までの専決につきまして、提案理由を御説明いたします。

報告第1号 奄美市税条例等の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、寄附金税額控除の見直し、住宅ローン控除の拡充、ひとり親に対する個人住民税の非課税措置など、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第2号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、低所得者に係る税額軽減の拡充、賦課限度額の見直しを図るため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第3号 奄美市介護保険条例の一部を改正する条例の専決につきましては、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、低所得者に係る保険料軽減の拡充を図るため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

報告第4号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決につきまして、主な内容を御説明いたします。

歳出につきましては、平成30年度の歳入不足に対して、令和元年度歳入を繰り上げる必要が生じたので、繰上充用金を計上したものでございます。

歳入につきましては、その財源として、国民健康保険税及び県補助金を増額計上いたしました。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ2億1,995万1,000円の増額となり、令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は55億3,022万7,000円となります。

以上、報告第1号から報告第4号までの提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

**議長（師玉敏代君）** これから、質疑に入ります。

通告がありましたので、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

**16番（関 誠之君）** 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、最初の決算の年となりました国民健康保険でございますが、職員の努力により、ここ数年は徴収率も90パーセント台を維持し、単年度赤字が黒字となって、最大8億円以上もあった累計赤字が約4億円に減らしております。国の関与がなくなった今、県はこのような努力に対して、どのような評価をし、財政支援をしているか、しっかり注視をしていかなければなりません。

このような視点に立って、今回の総括質疑をしたいと思っております。

では、早速、報告第4号 令和元年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

今回の繰上充用金の財源は、一般被保険者、退職被保険者の健康保険税の滞納分5,868万1,000円と保険給付等交付金1億6,127万円の合計2億1,995万1,000円となっております。

まず最初に、平成30年度の現年度、過年度の収納率、収納額と令和元年度の滞納繰越分の現年度、過年度それぞれの額の総額をお示しいただきたいと思っております。

2つ目、平成30年度の法定外繰入金と形式収支及び単年度収支をお示してください。また、実質収支はどのようになっているのか、お答えください。

3つ目であります。今回の繰上充用の財源である特別調整交付金1億883万5,000円の根拠を示すとともに、当初予算1,371万6,000円を計上しても、1億2,255万1,000円としかならず、前年度の1億4,525万1,000円と比べて、2,270万円の減額となっておりますけれども、その理由は何であるか、お示してください。

4つ目でございます。保険者努力支援分を当初でなぜ組まなかったのか、補正予算で組んだのかをお示ください。また、特定健診等分はいつ頃確定をするのか。また、繰入金、県の2号についての具体的な説明をお願いをいたします。以上、よろしくお願いをいたします。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**国保年金課長（濱田洋一郎君）** おはようございます。関議員から御質疑をいただきましたので、順にお答えして参りたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

まず、平成30年度の現年度、過年度の収納率、収納額と、令和元年度の滞納繰越分の現年度、過年度、それぞれの額及び総額についてお答え申し上げます。

平成30年度の収納率は、現年度で92.79パーセント、過年度が14.45パーセントでございました。また、収納額は、現年度が6億9,047万8,000円、また過年度で5,219万6,000円の合計7億4,267万4,000円となりました。

次に、令和元年度への滞納繰越分の調定額を申し上げますと、現年度から5,363万円、過年度から2億3,784万円の合計2億9,147万円となっております。

次に、平成30年度の法定外繰入金、形式収支、単年度収支及び実質収支についてお答え申し上げます。

形式収支は、歳入総額5億3億33万9,943円から歳出総額の5億2,829万474円を差し引いたマイナス2億1,995万531円でございます。

単年度収支につきましては、平成30年度の歳出総額から前年度の繰上充用金3億9,938万9,920円を除いて計算をいたしますので、単年度で1億7,943万9,389円の赤字の解消となっております。

実質収支でございますが、単年度収支から法定外繰入金2億5,000万円を除いて計算しますので、マイナス7,056万611円となります。

次に、特別調整交付金1億883万5,000円の根拠と前年度の予算額からの減額理由についてお答えいたします。

県からの交付金のうち、特別交付金につきましては、県から示される納付金算定結果の根拠数値などに基づきまして、市町村が見込む金額を予算計上することとなっております。このうち特別調整交付金につきましては、年度末の3月に交付額が決定をし、当初予算の編成時点では、見込み額の算定が難しいということから、ある程度見込みが可能となった今回の補正予算において計上させていただいたものでございます。

昨年度の予算計上額より減額となっているという理由につきましても、平成30年度における特別調整交付金の交付額が1億1,137万3,000円と、予算額より減となりましたので、この交付実績などをもとに算定をしたことによるものでございます。

続きまして、保険者努力支援分の補正予算措置及び特定健診等分の確定時期、県繰入金2号分についてお答えいたします。

繰上充用金の予算への計上時期につきましては、会計年度経過後の出納整理の期間中に行うものとされております。

一方で、令和元年度の当初予算編成時点におきまして、今回お示ししているとおり、平成30年度の決算に不足が生じまして、繰上充用金の予算計上を行うことも想定をしておりました。県特別交付金の中でも特別調整交付金や特定健康診査負担金など、事業の支出額実績から算定して交付されるものがある一方で、保険者努力支援制度については、特定の事業の支出額にかかわらず、決定される交付金となります。

したがいまして、今回、他の特別交付金の追加と併せて計上させていただいて、繰上充用金の財源に充当することとしたものでございます。

次に、特定健診等分の交付額の確定時期についてでございますが、概算として、当該年度の2月頃に交付がありまして、最終的に確定しますのは次年度の5月頃となっております。

続きまして、県繰入金2号分でございますが、これは制度改正により、以前の都道府県特別調整交付金が移行したものでございますが、本交付金は、市町村の国民健康保険事業の地域の特異な実情に応じたきめ細かい調整、その他医療費適正化等に係る取り組みに要する経費を対象としております。主な対象事業といたしましては、レセプト点検や保健事業に係ることなどで交付確定につきましては、当該年度の3月頃に交付申請及び実績報告を行いまして、次年度の4月、5月頃の交付となります。以上でございます。

16番(関 誠之君) 説明ありがとうございました。前段でも述べましたとおり、国の関与がなくなって県が、例えば、国が普通調整交付金とか特別調整交付金をやっていたのが、今ではもう県のほうが全て特別調整交付金分、また県の繰入2号、後で説明をお願いしたいと思っておりますけれども、この特定健診分とか、昨年は1,000万当たり組んであったんだけど、今度の当初予算では組んでいないような状況もありましたから、質疑をさせていただきます。

次に、再質問になりますが、平成27年5月27日に医療保険制度改革関連法が成立をして、1,700億円の公費拡充が決定をされておりますけれども、その公費拡充については、どのように行われたのか、また当市への影響はどうだったのかということが1点。

2点目は、平成30年度から都道府県が財政運営の、先ほど言いました責任主体となり、国保が運営されておりますけれども、またこのメリット・デメリット、改善すべきことがあればお示しをいただきたいと思っております。

3つ目は、平成30年度県単位化移行に伴い、均等割、平等割の税率改正、税率を引き下げるということが行われましたけれども、このことによりどのような影響があったのかをお示しをいただきたいと思っております。

国保年金課長（濱田洋一郎君） それでは、まず公費拡充1,700億円の本市への影響についてお答えいたします。

国の医療保険制度改革による国保への公費拡充は、議員御案内のとおり、平成27年度から1,700億円分が実施されているところでございます。

内容といたしましては、保険基盤安定制度の保険者支援分の充実ということになっておりまして、これは、低所得者が多い自治体に対する財政の支援の拡充ということでございます。

具体的には、保険税の軽減対象となる低所得者数に応じた財政支援を拡充するものでございまして、これまで対象となっていなかった2割軽減分を対象とするとともに、5割及び7割の軽減対象者の補助率も引き上げるというものでございます。1,700億円のうち、本市における配分額は約6,000万円となっているところでございます。

次に、都道府県が財政運営の主体となった国保運営のメリット・デメリット、そして改善すべき点というところについてお答えいたします。

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営が行われておりますが、この改革に至った背景としましては、国民医療費が毎年増大をしている中、少子高齢化の進展により現役世代への負担も増加してきているという現状がございます。更に、これに加えて、国保加入者は、年齢層が高く、比較的医療水準も高いため、全国的にも大変厳しい財政運営となっているという、そのような構造的な問題もございます。国保の構造的な問題の解決や、小規模市町村における財政運営リスクの軽減、それと、財政基盤の安定化を図り、国民皆保険を将来にわたって堅持するということが大きな目的となっているところでございます。

本市におきましては、この新しい国保制度の仕組みの中で示された、標準保険料率を参考にしながら保険料率を設定しておりまして、財政運営上のリスクの軽減、財政基盤の安定化を図ることによって、累積赤字も着実に減少しているものと考えております。

デメリットに関しましては、現時点ではないものと思われませんが、今後、改善すべき点等がございましたら、県や市町村、国保連合会等で構成されております連絡会議の中で協議・検討をして参りたいと、そのように考えております。

続きまして、県単位化移行に伴う税率改正に対する影響というお尋ねでしたので、お答えいたします。

県単位化移行に伴い、税収の算定は、事業費納付金を基準とする仕組みとなり、標準保険料率が示されているところでございます。

本市は累積赤字を抱える財政状況にありましたので、標準保険料率を参考とした税率改正は、累積赤字解消後の課題として捉えるとともに、新しい制度で示された標準保険料率へ近づけることも検討しなければならぬと、そういう認識の中から、新しい制度、初年度につきましては、当初予算と事業費納付金を比較する中で、保険料率の引き下げを行ったものでございます。

税率引き下げによりまして732万円の税収減、軽減分ということになりますが、納めてということになりましたけれども、納めるべき県への事業納付金には特に影響はございませんでした。以上でございます。

16番（関 誠之君） ありがとうございます。国の1,700億円のうち、6,000万ぐらい入ったということでもありますけれども、ちょっと調べてみなきゃいけないなというふうに思いますし、皆さんのほうで、やはり軽減の方が奄美市においてはかなり他と比べると多いように聞いておりますので、その辺が6,000万というのは妥当であったのかなという気もいたしますから、ぜひ当局のほうでも他の市と比較をして、どれぐらいの、どういう形で入ってきたのかということまで勉強をしていただきたいなというふうに思います。

最後になりますが、平成30年度の決算時点の累積赤字は幾らで、赤字解消策をどのように考えておられるのか。また、令和元年度の法定外繰入金2億5,000万だっと思っておりますが、これが今年度の2億円と5,000万の減額になっておりますけれども、その辺の理由がありましたら、理由をお聞かせをいただきたいと思っております。

以上です。

国保年金課長（濱田洋一郎君） お答えいたします。

先ほど当市への配分された6,000万円の検証という御指摘がございますので、そこら辺はしっかりと検証させていただきたいと思いき、更に、平成30年度からも更に1,700億円が追加されて、財政支援が拡充されておりますし、保険者努力支援制度や財政調整機能の強化のためなどに交付をされているところがございますので、あわせて、その配分額等々を含めて、検証をさせていただきたいと、このように考えております。

それでは、お尋ねの平成30年度決算における累積赤字2億1,995万531円と申し上げましたところでございますが、この解消策といたしまして、これまでも取り組んできた保険税の確保と収納率の向上及び医療費の適正化対策、このような基本的なことをしっかりと継続して、今後も計画的に累積赤字の解消を図って参りたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、令和元年度当初予算において財源補てん繰入を5,000万円減額した経緯についてお答えいたします。

この財源補てん繰入金の計上につきましては、国保事業特別会計の累積赤字の状況や新たな国保財政運営の仕組みの中で、決算収支の状況、また県から示される事業費納付金や標準保険料率の推移を見ながら、当初予算編成の過程において、毎年度、これは検討していくこととなります。

でございますが、今回、当初予算では、まず1点目として、平成29年度決算で前年度に続いて累積赤字が減少をし、約4億円まで縮小されてきたこと。

そして2点目には、令和元年度の当初予算編成時期において、平成30年度の決算においても、この累積赤字の減少が見込まれたこと。

それと3点目として、県から示された事業費納付金額を基に検討した結果、税率を据え置いても、累積赤字を除く令和元年度の単年度収支の均衡が見込まれるということなどから、繰入金を減額しても累積赤字の解消を含めた国保の財政運営の健全化、これは可能であると判断したところでございます。

したがって、この繰入金額につきましては、来年度以降も同様に、検討を行う必要がございますが、令和元年度当初予算においては、2億円を計上させていただきましたので、御理解をいただきたいと思いき。

以上でございます。

議長（師玉敏代君） 他に質疑ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いき。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいまの4件は、委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これから、報告第1号から報告第4号までの4件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

以上の4件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第4号までの専決処分の承認を求めることについての4件は、いずれも承認することに決定いたしました。

議長（師玉敏代君） 日程第4，議案第57号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから，議案第67号 過疎地域自立促進計画の変更についてまでの11件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、ただいま上程されました議案第57号から議案第67号までの提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第57号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず、歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正は、関係する各費目に事務事業の執行に要する臨時職員配置に伴う経費を計上いたしております。

総務費につきましては、庁舎建設事業費におきまして、工期の変更に伴う債務負担行為を設定することから、次年度以降に要する経費6億3,600万円を減額計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉総務費におきまして、消費税率引き上げに伴う国の対策事業として実施するプレミアム付商品券事業に要する経費3億8,837万6,000円を新たに計上する他、児童福祉総務費におきまして、幼児教育無償化に要する経費として2,130万6,000円を新たに計上いたしております。

衛生費につきましては、予防費におきまして、風疹予防対策に要する経費として1,123万4,000円を新たに計上いたしております。

農林水産業費につきましては、農業振興費におきまして、奄美群島振興交付金を活用した農林水産物輸送コスト支援事業の拡充に伴い、2,194万9,000円を追加計上いたしております。また、土木費につきましては、緊急地方道路整備事業費におきまして、マリンタウン地区の市道整備に要する経費として2億5,000万円を追加計上いたしております。

次に、歳入につきましては、歳出に要する財源として、国・県支出金1億4,134万2,000円、諸収入5億5,057万2,000円、繰越金4,359万8,000円などを追加計上いたしております。

以上が、歳入歳出予算の主な内容であります。今回の補正で9,951万2,000円を追加することにより、令和元年度奄美市一般会計予算の総額は337億2,262万4,000円となります。

次に、第2表、債務負担行為の補正につきましては、庁舎建設事業の工期変更に伴い、債務負担行為の設定を行うものであります。

また、第3表地方債の補正につきましては、事業費の変更に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

議案第58号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等の規定により、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、本市の使用料その他の料金を見直すため、関係条例において所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第59号 奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬を見直すため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第60号 奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」等の一部改正に伴い、保証人の要件緩和、償還方法の拡充、本条例において規定する貸付利率の見直しなど、被災者支援の充実・強化を図るため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第61号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の改正に伴い、連携施設や食事の提供について、基準を緩和するなど、地域の実情を踏まえた保育を提供するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第62号 奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法令の改正に伴い、放課後児童支援員の認定資格研修を拡充するなど、所

要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第63号 奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今年度新たに住用町大字西仲間を整備される市営住宅を追加するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第64号 奄美市道路線の認定につきましては、名瀬港本港地区マリンタウン整備事業に伴い、整備する道路を奄美市道路線へ認定しようとするものでございます。

議案第65号 財産の取得につきましては、奄美市消防団笠利方面隊の水槽付き消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、買い替えを行うため、地方自治法第96条第1項第8号及び奄美市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、名瀬辺地、住用辺地及び笠利辺地における総合整備計画の施設において、新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い、事前計画書より増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには、総合整備計画の変更が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第67号 過疎地域自立促進計画の変更につきましては、過疎地域自立促進計画の施設において、新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い、事前計画書より増減が見込まれます。継続して過疎債を適用するためには、過疎地域自立促進計画の変更が必要であることから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第57号から議案第67号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願いいたします。



**議長（師玉敏代君）** 日程第5、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内全市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員が、令和元年7月1日をもって任期満了となることから、選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える7名の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

それでは、ただいまの出席議員は24人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。点呼に応じて順次投票を願います。

(点呼, 投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に津畑 誠君, 三島 照君を指名します。

両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票, これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち, 有効投票24票, 無効投票0票。

有効投票のうち, 山口たけし君1票, 室屋正和君0票, 野畑 直君0票, 緒方重則君0票, 篠原静則君0票, 福永徳郎君15票, 豊留榮子君8票。

以上のとおりです。

以上をもちまして本日の日程は終了しました。

明日午前9時30分, 本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。(午前10時20分)

第 2 回 定 例 会  
令和元年 6 月 19 日  
(第 2 日 目)



6月19日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
23 番	橋口 和仁 君	24 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝山 毅 君	副 市 長	東 美佐夫 君
教 育 長	要田 憲雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 課 長	三原 裕樹 君
企画調整課長	山下 能久 君	財 政 課 長	國分 正大 君
プロジェクト推進 課 長	平田 宏尚 君	市 民 部 長	満 永 亮一 君
税 務 課 長	藤原 俊輔 君	市民協働推進課長	佐野 早苗 君
環境対策課長	平田 博行 君	国保年金課長	濱田 洋一郎 君
保健福祉部長	奥田 敏文 君	福祉政策課長	石神 康郎 君
商工観光部長	武下 義広 君	商工情報課長	麻井 庄二 君
紬観光課長	島 袋 修 君	産業振興課長	長井 和揮 君
農林水産部長	山下 仁司 君	農林水産課長	栄 広 久 君

6月19日(2日目)

農林水産課長 ( 笠 利 )	丸田 宗八郎 君	建設部長	橋口 義仁 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	土木課長	保浦 正博 君
建築住宅課長	岡江 康裕 君	上下水道部長	藤山 浩俊 君
下水道課長	里 嘉郎 君	下水道課技術 調整 監	里 則人 君
水道課長	吉 郁也 君	教育部長	福長 敏文 君
学校教育課長	元 野 弘 君	生涯学習課長	大庭 勝利 君
文化財課長	久 伸博 君	スポーツ推進課長	大山 茂雄 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

**議長（師玉敏代君）** おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）  
本日の議事日程は、一般質問であります。

○

**議長（師玉敏代君）** 日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、奄美無所属クラブ 戸内恭次君の発言を許可いたします。

**19番（戸内恭次君）** 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は、奄美無所属クラブの戸内恭次でございます。奄美市の民生委員の皆様、本日は研修お疲れさまでございます。ようこそ越えさせていただきました。令和になり最初の議会での一般質問トップバッターを務めさせていただきます。

一般質問に入ります前に、少し所見を述べさせていただきます。昨夜、新潟方面で震度6強の地震があり、多くの方が不安な一夜を明かされたとのニュースが入って参りました。お見舞い申し上げます。天災は、いつ、どこで起きるのか、分かりません。心しておきたいものであります。また、最近のニュースで、子どもたちが事件・事故の被害に遭っていることが伝えられていますが、多くの国民が心を痛めておられます。私も同様です。青少年は地域の、日本の、そして世界の宝であります。このことをもう一度認識し、大人の責任を果たしていきたいと考えているところであります。

それでは、最初の質問に入ります。

まず、字句の訂正をお願いいたします。（1）「LCCの運行状況」とありますが、この「行」の字が違っておまして、行動の「行」ではなく、航空機の「航」でありますので、よろしくをお願いいたします。

奄美は、追い風が吹いていると言われますが、交流人口増加をもたらしたLCCの役割は大変大きいものがあります。ところが、バニラエアとピーチアビエーションの統合に伴って、成田便、関西便の運航に変化が生じていることから、最初の質問とさせていただきます。①のLCC支援金の推移と、また休便による経済的影響がお分かりでしたら、お示しください。次の質問からは、発言席で行います。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**市長（朝山 毅君）** おはようございます。それでは、早速、戸内議員にお答えさせていただきます。なお、前段の部分は私のほうで答弁をさせていただき、後段の部分以降については、担当部のほうに答弁を委ねますので、御理解をいただきたいと思います。

これまで奄美群島航空・航路運賃軽減協議会では、奄美群島交流需要喚起対策特別事業により、バニラエアをはじめ、航空・航路会社と連携をいたしまして、10月から3月までの閑散期の運賃軽減や各種プロモーションなどを実施いたして参りました。

御質問の支援額の推移について申し上げますと、交流需要喚起対策特別事業の決算額でお答えさせていただきます。まず、平成26年度は2億6,300万円、平成27年度は3億4,600万円、平成28年度は3億2,400万円、平成29年度は4億200万円、平成30年度は約3億8,800万円となっております。なお、今後も引き続き、航空会社、航路会社と連携して事業を実施していく予定でございます。以上であります。

**商工観光部長（武下義広君）** それでは、後段の、ピーチが就航するまでの経済的な影響額ということでございますので、答弁させていただきます。議員御承知のとおり、成田路線は9月1日から9月30日までの1カ月、関空路線は5月7日からウインターダイヤ期間、これは10月27日から3月28日ですが、に就航するまでの間、

未就航期間がございます。関空路線につきましては、ウインター期間が10月末から始まることを踏まえ、仮に5月から10月末までの6カ月間の未就航期間があるものとして試算しております。昨年の実績では、この未就航期間の成田路線は約3,800人、関空路線は約1万9,000人の入込客がございました。これにアンケート調査による1人当たりの平均消費額で計算しますと、成田路線が約2億2,600万、関空路線が約11億3,200万の直接経済への影響が試算されております。なお、この数字につきましては、昨年実績で単純に試算したものでございます。バニラが就航しないことでJAL等を利用することも考えられることから、バニラ未就航に伴う最大での経済的影響額であることを御理解いただきたいと思います。以上です。

**19番(戸内恭次君)** ありがとうございます。平成26年から2億6,000万超すということで、そして3億、3億、4億、3億、約4億近くということで、順調に奄振事業の支援金が投入されていると思います。こういうことで継続的にやっていたらということを感じるわけですが、私が質問したのは、こういう支援が世界自然遺産までだとか、そういううわさが前ありましたので、そこらあたりを考えますと、まだ世界遺産になりませんので、この数字は続くものだと思っておりますが、今後、こういうことについて、ちゃんとした手当てを、あるいは支援をしていただきたいと、このLCC効果の大きさを考えますと、やっていただきたいと思っております。それと、影響がやはり相当大的な影響を受けるということでございます。こういうことで、特に関西便なんかの場合ですと、もう既に休業しているわけですが、その影響なのか、商店街でも何かしら取引が少なくなっているとか、そういう例がございます。そういうことで、何とかこういうことが今後起きないように、ぜひ対応をお願いしたいと思っております。

次に、搭乗率のことについてお尋ねします。よろしくお願ひします。

**商工観光部長(武下義広君)** それでは、お答えいたします。議員御質問のバニラエア運航の成田・関空路線の搭乗率について、奄美空港乗降客数を基にお答えいたします。成田路線の平成26年度乗降客数は、7万7,364人、搭乗率は79パーセント、平成27年度の乗降客数は10万5,716人、搭乗率は81.1パーセント、平成28年度の乗降客数は11万9,414人、搭乗率は84.4パーセント、平成29年度の乗降客数は10万2,834人、搭乗率は80.5パーセント、平成30年度の搭乗客数は10万2,809人、搭乗率は80.1パーセントとなっております。一方、関西路線の平成29年度乗降客数は9万3,533人、搭乗率は73.1パーセント、平成30年度の乗降客数は9万1,407人、搭乗率は74.0パーセントとなっております。成田路線の搭乗率は80パーセント台前半を、関空路線は70パーセント前半を推移している状況となっております。以上です。

**19番(戸内恭次君)** ありがとうございます。関空路線は、若干弱いなということで、もしかしたら、今回の休業というの、こういった影響がしているのかなと思ったりしております。

次に、ピーチアビエーションに対する行政としての対応です。休業期間を短縮するとか、そういうことを県知事も行動されておられるようですが、その後、ピーチとの話し合いですとか、あるいは折衝、そういったものについては、何か動きがありましたら教えてください。

**商工観光部長(武下義広君)** それでは、お答えいたします。成田路線は10月1日から、関空便はウインター期間の中で就航する予定と、ピーチから発表されております。ピーチ就航までの空白期間につきましては、会社統合による機材更新等に要する期間とのございますが、これまで奄美へのバニラ効果と今後の世界自然遺産登録を見据えますと、関西便についても早期就航を要望し、その実現を切に願うところでございます。先日は、ピーチ担当者が来島し、奄美空港における乗客の乗り降り時や荷物運搬時に利用する機材の利用について調整を図り、また就航後の観光誘客に向け、ピーチ独自のブランドを生かした取り組みについて意見交換を行ったところでございます。

本市といたしましては、これまで奄美とバニラエアの間で築いてきた関係を、引き続きピーチとも構築していくとともに、ピーチの継続的な就航が奄美の飛躍を支える大きな力になることを期待し、受け入れ環境の整備や

プロモーションなど連携して、魅力ある観光地づくりに継続して取り組んで参りたいと考えております。以上です。

**19番（戸内恭次君）** ありがとうございます。今のお話ですと、ピーチのほうも再開に向けて動いているということですので、ピーチが関空から再開していただけるというのは間違いないと思うんですが、部長として、そのときの感触をもう一度、いかがでございますか。

**商工観光部長（武下義広君）** 機材のやりくりとか、そういう準備をピーチでは今、進めております。ピーチのほうから発表があったように、10月から3月までのウインター期間での就航予定ということでございますので、それに向けて準備を進めているんじゃないかなということ期待をいたしているところでございます。以上です。

**19番（戸内恭次君）** 分かりました。あと1点ですが、今後、そういう時期的にもう少し早く再開できないかというような動きについて、県知事あるいは市長がピーチに対して何らかの申し入れをするというようなことはあり得るのでしょうか。

**市長（朝山 毅君）** バニラエアとピーチの経営統合の件があったときに、県のほうとも協議をしながら、ピーチにも、またバニラエアにも強く申し入れをしたところでもあります。関西便、関東便、そのような結果になるわけではありますが、やはり合併したことにより、機材の更新、そしてまたダイヤの問題等々を含めて、どうしてもその間、時間がかかるということでありましたので、関空便については約半年間、関東便については1か月間、できるだけ迅速に的確にやるというお話でありました。県当局においても、また私ども奄美群島の市町村会、また議長会等においても、強い申し入れをいたしておりますので、十分な理解を得られているものと確信をいたしておりますので、しばらくの間、御不便をおかけすることになりますが、必ずや私どもの意向は尊重されるものと期待をしているところであります。以上です。

**19番（戸内恭次君）** ありがとうございます。観光業者にとっては、直接影響のあることでございますので、行政のほうにもおかれましても、御努力をお願いいたします。

次に、大きな2番の市民生活についてですね、小宿区画整理事業、いわゆる小宿地区土地区画整理事業についてのことについてお尋ねします。小宿土地区画整理事業は、暗礁に乗り上げたような状態であります。このきっかけというのが、やはり区画整理をする区域の問題があるように思いますが、当初に住民のほうに提案をした、大きい括りでの枠づくりの区画整理ということについて、可能性があるかどうか、お尋ねします。

**建設部長（橋口義仁君）** 御提案の区域を拡大してはどうかとの御意見でございますが、現在の区域につきましては、道路の狭い地域や豪雨時に浸水するなど、早期に居住環境の改善を図る必要がある区域を中心に、地域の皆様へ提案いたしましたところ、平成23年の臨時総会におきまして御理解いただけたものと認識いたしております。農振地域を含め区域を広げることになりますと、関係する法令や関係権利者も増加し、合意形成に更に時間を要することや、事業期間が長期に及ぶことなどから、区域の見直しにつきましては、課題が多いものと考えております。

いずれにしても、事業を実施するためには、土地・建物所有者の同意・協力のもと、地域の中で十分な話し合いがなされ、合意形成がなされることが必要となって参ります。市といたしましても、今後、地域の皆様と連携を図りながら取り組んで参りたいと思っております。

**19番（戸内恭次君）** ありがとうございます。区画整理事業というのは、後で出てきますが、末広・港の場合、私は反対いたしました。これはもう既に良好な住宅地としてなっているところを更に再開発ということで、商店街が壊れていくということで反対したんですが、しかし、小宿地区の場合には、現代に合った、いわゆる住環境整備のために土地区画整理事業は必要だと考えております。そこで、住民の皆さんに対する説得の仕方について、

私は疑問を感じているので、少し述べさせてもらいますが、大きな枠で、今言われた農振地域も含めると、大変だという話でございしますが、私は逆でありまして、この区画整理事業のメリットというのは、良好な住環境をつくるということと、もう一つは、その地域の土地の評価が大変良くなるということで、減歩はされるけれども、実際はその土地がその地域全体が評価を受けるというようなことになりますので、私は農地も含めて、大規模なことのほうが住民の皆さんに対して、そのメリットを伝えられるのではないかと思います。

また、この減歩についても、2番目のほうに入りますけども、その減歩についても、減歩率ですね、今30パーセントと言われているんですが、せめて15パーセントぐらいまでしていただくような努力、そのためには、どうしてもその手当てできる土地が必要なんです。現状の集落だけを幾ら区画整理事業をしても、余分の土地は出ない。そして減歩もできないというようなことになるわけです。そういう意味で、これは奄美市が購入をして、その減歩のためにその土地を割り当てるといったようなこともなくちゃいけないんですが、区画整理事業を広くとることによって、そういう余裕が出てくるということで、そういうメリットを、土地の評価も上がるんですよ、農振地域の場合、例えばの話で、坪3,000円の話が3万円になります、5万円になります、6万円になりますと、10倍、20倍にもなり得るんですね。もちろん、道路をとられることによって土地は小さくなりますけれども、そうした評価が上がっていくわけです。そして、現在の住環境、住宅の事情で言いますと、土地が安い龍郷町のほうに奄美市の若い人たちが土地を購入していくということですね。やはり若い人たちにとって、ある程度の安さでないと、現在の中心街を中心とした宅地というのはなかなか手に入りにくいということもあって。そういうことから言いますと、農地も含めて、大きな括りで区画整理事業をやりますと、そこに新しい人も入ってきやすいと、来れると。従来の土地だけだと、従来の地域だけの枠ですと、なかなか新しい人が入るような土地は出てこないというようなことから、できるだけ大きな括りで区画整理事業をするということと、地域住民を差別しないと、差別するというのはおかしいんですが、この地域は区画整理事業をやらない、そのまま生きていける。ところが、隣の道一つ隔てたところには、区画整理事業によって3割減歩であったり、場合によっては負担金を出したりというようなことがあり得るわけですね。そういったことも感情論になっているのではないかと思います。私は広い土地を区画整理することによって、むしろ住民の説得ができる材料になるのではないかと思います。簡単にその付近の御意見を聞かせていただければと思いますが、いかがですか。

**建設部長（橋口義仁君）** 確かに区画整理事業につきましては、道路や公園などの公共施設用地と事業費を捻出するための保留地について、地権者の皆様に減歩という形で土地を提供していただき、事業として成り立っております。これまで実施してきた大熊地区や有仲地区におきましては、減歩というのを行いながら事業を実施してきておりますが、以前は郊外型の区画整理が進められてきております。ただ、今後、人口減少が進む中で、新たな土地・宅地の需要が見込めないことや、区域が拡大することで関係地権者も増えることから、合意形成に時間がかかると思っております。

**19番（戸内恭次君）** 人口減とおっしゃいますけど、いわゆる生産人口、若い人たちは増えているんですよ、この議会でも発表されておられますが。交流人口が増えることによって人が増えると、人がまた増えるという、そういうことで、増えているわけです。そして、従来のいわゆる地域は土地が高くて、なかなか買えないということで、小宿方面にもそういう優良な宅地ができれば購入して、そこにまた若い人たちが移り住むということは間違いのないわけでありまして。現在、龍郷のほうにそういった人たちが出ていっていますのでね。そういうことでも、奄美市の人口を維持するためにもそういうのは必要なんだということを、そしてまた、地域が高齢化していった活動ができないとか、いろんな問題が出てきますけれども、そういう優良な宅地を提供することによって、その解消の一助にもなるということで、ぜひこの件については、もう一度考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。世界自然遺産についてでございます。週刊文春の記事について、こういったことについて、あるこの前の議会報告会の中で住民から、文春についてどう思うんだということで、私も、じゃ当局がどういうふうを考えているのか聞いてみましょうということで、今日この問題を提起したわけでございますが、週刊文春の記事について、記事の事実関係について、そして記事への対応についてお答えいただければと思います。

**市民部長（満永亮一君）** それでは、お答えいたします。議員御質問の2019年4月18日号の週刊文春に掲載されました記事の件につきましては、平成31年2月1日、環境対策課内で環境省の職員2名、環境対策課長、自然環境係長の4名で取材の対応をさせていただいております。記事の内容については、計画の年数や現在の予算額に関しましては事実と思われませんが、文章については、事実と異なる内容や誤解を招く表現が多数掲載されているように感じているところでございます。特に見出しの「奄美大島世界自然遺産欲しさに猫3,000匹殺処分計画」は、読者にインパクトを与えるための表現であると感じております。この計画というのは、奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画のことを指していると思われませんが、このノネコ管理計画は、世界自然遺産登録を目的に策定したのではなく、奄美大島の固有種や希少種及び生態系保全のために森林内から猫を排除することが目的であり、殺処分することが目的ではありません。また、ノネコ管理計画においては、猫を3,000匹殺処分するというような計画は記載しておりません。このように事実と異なる内容や誤解を招く表現が多数掲載されていると感じているところでございます。

次に、記事への対応についてですが、この週刊誌が発売された後、問い合わせがありました。内容はやはり見出しについての御意見や問い合わせが多数を占めておりました。奄美大島ねこ対策協議会としては、このような意見に対して、ホームページに掲載しているQ&Aをご覧ください、御理解をさせていただくようにしております。今後もこのような情報や意見に対しては、環境省をはじめ、5市町村のホームページや広報紙等を活用いたしまして、正確な情報を伝えていきたいというふうを感じているところでございます。以上です。

**19番（戸内恭次君）** ありがとうございます。週刊誌の見出しというところ、こういうふうな見出しになっておりました、インパクトがあるので、一瞬、猫3,000匹をもう殺してしまったのかなというような印象を与える週刊誌でありました。今、行政のほうからお話がありましたとおり、事実関係はやはり少し大きな、目立つような見出しにしてしまったんだなということでは思っておりますが、これはまた参考に、参考にというか、こういったことも世界自然遺産をめぐる、またいろいろと出てくる可能性はありますので、しっかり勉強すべきことかなと思っております。

それで、参考までに、今、つい最近の情報でよろしいんですが、あればですが、ノネコについての捕獲数とか、お分かりでしたら、ここ1カ月以内とか2カ月以内とか、ありましたら教えてください。

**市民部長（満永亮一君）** 猫の捕獲数につきましては、環境省のホームページで毎月掲載されておりますが、29年度の5月までに25匹、昨年の捕獲頭数と合計いたしますと、68頭が捕獲されております。以上です。

**19番（戸内恭次君）** 文春によりますと50匹を目安にした施設をつくっているということでございますので、こういう経過からすると、その29年からですから、その間に譲渡されて殺処分がないと、そういうふう理解してよろしいですか。

**市民部長（満永亮一君）** 言葉足らずで申しわけありません。68頭捕獲しておりますが、1頭が手術のときにちょっと術後の経過が悪くて、殺処分ではありませんが、亡くなられた猫が1匹おりますが、残りの67頭に関しては、全て引き取り手がありまして、譲渡いたしております。殺処分は現在のところ1頭もないということでございます。

**19番（戸内恭次君）** ありがとうございます。順調に譲渡がなされているということで、喜ばしいことだと思います。

それともう一つ、記事の対応については、もう特にお話を伺うこともないんですけども、ホームページで対応していますよと、その程度だということですか。

**市民部長（満永亮一君）** 先ほど申し上げましたが、環境省と5市町村にホームページがございまして、そこにQ&Aを掲載しております。問い合わせがありましたら、そのQ&Aで説明をしながら、Q&Aをご覧くださいと

いうことで対応させていただいているということでございます。

**19番（戸内恭次君）** 次に、黒うさぎの保護対策でございますが、ノネコの排除による保護ということは理解できました。その他に黒うさぎの保護について、何かやっていることがあれば教えてください。

**プロジェクト推進課長（平田宏尚君）** アマミノクロウサギの保護の対策についてお答えをさせていただきます。アマミノクロウサギにつきましては、奄美大島と徳之島のみで生息し、法令で捕獲が禁じられるなど、近い将来における絶滅の危険性が高い種とされております。奄美大島の生息頭数は、2003年時点での研究者の調査では、2,000から4,800頭と推定されており、近年の状況について環境省に確認したところ、生息数は増加傾向にあるとでございます。

御質問いただきましたアマミノクロウサギの保護対策につきましては、先ほど答弁がございましたノネコ対策に加え、環境省がマングースの防除事業を行い、野生生物を食する外来生物を生息域から排除している他、生息状況や生態などに関する調査等を行っております。また、奄美大島5市町村で組織されている奄美大島自然保護協議会において、野生生物の交通事故防止のための減速帯を設置するとともに、関係機関と連携した交通事故防止キャンペーンの実施、市町村広報紙における交通事故件数の公表等を行っております。更に、今年度からは、ナイトツアー利用者の多い住用地区において、利用の適正化に向けた議論を関係機関と行っていく予定でございます。引き続き、国・県・地元市町村等で連携しながら取り組みを行って参りたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

**19番（戸内恭次君）** ありがとうございます。アマミノクロウサギ、まさに奄美の宝であります。ぜひ一生懸命、保護していただきたいと思っております。

次に、4番、街づくりについてでございます。末広・港土地区画整理事業について、きれいな道路はできなくても、お店ができない。ビルができない。だから、人口が増えない。だから、従来の商店街も疲弊しているというのが現実でありまして、これをどうにかするために、補助金制度でいろいろお手伝いをしていますけれども、それが果たしてどれくらい成功しているのかということをお尋ねしたいので、出店数及びリフォーム補助金額の総額等、教えていただければと思います。

**商工観光部長（武下義広君）** それでは、お答えいたします。中心市街地における出店者の家賃補助を最大2年間行う出店支援事業と店舗リフォーム補助金につきましては、平成26年度に中心商店街を対象として事業を開始し、平成29年度からは中心市街地に対象を広げ、実施しております。平成26年度からの出店件数、補助金額合計は、平成30年度末現在で、家賃補助が84件、4,564万円、リフォーム補助が85件、3,779万5,000円となっております。年度ごとの出店数の内訳につきましては、家賃補助が平成26年度21件、27年度が14件、28年度が8件、29年度が13件、30年度28件となっております。また、一方、リフォーム補助は、平成26年度24件、27年度16件、28年度8件、29年度19件、30年度18件となっております。平成26年度に事業開始後、平成28年度にかけ減少傾向にありましたが、平成29年度から補助対象地区を広げたこともあり、出店件数、リフォーム件数ともに増加しております。また、商店街におきましては、先日、報道にもありましたように、奄美市通り会連合会が商店街の夏祭り、秋祭り、まちゼミなどによるにぎわいづくりが評価され、経済産業省の「はばたく商店街30選」に選定されております。このような取り組みにより、商店街のにぎわいも戻りつつあり、空き店舗率も低くなってきている状況となっております。以上でございます。

**19番（戸内恭次君）** ありがとうございます。それでは、次に2番目の補助店舗の廃業数等について、2年で補助金が打ち切られるわけですが、2年間補助金がある間はやり続ける。しかし、2年の補助金が切られて、家賃が元に戻ってしまうと廃業するというお店も多々見受けられるんですが、その数字について教えてください。

**商工観光部長（武下義広君）** それでは、お答えいたします。平成26年度から平成30年度末時点で2年間の家賃補助終了後の廃業数につきましては、7店舗となっております。また、2年未満で廃業する方もいらっしゃいますので、それを合わせますと廃業数は24店舗となっております。平成26年度から84店舗出店しており、24店舗が廃業しておりますので、差し引き60店舗、率にして71.4パーセントの店舗が継続して営業されている状況となっております。以上です。

**19番（戸内恭次君）** この71.4パーセントが残っているよというのが、この数字が良い数字であるのか、そうでないのか、よく分かりませんが、若い人たちだろうと思うんですが、その補助をいただくためにというか、補助をきっかけにお店は出しましたと。ところが、なかなかうまくいかないという例もあるわけで、それで次の問題になりますけど、3番になりますけど、その若い人たちが借金をしてお店を開いた。しかし、撤退せざるを得なくなった。それは自己責任といえればそれまでですが、やはり商店街に頑張っていてほしいと思うけれども、なかなかそうもいかないというようなことで、この開業前後の店をやることによる収益ということについて、コンサルティングをすれば、何かその辺は指導をすることがあるのかなのか、教えてください。

**商工観光部長（武下義広君）** それでは、お答えいたします。まず、開業前後のコンサルティングにつきましては、家賃補助を受けるためには、開店前に事業計画の認定が必要となります。その事業計画を作成する段階で、商工会議所のサポートを受けるよう、申請予定者に呼び掛けているところでございます。また、開店後につきましては、新たな出店者が事業継続できるよう、商工会議所への加入を条件とし、経営指導等を含めた支援を行っているところでございます。また、通り会への加入も義務づけ、通り会活動などの積極的な参加を行うよう、呼びかけておりますので、商店街が一体化することで継続的な営業につながるものと考えております。以上です。

**19番（戸内恭次君）** 私から見ると、多少コンサルティングして指導しているというようなことで、全く努力もしていないというわけじゃなくて、市なりの努力はしておられるようではありますが、若い人たちをもう少し育てる意味で、専門家を入れたり、もっといろんな手当があるとしますので、せっかく中心街にお店をして頑張ろうという人たちの手助けをいただきたいなど。行政だけでなく、そういう専門家、中小企業診断士とか、あるいは経営コンサルタントとか、いろいろ専門家はいると思いますので、そういったところまで、ぜひお手伝いするのならやっていただきたいなどということを思います。

このように、私から見ると、この末広・港土地区画整理事業について、反対の立場でやってきた者からしますと、こういう予算を出すんだったら、最初で街のリフォームをお手伝いをして、きれいな街並みをつくれればいいんであって、この道路を拡張する必要があったのかなと、これによってお店がなくなることによって、関係なかったはずのアーケード街までも客が減っていった。そこにあった大きなビルが壊されることによって、人口が減っていった。そういう意味では、街が壊されたというような印象が、私を含め市民の中にあるわけですね。そういう意味では、今後、こういう大きな取り組みについて、やはり十分市民の声を聞いたり、商店街の声を聞いたりすべきだろうと思います。当初76パーセントの反対がありました。商店街の皆さんが、恐らく商店街の皆さんは、もう直感的にそこはわかっていらして、十数年前になりますけど、反対運動をされたのではないかなと思います。しかし、時の市長采配により、計画が進んでしまったわけではありますが、今現在のこの状況をやはりもう一度振り返って見ていただき、どうだったのか、しっかり見ていただきたいなどと思います。

そういうことで、後付けのようなことにはなりますが、しっかりフォローしてこの街を活性化するために、ぜひ力を出していただきたい。その考え方の一つに、昔から、人が集まる場所にお店が、商売が集まるわけですね。城下町であったり、門前町であったり。そういう意味で、ツーコア・ワンモールということで、人を集める場所をつくれれば、商店街の活性化になるのではないかなということ、一つのコアができました。もう一つコアをつくるということで今計画がありますが、一つのコアの状況を見て、じゃ、ああいう規模のものがもう一つできるということが、どの程度の集客性は持つのかなと思っております、ちょっと疑問に思っています。商店街が期待する集客性にはならないだろうと思います。

そこで、前から私、申し上げているとおり、その人口、人口というか、街の中に人を増やすためのアーケード

をつくるですとか、とにかく人が集まる場所、常時集まる場所、集まれる場所、そういったものを、ぜひ商店街だけではとてもできませんので、その付近をぜひ考慮して、頑張っつづくっていただきたいと、あえて商店街の皆さんのためにも力を尽くしていただきたいとお願いをして、次の質問に移ります。

次は、埋立地の分譲についてであります。これは一括して質問させていただきますが、工事の進捗状況をわかる範囲で、分譲希望、募集方法、分譲面積及び価格あるいは県立アリーナ誘致、こういったことについて質問しておりますが、よろしくお願いたします。

**建設部長（橋口義仁君）** それでは、マリントウンの整備事業の、まずは工事の進捗について御説明いたします。マリントウン整備区域内の公有水面埋立部につきましては、埋め立て工事が完了し、今年3月1日に竣工認可を得ております。現在は整備区域内における陸域の既設構造物撤去工事等を行っており、今後は引き続き区画道路、上下水道、ガス、整地等の工事を行い、年内完成を見込んでおります。

分譲スケジュールにつきましては、一般財団法人奄美市開発公社が設置しております土地処分検討委員会において、応募要領等を審議中でございます。決定後は、ホームページ等で公表し、事業者説明会を開催した後、分譲開始につきましては、本年夏頃を目処に調整を行っているとのことでございます。

続きまして、募集の方法並びに分譲面積、価格につきましては、まずは、土地の分譲につきましては、入札方式ではなく、公募によるものとしております。そして分譲面積、価格につきましては、現在開かれております土地処分検討委員会において審議中でございます。いましばらくお待ちいただければ、公表できるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

**教育部長（福長敏文君）** それでは、名瀬港・本港地区の埋め立て部、特に県有地緑地部に県立のアリーナを誘致できないかとの御質問でございますが、県に利用目的について確認しましたところ、当該用地につきましては、県民に憩いや安らぎを創出するための空間であるとともに、大規模地震等災害発生時に物資の緊急輸送等に寄与するための広場として、緑地整備を考えているということの御返事ございました。以上です。

**19番（戸内恭次君）** 幾つかありましたけども、まず県立アリーナ誘致についてでございますが、今回、埋立地が利用できないということであれば、もっと場所を変えて、話を広げて、浦上地区も含めて、そういう施設が必要じゃないのかなというふうに思います。やはり国際会議とまでは言いませんけれども、大きな全国大会とか、そういったものができるような施設が必要なので、一案としては農業試験場とか、浦上の、ああいうところなんか一つも一つの県有地でございますので、検討していただきたいなと思います。

それから、分譲価格についてですが、もう既にそれ価格は決まっていると思うんですが、まず発表すべきは、この奄美市議会の中で発表すべきだと思うんですが、いかがですか、この奄美市議会での価格を発表して市民に知らせるというのは、そうすることによって計画も立てられるでしょうし、その件をいま一度、奄美市議会での価格を発表するということがあってもいいと思いますが、いかがですか。

**建設部長（橋口義仁君）** 土地の応募価格につきましては、まずは、やはり土地処分検討委員会においてこれを審議しております。そして、それをまずは事業者の説明をした後に、今後、その後考えていきたいと思っております。

**19番（戸内恭次君）** 行政のやり方がいろいろあるんでしょうけれども、奄美市議会というのは、マスコミもありますし、傍聴者もいますし、その業者に話をする前に話をしても、別に手続的に間違ふことではないと思います。そういう意味で、今後、ぜひ協議会でもいいですし、そこらあたりは発表してもいいんじゃないかと、買うであろう業者にだけ先に話をするのではなくて、一般にこの価格を公表して、希望者はどうぞということで、いろいろ建設予定もあるでしょうし、そういうことができるんじゃないかなと思いますので、ぜひその順序について御検討をいただきたいと思っております。

もう一つ、これは宅建協会からのお願いですね、鹿児島県宅建協会というのがありますが、その支部が奄美市にあるんですけれども、何らかの形でぜひ扱えるようなことができないのかなというようなことで、宅建協会も

何らかの形でお手伝いしたいというような話がありますので、ぜひそこらあたりも考えていただきたいなと思います。

じゃ、次の質問に移ります。教育関連でございます。職員が県外で研修することについては、どうも歯止めはかかっているような話を伺いましたけれども。

(発言する者あり)

あっ、大変失礼しました。自分の頭の中では、もう次に回すことになっておりまして、この3番の平松コミュニティについてですが、これは川口幸義議員が質問するというので、私は時間がないもんですから、もう割愛をさせていただいて、川口議員にお任せしたいと思います。どうぞ川口議員、よろしく願いをいたします。

そういうことで、教育問題についてのことでございます。学力向上についても、いろいろ研修をされておられると思うんですが、よく秋田のほうが非常に県として学力が向上しているというか、優秀だというふうなことで、全国から研修に行ったりしているわけですが、そういうことができるのかとか、それぞれ独自の学力向上のことはされていらっしゃるんでしょうけども、いいところは真似をするということは大事なことだと思いますので、その件についてお尋ねします。

**教育長(要田憲雄君)** お答えを申し上げます。教職員の県外研修についてでございますが、毎年それぞれの学校から希望者を募って、県外に研修に行っている状況がございます。平成30年度につきましては、市内16の小中学校から延べ人数37名が県外の研修に参加している状況がございます。特に小中一貫教育に関する県外研修につきましては、平成27年度から平成29年度にかけて、文部科学省の指定を受けた東城小中学校の教職員を小中一貫教育全国大会に参加させていただきました。具体的には、平成27年度の奈良大会に2名、平成28年度の武蔵村山市大会に2名、平成29年度の京都市大会に2名となっております。平成30年度は各学校へ幅広く啓発を図るために、小規模校の小中一貫教育全国大会へ担当指導主事を参加させました。また、小中一貫教育に関する研修という点におきましては、毎年、県内で開催される小中一貫教育フォーラムに本市の中学校の教諭を2名派遣しております。県内の小中学校の先進的な取り組みを学ばすことで、各中学校区における小中一貫教育の推進と資質向上を図っているというところであります。議員から先ほど御質問のありました秋田県の研修は、まだ実現されておませんが、今後検討して参りたいと考えております。以上です。

**19番(戸内恭次君)** ぜひお願いします。小学校まではいいんですが、中学校になったらぐんと学力が落ちるという奄美の例がありますので、ぜひ対応をよろしく願いをいたします。

次に、市立図書館整備についてでございます。参考までに、先ほどの埼玉県八潮市ですね、これは視察に行きまして、大変良い取り組みをしておりましたので、参考にさせていただければと思います。

次は、同じく埼玉県なんですが、「日本一読書のまち」ということを掲げて取り組んでいる学校がありまして、そして、これは市立図書館から本を譲ってもらうとか、そういうことで大変融通をきかせているわけでございます。

そういうことで、市立図書館整備についてであります。従来のような読書だけの施設ではなくて、例えば、女性活躍拠点にするとか、あるいは学習ができる場所にするとか、津波の避難場所にもなるとか、IoT、AIを学ぶ場所として、いろんな利用の仕方があると思うんですが、市立図書館整備についてお尋ねします。

**教育部長(福長敏文君)** それでは、市立図書館整備についてお答えをいたします。議員御承知のとおり、本庁舎建設に伴い、取り壊しになりました旧名瀬公民館に代わる施設として、生涯学習の拠点及び市民交流の場として、市民交流センターの建設工事が今年度から始まります。この施設建設につきましては、市民の皆さんから期待を寄せる多くの御意見を頂戴いたしました。長く親しまれてきた旧名瀬公民館を、更に利用しやすい市民の憩いの場、異年齢の交流の場として、また、様々な情報の発信の場となるべく基本構想の段階から計画を進めてきたところでございます。特に図書コーナーの充実につきましては、蔵書数をふやし、キッズ向けの絵本や学習に役立つ本などの充実、また趣味や芸術などの分野まで、幅広い年齢層に対応できる整備を行うとともに、学習コーナーを充実させ、児童生徒など自転車利用の皆さんの利便性を図るため、駐輪スペースも広く設けております。また、

教育委員会では、学校やPTAの皆さんと連携して、家庭、地域における子どもの読書活動の推進を図るため、毎月23日の子どもと一緒に読書の日の推進や、幼稚園及び保育所、小中学校等への図書貸し出しや移動図書館車による市全域のサービスの提供を行っております。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

(「すみません。はい」と呼ぶ者あり)

**19番(戸内恭次君)** ありがとうございます。ぜひ頑張って整備していただきたいと思います。時間がありませんのでね、次へ行きます。児童生徒への朝食提供でございますが、学校によっては、全く朝食をとらない子はいないよという学校もあるし、いや、2パーセント、1パーセントいますよということで、非常にばらばらなんです。朝食提供について、本土のほうでボランティアの皆さんが家庭科室を使って子どもたちに提供しているというのが、テレビで紹介されたりしたんですけども、奄美市では、家庭科室をそういったボランティアの皆さんが子どもたちのために使いたいというときに、使わせていただけるのかどうか、教えてください。

**教育長(要田憲雄君)** お答えいたします。使っていただく分には問題はないと思いますが。ただ、衛生面ですとか、ボランティアに来ていただける方々の募集の問題だとか、そういうことは幾らか考えなきゃならんところだと思っております。

**19番(戸内恭次君)** 大変前向きなお話を伺いまして、ありがとうございます。やはり子どもたちは、朝御飯を食べないと集中力がなくなるとか、よく言われるんですね。ですから、鹿児島県の方針として「早寝早起き朝ごはん」と、これ県の方針だそうですね。今回、初めてわかったんですけども、県の方針に朝御飯というのが入っているわけですから、一応朝御飯を食べてこない、いわゆる食べない子もいるんでしょうけれども、そういう、もし家庭環境がそうである子がいるとすれば、常時そういうお腹をすかせて来るのであれば、そういう子どもたちに何とか手助けをする方法は必要だろうと思います。100パーセント親の責任だと思えます。ところが、子どもの目から見たときには、学校も行政も親もみんな引くくめて社会、大人の責任だというふうに思うわけですね。だから、一部の子どもたちがどうしても食べられない。だけど、それは親の責任だと言っても、子どもから見たら、大人全体の責任ですよと、そういうふうな捉え方をしないといけないのではないかとということで、こういう質問をさせていただきました。もう時間がありません。いろいろとお答えいただき、ありがとうございました。私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

**議長(師玉敏代君)** 以上で、奄美無所属クラブ 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。10時45分再開とします。(10時31分)

○

**議長(師玉敏代君)** 再開いたします。(10時45分)

引き続き、一般質問を行います。

日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

**18番(崎田信正君)** おはようございます。日本共産党の崎田信正です。前を見れば、たくさんの方がおられて、非常に緊張するところではありますが、2番目ということになりました。一般質問は午後からも、そして、明日もずっと続きますので、ぜひこのメンバーは全員の議員の皆さんの一般質問をぜひ聞いていただきたいなというふうに思っております。それは議会の活性にもつながるのかなと思いますので、それぞれ議員、それぞれの立場で質問いたしますから、結構おもしろいかなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、元号が令和となって初めての一般質問です。平成から令和になったことで、マスコミ報道によって何か新しい時代が始まったように、これは錯覚だと思いますが、させられます。平成の時代に誕生したのが安倍政権、この悪政とあえて言わせていただきますが、令和の時代にそのまま引き継がれようとしており、集团的自

衛権を容認したのが平成の時代、そして令和の時代に憲法9条の明文改憲を目指している。10月には天下の悪税、消費税を10パーセントに引き上げようとするなど、平和と暮らしを脅かされる政治は、何一つ変わっていない。それどころか、早々に年金問題が浮上し、迎撃ミサイルシステム、イージス・アショアのずさんな調査資料が住民の怒りを買って、防衛省のうそとごまかしの体質も、そのまま令和に引き継がれた、こういう格好になっております。令和になって、変えるべきは安倍政権だということを改めて明らかになった事例かなと思います。

それでは、通告に従って順次質問していきますので、よろしく願いをいたします。

まず、市長の政治姿勢についてであります。水道事業の民営化ということですが、これについては、3月議会で川口議員が質問をされ、民営化は検討していないと答弁をいただいております。川口議員は、上から押しつけてくる心配もあると懸念を表明されました。私も水道事業会計予算決算で常々申し上げておりますけれども、水は生きるために欠かせないものであります。水なくして生きることはできません。それだけに公共機関が責任を持って、安全で安い水を提供することが絶対的に必要だと思っております。その立場から、3月議会での当局答弁を支持するものであります。

しかし、川口議員が述べられたように、一抹の不安をやはり感じるんです。この不安というのがどこから来るのかといえば、今、テレビで盛んに話題になっている麻生財務大臣です。この方、2013年に海外での会議で、日本の水道は全て民営化します。こんなことを発言しているわけですね。この流れに沿って施設の運営権を民間事業に設定できる仕組みを導入した、改正水道法が野党の審議不十分だとする指摘の中、昨年12月に国会で可決されました。厚生労働省は、全国6つの自治体で導入に向けた調査を実施しているということでもありますから、いま一度、当局の見解を明らかにしていただきたい。お伺いをいたします。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**市長（朝山 毅君）** それでは、水道事業法の改正により、崎田議員が大変御心配なさっていらっしゃるようですが、私の考えを述べます。水道事業民営化に対する市の考えであります。御承知のとおり、水道の基盤強化を図り、将来にわたって水を安定的に供給することを目的とした改正水道法が平成30年12月に公布されました。この法改正の中で、官民連携の方法の一つとして示されている経営権の譲渡について、一般的には、水道事業の民営化という認識がなされているものと理解をいたしております。本市の水道事業については、これまでと同様、維持管理などの個別業務に関しては、民間業者への委託により業務の適正、円滑な実施を図ることといたしておりますが、経営権の譲渡、いわゆる民営化については考えておりません。今後とも市民の皆様にとって重要なライフラインである水の安定供給を図るため、持続可能な水道事業運営に努めて参りますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

**18番（崎田信正君）** 市長ありがとうございました。私の一抔の不安、今の答弁によって解消されたというふうに理解したいと思います。

次に、公共下水道事業の公営企業会計化で何が変わるのかということでお伺いをしたいと思います。企業会計化は、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に更に的確に取り組むために、公営企業会計の推進を図るとして、奄美市でも企業会計への移行を目指して、予算をつけて準備を進めております。来年の4月からこうなるのかなと思っておりますが、当然、メリットがあるから移行しようとしていると思うわけですが、逆にデメリットはないのか、この思いもしますので、メリット・デメリットを含めて、何がどう変わるのか、御説明をいただきたいと思っております。

**上下水道部長（藤山浩俊君）** それでは、お答えします。公共下水道事業の公営企業会計化についてお答えします。公共下水道につきましては、総務省の要請によりまして、令和2年度より特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業を含めまして、水道事業と同様に、公営企業会計を導入することとしております。公営企業会計を導入しますと、発生主義に基づく複式簿記による会計処理を行うこととなります。このことによりましてメリットといたしましては、資産を含む経営状況を比較可能な形で把握することができるようになり、これまでの特別会計に

比べ、将来の収支見通しなどを的確に行い、より中長期的な視点に基づいた経営方針を決定することが可能になる点が挙げられます。また、他の類似公営企業との経営状況等の比較を通じ、経営成績や財政状態をより正確に評価し、判断することもできていると考えています。ただ、一方では、単年度決算が赤字になることも危惧され、その解決に企業会計に求められている独立採算の基本原則を短絡的に求められることになれば、受益者としてはデメリットになることも考えられます。

しかしながら、本市としましては、市民生活に直結する重要インフラであることに鑑み、これまでと同様に、公営企業として受益者負担と公費負担とのバランスをしっかりと考えながら、適切な事業運営を行って参りたいと思いますので、御理解お願いいたします。

**18番（崎田信正君）** 複式簿記になるということで、そのとき経営状況が一目瞭然だと言われますけれども、ただ会計処理が変わったというだけで、これまで下水道というのは旧名瀬市の時代から引き継いで35年になりますかね。その間、毎年予算を組んで、決算をやって、事業計画、そして、その結果については、議会の中でも予算委員会、決算委員会で議論を尽くしているわけですね。そのためには、将来どうなるのかということも当然議論になってくるわけですから、この複式簿記になったということだけで、今のやり方が変わるということじゃないかと思うんですよ。だから、メリットというふうには余り感じられないんですが、逆にデメリットのほうは、下水道ですが、多大なる借金でやっているわけですね。その借金返済をしながら施設の更新をやっていく、いろんなところで不備が出てくると、デメリットを言われましたけれども、赤字になることもあるんですね。けれども、当局からの答弁で、市民生活に直結するからということで、その立場をきちっと踏まえて、数字だけに惑わされないというか、そこに市民生活があるんだという立場で今後ともやっていかないと、企業会計は赤字と明確になるということで、赤字だからすぐ料金の値上げとか、受益者負担だというようなことにならないように考えていただきたいと思います。

また、いろんな料金を決めるとき、施設の更新をしますよね。だから、設備とか施設をつくるときは、受益者負担という考えではいけないと思うんです。維持、清掃とか、維持経費の場合は受益者負担で、利用料金でどうしようということはあると思うんですが、施設を更新するときについては、受益者負担ということは考えないのが必要だと思いますが、そういう考えでいいのか、御答弁をお願いいたします。

**上下水道部長（藤山浩俊君）** 下水道事業というのは、当然、受益者負担ということで、料金をいただきながら処理をして参りますが、また、ある一方、公有水面の水質維持という側面もございますので、建設に関しましては公費の負担、維持管理につきましては受益者負担という基本原則で進めて参りたいと思います。

**18番（崎田信正君）** よろしくお願ひいたします。

次に、陸上自衛隊の駐屯地がいよいよ開設されて、よく町の中でも見受けする状況になりました。日米地位協定とのかかわりをどう捉えているのかということでお伺いしたいと思います。この地位協定には、第2条1項(a)というところに、合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許されると規定をされております。ちなみに、日米安保条約第6条1項は、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許されると規定されております。このことにより、今、学校や住宅の真上、深夜や早朝もお構いなしに、全国を我が物顔で飛び回る米軍機による騒音被害や事故被害や事故、米軍関係者による犯罪が繰り返されておりますけれども、その背景には、米軍に治外法権的特権を付与している、このような日米地位協定があると思います。既に2013年10月に住用町や龍郷町でのオスプレイの飛来が目撃をされました。今では奄美の上空を我が物顔で飛行しております。トラブルにより奄美空港に緊急着陸を繰り返しております。また、2016年3月に米第7艦隊所属の掃海艦パトリオットが寄港し、翌年2017年11月には、アメリカ陸軍の汎用揚力艇が訓練に参加している自衛隊車両の運搬に加わっております。以前にも紹介しましたがけれども、沖縄米軍のトップ、この方は、米軍と自衛隊が相互運用性を高めることは重要だ。基地の共同使用が将来の日米同盟の形だと発言をされており、どんどんエスカレートしてきた奄美の状況を冷静に考えたとき、

これからの展開にやはり不安を感じるわけです。自衛隊駐屯地と日米地位協定との関わりを、そもそもこの駐屯地が新しくできた、オスプレイが頻繁に飛んでいると、そういう状況を鑑みて、奄美市としてどのように捉えているのか、見解をお示しいただきたいと思えます。

**総務課長（三原裕樹君）** それでは、お答えいたします。日米地位協定につきましては、日米安全保障条約第6条に基づき、施設、区域の使用のあり方や我が国における米軍の地位について定めた国会承認条約でございますが、近年、全国知事会による日米地位協定の見直しの提言、それからまた、全国各自治体議会における日米地位協定改定等の意見書が可決されるなどの動向については、承知をしているところでございます。それぞれ各自治体議会において可決された案件でございますので、踏み込んだことは申し上げる立場にございませんが、オスプレイの飛行等に関しましては、これまでも九州防衛局に対し、要請書の提出を行ってきたところでございます。国においても、米側に対し、安全管理の徹底と安全飛行を求めているところであり、併せて、地元への速やかな情報提供にも努めて参りたいとのことでございます。

また、陸上自衛隊奄美駐屯地と日米地位協定の関わりということでございますが、駐屯地が開設してまだ2カ月余りでございます。現段階で答弁できる情報はございませんので、答弁を控えさせていただきますけれども、いずれにいたしましても、オスプレイの飛行も含め、市民の皆様の安全・安心が大前提でございますので、今後とも関係各機関と連携を図って参りたいと存じます。以上でございます。

**18番（崎田信正君）** 今、答弁にありましたけれども、全国知事会も提言を出しているんですね。そういった意味で、一番被害を被っているのは、お隣の兄弟島と言われる沖縄県ですが、沖縄県議会は、昨年2月1日に度重なる米軍ヘリコプターの不時着事故と普天間第二小学校の上空飛行に関する抗議決議、そして昨年2月21日ですが、米軍MV-22オスプレイ部品落下事故に関する抗議決議というのを、沖縄県議会ですが、自民党も含めて全会一致で可決しております。そして、この決議では、沖縄は植民地ではない、こういった言葉も入ったんですね。強い抗議の姿勢を示しました。私がこの決議に注目するのは、MV-22オスプレイとしております。まさに今、奄美の上空を飛んでいるのがMV-22、普天間基地の米海兵隊の所属のものとあります。それで、この飛行ルートも日米地位協定のもとで明らかにされない。いつ飛んでくるかわからない。どのルートを飛んでいるかも明らかにされないんですね。全国知事会も、こういったことで明らかにするように、事前の通知とか必要だということで提言を出しているわけです。まさに奄美大島、奄美は、その真っ只中にあるわけですから、この間の答弁の中でも、オスプレイの目撃情報があれば通知をしてほしいという程度にとどまっているんですね。ですから、こうじゃなくて、オスプレイの目撃情報というのは、もう日常化してしまったら、その都度、報告するということが余りなくなってくるんだと思います。だから、以前の議会の答弁の中でも、年間で7回だったか、6回だったか、その程度の数字の報告しかなかったかなと思いますけれども、実際はもっとあるわけですよ。沖縄の言っているのは、MV-22に夜、部品落下とかいう事故があったことに対して、抗議をしているわけです。だから、奄美でも、いつそういうことが起こるかもわからないわけですから、オスプレイの目撃情報を待つというようなことではなくて、奄美市としてきちんとした実態調査に乗り出すべきではないのかなと、この時期、思いますけれども、これはそういう実態調査をやろうというようなことにはならないのか、御答弁できればよろしくお願いたします。

**総務課長（三原裕樹君）** オスプレイの飛行に関しましては、先ほど申し上げましたが、九州防衛局に要請書を提出をして、安全飛行についてお願いをして参りました。それにあわせて、オスプレイの安全性につきましては、これは専門的な知見で判断をして、何をもち安全か、安全でないかというのは、これは専門的を有する知見でございますので、我々の立場で申し上げる立場にはございませんけれども、やっぱり低空飛行、そういったものに関しては、九州防衛局への要請書の中で、大島本島5市町村で要請書をしっかりと届けて参りましたので、その辺については御理解をいただきたいと思えます。実態調査につきましては、これは私ども地方自治体がやるものかどうか、その辺を含めて、権限も含めて、その辺が明らかでございませぬので、そこはまた連携を図りながら取り組んで参りたいと思えます。以上でございます。

**18番（崎田信正君）** 地方自治体がやるべきかどうかということじゃなくて、奄美市は当該地域ですよ。しょっちゅう飛んでいるわけですから、それで安心・安全のところにも危惧されているというのは、全国知事会もいろんな意見を聞いて、7回ぐらい検討会をやっているんですよ。そのもとで提言を出して、そうしたことを言っているわけですから、奄美市がどれだけ、いつ、どんなふうには飛んでいるのか、さっぱりわからないということでは、本当に市民の安全・安心を守るという市長の言葉とは相入れないのではないかなという思いがしますので、市長、何か御見解があれば。

**市長（朝山 毅君）** オスプレイも含め、自衛隊の問題を含め、崎田議員とは何度も議論をして参りました。現在、防衛においても、外交においても、経済においても、一国では成り立たないような社会環境にあることは御存じであろうかと思います。そういう意味において、日本の来し方の70年余りの歴史は、やはり日米共同による安全・安心を確保するという意味で今日に至っております。その中において、議員がおっしゃった、沖縄の問題やオスプレイの問題等による不詳な事案が発生したことも事実であります。それらのことを踏まえて、全国の基地のある自治体並びに関係する自治体が国に各種の要請・要望書をなしているのは事実であります。

そういうことを踏まえますと、我々の奄美市においても、自衛隊が配備されました。そのことを踏まえ、議員が今おっしゃった、我が物顔でオスプレイが飛んでいると、住民が不安を覚えているということについては、5市町村で防衛省にちゃんとその要望書を提出いたしました。また、先月、私も九州防衛局に参りまして、そのこともまだ不安視している部分があるので、しっかりやっていただきたいと。ましてや、自衛隊350名が配備されました。今後とも治安を守ることは当然であります。地域の皆さんと連携を図り、信頼関係を構築していくことが自衛隊を認知していただく最も身近な行動であるということも申し上げて参りました。その中でオスプレイの今後、かかるような事案が発生することのないように、しっかりやっていただきたいということも申し入れて参りました。

したがって、それは我々が追跡調査をするようなことは致しかねるところがございますが、そういう事案が発生しないように、より緊張感を持った自衛隊の運営を、行政をしっかりとっていただきたいということは申し入れたつもりでありますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

**18番（崎田信正君）** これからの歴史からすれば、どんどんエスカレートして拡大していくわけですから、それを大変危惧しているわけですが、今、市長が言われたように、防衛省にもきちんと話をさせていただいて、市民の安全・安心を守る立場から、これからもよろしくお願いをしたいというふうに思います。

じゃ、次の学童保育の規制が緩和されるという状況ですが、このことについてお伺いをいたします。第9次地方分権一括法というのが5月31日の参議院の本会議で、与党などの賛成多数で可決・成立しております。学童保育について、規制の緩和が柱になっているのかなと思っておりますけれども、まず、その内容と奄美市の学童保育の現状はどうなっているのか、お伺いをいたします。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** お答えいたします。議員御質問のありました放課後児童クラブの職員配置を緩和する法律案につきましては、御案内のとおり、5月31日に成立し、同日で公布をされております。放課後児童クラブの職員配置の基準は、国の法令に基づき、1クラスおおむね40人に対して2人以上の職員を配置することを条例で定めております。今回の法律改正では、おおむね40人に対して2人以上の職員を配置することを義務付けていたものを、1人でも可能とするものですが、この改正は人材確保が困難であるといった地方からの要請を踏まえたものであることから、それぞれの自治体においてこの基準を十分参酌した上で、自治体の責任と判断により議会の議論を経て条例改正への手続をするという内容になっているようでございます。

放課後児童クラブの現状でございますけれども、放課後児童クラブは、11クラブ14クラスございますが、保護者会など民間が運営主体となっており、運営に係る経費につきましても、市からの補助金と保護者から負担する保育料によって賄われているという状況でございます。

18番(崎田信正君) 今、答弁ございましたけれども、人材不足だということで、これは地方からの要望で基準緩和ということになったということなんです、これでしっかり人材確保ができればいいんですけども、もともと職員配置については、2人以上ということにしたのが、平成26年に策定されて、27年から実施をされて、まだ4年しかたっていないんですね。それは安全性を担保するために職員2人以上、それもきちんと研修をされた保育士であり社会福祉士がそのうち1人になるんだということになってるんですけども、これが従うべき基準から参考にすべき基準、参酌基準に変わったというのは、今度の法改正ですよ。それによって奄美市の実態がどうなるのかということが心配をされるわけですけども、人材不足というのは、そこに人が集まらないということは、ひとえに労働条件が悪いとか、将来展望がないというようなことが先立っているのかなと思うんですけども、学童保育での指導員の労働条件、労働環境が今どのような状況に置かれているのか、わかっているればお示しいただきたいと思います。

保健福祉部長(奥田敏文君) 放課後児童クラブの職員の労働条件、労働環境につきましては、運営主体のほうが、先ほど言ったとおり、民間で職員を雇用しておりますので、各児童クラブにおいて労働条件が決められているという状況でございます。

本市としましては、職員の処遇改善を図ることを促すために、平成29年度から運営に係る補助金とは別に、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施しているところでございます。各児童クラブにおいては、この事業を活用してキャリアアップ手当を創設し、経験年数に応じた手当を支給しているようでございます。

職員の配置基準の話でございますけども、先ほど議員からあったとおり、参酌すべき基準に定められたことによる影響ということですけども、現在のところ、各クラブにおいて職員を1クラスに2人以上配置できている状況でございます。しかし、議員からあったとおり、どのクラブも職員の確保には苦勞をしている状況であるというふうになっております。以上です。

18番(崎田信正君) 学童保育、放課後児童クラブですけども、ここは子どもの学力向上にもつながるし、それから子どもの安心・安全の居場所だということにもなりますし、人格形成の面にも係ってくるのかなというふうに思いますので、ここはしっかりと学童保育が運営されるように望みたいと思いますが、何よりも安心・安全で質の低下が起らないように、それは市としてもきちんと、補助金を出しているわけですから、その運営についても目を届けていただいて、子どもたちの健全な育成につながるように、今後とも努力していただきたいというふうに思います。

次、幼児教育・保育の無償化による負担軽減がどの程度になるのかということでお伺いしますが、この無償化というのは、いわば安倍政権の目玉政策とも言えるものでありますけれども、無償化ということで、とてもいい政策だと思いますけれども、その財源が消費税増税を充てていることとなります。今回の無償化は完全なものではありません。給食費であったり、送迎バスがその対象から外れていますから、今後、完全無償化を目指そうといったときに、また消費税が、増税がその条件になるのではないのかなという心配もされるわけです。

そこで、お伺いをいたしますけれども、保育料というのは、所得による傾斜配分ですね。ひとり親世帯で住民税非課税では、保育料は免除となります。奄美市で無償化制度による経済効果はどの程度見込んでいるのか。また、10月から実施ということでもありますから、その準備状況についてどうなっているのか、お示しいただきたいと思います。

保健福祉部長(奥田敏文君) 幼児教育無償化の概要をまず申し上げたいと思いますが、今年10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園・保育所及び認定こども園などを利用している子どもの保育料が無償化となり、あわせて、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについてが無償化の対象になるという内容になっております。

また、幼稚園の預かり保育料につきましても、月額1万1,300円まで無償化の対象となり、認可外保育施設などを利用している待機児童の子どもにつきましても、3歳から5歳までの子どもにつきましても月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもにつきましても月額4万2,000円まで保育料が無償化の対象となっているところでございます。

本市における幼児教育無償化による経済効果については、推計はしておりませんが、保育料が最も高い世帯では、月額3万4,000円かかっていたものが無償化になるということになりますので、経済的な負担が軽減され、その分を将来かかる教育費、その他子育てにかかる費用に充てることができるのではないかとこのように考えております。

**18番(崎田信正君)** 今回の改定で無償化というふうには、市町村の負担割合が対象施設によって違うというように感じますが、例えば、私立保育所は国から2分の1の補助が出るけれども、公立保育所は市町村の全額負担だというようなことですけれども、そうなんですか。また、食材費が公的給付から実費徴収になるということも言われているようですが、このことについての見解があればお示しいただきたいと思います。また、今後について課題があれば、あわせてお伺いいたします。

**保健福祉部長(奥田敏文君)** 今ありましたとおり、この制度の財源というのは、消費税の10パーセント引き上げに伴う増収分により確保するというようになっておりますけれども、令和元年度につきましては、消費税率引き上げに伴う地方の増収分がわずかであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設して、全額国費による対応をするということになっております。令和2年度以降につきましては、私立の幼稚園・保育所、認定こども園などの幼児教育無償化に係る費用の負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市4分の1となり、公立の施設につきましては、全額が市の負担となるということでございます。また、これらの地方負担分につきましては、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保、その上で個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入するというようになっております。このことにつきましては、昨年、全国市長会において、幼児教育無償化の実施に必要な財源につきましては、国の責任において全額国費で確保されたいとの要請活動など、国に対して行った結果であるというふうに考えております。

次に、食材費でございますけれども、3歳から5歳までの子どもにつきましては、これまで保育料に含まれていましたけれども、この食材費については無償化の対象とならないために、これまでどおり保護者の負担というふうになってきますけれども、年収360万未満相当の世帯の子ども及び第3子以降につきましては、食材費が免除されることとなります。保護者からすれば、食材費も無償化することが望ましいと思いますけれども、サービスの提供については相当の経費がかかること、また経済的に厳しい世帯につきましても、先ほど申し上げたとおり、配慮をしていることなどを御理解いただければというふうに思います。

無償化の課題でございますが、本市では、今年4月1日現在、待機児童26名のうち、13名が3歳から5歳の子どものいうふうになっております。待機児童であっても、認可外施設などを利用すれば、幼児教育無償化の恩恵を受けることにはなりますけれども、保護者が希望する施設を利用できることが最も良いことだというふうに思いますので、待機児童の解消が課題になってくるものと思われまます。以上です。

**18番(崎田信正君)** 言われるように、待機児童の解消が先かなというふうに思います。また、無償化によってニーズが増加すれば、また今度は保育士が不足するという懸念もされますので、そのあたりもしっかり見ていただきたいというふうに思います。

次に、国保の件についてですが、都道府県実施から2年目を迎えます。1年経過しての課題は何かということですが、何か課題が見えてきたのか、あればお伺いいたします。

制度変更後の初年度は、保険料は若干下がりました。しかし、協会けんぽなどと比較をすれば、とんでもなく高いという実態は変わりません。国保料は誰もが納めることができる水準に、例えば、協会けんぽの水準に引き下げることが必要かと思っておりますけれども、県が示す標準保険料率、これは令和元年度でどうなるのか、このことによって保険料の額に変化があるのかどうか、まずお伺いをいたします。

**市民部長(満永亮一君)** お答えいたします。国民健康保険制度の見直しから1年が経過いたしました。この制度見直しの中で、都道府県主体で財政運営が始まり、新たな制度として、県に納める事業費納付金や県の市町村

の保険料率を示す標準保険料率などが開始されました。制度開始の初年度を見ますと、本市の平成30年度の収支は約1億8,000万円の黒字であり、累積赤字の減につながる結果となりました。しかしながら、依然として財源補填としての一般会計からの法定外繰入金は継続しており、現時点での解消しなければならない課題だと認識いたしております。

次に、県が示します令和元年度の標準保険料率についてお答えいたします。本市の賦課方式は、所得割、均等割、平等割の3方式を採用しており、県が示しております標準保険料率とは、この3つの方式に対して料率を定めたものでございます。令和元年度の標準保険料率は、所得割10.26パーセントとなっており、本市の現行保険税率13.56パーセントより低くなっており、均等割は県の標準保険料率が4万3,804円で、本市が2万5,100円と高くなっており、平等割は県の保険料率が2万8,471円で、本市は4万3,300円と低くなっており、市町村によって国保の被保険者数や加入世帯数も異なりますので、県が示します標準保険料率と本市の保険料率は単純に比較ができないものではないかというふうに考えております。

御質問の令和元年度の本市の保険料率につきましては、先ほども申し上げましたが、累積赤字及び財源補填のための一般会計繰入金などの解消に取り組まなければならないため、平成30年度と同率の保険料率を設定しましたことを御理解いただきたいと思います。以上です。

**18番(崎田信正君)** 今、答弁がありましたけれども、県の示す標準保険料率に倣っていないわけですよ。各自治体独自でやっているということで、保険料率は参考値ですから、これに従う必要はないわけで、自治体独自に保険税を軽減するために一般会計からの繰入はやはり必要かと思えます。2019年度の国保会計予算で一般会計からの繰入を、累積赤字の減少を理由に2億5,000万円から2億円に減額をしたわけですね。国は、一般会計から繰入をなくすことを方針として都道府県化を始めているようでもありますけれども、平成30年の決算はこれからです。平成29年度では、答弁ありましたように、1億7,000万円ほど累積赤字は減少いたしました。繰入をなくした場合は、単年度で約8,000万円の赤字と。昨日、閣議員の質疑の中で、30年度も7,000万円程度の赤字だと、実質赤字ですね、繰入をなくした場合の実質赤字は7,000万円ということですから、奄美市は、これ以上の国保税の負担が増えないように、それから国からの財源措置がなければ一般会計からの繰入は必要かと思えます。国保税そのものを引き下げるためにも、一般会計からの繰入は必要かと思えますけれども、この件について御見解をお伺いしたいと。一方で、標準保険料率は参考値で、これに従う必要はないということですが、当然、都道府県化したわけですから、いずれは統一、一本化しようという動きになってくるんだと思えますけれども、そのときに今の奄美市の保険税率がこのままの水準で保てるのかどうかという心配があるんですね。きのう質疑の答弁で、これによってデメリットは今のところ考えていないということですが、この制度はずっと続くわけですから、そのときに統一化としたときには、明らかにデメリットになるというふうには思うんですけども、そういったことも含めて、御見解をお伺いをいたします。

**市民部長(満永亮一君)** それでは、ただいまの一般会計からの法定外繰入金についてですが、議員御指摘のとおり、平成30年度決算で一般会計からの財源補填分の繰入金を控除いたしますと、実質単年度収支はマイナス7,000万円強となり、財源補填の繰入を行わなければ、単年度赤字を生じる厳しい財政状況となっております。この一般会計からの法定外繰入についての見通しでございますが、30年度以降の新たな国保税においては、国保税の負担緩和を図るための保険者の政策により行う法定外繰入についても、解消・削減すべき赤字に該当するという整理がなされております。現在の法定外繰入は、主に単年度の決算補填や過年度の累積赤字補填を目的として行われているものになりますが、今後、累積赤字の解消が図られていった場合には、このような点も踏まえながら、法定外繰入の実施については検討していかなければならないというふうに考えております。

また、後段の標準税率は参考値ということで、将来的にはその参考値に合わせざるを得ないのかなということなんですが、当分の間は、県も標準税率には、当面、統一は行わないという方針を出しております、それまでに私どもも法定外繰入金、また累積赤字等を解消しまして、将来的には標準税率に近づけたいというふうに考えているところであります。以上です。

18番(崎田信正君) 当面ですから、将来的にはわからないんですよ。そのときに、また法はどう変わるのかもわからないし、そうなれば、保険税の高騰が心配されるわけです。それと、これ以上の高騰は、当然ストップさせなきゃいけないけれども、言ったように、協会けんぽと比べれば2倍ぐらいの保険税の負担をしているわけですよね、市民は。だから、協会けんぽ並みに当面引き下げるということについては、これ全国知事会もその要望を出しておりますけれども、そういった意味では、法定外の繰入は、今の赤字解消だけじゃなくて、保険税を下げるという方向での検討もぜひ必要だと申し上げて、次の質問に行きたいと思います。

次に、介護保険ですが、2015年の法改正により、介護保険制度で介護度のうち、要支援1、2の人たちの保険外しが進められました。全国一律の介護保険サービスが、市町村が実施をする総合事業に変更されております。奄美市は、3年間の準備期間を持って2017年4月から実施をしておりますけれども、介護保険サービスの場合は、保険制度として実施されるので、制度の枠内でありまして、必要なサービスを受けることはできましたが、総合事業では予算があります。上限打ち切りという場合が想定をされ、自治体の中には必要なサービスが受けられない事態も出ていっているとされております。奄美市も総合事業に移行するに当たって、検討を重ねて実施をされていると思いますけれども、介護保険制度そのものが当初の理念から大きく後退する改悪という状況が続いておりますので、今の制度の枠内では、担当者の皆さんは本当に頑張っていると思いますけれども、制度のもとでは限界があるのではないかと心配もあります。

そこでお伺いしますが、憲法25条では、健康で文化的な生活を全ての国民に保障しております。この憲法の内容に照らして、総合事業に移行したことから、サービスが後退したという事例はなかったのか、まずお伺いをいたします。

保健福祉部長(奥田敏文君) 議員御質問の介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、要支援1、2の認定を受けた方や、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者を対象に、各市町村の地域支援事業として事業を実施するよう、介護保険法の改正がなされたものであり、本市におきましては、平成29年4月より同事業への移行を進め、引き続き事業推進を図っているところでございます。

まず、サービス提供の状況でございますけれども、介護予防・日常生活支援総合事業施行前の平成29年3月時点では、利用者実人数が689名であったものが、平成31年4月末時点では717名ということで、利用者実数は増加をしているということで、市町村事業として事業展開を行うことにより、市民の方へよりきめ細かなサービスを提供できているのではないかとこのように考えております。

また、本市におきまして、さらなる少子高齢化や将来の人口減少社会の到来を見越して、介護予防・日常生活支援総合事業への移行をより積極的な地域づくりのチャンスと捉え、介護予防の推進やサービス量や新たな担い手の確保に向けた取り組みを行っているところでございます。具体的なものを申し上げます。通所介護事業所での運動、栄養、口腔機能向上に向けた取り組み、それから訪問介護における生活介護員の導入などを併せて行ってございまして、本事業の市町村による実施が本市の地域包括ケアシステムの構築にも寄与できているものではないかとこのように考えております。以上でございます。

18番(崎田信正君) 総合事業が要支援1、2のあれでしたけれども、今度、介護度1、2についても、国のほうは方針を持っていますね。今ちょっとその流れはストップしておりますけれども、社会保障制度改革の流れに沿って介護保険制度もたびたび法改正が行われております。その流れというのは、社会保障制度を縮小して、更に産業化すること、国の責任を曖昧にした互助の強調での流れではないかと、大変危惧をするわけですが、その流れに沿って、国は、介護保険の給付制限を更に推し進めるために、介護度1、2まで保険外しの方向で検討を進めているようでもありますけれども、これらのことについてどのように捉えられているのか、御見解をお伺いをいたします。

保健福祉部長(奥田敏文君) 介護保険制度の制度設計に関しましては、国や社会保障審議会の方のほうで議論されているところでございますけれども、本市といたしましては、その行方に注視をしながら、市民の皆様が安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築に向け、引き続き施策の展開と事業推進を図って参

りたいというふうに考えております。また、互助の活動や市民同士の支え合い活動が行政から市民の皆様へ押しつけにならないように配慮しながら、市民の皆さんと共感と納得を積み上げながら、施策や事業の推進を図って参りたいと考えております。

**18番（崎田信正君）** 介護保険のほうで、まだ実際に聞きたいことはあるんですが、時間の関係で次の質問に移りたいと思います。

ご長寿応援券のことが継続をされておりますが、大変喜ばれていると思います。発行状況と無料パス制度についてですが、以前から高齢者パスの創設を求める声はありました。改めて2014年6月議会で請願が出されて、全会一致で採択されて、現在に至っているわけですが、2018年度の発行状況についてお伺いをいたします。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** お達者ご長寿応援事業につきましては、高齢者の外出機会の創出と介護予防への取り組みの推進を目的に、平成28年度からは現在の制度、事業内容になっており、今年で4年目を迎えております。この事業も徐々に市民に浸透し、発行率も上がっており、平成30年度には奄美市全体の対象者6,779名に対し、5,066名が申請、発行率は74.7パーセントとなっております。前年、平成29年度より人数で約200名、率で3ポイント増加をしているところでございます。今年も5月29日より申請受け付けを今年度も開始しております。6月10日までの対象者6,839名のうち、3,364名、49.1パーセントの方が既に受付を終えているところでございます。また、70歳から74歳までの方で免許を自主返納された方に対する発行数につきましては、平成29年度が34名、平成30年度が43名という状況でございます。

**18番（崎田信正君）** よく利用されているというふうに私も思います。一方では、5,000円では少ないなどという声も寄せられておりますが、これは決してぜいたくな思いではないと、切実な思いじゃないかなと思うんですが。高齢者ドライバーの事故問題、連日ニュースでよく話題になります。本当に心を痛める状況もありますけれども、奄美市でのこのご長寿応援券、今、答弁がありました。70歳から74歳の人でも免許を自主返納したケースについては対象としているようですが、本来、高齢になるほど危険が増すということですから、高齢者の自主返納を促進するためには、思い切って無料パス制度の導入が必要かと思っておりますけれども、御見解をお伺いいたします。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** 高齢者無料パス制度につきましては、3地区間の路線バス便数の差などから生じる地域差や、事業制度としての予算規模の課題などもあることから、高齢者が利用しやすく、持続可能な制度となるよう、幅広く検討して参りたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願ひいたします。

**18番（崎田信正君）** コミュニティバスについてもお伺いをしたかったんですが、もう時間がないので、これについては次に譲りたいと思いますが。

次、高齢難聴者の補聴器購入時の助成制度ということですが、奄美市の補聴器購入時の助成制度の現状についてお示しをいただきたいと思っております。補助金制度については、県の制度ともなっておりますけれども、対象は18歳未満ということになっております。しかし、高齢社会が進む中で、高齢者の難聴者の方は、私たちの周りにもたくさんおられるのではないのでしょうか。難聴は高齢者の社会参加を妨げることとなります。世界保健機関WHOですが、補聴器の装着は中等難聴の41デシベルからを推奨しております。また、加齢性の難聴の治療方法はなないとのことで、放置しておくこと認知症の原因にもなると言われています。ぜひ補助制度をつくっていただきたいと思っておりますが、御見解をお伺いをいたします。

更に、磁気ループ、ヒアリングループというのがあるようですが、この難聴問題を取り上げる段階で、聴覚障害者の聞こえを支援する磁気ループというのがあることを知りました。それで、講演会などではよく手話通訳の方が活躍されている姿を拝見しますが、この磁気ループというのは、難聴者の方が会議等で使用することによって、音声を取り取りやすくする装置とのことですが、奄美市での設置状況及び今後の取り組みについてお伺いをいたします。まとめでの質問になりますけれども、よろしくお願ひいたします。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** 本市における補聴器購入に係る助成制度につきましては、障害者総合支援法に基づく高度難聴以上の方への助成、また身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対する助成がございますけれども、今、質問のありました高齢者を対象とした助成制度についてはございません。高齢者で高度難聴の方につきましては、障害者総合支援法に基づく補聴器購入助成の活用で対応しているところがございますけれども、高齢者で身体障害者手帳に該当しない軽度・中度の難聴の補聴器購入助成制度につきましては、全国でもまだ数が少ないながら、制度を導入している自治体があるようでございますけれども、本市においては、今後研究の対象としたいと思っております。

また、議員、先ほど御案内になりました磁気ループ、ヒアリングループにつきましては、本市での設置はございません。県障害福祉課に確認したところ、県下市町村での設置実績はありませんけれども、県障害者自立交流センター、ハートピアかごしまにおいて、磁気ループの貸し出しを実施しているとのことでございます。難聴者への対象として、磁気ループは大変有効な手段の一つであると認識しておりますけれども、機器の費用対効果や他のコミュニケーション補助機器の状況及び要約筆記者など、人的サポートを含め、今後、詳細に調査をして参りたいと考えております。

**18番（崎田信正君）** ぜひよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、あと質問、2つ、3つ残しておりますけれども、もう時間がありませんので、次回に回したいと思っております。では、これで質問を終わります。

**議長（師玉敏代君）** 以上で、日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分再開いたします。（午前11時45分）

○

**議長（師玉敏代君）** 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自由民主党 川口幸義君の発言を許可いたします。

**12番（川口幸義君）** 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。令和元年第2回定例議会一般質問をいたします。自由民主党の川口幸義でございます。

所見に入る前に、ここでちょっと昨晚、新潟県や震度6弱の地震がございましたので、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、所感を述べます。

令和最初の国賓としてアメリカのトランプ大統領が訪日されました。世界中から面会依頼が殺到する中、4日間という異例の長さの滞在でございました。恒例のゴルフを安倍総理と楽しみ、かねてから強い要望であった大相撲観戦も満喫されました。北朝鮮問題やイラン問題、そして、日米貿易協定と懸案事項をじっくりと話し合った模様でございます。

自由民主党の役員会で、世界中の首脳がトランプ大統領と良い関係を築きたいと苦悩する中、安倍総理はどうしてそんなに親密な関係を築くことができているのでしょうかという質問に答え、トランプ大統領は誤解をされている部分があるんです。高圧的な、傲慢な態度だけが流布されていますが、本当は心優しい人なんです。そこを理解することが大事であります。自身のゴルフ場のグリーンに水を撒いているおじさんにもファーストネームで呼びかけるし、向こうも大統領のファーストネームで答えてくれる。レストランのウエイトレスの一人ひとりにもファーストネームで声をかけるそうです。なかなかできないことです。

そう言えば、拉致被害者家族と会見した際にも、一人ひとりに声をかけ、じっくりと相手の話に耳を傾け、時間がないとスタッフが制止するのを押しとどめて、最後の1人までじっくりと話を聞いていたそうです。

大相撲観戦は兼ねてからの大統領の強い要望でございました。格闘技が好きなトランプ大統領にとって、伝統と格式に則ったガチンコの勝負はことさら魅力的に映った模様でございます。重さ30キロの大統領盃も自費でわざわざつくらせたようで、土俵への上がり方、優勝杯の渡し方など、細かく何度も確認をされ、日本の伝統、

格式に最大限の敬意を払われたようです。

しかし、だからといって、日米貿易交渉がすんなりといくわけではございません。聞くところによると、相変わらず、ライトハイザー代表は、茂木大臣、これ以上のない厳しい迫り方をしているようでございます。甘い顔は一切見せません。トランプ大統領が8月頃に妥結ができるのではないかとツイートしましたが、そもそも、通商協定は9,000項目に及ぶタリフライン、関税項目をお互いにつき合います。1項目ずつセットしていきます。TPP12の日米部品をそっくり、2国間でどういうことであるならば、作業は早いと思われていますが、自動車や自動車部品には、そもそもアメリカに対する日本からの改善要求項目があるにもかかわらず、アメリカ側は日本への改善要求と勘違いしているそうです。

もともと、これはオバマ大統領のときにも出てきた現象です。関税及び非関税、障壁の撤退、輸出量の均衡とならないのが貿易でございませぬ。貿易とは比較優位性の交換です。全ての品目が輸出輸入で均衡するというならば、貿易の必要性自体がなくなるわけです。また、中国の対米輸入規制との板挟みにあっている米国は、農業関係者からトランプ大統領への対日市場開放の要求、切実です。しかし、WTO上、2国間の貿易協定をつくるには、自動車のように、大きな貿易量を持つ産品は自由化の道筋を示すことが認められます。相互の要求が初めて条約として成り立ちます。

これより一般質問に入ります。大きな1番目に、奄美群島新奄美振興交付金について伺います。(1)交付金の執行率についてお伺いいたします。

①航路・航空路の費用等の低廉化の成果について伺いいたします。この後は発言席にて順次質問して参りたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めます。

**議長(師玉敏代君)** 答弁を求めます。

**市長(朝山 毅君)** 本日は初日から大勢の傍聴席、傍聴者がいらっしゃいます。心から歓迎とお礼を申し上げたいと思います。

それでは早速、川口議員にお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、奄美群島航路・航空運賃軽減事業につきましては、県及び群島12市町村で構成される協議会において事業を執行しております。予算執行につきましては、同協議会に負担金を拠出し、実績に応じた執行を行っているところであります。奄美群島航空・航路運賃軽減事業の鹿児島―奄美大島間の利用者実績について、まず答弁をいたしたいと思っております。

最初に、航空路線につきましては、平成29年度が23万5,572名、平成30年度が22万2,443名となっており、平成30年度の対前年比は94%の実績となっております。

次に、航路運賃につきましては、平成29年度が9万6,957名、平成30年度が8万1,180名となっており、平成30年度の対前年比は84パーセントの実績となっております。航空・航路路線とも、対前年比で減となっているところではありますが、本事業の目的が、誘客ではなく、住民生活を圧迫する割高な移動コストを軽減し、離島住民等の負担軽減を図ることが目的であるため、住民に対して、年間を通じた軽減運賃の提供が重要であり、事業効果は大きいものと考えております。

奄美群島航空・航路運賃軽減事業全体の執行率については、全体予算20億2,773万7,000円に対し、実績額が18億6,116万9,943円であり、執行率が91.7パーセントとなっております。

なお、本市の予算の執行率につきましては、航空・航路運賃軽減事業並びにその他各種事業を実施する協議会への負担金として、平成30年度予算額1億901万5,000円に対し、実績額は1億6万7,896円で、執行率は91.7パーセントとなっております。

執行率が減になっている要因といたしましては、航空・航路運賃軽減事業の利用者数が減っているということであり、これは航空便が欠航になったり、また、昨年台風などにより、関西空港が閉鎖されたということ等も要因であると思うところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

**12番(川口幸義君)** 執行率が91パーセントということで、まずまずの執行率だと思って参りますが、この

航空・航路線について、執行率は90パーセントですけれども、要するに、繰越が結構金額が大きいと思われるんですね。平成29年度が繰越が2億4,800万円、これは12市町村のトータルなんですけれども、30年度が大体3億3,700万円の繰越があるんですけれども、この繰越を何とかプロジェクトチーム、何かを立ち上げて、これのなるべくこの繰越がないような方向を、知恵を出していただければありがたいと思っているんですけど、そこらあたりは、成長戦略も含めて、この広域組合で知恵を出していけばいかなものかなと思うんですが、そこらあたりは皆さんはどのようにお考えでしょうか。

**企画調整課長（山下能久君）** 繰越について答弁いたします。

繰越額が、議員御案内の2億4,800万円、30年度が3億3,700万円という形で出ておりますけれども、繰越額につきましては国の補正がございまして、この補正の時期がどうしても年明けになるものですから、こちらの予算化としましては、奄美市議会では3月の補正をお願いすると、上程するという形をとっているところでございます。そのようなことから、どうしても繰越にならざるを得ないという状況を御理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**12番（川口幸義君）** ただいま、繰越については説明がございましたけれども、これについてはもうちょっとね、知恵を出して県と、せっかく交付金いただいたわけだから、繰越がないように、これがだんだんだんだんだんだ繰越が毎年たまってくるとね、恐らく、国交省が減らすかも、減額になる可能性が僕はあるかなと思って、それを取り上げて、先般5月には国土交通省で事務の方の総務委員会はいろいろ勉強させていただきましたが、そういったものを考えたときに、できるだけ繰越を少なくする方法を、お互いに英知を結集して何とかいرونなところに波及するように考えていただきたいなと思っておりますが、それにその不用額ですよ。不用額だって、30年度は8,700万円もあるんですよ。この不用額について、ちょっと説明ができましたらお願いしたいと思っております。

**企画調整課長（山下能久君）** 不用額についての御質問です。

本市におきましては、計画的な事業執行により、大きな不用額が発生をしないよう努めてきたところでございます。また、平成26年度に交付金となりましてからは、県が各市町村での事業執行状況等を調査し、執行残が見込まれる事業からの年度内、事業間調整を図るなど、交付金の特性を生かしたより弾力的な運用にも、県・市町村一体となった運用に努めているところでございます。

本市といたしましては、このような中で事業の前倒しによる実施など、積極的な予算の活用にも努めてきたところでございます。国においても、限られた財源の中で予算化されている奄振交付金でございますので、今後ともこの予算を有効活用できるよう、県や他町村と連携を務めて対応して参りたいと考えております。以上です。

**12番（川口幸義君）** ありがとうございます。

それでは、②成長戦略の推進について。これは12市町村のトータルでは4億3,800万円となっておりますけれども、奄美市で内訳が報告ができるんだったら、ちょっとお聞きしたいと思います。

**企画調整課長（山下能久君）** 26年度以降の成長戦略についてということでお答えをいたします。

まず、世界自然遺産登録に向けた奄美大島一体となった自然環境保全のための取り組みとしてのヤギ被害防除対策事業やサンゴ礁保全対策事業を実施しております。

次に、農業分野におきましては、営農用ハウスの整備に対する補助を行い、付加価値の高い園芸作物振興を支援しております。

観光分野におきましては、大浜海浜公園やあやまる岬観光公園の再整備といったハード整備に加えまして、奄美群島来訪機会創出事業により、来訪機会の創出に向けた取り組みを推進するとともに、奄美大島5市町村連携による観光拠点連携情報発信事業を創設し、奄美空港における観光案内機能を強化するなど、ソフト面での取り組みの推進も図ってきているところでございます。

また、情報通信産業におきましては、ICTプラザかさりを中心とした企業誘致に取り組むとともに、情報通

信人材の育成について、業界と連携し、仕事誘致の取り組みを進めております。

加えまして、定住促進対策につきましては、離島留学推進事業により、市内小規模校活性化に向けた取り組みや地域活動の拠点となります集会所などの防災対策の推進に加えまして、奄美群島広域事務組合を中心に、群島12市町村が一体となって、首都圏でのイベントなどに参加し、群島全体のPRに努めているところです。

更に、文化面におきましても、本市のみならず、奄美大島の研究拠点としての特性を発揮するため、奄美博物館におきまして、環境文化に特化した展示内容のリニューアル事業にも着手しております。

このように、これまで奄振交付金を活用することにより、奄美群島成長戦略ビジョンに示されました重点3分野であります農業、観光交流、情報プラス2分野、文化、定住の各分野において、本市単独での事業はもとより、群島や奄美大島で一体となった取り組みを積極的に推進してきており、増加する観光客へのソフト的な対応等について一定の成果が現れているものと考えております。奄美市におきまして、平成26年度から29年度までに行っております交付金の対象事業費は約6億4,000万円となっているところです。以上です。

**12番（川口幸義君）** ありがとうございます。

それで、この戦略の基本方針の、いわゆる農業観光交流、この人材確保については、どのような手立てをしていらっしゃるか、ちょっと説明できますか。

**企画調整課長（山下能久君）** 農業の分野、情報通信の分野、それぞれ人材確保に努めているところではございます。特に、情報通信分野につきましては、ICT先進技術習得事業ということで、専門的な知識を有し、技術を指導する講師を奄美市のほうに招きまして、各種講習会を開くなどの取り組みをしているところです。また、島内の情報通信のほうで働かれている社員が県外の先進的な会社のほうに研修に行かれる際の支援をしているところでございます。以上です。

**12番（川口幸義君）** 皆さんが一生懸命取り組んでおられることはよく承知しておりますので、これからも、やはり奄美市の活性化、やはり、奄美市は奄美群島のリーダーとして、皆さんのほうがやっぱりリードをしていかなければならない、このように思っておりますので、これからもどんどん新しい知恵を出して引っ張ってってもらいたい、このように思っております。それでは、③農林水産輸送費支援について伺いたいと思います。

**農林水産部長（山下仁司君）** それでは、奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業における奄美市の農産物の平成29年度と30年度の実績についてお答えしたいと思います。

輸送コスト支援事業における農産物の対象品目は、平成30年度までは野菜が20品目、果実が8品目、花きが12品目の合計40品目となっております。そのうち、奄美市における29年度と30年度の出荷品目は野菜が2品目、果樹が2品目でございます。

まず、野菜においては、カボチャと実エンドウの2品目がありまして、平成29年度の実績としましては、カボチャにつきましては、輸送量5万5,463キロ、補助金額72万1,019円、実エンドウにつきましては、輸送量2,294キロ、補助金額4万5,880円となっており、合計輸送量5万7,757キロ、補助金額76万6,899円となっております。平成30年度実績としましては、カボチャが輸送量8万9,280キロ、補助金額108万9,021円、実エンドウが輸送量5,656キロ、補助金額11万3,120円となっており、合計輸送量9万4,936キロ、補助金額が120万2,141円となっております。

また、果樹においては、タンカンとスモモの実績がございます。平成29年度のタンカンにつきましては、輸送量が2万8,374キロ、補助金額72万3,393円、スモモについては輸送量が192キロ、補助金額4,953円となっております。合計で輸送量が2万8,566キロ、補助金額72万8,346円となっております。また、平成30年度のタンカンの実績につきましては、輸送量が4,727キロ、補助金額が9万8,473円、スモモにつきましては、輸送量が303キロ、補助金額7,873円で合計輸送量が5,030キロ、補助金額10万6,351円となっております。対29年度比においては、野菜においては輸送量、金額ともに増加しておりますが、果樹においては輸送量が17パーセント、補助金額において15パーセントと減少している状況で

す。この要因としましては、平成30年度の台風24号によるタンカンへの被害が大きく、全体的に生産量が減少し、輸送コストの対象事業となる共販品目が十分確保できなかったことが要因と考えられます。以上です。

**12番（川口幸義君）** 部長、この農林水産については、平成6年から、右肩上がりで堅調に伸びているわけですよ。それでこれ、12市町村のトータルしか載ってないんですけども、平成29年が農林水産の支援事業に予算が3億7,500万円、平成30年度が4億2,700万円、この内訳は分かりますかね。これトータルして載ってます。例えばね、平成29年度には野菜が2品目とか果樹が2品目とか、これをもっともっと増やす方法は考えられるかどうか。その担い手農家などをひっくるめてですね。

**農林水産部長（山下仁司君）** 先ほど、農産物についての実績の説明をしたんですけど、奄美市における農林水産物の実績なんですけど、28年度がトータルで約965万円、29年度が1,138万3,000円、あと30年度が1,220万8,000円と、28年度から、少しずつではありますが今、増加をしております。品目については、先ほど言った野菜が2品目と果樹が2品目、水産物がマグロ類、カツオ類、クルマエビ、モズクということで、約12品目ですかね。という状況になっております。

やっぱり、担い手の育成ということで、奄美市では、以前から農業後継者育成事業を通して、現在、新規就農者の育成も図っているところで、その新規就農者がほとんど、カボチャの生産とかそういうので取り組んでおりますので、自然災害はありますけど、今後徐々に伸びてくるのではないかと、今期待をしているところです。

**12番（川口幸義君）** 農水産についてはね、ずっと右肩上がりで顕著に伸びていると、そういうことで、これからもどんどん交付金を利用して、もっともっと利用してもらいたいなど。これ、金額も結構ありますからね、部長、あなたの腕にかかっていますよこれ。もう、これトータルしたら4億2,700万円もある。これを離島よりもぶんどって頑張るといふ意欲が欲しいね。よろしく頼みます。

それでは④、観光キャンペーンについて伺いたいと思います。

**商工観光部長（武下義広君）** それでは、観光キャンペーンについてということで、聞きとりの中では前回、奄美群島の振興交付金を活用した事業についての執行率という形での答弁ということも聞いておりますので、そういう形で答弁させていただきたいと思います。

平成30年度の奄美群島振興交付金を活用した本市の観光施策につきましては、奄美群島来訪機会創出事業と奄美満喫ツアー助成事業を実施しております。

まず、奄美群島来訪機会創出事業につきましては、多言語パンフレット制作インバウンドセミナーの実施、クルーズ船受入態勢構築等を実施、予算額1,300万円に対し、執行率100パーセントとなっております。

次に、奄美満喫ツアー助成事業につきましては、旅行エージェントによる旅行商品造成貸切バス体験プログラム実施等への助成を行い、予算額2,206万円に対し、執行率95パーセントとなっております。また、今年度につきましても、奄美らしい観光スタイル構築事業として、航空会社との連携を想定した誘客受入態勢強化事業、キャッシュレスや多言語表記等を推進するインバウンド受入支援事業、多様な観光ニーズに対応するための奄美らしい民泊推進事業を実施するために、予算額約4,000万円を計上しているところでございます。

以上でございます。

**12番（川口幸義君）** ありがとうございます。

部長これ、観光キャンペーンと大雑把に書いてあるんですけども、例えば、クルーズ船などが奄美には昨年18回ほど入っていると思うんですね。こういった観光キャンペーンですから、そこで、港で外国人などいろいろ来られると、通訳したり案内なされる方々が、ボランティアの方々なんかがたくさんいらっしゃると思うんですけど、こういった観光キャンペーンの中に、これも枠の中に入っているんですか。

**商工観光部長（武下義広君）** お答えいたします。

昨年度、平成30年度につきましては、そのクルーズ船の受入態勢構築事業ということもありまして、そういう形で、受け入れに対する謝金とか、そういう形での補助をしたところでございます。

**12番（川口幸義君）** 港でね、例えば、台湾からクルーズ船が入ってきて、いろいろ中国語しゃべったりして、もうボランティアで皆さんがなさっている方もいらっしゃるんですけども、こういった方々は皆ボランティアなのか、幾らか、報酬みたいなのはないんですか。

**商工観光部長（武下義広君）** 基本的にはボランティアという形になっているんですけども、中国語の協議会の組織がありますので、そこに対して幾らかの支援を出して、そこからちょっと報酬を出してもらうような形での対応をさせていただいております。

**12番（川口幸義君）** この観光キャンペーンについては、平成29年度、これは12の市町村の交付金ですけども、これが29年度は2億9,600万円、それから、30年度は2億8,200万円と、このように予算は交付金をいただいているわけです。だから、この2億8,200万円、この内訳は奄美市がどの程度取り込んで皆さんが努力しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**商工観光部長（武下義広君）** 申し訳ございません。2億8,000万円の数字が今ちょっと、私のほうでつかめてないものですから、申し訳ございませんが、そこは後からまた説明いたします。

**12番（川口幸義君）** 分かりました。どうもありがとうございました。また次回はね、この内訳、ちょっと調べとってください。よろしくお願いします。

それでは大きな2番、環境行政について伺いたいと思います。

(1) 奄美市有墓地整備事業について伺いますが、①旧墓地で返還された墓地について、それから②新墓地で、現在使用されているのは何基なのか。これは1番から2番まで、ちょっとお答え願いたいと思います。

**市民部長（満永亮一君）** それではお答えいたします。

旧墓地につきましては、5月末時点で申し上げますと、191基の墓地が確認されております。そのうち、法的に無縁墳墓等改葬公告として官報に掲載され、市による改葬が可能となった墓地が174基、返還や移転済みの墓地が8基、継承された墓地が1基、未手続が8基となっており、ほとんどの墓地については事務手続が完了しているところでございます。

次に、2番目の新墓地の現在使用されているものという御質問ですが、新墓地につきましては、5月末時点で申し上げますと、2,168基の墓地が確認されております。そのうち、現在の利用権者への継承手続が完了している墓地が926基、引き続き、使用されている墓地が64基であり、990基の使用は確認しております。

その他に、658基がまだ台帳整備がしてない部分がございますが、そのうちの約6割から7割が墓参されている現状であることから、使用されているものは約1,500基が使用中と推定しているところでございます。以上です。

**12番（川口幸義君）** 今、契約済みと申しますかね、整備されているのが1,500余りと。そうすると、これは、この段階は今、もう平成30年度の段階、まだこれ平成28年度の段階でも、もうこの1,500以上は整備されていると思ったんですけど、違うんですかね。

**市民部長（満永亮一君）** 今私が申し上げましたのは、新墓地で使用されているのが1,500ということでございまして、更に申し上げますと、先ほどに追加しますと、返還届け出がなされている墓地が306基、無縁墳墓

改葬公告を行った墓地が214基であり、合計1,510基は台帳整備が完了しておりますということでございます。

12番(川口幸義君) ということは今、令和元年ですからね。その永田墓地の皆さん、毎日管理しながら整備されていらっしゃるわけですから、それについては、トータルしたらもう、進み具合は何パーセントなんですか。あれからもう10年になるから、どこまで進んでいるのか、何パーセントなのか、進捗率ちょっと聞かせてほしい。

市民部長(満永亮一君) 墓地台帳の整備率が、5月1日現在で71.77パーセントということになります。

12番(川口幸義君) 今、部長は70パーセントを超えているとおっしゃるわけだから、もうそろそろじゃなくて、もう今年は、いわゆる墓地の検討委員会立ち上げる時期に来ていると思うんですが市長、どうですか。これについてお考えは。準備はなさっていると思うんですけど。

市長(朝山 毅君) 議員の今のお話については、以前から墓地についての一般質問等もございました。鋭意、無縁仏を含めて調査を進めておりますが、今7割、71パーセントということであります。後のことについて、どのような形で管理していくか、また、都会にいらっしゃる方、そしてまた、いろんな形で、近隣市町村においては共同墓地の案なども出てきております。そういう諸々のことを含めて、今後先祖の墓をどのようにした形で守っていくかということは、大変重要なことでもありますので、今後議員がおっしゃったお話も参考にしながら、御提言をいただきながら、適正な管理ができるような体制づくりを、今後検討して参りたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

市民部長(満永亮一君) 議員が今御質問の墓地検討委員会、これ仮称でございますが、につきましては、共同納骨堂の必要性、また、返還された空き墓地の活用方法、旧墓地の活用方法、年間管理料の徴収など、広く民間有識者の御意見を賜りながら、永田墓地整備の方向性を検討していただくということで設置するものでございます。

構成民間有識者は宗教界、葬祭業、民生委員、自治会代表、市議会、保健所など、民間有識者などの方々を想定しているところでございます。委員会の設置時期につきましては、墓地台帳の整備率が80パーセントに達するのを目処にということで、現在進めてはきておりますが、この80パーセントに達するのが本年の12月末ぐらいにはなるのではないかとこの見込みを立てているところでございます。

今後のスケジュールですが、まず、民間委員を設置する前に職員で構成します市内の検討委員会を先に立ち上げまして、その中で墓地検討委員会での人選とか協議事項の整理、そういったものをまずやってから、それから、墓地検討委員会の設置というふうに考えておりますので、その職員で構成する検討委員会の中で、開催時期についても早急にということで検討していきたいというふうに考えております。御理解よろしく申し上げます。

12番(川口幸義君) 検討委員会を立ち上げるということは、この目的は何ですか。最終の目的があるから検討委員会を立ち上げるわけだから、それについて皆さんがどのように認識していらっしゃるのか、ちょっとお答えください。

市民部長(満永亮一君) 目的といいますか、やはり、これまで数多く議員からも指摘されたように、永田墓地は非常に管理のほうがちよつとずさんであったということから、長期間かけて、今、土地台帳の整備を行ってます。土地台帳の整備を行って、また先ほど申し上げましたように、無縁墳墓とか、また置いたままになっている墓石の処理とか、そういったものを検討委員会のほうで協議していただいて、最終的には、永田墓地の健全といいいますか、適切な運営を図っていくというのが目的として進めているところでございます。

12番(川口幸義君) これね、最終の目的というのは、市の墓地を、やっぱり有料で使用者と契約をしなければ

ならん。そのために皆さんが一生懸命に取り組んでいらっしゃると僕は認識しているんですけども、それが目的じゃなければ、これはやる意味が何にもない。もう2,000近い墓地がただで何十年も使い放題、水道も使う、山水も市が山から引いてきて使ってもらって、こんなありがたい制度は世の中にないと思うんですけど、これについては、皆さんはそういう認識ありますか。

**市民部長（満永亮一君）** 今議員がおっしゃった使用料また年間管理料の件ですが、公営墓地を持つ県内の15市を調査した結果、永代使用料、一度だけ取る使用料が、奄美市を除く1回限りで、坪1,135円から8万5,000円の範囲で徴収しているということと、その年間の管理料というのは、15市のうちに南九州市は年間1,500円、また、曾於市は水道代として1回限りの1,030円を徴収しているということでございますので、やはり、議員おっしゃるように、管理をしていく上で資金は必要でありますので、管理料を取る方向といたしますか、そういったものを含めまして、その墓地検討委員会のほうで協議していただいて方向性を出したいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

**12番（川口幸義君）** 管理料という程度で、1,000円なのか1,500円なのか、それは検討委員会の皆さんで検討していただいて、そのようにしてやっぱり、台帳もしっかり引き継いで後継者にいけるような、やっぱりシステムを皆さんがつくらないといかんと。もう前の昭和40年ぐらいまでは、今は亡き津市長時代には、ちゃんと徴収いただいておったわけだから、それがいつの時代にか止まったという状況ですから、それは皆さんは整理するのは大変だと思うよ。行方不明もあれば、だから無縁仏に整理するとか、そういった費用も結構かかりますので、一生懸命取り組んで、厳しい財政事情だから、年間1,000円でも使用料をいただくという方向づけを持って整理を当たっていただきたいと思っております。これについては終わります。それでは、(2)平松自治会の集会所建設について伺いたいと思います。

**市民部長（満永亮一君）** 平松自治会の集会所建設ということでの御質問ですが、平松自治会は、やはり会員数が650世帯と、名瀬地区においても最も大きな自治会であり、自治会活動が精力的に行われていることも承知しているところでございます。

平松自治会からの集会所につきましては、これまで、平成19年に平松町自治会長から集会所建設の陳情書が提出されております。平成27年の平松町消防団待機所の建設計画の際には、通常時に待機所を集会所として使うという御提案をさせていただきましたが、面積などの点で御理解をいただけなかったという経緯もございます。

平松自治会には相当規模の集会所の必要性は必要であるというのは十分認識しているところではあります。今後、町内で自治会活動の拠点となる施設整備や土地の確保も含めまして議論を深めて参りますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

**12番（川口幸義君）** 部長ね、昔は鎮守の村と言ってね、集落の皆さんのよりどころ、何かの神社の高台で集まって、そこで交流を図る。平松地区については、今あなたがおっしゃったように650世帯以上、もう1,000人超えているわけ。この地域が一生懸命自治会活動、率先して取り組んでおるわけよ。ここだけが市が集会場の建設が、どういうわけか、なかなか前に進まない。市長もちゃんと念頭に置いておると僕は思って今聞いているんですけども、土地はありますよ。土地は開発公社が持っている土地が2,000坪以上あります。それから、購入する気があれば、奄美交通の車庫も1,000坪空いています。いつでも売りますよとおっしゃっている。

だから、やっぱり自治会活動を活発にするということは奄美市の活性化になるということ、基本、村については昔からね、もう大昔から、ちゃんとそういった公民館とかそういうのがあったわけですよ。平松の場合は埋め立てをして、公有水面を埋め立てをして、当初やはり自治会、つくらなければいかなかったんじゃないですかね。当然、人が集まる場所が必要だと思うわけだけど、そういったものをひっくるめて、何とか皆さんが幾らかでも、資金が、誘い水が、平松はお金ありますよ。

市長、ちょっとこれについて、市長の声を一言聞きたいんですが、平松はお金あるんです。幾ら積み上げれば奄美市が前向きに取り組むのか、ちょっとお聞かせ願います。

**市長（朝山 毅君）** 平松自治会並びに平松地区に住んでいらっしゃる方からも同様のお話を近年、最近伺ったことがございます。650世帯、1,000人近くの住民がいらっしゃる。しかも、お互いの連携をしっかりと育みながら、自治会活動もなさっていらっしゃるということはよく存じ上げているつもりです。そういう方々が一堂に会して、信頼を更に育みながら、地域の活性化に向けて共同で集まる場所というのがない、乏しいということでございます。

このことについては大変肝要なことでありますので、地域実態を更に把握しながら、地域の皆さんの声をしっかりと受けとめて検討して参りたいと考えておりますので、しばらくの時間をいただきたいと思っております。

**12番（川口幸義君）** ありがとうございます。市長がしばらくということはね、もう間近だと僕は理解しておりますので、ひとつ市長、積立金もあるそうですから、市長の恥かかない程度の資金はあると思いますので、ひとつよろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

それでは、これについてはありがとうございました。

それから、(3)の屠畜場建設についてと、この中身は12月の議会で皆さんが報告するとおっしゃるんですから、その前に、その建設予定地については、集落の皆さんと皆様方がどのように説明責任を果たされたのか、それは聞くことができると思いますので、よろしくお願ひします。

**市民部長（満永亮一君）** それでは、食肉センター建設についてでございますが、現在の奄美食肉センターは昭和47年に供用開始され、既に46年が経過しております。本島内で瀬戸内町にある食肉センターも同様に耐用年数を経過していることや、豚、ヤギは奄美大島における未来へ継承すべき食文化であるということなどから、平成27年7月に奄美大島屠畜場あり方検討委員会を立ち上げ、5市町村で検討し、承諾を得て、5市町村での取り組みとして、大島地区衛生組合において建設準備を進めているところでございます。

今年1月に機器メーカー選定のプロポーザルを実施しまして、建設後の維持管理等も含めた提案をしていただき、メーカーの選定を行ったところでございます。その後は本来の建設目的の趣旨に沿うような、コンパクトで省力化の図られる適正規模の施設建設に向け、選定した機器メーカーや関係機関と協議を重ね、調整を図りながら作業を進めているところでございます。

食文化の継承、観光資源として奄美大島になくてはならない施設でございます。5市町村が一丸となって取り組んでいる事業でございますので、構成市町村の負担とならぬよう、補助金なども含めて協議を重ね、建設につなげていきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願ひいたします。

建設予定地、その場所を決めるあり方検討委員会その他等で、場所を5市町村で決める際には、地域集落に説明会を2度行って、コンセンサスといえますか、承諾を得られたものという判断をしているところでございます。

**12番（川口幸義君）** ありがとうございます。集落の皆さんには、十分皆様方が説明をなされて理解が得られたと、そのように伺いましたので、ひとつ立派な屠畜場建設を期待しておりますので、頑張ってください。

終わります。ありがとうございました。

**議長（師玉敏代君）** 以上で、自由民主党 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。14時45分再開いたします。（午後2時25分）

○

**議長（師玉敏代君）** 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 西 公郎君の発言を許可いたします。

**15番（西 公郎君）** 皆さんこんにちは。自民新風会の西 公郎です。

一般質問に入ります前に、若干所見を述べさせていただきます。

去る日曜日、6月16日、市民清掃日でありましたが、近所の方に呼びとめられまして、給食センター再開によって、葉物野菜の価格が半減していると。そうですかと。これはいずれ起こり得る問題であったなと思っておりますが、この問題は次、追いかけていきたいなと思っております。その高齢者の農家いわく、2月、4月、6月、8月、10月、12月と、年金月以外に計画的に葉物野菜をつくっていると。それで生活の足しにしている状態であったということでありました。こういう状況が続くと、生産者が少なくなるよねと。原価がとれないという話でありましたし、そこらあたりは、私がかねて申し上げたとおり、住用、上方、下方、古見方で契約農家にすべきであったなあと思っているところでもあります。この問題は、いずれまた追っかけていきますけども、もう1点、議会決議をしようとしなないという中、議会活性化委員会におかれましては、基本計画構想等々の議論がなされていると思っております。ぜひ、何らか最低限は議会決議がないと、そのまま通すわけにはいかないなあと思っておりますので、委員長初め委員の皆さんに大いに期待しているところでもあります。

さて、問1、会計年度任用職員制度についてであります。1番の本市における基本的な方針については、明日の三島議員の質問でもかぶってましたんで、そちらにお願いをし、私は2番の特別職非常勤職員、嘱託員、駐在員に対する本市の見解からお聞きいたします。

次項の質問については発言席にて行います。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**総務課長（三原裕樹君）** それでは、お答えをいたします。

今回の法改正によって、特別職非常勤職員の一部について任用が厳格化されることによって、会計年度任用職員に移行、あるいは見直しによって廃止されることとなります。法施行以降も、引き続き、特別職非常勤職員となる職種は、国のマニュアルにおいて限定列挙され、学校評議員や産業医などに限られる見込みでございます。

嘱託員、駐在員も検討対象の特別職に該当するところであり、現在、その取り扱いについて検討をしているところでございますが、いずれにいたしましても、大きな制度改正でございますので、国から示された事務処理マニュアルに基づき、遺漏のないよう進めて参りたいと存じます。

**15番（西 公郎君）** 次に、（3）の本市事業団、社団法人、財団法人ですか、等々に関する見解をお伺いいたします。

**総務課長（三原裕樹君）** まず、今回の制度につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によるものでございますので、これらの法律が適用されない団体につきましては対象外ということになります。その一方で、公益性が高く、各種事業において本市と連携をしている団体におきましては、市の任用と類似する任用の処遇等については、一定程度バランスを図る必要性が想定されるところでございます。いずれにいたしましても、まずは本市の任用について、しっかりと個別に検討を進めていくことが重要と考えているところでございます。

**15番（西 公郎君）** 確かに、対象外になるのはわかっていますが、対象外なら対象外で、他にできる方策はないのか。例えば、時間給の見直しを行うとか、そこらあたりもぜひ、これを、来年の4月以降を見据えて、同時に検討していただければと思っております。

次に、（4）の財政的な予算についての見解をお示しいただきます。

**総務課長（三原裕樹君）** 会計年度任用職員制度導入に伴う財源措置につきましては、国会においても質問がなされております。政府の答弁といたしましては、各地方公共団体の対応などについて調査を行う必要があると考えており、地方公共団体の実態なども踏まえつつ、地方財政措置についてもしっかりと検討して参りたいとの答弁でございました。

今後、個別の任用検討を進めるに従って、本市における所要額も明らかになって参りますが、いずれにいたしましても、9月議会の条例提案を目指して、国の予算案決定時期に向けて作業を進めて、財源の確保に努めて参

りたいと考えております。

15番(西 公郎君) 次に、期末手当等についての見解ですが、出すことができると。出さなければいけないではないわけで、そこらを本市としてはどのように認識をしているのか、お伺いをいたします。

総務課長(三原裕樹君) 会計年度任用職員制度における期末手当につきましては、法施行後の期間についての支給となり、任用期間が6カ月以上となることが必要とされております。具体的な支給割合などにつきましては、常勤職員との均衡等を踏まえて定めることが適当とされている他、制度設計については、段階的な導入が許容されているところであります。

本市の検討状況につきましては、個別の任用状況に応じて進めているところでありますが、いずれにいたしましても、財政状況や特殊要因等を踏まえた運用によって、多様化する行政サービスの需要に対応できることを念頭に準備を進めるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

15番(西 公郎君) 次に、今後9月上程であれば、いろんな労使交渉も含めてあるのかなと思っております。非常勤職員は、恐らく職員組合に加入してないと思っておりますし、そうなった場合に、じゃあ労使交渉は、窓口がどこになるのかというのは、恐らく職員組合が窓口になるのではなかろうかと思っております。現時点で、職員組合と当局側の打ち合わせがなされたかどうかについてをお伺いをいたします。

総務課長(三原裕樹君) 職員組合等につきましては、団体交渉の中でこの制度導入に当たっては協議を進めるということで、確認をさせていただいております。

今回の法改正のちょっと背景を簡単に説明いたしますと、地方公務員の臨時非常勤職員が、やはり地域ニーズの高まりによって増加している現状の中で、教育であったりとか、子育て分野であったりとか、さまざまな分野で地方行政の重要な役割を担っているということですので、そういう意味で適正な任用、それから勤務条件を確保するという点での法改正ですので、いい方向に改正できる改正だと理解をしております。

15番(西 公郎君) 私もこれを非常に期待をしているんですね。なぜかと言うと今、市民所得で260万円前後ですか、こちらから向こうに座っている方々は押し上げている方々であります。やはり、本市が模範となり、一般企業にも広く浸透しなければ、市民所得というのは上がらないと私は思っています。ぜひですね、そこを奄美市がリードして、ぜひ底上げを図るような策を、模範となるような策を行うべきだと思っております。本当にこれは真剣に検討していただければと思います。

次に、農業行政についてをお伺いいたします。

(1) 今年におけるタンカン、スモモの生産量についてお伺いします。

農林水産部長(山下仁司君) 質問の聞きとりの中で、過去3年間の推移ということをお伺いしておりますので、過去3年間のタンカン、スモモの生産量についてお答えしたいと思います。

奄美市におけるタンカンの生産量の推移としましては、平成28年度産は約879トン、平成29年度産は約560トン、平成30年度産につきましては、約463トンで、昨年度と比較して97トンの減少となっております。

また、スモモの生産量につきましては、平成29年度産が45トン、平成30年度産が約43トン、今年度産につきましては、現在出荷中ということでございます。ただ、今年度産の見込みについてですけど、スモモの樹勢、また実のつき具合などを見ますと、生産量は大幅に落ち込むものと見込んでおります。

15番(西 公郎君) 次に、昨年襲来した台風24号の影響についての見解をお伺いいたします。

農林水産部長(山下仁司君) それではお答えします。

平成30年度のタンカン及び今年産のスモモについて、台風24号の影響についてお答えしたいと思います。

昨年9月30日に奄美大島を通過しました台風24号は、奄美市において最大風速40メートル、最大瞬間風速52.5メートルと猛烈な風を観測し、農作物や農業用施設、ハウスなどに多大な被害をもたらしております。タンカンにおいては、強風による落果や枝の折損、倒伏といった直接的被害の他、潮風害や病気などの被害が発生し、生産量が減少したものと考えております。

また、今年産のスモモにつきましては、着果量が少なく、記録的な不作と言われておりますが、着果量が少ない原因としまして、台風24号の影響で落葉した上に花が狂い咲きし、その後、暖冬の影響を受け、樹木が十分に休眠できずに衰退したことが着果量の減少を招いたものと考えております。

このような、奄美大島は台風の常襲地帯であることから、台風対策なくしては農業は成り立たないと考えております。今後も農作物の台風対策マニュアルに沿った指導を行い、周知を図って参りたいと考えております。

また、農業においては、自然災害等による不慮の事故によって受ける、ことのある損失を補充する農業共済制度や、自然災害だけでなく、価格低下などを含めた農業経営全体の収入減少を補填する収入保険制度など、国の公的救済制度がありますので、大島農業共済事務組合や関係機関と連携をとり、引き続き、加入促進を図って参りたいと考えております。以上です。

**15番(西 公郎君)** 私も3月に専業農家の人とちょっとお話しする機会がありましてね、専業農家の方の見解としては、長浜の沖防波堤の塩害の被害だという認識を大いに持ってますね。

今までかつて、本茶の奥までに潮風がかかったことはなかったと。今月から復旧工事も始まるようですが、農家の方々は人災であるという認識を持っております。沖防波堤は確かに波を防ぐ。それは分かります。がしかし、ある程度高波を軽減するような構造、その方もちょっと国交省ともお話しして、いろんな工法があるというのは回答はもらったと言っていますが、やはりそういった状況を、本市としてもどこまで大島支庁、国交省にお話しできるか分かりませんが、それが奄美の農業の現状であると。これは、長浜沖防だけの問題じゃなくて知名瀬の潮風の問題、龍郷の嘉渡の潮風の問題と。やはり、そこらあたりの農政に与える影響というのは大きいわけで、そこらあたりも、各町村でいろんな検討をしながら、工法についても見直し等々の発言もしてもらいたいなあと思っております。

次に、(3)小湊地区における農業基盤整備事業についての見解をお伺いします。

**農林水産部長(山下仁司君)** それでは、古見方地区における農業整備基盤事業についてお答えします。

古見方地区は農地面積約185ヘクタールで、旧名瀬市の時代から農業振興地域として、県営事業等による土地改良事業を実施して参りました。また、昭和46年度から昭和55年度に、大川ダムの整備に伴いいち早く農業用水の整備を行い、農業振興を図っているところです。近年では、研修センターで実施しております農業施設研修を修了した新規就農者を中心に、カボチャや施設等でのパッションフルーツの栽培、更に、肉用牛の大規模経営などが展開されております。一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足等により農業離れが進行し、耕作放棄地が増加している現状でございます。

このような中で、農業用水管の老朽化が著しく、耐用年数が近づいていることから、農業用水管の更新や基盤整備の事業導入に向けて現在、地権者等の調査を行っているところです。また昨年度、集落の代表者、地元の農業経営者や行政職員等で構成する古見方地区営農計画検討委員会を設立し、今後の地域の農業に関する検討を重ね、古見方地区の営農計画を作成したところでございます。今年度は6月以降に古見方地区の各集落において、今回作成した営農計画の説明や耕作放棄地解消に向けての制度説明会を実施する予定でございます。

このような取り組みの中で、古見方地区の営農計画の推進を図り、地域住民や地元農業経営者の意見等を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、農業基盤整備に努めて参りたいと存じます。御理解を賜りますようお願いいたします。以上です。

**15番(西 公郎君)** 昨年、検討委員会が立ち上がったというのは非常に大きなことかなと思っております。

私もあの地区を再生させるには、農業が一番理想であろうと思っております。今後、おがみ山掘削が始まって

くると、向こうのずりを残土処分場に運ぶか、または、近場の古見方のかさ上げに利用するとか、いろんなことを考えながら、やはり、もちろん、地権者同意は絶対必要なことですが、そういった長期ビジョンの中で、農政としても、古見方地区の振興をぜひ図っていただけるようお願い、要望をしておきます。

次に、3番の水産業振興についてであります。

まず、この4番目の離島漁業再生支援交付金事業についてを説明を求めます。

**農林水産部長（山下仁司君）** それでは、離島漁業再生交付金についてお答えをします。

離島漁業再生交付金とは、本土に対し、条件不利性のある離島漁業の振興を図るための交付金であり、本市においては、事業の実施主体となる漁業集落は名瀬、住用、笠利の3集落となります。

交付にあたり、各集落において5年の集落協定を締結しております。集落協定の内容は漁業の再生等に関する話し合い、漁場の生産力の向上に関する取り組み、漁場の再生に関する実践的な取り組み及び新規就業者の確保を実施することにより、地域漁業の活性化を図るとともに、集落の漁業生産活動によって発揮される多面的機能が確保されるよう、関係者が一致協力して、5年間に取り組むべき事項について定めております。

その具体的な取り組みの一環として、交付金を活用し藻場造成、種苗放流、サメ駆除や密猟監視等の取り組みが行われております。令和元年度の事業費は、奄美市全体で1,327万8,000円、このうち、名瀬漁業集落が419万8,000円、笠利漁業集落が556万4,000円、住用漁業集落が351万6,000円となっております。以上です。

**15番（西 公郎君）** じゃあ、このトータルの予算的には1,300万円前後でという考えでよろしいですか。

じゃあ次に（1）に戻りまして、シラヒゲウニ種苗生産についてをお伺いをいたします。

**農林水産部長（山下仁司君）** それでは、御質問のシラヒゲウニについて説明をいたします。

シラヒゲウニにつきましては、現在、急激に個体数が減少しております。過去5年間の水揚げ量で申しますと、1本360グラムの瓶の個数で換算して、平成26年度が1,361本、平成27年度が1,542本、平成28年度が508本、平成29年度が3本、昨年の平成30年度が0本となっております。シラヒゲウニへの取り組みといたしましては、平成27年度までは離島漁業再生支援交付金により種苗放流を実施しておりました。しかしながら、平成28年度以降は、鹿児島県水産技術開発センターにおいて種苗生産が終了となり、種苗調達ができなくなったため、放流を行っておりませんでした。平成30年度から公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会が種苗生産技術を継承して生産を行っております。令和元年5月末から6月中旬にかけて、龍郷町、大和村にて種苗5,000個を配布し、中間育成を行った後、放流する予定となっております。あと、本市においては今後、笠利地区漁業集落が種苗50個を譲り受け、試験的に中間育成を行う予定となっております。また、今年度はシラヒゲウニ種苗3万個が生産をされ、各群島内の各漁業集落に配分される予定ですが、今回放流した地域からの情報提供を受けながら、効果的な放流方法を模索していきたいと考えております。以上です。

**15番（西 公郎君）** 次に、藻場造成についての予算措置等についての見解をお伺いします。

**農林水産部長（山下仁司君）** それでは、藻場造成についてお答えいたします。

藻場が多くの水産物の生活を支え、産卵や幼稚魚に育成の場を提供する他、水産物の餌となり、また、海水の浄化に大きな役割を果たしております。藻場再生に向けては、離島漁業再生支援交付金事業を活用し、各地区漁業集落で様々な取り組みを実施してきたところです。

各地区における30年度の生産額は、名瀬地区漁業集落が36万7,000円、住用地区漁業集落が37万4,000円、笠利地区漁業集落が22万9,000円でございます。また、令和元年度予算額は、名瀬地区漁業集落が16万円、住用地区漁業集落が4万9,000円、笠利地区漁業集落は4万6,000円となっております。3地区漁業集落においてそれぞれ異なる取り組みを実施し、その効果検証が行われた後、情報共有を行い、より有効な取り組み方法の模索を行って参ります。

各地区の取り組みとしましては、名瀬地区では、フロート型の藻場ゲージを2基設置し、順調に育成をしていることを確認しております。この方法のメリットは、海面表層部分に設置しているため、状況確認、修繕等が容易に行え、網に囲まれているため、食害も受けずに光合成の面で有利であることです。

住用地区においては、人工海藻を5基設置しております。このように、メリットは自然環境に左右されない長期安定した生物の生息場を提供できることです。笠利地区では、沈下型の藻場ブロックを4基設置しております。このブロックは、漁業者により容易に設置できるものであり、安価に購入でき、また全国各地に投入実績がございます。このように、表層型、沈下型、人工海藻の3種類の取り組みを行っておりますので、まずはこれらの検証結果を把握、精査した後、今後、より効果的な方法を検討したいと考えております。以上です。

**15番(西 公郎君)** 今年度予算でも、トータルすると25万円弱なんですよね。藻場造成に関しての予算というのは、離島再生支援交付金の1,300万円の予算の中の25万円、それは笠利、住用、名瀬、3カ所でのトータルの予算なんです。これは間違いありません。私にしたら、その予算で効果を検証して、これ待たなしの状況であると私は認識しているわけです。31年度、これ市政方針、予算編成の概要、この中でも、種苗放流、藻場造成など、藻場の生産力向上や加工品製造、魚食普及を初めとする実践的な取り組みを行う漁業集落などを支援して参りますと謳ってあるんですよね。謳ってあって、予算上では25万円の予算しかつけていないというこの現状なんです。

**農林水産部長(山下仁司君)** 議員おっしゃるとおりなんです。平成30年度は、先ほど言いました約100万円弱の3地区合計で実績がございます。確認をしたら、各漁業集落の予算の計画の中では、今さっき言った、3つ合わせて25万円ですかね、挙げてあるんですけど、30年度のこの藻場造成の検証をして、どの地区が藻場造成に最適な方法であるかというのを検証した後に、漁業集落の各地区の予算の範囲内で、増減があるということで、まだ増やせるということなんで、そういうことです。

**15番(西 公郎君)** 確かに、住用だったと思いますがイカシバ投入、産卵のためのイカシバでしょうね。その予算は、単体で恐らく40万円弱あったはずですよ。だからこれ、そこらあたりの配分を検証しながらどうやっていくかということが非常に大事なことなんです。

ウニを幾ら放しても、餌がないところで成長するか実験しましても、よく意味がわからんよなと私は思っているわけだ。それで必要なのが藻場造成である。そら、だれが考えてもそうですよね。食物連鎖だから。そこらあたりを真剣に考えないと、果たして「やります、やります」言っても予算はこう「検証します、検証します」。

最近、奄水協総会でもね、ちょっといろいろやっとうようですけど、私に言わせると遅い。こうなるのは目に見えていたことなんです。これもいわば人災であると思っている。その意識は、行政とこっちは違うかも分かりませんが、なぜ私がこれをこだわるかという、この5月15日に全郡議員大会が龍郷町のりゅうゆう館で行われまして、そのときの奄美市の議案、提案は各代表者会議の中で「これをやりましょう」とごり押ししたところもありました。だけど、今やらなければいけない問題だと思っただけの奄美市提案であります。それは、提案したからには、我々議員も責任がありますよ。出すだけだったらこれ、だれでもできますわね。出して検証して復活させる、その責任が我々奄美市議会にあるんです。

もっと先を見据えて言うと、世界自然遺産登録になりますよ。恐らくなるでしょう。そうした場合に観光客、今、民宿とかも結構できてきています。そこで、宿泊している方に奄美の文化を味わってもらいたいと思っただけですよ。海でウニをとって、そこで割って試食してもらおう。そういう奄美の観光の体験型の1つにしてもりたいと思っただけですよ。

水産業も今度、編成で農政に移ってきましたけども、観光とそこらあたりは全て一体化で考えないといけないんです。移したからもう商工観光部は関係ありませんよじゃ困る。だって、パッケージツアーに乗っければいいだけの話でしょ。そういったツアーに乗っければいいだけの話。私はインパクトがあると思っただけですよ。商工観光部長。乗せるべきなんだ。だから、早く奄美の海を復活させないといけないんです。奄美市が率先して各町村に、もう頑張っ、追っ随してきますよ。そういう観光を見据えて、ずうっとこの問題を追っかけているん

です。いや、それがなくても奄美の観光はいきますよだったらそれでもいいでしょうね。そこらあたりを本当、観光としても見据えておかなければいけないんです。ぜひ、そういった意味でこの問題をまた追っかけていきますけども、ぜひ、予算面もいろんなことで、失敗して当たり前の話なんです。最初から成功するわけがない。それは、水温の問題が今、一番あるでしょう。だから、藻場造成をちゃんとやるのが大事だと言っているだけなんです。

じゃあ、次にいきます。

(3) スジアラ等種苗生産についての予算措置についての見解をお伺いします。

**農林水産部長（山下仁司君）** それでは、スジアラの種苗生産についてお答えします。

スジアラの種苗生産につきましては、鹿児島県水産技術開発センターや公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会等で生産された種苗を離島漁業再生支援交付金事業を活用し、各漁業集落が買い付け、放流を行っております。

平成30年度の生産額としましては、名瀬地区漁業集落が38万1,000円で、スジアラ2,000匹を放流しております。また、令和元年度予算額は、名瀬地区漁業集落が35万円、住用地区漁業集落が38万円となっております。名瀬地区においては、スジアラ2,000匹、住用地区においてはスジアラとシマアジをそれぞれ1,000匹ずつ放流する予定としております。今後とも県水産技術センターからの助言等を参考にしながら事業実施に努めて参りたいと考えております。

**15番（西 公郎君）** 奄美の周りは海ですよ。されどウニはなし。今後、奄振でも、そこらあたりは予算配分とか力入れるでしょうが、瀬戸内でもいいですよ。種苗生産なんてここでさせりゃあいいだけの話で、そういうのも見据えてやらないと、全てを鹿児島に頼りつつあって、向こうがやらなくなったら、またゼロに戻るの考えられることなんです。ぜひそういった、まずは本島でいいでしょうけど、そういった議論をやって、ぜひ水産業振興に力を入れていただきたいと思います。

じゃあ次に、4番の国民体育大会について、(1) 国体相撲競技プレ大会への進捗状況についてお伺いをいたします。

**教育部長（福長敏文君）** それでは、第58回全国教職員相撲選手権大会、これは来年の「燃ゆる感動かごしま国体相撲競技」のリハーサル大会等兼ねております。この進捗状況を御説明いたします。

令和元年8月18日日曜日に、奄美市住用町の奄美体験交流館におきまして開催されます。現在、各都道府県相撲連盟に対し、最終の参加意向を調査を実施しているところでございます。3月末の第1次調査では15チームが参加意向を示しております。リハーサル大会に伴う役員など、来島者につきましては、公益財団法人日本相撲連盟を初め、近県の相撲連盟や鹿児島県相撲連盟役員、次年度以降開催予定の三重県・栃木県実行委員会を含め、約130名を予定しております。

奄美市実行委員会といたしましては、来島される監督、選手、役員の方々を心温まるおもてなしで迎え、宿泊や輸送交通につきましても、万全の体制を計画しております。また、本大会が来年度の国民大会の礎となるよう、財団法人日本相撲連盟、燃ゆる感動かごしま国体実行委員会、鹿児島県相撲連盟、地元関係者と連携を密に行い、両大会を成功に導けるよう準備を進めているところでございます。

**15番（西 公郎君）** プレ大会ですから、参加チームは現状15チームということですよ。締め切りはまだ今月末まであるんですかね。恐らく、47都道府県で、もっと倍以上は増えてくるかなと思いますので、ぜひ、締め切りまでには15で終わらない可能性が高いかなと思いますし、ぜひ、来年の国体に向けての、本当にある意味、奄美市の力が試されるところでありますよ。ぜひ来年の国体に向けて、万全の体制で準備方、盛会で終わることを祈念しておきます。

次に、5番目の奄美市民の歌制定についてであります。

(1) 制定へのプロセス等についてお伺いをいたします。

**教育部長（福長敏文君）** それでは、お答えをいたします。

合併後13年目を迎え、懸案でございました市民の歌の制作に、今年度から取り組んでいるところでございます。制定までのスケジュールでございますが、市民歌の制定方針や歌詞の選定方法などを協議し、決定していただく奄美市民歌制定委員会を7月中に立ち上げたいと考えております。制定委員のメンバーといたしまして、地域協議会や芸術文化団体からの代表者、また、公募による市民代表や高校生などをお願いしたいというふうに考えております。

なお、市民代表の公募につきましては、議員のほうも御承知のとおり、6月号の奄美市だより、それからホームページ等にて掲載をしているところでございます。この委員会では、制定方針などが決まり次第、歌詞の選考や楽曲の作成などに順次取り組んで参ります。できましたら、今年度中に楽曲の完成報告ができるよう進めて参りたいと今、考えているところでございます。

**15番（西 公郎君）** 私たちが生涯学習開講で笠利へ行ったり住用へ行ったりさせてもらうとこありますけどね、笠利では笠利町歌を合唱されていますよ。住用へ行ったら住用村歌をスタート時に歌っていますよ。本市がちょっと、非常に一生懸命というか、この歌にける思いがあるなあと感じているところなんですけど、教育長、何かこの制定についての思いがありましたらお伺いをいたします。

**教育長（要田憲雄君）** 全国全ての小学校、中学校、高等学校、大学には校歌があります。それぞれの市町村にも市民の歌、町民の歌、村民の歌があります。鹿児島県には県民の歌というのも制定されております。旧名瀬市は昭和33年に合併10周年を記念して、名瀬市民の歌が制定されました。これは三界稔先生作曲、西田功先生作詞で十数年前まで皆さんに親しまれて歌ってきました。

奄美市は、先ほど部長から話がありましたように、合併して13年が経過したところです。ちょうど潮時だなどという思いもありますし、市民から待望の声も聞かれております。市長さんからも、せっかく制定するんだから、後世に残る極めて高尚なすばらしい歌をつくってほしいという指示もいただいておりますので、世界自然遺産登録も間もなくです。奄美市のシンボルとして、奄美市の未来につながるような、雄大で壮大な、しかも、市民の皆様が気軽に歌えるような、そして親しまれるような誇り高い奄美市民の歌を制定するように努力をしたいと考えております。

**15番（西 公郎君）** ぜひ、いい選考をなされて、奄美市の後世に残るような市民歌をつくり上げていただきたいと思っております。

次に、6番目の道路行政についてであります。

(1) 陸上自衛隊駐屯地案内標識作成について、本市の見解をお伺いします。

**総務課長（三原裕樹君）** それではお答えいたします。

国道や県道、また市町村道など、道路全般にわたる工作物の設置につきましては、まず第一に、交通の安全確保が大前提でございます。そのことを踏まえた上で、道路の管理上、必要な標識などにつきましては、道路管理者の責任において設置されるものと考えております。

したがいまして、今回の案内標識等につきましては、まずは交通の安全確保など、道路管理上の問題をクリアする必要があります。その上で、今後、案内標識設置の要望等がございましたら、各道路の管理者と協議の上、検討をして参りたいと考えております。

**15番（西 公郎君）** 前回お見えいただいた佐藤正久外務副大臣からの、僕らに与えられた宿題なんですけどね。

懇親会での話でしたが、ないよねと。何とかしなければいけないよと。その件で、恐らく県との協議も必要でしょうよ。また、防衛局との調整も必要になってくると思いますよ。向こうがどういいう見解を出すのか分かりませんが、それがあって今回、私はこの質問をあえて出して参ります。今後、本市も基地周辺整備事業費の獲

得に向けて、本腰を上げていかなければいけない時期だと私は思っています。そういった意味で、本市のいろんな面で、やっぱりそういった要望等は極力叶えることが本市のために、将来的に私はなっていくもんだと思っていますよ。ぜひ、関係機関との調整を行って、県との調整も必要ですよ。それと防衛局との調整も必要です。ぜひ、朝日側に2カ所から3カ所は必要かなと。大熊側にも1カ所は必要かなと思っていますし、龍郷からも必要ですね。そういう意味で、いろんな今後の展開の中で、やっぱり本市が前向きに対応することが、いろんな整備事業費での還元が考えられるわけですから、そういったことを踏まえながら対応していただければなと思っています。

6月2日に大浜の道路行政に関連して、所見ですけどね、6月2日夕方5時半過ぎでしたね。大浜の峠が崩れたのは、日曜日だったんですね。そこから本市の土木に連絡を入れさせていただきました。休みの日で現場の平松、その近辺の職員を派遣させると、確認するというので、大島支庁もその日の夜7時半には前に警備員を立てて、ある業者を、片側通行をお願いしたと。片側通行の対応まで非常に早かったと思っています。

昨日も新潟、山形で震度6強、6弱の地震が起こっております。私が言いたいのは、災害は本当にいつ起こるかというのはわからない話で、夜間に起こる場合もあり得ますよ。休日に起こる場合もあります。やっぱり、本市の危機管理体制を、総務課長、再度構築して、やはり、いざというときに関係機関、警察ですし、自衛隊ですし、海保も状況によってはあるでしょうね。そこらあたりの連絡体制をしっかり確保して、初動である程度減災に備える、そのための自衛隊配備でもありますし、そこらあたりの関係をもっと持っていて、本市市民の安心・安全のために努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

ちょっと早口で私の質問は終わりましたが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（師玉敏代君）** 以上で、自民新風会 西 公郎君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。（午後3時36分）

第 2 回 定 例 会  
令和元年 6 月 20 日  
(第 3 日 目)



6月20日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
23 番	橋口 和仁 君	24 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 課 長	三 原 裕 樹 君
企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君	財 政 課 長	國 分 正 大 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	平 田 宏 尚 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
市 民 協 働 推 進 課 長	佐 野 早 苗 君	環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君
市 民 課 長	寿 山 一 昭 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君	保 護 課 長	保 金 満 君
高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君
農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君	農 林 水 産 課 技 術 調 整 監 ( 笠 利 )	平 井 東 君

6月20日(3日目)

建設部長	橋口 義仁 君	建設部参事	平山 光二 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	土木課長	保浦 正博 君
都市整備課技術 調整 監	川井 順賢 君	上下水道部長	藤山 浩俊 君
下水道課長	里 嘉郎 君	下水道課技術 調整 監	里 則人 君
水道課長	吉 郁也 君	教育部長	福長 敏文 君
教育委員会総務 課長	徳永 恵三 君	学校教育課長	元野 弘 君
文化財課長	久 伸博 君	地域教育課長 (笠利)	南 三知子 君
農業委員会事務 局長	用 稻 工巳 君		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

8番（大迫勝史君） 議場の皆様、おはようございます。公明党の大迫勝史です。令和元年第2回定例会、そして、私としては新議場での初めての一般質問となり、いささか緊張しております。当局の皆様におかれましては、傍聴の方々並びに市民が分かりやすい言葉遣いで明瞭な答弁をお願いいたします。

6月18日の夜、北陸・東北地方を襲いました地震では、人的な被害は昨日の時点で28名の方がけがをされ、酒蔵や住宅家屋等の被害は甚大であるようです。被災された方々には謹んでお見舞いを申し上げます。今、地球上で起こっている地震の20パーセントは、日本国内で起こっているようであります。我々も日々、決して油断することなく、防災・減災に関する備えを怠ることなく取り組んでいきたいと思っております。

質問の前に、少々所感を述べさせていただきます。昨日、先輩議員の崎田議員から安倍政権への痛烈な批判がありました。連立与党の一翼を担う公明党の地方議員として、悪いことばかりではなく、消費税率アップに際し、公明党が与党の中で尽力した成果の一部を紹介させていただきまして、一矢報いたいと思います。まずは自民党や財務省が頑なに反対していた軽減税率の導入は、大きな成果の1つであり、税と社会保障の一体改革と、プラス教育格差を是正する子育て支援策も多方面より評価をいただいております。幼児教育の無償化、私立高校の実質的無償化、また来年度から始まります高等教育の無償化では、大学等への進学希望者への授業料・入学金免除と給付型奨学金との組み合わせにより、生活費を援助することにより、経済的な原因で進学を諦める事態を排除する制度であります。また、10月から始まります低年金生活者へは月額5,000円を上乗せ、年6万円を恒久的に支給する年金生活者福祉給付金制度の創設、0歳から2歳児を持つ子育て世代や非課税世帯へのプレミアム商品券の発行、クレジットカードでのキャッシュレス決済へのポイント付与、自動車購入や住宅購入時の税制優遇措置、住まい給付金の拡充、保育士・介護人材の処遇改善、リカレント教育、高齢者雇用促進等の人づくり革命の政策等、また防災・減災など多岐にわたるものであります。管理職の皆様、政党機関紙は赤旗ばかりとするのではなく、日刊公明新聞もぜひ購読して勉強していただくようお勧めをいたします。年金のことも言われました。年金だけでは老後の資金が2,000万円不足するとの金融庁審議会の報告書が出て、野党もマスコミも年金制度についていろいろと批判をしていますが、今回の金融庁の報告書は、人生100年時代を見据えて、高齢社会における資産形成・管理について有識者の考えをまとめたものです。報告書は、総務省の家計調査の結果に基づく単純計算で、主に年金収入に頼る高齢夫婦無職世帯が月5万円、30年で2,000万円の赤字であるかのように表現しています。しかし、高齢者の生活は多様であり、それぞれの状況に応じて異なるため、全ての世帯が2,000万円足りなくなるわけではありません。また、一般的に高齢者世帯の家計は、公的年金を柱に、貯蓄、退職金といった金融資産の活用や就労などにより賄われています。こうした現実を十分踏まえることなく、単純計算で30年で2,000万円の赤字であるかのような報告書の記述は、国民の誤解や不安を広げる不正確な表現です。したがって、政府の正式見解ではないとしています。金融庁も6月14日に衆議院財務委員会での席上で、配慮が足りなかったと謝罪をしています。また、貯蓄や資産のあり方を含めた人生100年時代の過ごし方の問題と、年金制度の100年安心は別次元の議論です。今回の報告書を捉えて、野党は100年安心の年金制度を声高に批判していますが、全くの的外れです。公明党の主導で2004年に実現した年金制度改革は、

公的年金が将来にわたり老後生活を支える柱として機能するよう、100年間の収支でバランスをとる仕組みを導入したものです。改革では、現役世代の負担が重くなり過ぎないように保険料の上限を固定し、その範囲内で給付水準を調整するマクロ経済スライドを導入。更に、基礎年金の国庫負担分を3分の1から2分の1に引き上げ、年金積立金160兆円を100年かけて取り崩すこととしています。給付水準は、現役世代の平均手取り収入額との比較で50パーセント以上を確保すると法律に明記をしました。この仕組みによって現在も年金制度は揺るぎなく運用されており、所得代替率は60パーセント程度です。ただ現役世代に低収入だったり、国民年金のみの加入だった人など、年金額が少ない高齢者への支援は必要です。先ほども申しましたが、年金生活者支援給付金が上乘せされる予定です。また、厚生老齢年金受給者対象者が定年後も働いている場合、年金の支給額が減額されたり、収入によって年金が全額支給停止になる在職老齢年金制度を廃止することが公明党の主導で動き出し、厚労省内で最終段階に入っています。野党は、夏の参院選が近づく中、鬼の首をとったかのように年金問題の争点化を狙い、報告書問題に事寄せて、100年安心はうそだったなどと批判しています。しかし、立憲民主などの主な議員が所属していた民主党は、かつて年金は破綻しているなどと批判を繰り返し、09年に政権についた途端、「年金制度が将来破綻するということはない」（野田佳彦首相・当時）、「大変申しわけない。やや言葉が過ぎた」（岡田克也同副総理）などと述べ、04年の100年安心の年金改革を評価していたことを忘れたのでしょうか。立憲民主などが年金不安をあおるのは、選挙狙いの党利党略に他ならず、国民を愚弄する無責任な態度と言わざるを得ません。来月の参議院選挙では、政治の安定に向け、与党内野党として自民党さんの極端な右傾化に歯どめをかけている公明党の立ち位置を御理解いただき、有権者の賢明な判断を期待いたしまして、質問に入ります。

主題1の児童生徒の安心・安全と教育環境について。（1）児童の登下校の見守りについて。最近、幼い子どもたちが事件・事故に遭遇したり、巻き込まれる事案が多く、大変胸を痛めております。私の所属する総務企画委員会は、先月5月23日に神奈川県川崎市へ所管事務調査に訪れ、その5日後にあの痛ましい事件が起こり、大変な衝撃を受けました。このような事件は、何も都会に限らず、どこでも起こり得るかもしれない、大変憂慮すべきことだと思います。国は、昨年、新潟で起きた下校中の7歳の児童殺害事件後に、警察庁や文科省が中心となり、1、地域における連携の強化、2、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、3、不審者情報等の共有及び迅速な対応、4、多様な担い手による見守りの活性化、5つ、子どもの危険回避に関する対策の促進の5項目の柱について、登下校防犯プランとして作成するように自治体へ通達がなされているものと思います。①の本市におきまして、最近の不審者関連の事案について伺います。

次の質問からは発言席にて行います。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**教育長（要田憲雄君）** それでは、お答えを申し上げます。昨年度は23件の不審者情報がございました。その内訳は、声かけ13件、付きまとい5件、写真を撮られる4件、その他1件でございます。今年度は5月末現在で2件発生しております。その内訳は、声かけ2件の事案でございます。以上でございます。

**8番（大迫勝史君）** 分かりました。国は昨年、新潟で起きた事件の後に、先ほど5項目の登下校防犯プランを策定するように通達されていると聞いておりますが、今後の登下校時の見守りについて、子どもが1人で歩くひとり区間などにおいての見守りの空白地帯が生じやすい、特に人けのない通学路の対応について、具体的に、これまでと変わった取り組みの計画を伺います。

**教育長（要田憲雄君）** お答えいたします。現在のところ、緊急点検などの計画はございませんが、不審者情報が発生した際には、速やかに警察署や地域見守り隊などに連絡し、パトロールをしていただくなど、特に警察との連携強化を図りながら進めているところでございます。また、登下校時の見守りにつきましては、これまでもPTA、スクールガードリーダー、スクールガード、青パト隊、民生委員や地域の方々など、多くの方々の御協力いただき、児童生徒の安心・安全を守る体制が構築されていると考えているところです。登下校時の見守りにつ

きましては、この体制を持続発展させることが極めて重要であると考えておりまして、各学校には、校区ごとに防犯上の危険箇所の把握や見直しを実施するように指導を進めているところでございます。以上でございます。

**8番（大迫勝史君）** 分かりました。本市には、平成27年に奄美市通学路安全推進会議が設置されて、通学路交通安全プログラムが策定をされています。今、御答弁にありましたが、その委員の中にスクールガードリーダーも数名、構成メンバーに入っているようです。現在のスクールガードリーダー体制の現状と活動内容をお示ください。

**教育長（要田憲雄君）** 奄美市通学路安全推進会議は、各学校から挙げられた通学路危険箇所について、関係機関と連携した緊急合同点検を実施し、危険箇所の改善を図っているところです。この会議の委員につきましては、スクールガードリーダー3名も入っておりまして、具体的な活動につきましては、学校と連携して、児童の登下校時の巡回指導や通学路の点検等を実施していると御理解いただきたいと存じます。以上です。

**8番（大迫勝史君）** スクールガードリーダー、この方々は報酬が発生するお仕事でございますが、スクールガードリーダーのもとで現場に入っている御苦労されるスクールガードの、ボランティアでやってらっしゃるスクールガードの人数はどの程度か教えていただけます。

**教育長（要田憲雄君）** お答え申し上げます。現在、名瀬、住用、笠利、3地区に1人ずつ配置しているのがスクールガードリーダーですよね。この方々が週に1回程度、担当地区の学校を巡回しているところです。したがって、5月末現在で名瀬地区が54名、住用地区が9名、笠利地区が7名、登録されております。スクールガードにつきましては、通学路や学校内で子どもたちを犯罪などから守ることを目的として活動しているところです。5月末現在、名瀬地区が54名、住用地区が9名、笠利地区が7名、合計で70名おります。パトロールの日数につきましては、学校により違いますが、学校の挨拶運動時の巡回やスクールガードの都合の良い日時に校区内を巡回していただいているところでございます。以上でございます。

**8番（大迫勝史君）** 結構な配置状況で、人数もそこそこいらっしゃるようで、またこういう方々に加えて、地域の見守り活動というのも大変重要になってくると思いますので、その辺の啓発もしっかり学校、また当局も広報紙など通じてやっていただきたいと思います。

続きまして、(2)の小中学校、幼稚園、保育所のクーラー設置の進捗状況について伺います。6月に入りまして30度を超える日もありましたが、設置工事は計画どおりに進んでいるのか伺います。

**教育部長（福長敏文君）** それでは、大迫議員にお答えをいたします。市内28校の普通教室398基分のクーラー設置につきましては、これまでの定例会でも「最終的な整備完了は今年度末と、今年度末を見込んでおります」と答弁をさせていただいております。現在の進捗状況でございますが、4月末に設計業務を終え、設置工事を6月中旬から開始をしております。当初の計画どおり進めているところでございます。なお、全国の教育施設での事業実施となることから、製品の納入時期の遅れなどが予想されますが、施工業者や学校の御協力をいただきながら、年度内の整備完了に向けて取り組んで参りたいと思っております。

**8番（大迫勝史君）** 年度内までということですが、今年も旧庁舎の取り壊し等始まっていますけれども、隣接する名瀬小学校とかは大丈夫かなという気もするんですけども、まず名瀬小学校の設置状況と、他の今年の夏までに設置の間に合わない学校施設の対応についてお聞かせをいただきます。

**教育部長（福長敏文君）** それでは、お答えいたします。旧本庁舎側の道路に面しております名瀬小学校23号棟校舎及び名瀬幼稚園分のクーラー設置につきましては、5月末に設置工事が完了しております。夏までに設置が間に合わない学校施設につきましては、これまで同様、天井扇風機での対応や教室の窓の開放などを行うとも

に、小まめな水分補給などを行い、児童生徒の体調管理を十分に留意するようお願いをしているところでございます。

**8番（大迫勝史君）** では、よろしく願いをいたします。次に、以前、平成20年、また平成23年の一般質問で、セミドライブシステムの涼霧システムやミストシャワーの提案をいたしました。前向きに検討するとの答弁をいただき、その翌年だと記憶しておりますが、名瀬幼稚園の園庭にミストシャワーばいものを設置をしていただきましたが、その後、活用されたかどうかは分かりません。気がついたときは取り外してありました。数年前に小浜保育所に設置されているのは確認したのでありますが、他の施設で設置している箇所があれば教えていただけます。

**教育部長（福長敏文君）** それでは、保育所、幼稚園、小学校、中学校におけるミストシャワーとしての設置状況についてお答えをいたします。現在、小浜保育所以外では、小宿小学校に設置をしている状況でございます。

**8番（大迫勝史君）** すみません。小浜以外に、もう一回、お願いします。

**教育部長（福長敏文君）** それでは、ミストシャワーとしての設置場所は、先ほどお答えした小宿小学校のみでございますが、なお、名瀬幼稚園や小宿幼稚園につきましては、水道のホースにつなぐだけで使用できる、着脱可能な市販の機器を利用して、梅雨明けから夏場にかけて設置をしまして、随時利用させていただいているところでございます。また、小宿小学校では、運動会時期に校庭の入り口に設置をしまして、運動会の練習や体育の授業などで活用しているところです。

**8番（大迫勝史君）** ありがとうございます。低コストで設置また運用できるのがミストシャワーですけど、以前、それと併用してグリーンカーテンの育成を学校教育で実践してはどうかと提案したことがあります。その後、8校から10校の学校で実施したとの翌年の議会答弁もあり、今後も積極的にエコロジー教育として取り組んでいきたいとのことでした。現在、グリーンカーテンを続けている学校は、どの程度ありますでしょうか。

**教育部長（福長敏文君）** それでは、お答えします。現在、幼稚園、小学校、中学校において「花いっぱい運動」を実施しており、各施設周辺の緑化に努めているところでございます。グリーンカーテンにつきましては、台風などの被害もあり、継続した取り組みに苦慮しているところでございます。現在の状況としましては、小学校において3校、保健室や教室の日よけのために、朝顔やニガウリ、ゴーヤをグリーンカーテンとして設置しております。教育委員会では、本格的なクーラー導入を前に、学校でのクーラー使用基準を定めております。その中でグリーンカーテンの継続的な育成の他、施設周辺の緑地についての取り組みをお願いしており、クーラー設置後も環境面に配慮した運用を実施するとともに、環境教育についても積極的に推進していきたいというふう考えております。

**8番（大迫勝史君）** ありがとうございます。グリーンカーテン、ミストシャワー、こういったエコ的なものを併用して、冷房費用のコストダウンや小さい低年齢の子どもたちの屋外活動を暑さから守っていくことも大変重要だと思いますので、取り組み方、今後よろしく願いいたします。

次に、主題2の高齢者福祉につきまして伺います。高齢ドライバーの惨事が多発している現状で、他人事ではないと運転免許の自主返納を決意した方や、返納を真剣に考え始めた方、御夫婦ともに免許を持っていて、どちらかは既に返納された方などが私の周りにも増えて参りました。本市における、高齢を理由に返納される方々がどれくらいいらっしゃるのか、割合を教えてくださいたいと思います。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** 高齢者による交通事故が社会問題となっているのは、議員御案内のとおりでございます。奄美警察署に確認をしましたところ、奄美警察署管内、これは奄美市、龍郷町、大和村、喜界町でござい

ますが、ここにおいて直近3年間の免許自主返納者は、平成28年度が137人、平成29年度が144名、平成30年度が155名というふうになっております。このうち、奄美市における過去2年間の自主返納者の人数でございますけども、平成29年度が123名、平成30年度が141名となっており、65歳以上の免許保有者に占める自主返納の返納率は約2パーセントとなっております。なお、奄美警察署によりますと、本年における自主返納状況は、5月末現在までで70名となっており、高齢運転者を取り巻く社会情勢、それから芸能人による免許返納のニュースなどの影響からか、昨年度を上回るペースとなっているとのことでございます。

**8番（大迫勝史君）** 結構大勢いらっしゃるんだなと思って感心をいたしました。運転免許を返納して一番に困るのが、移動手段にお金がかかることであると思います。ささやかな支援ですが、当市の、本市のご長寿応援券、大変喜ばれていることも事実です。今年も申請開始時には、多くの高齢者が来庁されておりました。この制度が隔々まで行き渡っているかどうか検証したいと思ひまして、昨年度のご長寿応援券の申請率をお尋ねいたします。昨日、崎田議員の質問にもありましたけど、申し訳ありませんが、再度御答弁をお願いします。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** お達者ご長寿応援事業は、高齢者の外出機会の創出、それから介護予防の取り組みの推進、これを目的として、平成28年度から現在の制度、事業内容となっております。今年で4年目を迎えております。本事業の平成30年度の実績を申し上げますと、奄美市全体の対象者6,779名に対し5,066名が申請、奄美市全体としての発行率74.7パーセントとなっております。これは平成29年度よりも3ポイント増加をしているところでございます。また、免許自主返納者の発行に関しましては、平成30年度が43名、平成29年度が34名ですから、9名増えているという状況でございます。3地区ごとの発行実績を申し上げますと、名瀬地区が80.1パーセント、笠利地区が57.2パーセント、住用地区が54.2パーセントとなっております。3地区間の発行率の偏りが課題として受けとめているところでございます。

**8番（大迫勝史君）** なかなか高い申請率だと思いますが、それでもまだ該当する方々でもらっていない方もいらっしゃるということで、もらっておられない方の中には、施設の入居者とか、介護度が高くて寝たきりの方とかを除いても、申請していない方がまだ現存することを表していると思います。年度末が迫ってきても、担当部署のほうから、未申請の方に連絡とかはしないということを聞いていますけども、そのとおりでしょか。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** 本事業の未申請の方への対応につきましては、議員御指摘のとおり、個人宛てに連絡はしておりません。未申請の方への周知活動としましては、発行開始後の市の広報紙において、申請を促す掲載を年度内で3回行っております。また、町内会、自治会などの行政協力員の方が集まる情報連絡会等で2回にわたり、各町内会、自治会の申請の周知をお願いをしているところでございます。

**8番（大迫勝史君）** 広報紙に掲載しても読まれない方もいらっしゃいますし、情報連絡会で通達しても、行政協力員の方は、個人情報保護ということで、町内の全ての方の情報を持っているわけではありません。そういうことで、唯一、町内にお住まいの高齢者の方の情報持っているのは民生委員さんであると思います。残っている方を地域ごとに分けていきますと、そんなにたくさん的人数ではなくなると思ひます。地域ごとの民生委員さんに、未申請の方に声をかけていただくということではできないものか伺います。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** 御質問の趣旨は、申請を促し、多くの方に利用してもらいたいという観点だと思ひますけれども、住民の方から民生委員の方に御相談などがあつた場合などには、未申請の情報を提供をしておりますが、あらかじめ未申請の方をリスト化して提供するというのは、私どもでは適切ではないというふうを考えておひまして、現段階では、市民全体へ申請を広く呼びかける形で対応していきたいというふう感じております。

**8番（大迫勝史君）** その適切でないという根拠をお示してください。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** 先ほどありましたとおり、個人情報保護という立場で申し上げますと、全て民生委員の方にリスト化して差し上げることが良いのか悪いのかというのは、私どもでもまだ議論しておりません。そこは少しきちっと整理をした上で対応したいと思っております。

**8番（大迫勝史君）** 分かりました。独り住まいの方は仕方ないですけど、御家族の方とか近くにいらっしゃれば、そういう方々が気をつけていただくのが一番いいかとは思いますが、了解いたしました。それでは、ご長寿応援券についてアンケートをとった経緯があると思えますけども、一番多い意見はどういうものか。それと回収率までお願いいたします。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** 利用者のアンケート調査につきましては、本事業に先行しまして、平成27年度に実施をしました「高齢者交通機関利用ニーズ調査」のものとなっております。当該調査は70歳以上の住民税非課税世帯を対象に、利用先をバス、タクシーの交通機関に限定して行っております。アンケートは2,549名の回答がございまして、回収率は59パーセントでございました。アンケート項目の回答では、外出機会が増えたことなど、肯定的な回答を多くいただいておりますが、その一方で、事業への主だった意見としましては、金額を増やしてほしい、商品券のほうが良い、利用先を増やしてほしいなどというものが見られたところでございます。また、「お達者ご長寿応援事業」となった平成28年度からは、事業所アンケートも実施をしておりますが、その中でのお客様の声としては、「金額を増やしてほしい」という意見が見られたところでございます。

**8番（大迫勝史君）** 金額を増やしてくれというのは、予想どおりの回答じゃないかと思えます。5,000円といいましても、わずかな、一月か二月ぐらいのあれで、病院通ったり買い物したりですぐなくなってしまうものと思えます。他の町村では、結構高齢者の方々へ乗り物のバスとか、昨日の御質問でもあったと思えますけども、無料バスとかについては、なかなか厳しいという御答弁でございましたけども、公共交通を利用するための高齢者に対する制度として、何らか考えていただきたいと思えます。それについてはいかがでしょうか。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** おっしゃるとおりの部分もございすけれども、今お達者ご長寿応援券がどのような使われ方をしているのかということも、1つのヒントになるのではないかというふうに思っております。現在、この応援券の使われ方として最も多いのはタクシーでございまして、これが7割、70パーセント、バスが21パーセント、それ以外に運動、入浴施設での利用というのがございます。このようなことから、バスの無料化というのが、それで全て解決するということではないということもありますし、もともと目的が私どものほうとしては、先ほど申し上げたとおり、外出機会を増やすと、あるいは介護予防につなげるという意味で、このお達者ご長寿券をやっておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

**8番（大迫勝史君）** 理解はいたしますが、お年寄り同士、親戚が集まると、私の住んでいるところではこうなんだよ、無料なんだよと、フェリーもただなんだよとか、いろいろそういう話が出ているかに、よく聞くところでございますので、何らかの努力をしていただいて、高齢者の住みやすいまちづくりというものを目指して、一緒に考えていきたいと思えます。よろしくお願いたします。

次に、③でございすが、8050問題の現状につきまして、今や社会問題の一つになっております8050問題については、その数は全国で61万人とも、それ以上とも言われています。私どもも日頃の相談活動において、よく遭遇する状況でもあります。3月議会でも与議員のほうから質問もありましたけど、本市におけるこのケースの現在の状況はどうでしょうか。把握されている現状があればお聞かせいただけます。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** 議員御質問のいわゆる8050問題についてお答えをしたいと思います。8050問題とは、一般的に80代の親が50代のひきこもりの子どもの生活を支える現状から、親子が社会的に孤立をし、生活が立ち行かなくなる状態であるというふうに理解をしているところでございます。ひきこもり状態にある方

の人数につきましては、2018年度末に内閣府が行った全国調査で、中高年層、これは40歳から64歳の方が約61万人と推定されており、若年層、これは15歳から39歳でございますけれども、の約54万人をあわせて、全国で約110万人程度の方がひきこもりの状態にあるのではないかとというふうに考えられております。8050問題の深刻化に伴い、都道府県と政令市に相談窓口が設けられておりますけれども、積極的な介入が難しいというのが現状でございます。本市におきましては、ひきこもりに関する実態調査を行っていないため、正確な数や状況を把握しているわけではございませんけれども、生活困窮者自立相談支援窓口での相談受け付けやアウトリーチ、高齢者の実態把握など、日々の業務の中から何らかの理由で引きこもったり、地域から孤立をしている子どもが高齢者と同一世帯に居住しておられる例が散見されているところでございます。現状といたしましては、ひきこもりの支援についての様々な対応策が見込まれるため、そういったケースを発見した際に、ひきこもりのこの状況把握を行いながら、高齢者の親の困り事から解決の糸口を探り、世帯への支援につなげていきたいというふうに考えているところでございます。今後につきましても、保健福祉部内の各相談窓口から、それとか業務などから世帯の社会的な孤立の解消について、積極的に取り組んでいきたいと考えております。具体的には、生活しづらさを感じておられる市民の声をなるべく早く、あらゆる角度から把握できるよう、ネットワーク体制の構築に努めるとともに、個々の世帯ごとに生活面、経済面、医療・介護面など、重層的かつ個別の実情に配慮した支援やサポートが届けられるよう、関係機関との連携・協力体制を密に、ネットワーク構築に努めて参りたいと考えております。

**8番（大迫勝史君）** おっしゃるとおりだと思います。テレビとかの報道にもありましたけれども、大きな事件につながることもあり得ますが、そういう家庭状況を否定的に見たり、色眼鏡で見ることは絶対に避けねばならないと思います。周りも接する行政当局も、その方々の心情を理解する努力をしながら接することも大事だと思います。今、部長が答弁されたその内容の方向で、しっかりと取り組みをお願いしたいと思います。

次に、主題3のインバウンド対応についてでございます。国内に多くの観光地を有する我が国にとりまして、観光業は主要産業となっております。また、政府は、東京五輪・パラリンピックが開かれる2020年までに、年間の外国人観光客を4,000万人まで増やすことを目標とし、観光立国の実現を目指しているところでございます。こうした中であって、昨年9月には台風21号の上陸や北海道胆振東部地震で大きな被害が発生し、関西空港や新千歳空港が一時閉鎖され、札幌市内のホテルでは、ブラックアウトによる停電等で観光客に大きな影響が出ております。とりわけ、外国人観光客にとっては、多言語での災害・交通・避難情報が十分でないなど、災害時の対応には大きな課題を残しました。災害の多い我が国におきまして、観光の危機管理は重要で、実際における観光客、外国人観光客を含みますが、これに対する防災や災害時の支援体制など、大変重要課題になっております。本市、奄美市地域防災計画（一般災害対策編）に、観光旅行者に対するライフラインの復旧状況、避難場所、避難経路、医療など災害に関する情報を広報紙やパンフレット等に多言語で掲載して、外国人への情報提供を行うとの記載がありますけど、実際にそのことはなされているのか伺います。

**市長（朝山 毅君）** おはようございます。それでは、大迫議員に私のほうで答弁させていただきます。まず、災害情報の提供につきましては、発災時、災害が起きる前、そして直後の緊急時の情報伝達と発災後のライフラインの復旧状況、医療等の発災後の情報提供の2つに分けて御説明をしたいと思います。まず、津波警報や緊急地震速報、土砂災害警戒情報等の緊急時の情報伝達につきましては、防災行政無線、広報車、地域コミュニティFM、エリアメールや市ホームページ等の電子媒体、更に状況に応じて消防団による戸別の呼びかけなど、あらゆる手段を用いて対応いたしております。そのうち、外国語対応といたしましては、エリアメールでは、スマートフォンの言語設定により、英語、中国語、韓国語に自動翻訳され、災害情報が届けられますので、外国人でも母国語もしくは英語で迅速な災害情報が入手可能となっております。次に、発災後の情報提供につきましても、地域コミュニティFMや市のホームページ、広報紙などで被災支援に役立つ情報を提供しており、そのうち市のホームページ等の電子媒体では、英語等の自動翻訳に対応いたしております。その他、観光庁が広報・提供しております外国人旅行者向け災害情報提供アプリが市ホームページから入手可能となっております。このアプリは、英語、中国語、韓国語、日本語に対応し、国内における緊急地震速報等の緊急情報を受信できる他、周囲の状況

に照らした避難行動を示した避難フローチャートや周りの人から情報をとるためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集などを備えており、訪日外国人旅行者が安心して日本国内を旅行できるものとなっているところでございます。いずれにいたしましても、台風など自然災害が多い地域でございますので、先例地も参考にしながら、ホームページ等の電子媒体や通訳などの人材などを活用いたしまして、今後増加が予想される外国人の安全対策について支援をして参りたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

**8番（大迫勝史君）** しっかり対応ができていくということで理解いたしました。ありがとうございます。その地域防災計画の中に、同じ項目の中に、「相談窓口を設けて安否確認や生活相談等を行う、この際は外国語通訳ボランティアを配置して対応する」との記載もありますが、マニュアル的なものはできているのか伺います。

**総務課長（三原裕樹君）** それでは、お答えをいたします。災害時のボランティア全般の指導・調整につきましては、地域防災計画において、市社会福祉協議会から派遣された専門の職員により行われることとなっております。しかしながら、外国人の安全確保のための外国語通訳ボランティアなどにつきましては、県の国際交流協会を初めとする関係機関の協力が必要不可欠と考えております。現在、マニュアル作成までには至っておりませんが、国、県、そして関係機関と連携をとり、適切に対応して参りたいと存じます。

**8番（大迫勝史君）** その方面の準備もしっかりお願いをいたします。防災関係の事業は際限がなく、大変御苦労されると思いますが、頑張ってください。お願いします。

次に、主題4の市民協働について伺います。集会場の管理について伺います。私どもの地域自治会で管理する長浜集会場、消防団車庫の2階でございますが、築年数がちょうど30年になり、地域の避難場所にもなっています。備品も大分消耗して、会議机などは満足に使えるのは10脚もない状況で、天井扇は、扇風機ですね、4基ほどついていますが、1基故障すると、形式が古いので修理代が万単位もかかる状況です。備品を順次更新する運営費のゆとりがありません。このような状況を認識されているのか、まずお尋ねいたしますが、この集会場ができたときに、地域自治会で備品を備えつけたのか。市当局が完成した際に備品も入れてくれたのか。現在のところ、誰も覚えている者がおりませんので、その辺のところもわかればお願いいたします。

**市民部長（満永亮一君）** それでは、お答えします。長浜町集会場の備品管理についての御質問でございますが、まず、本市における集会施設条例に基づいた施設の管理について御説明させていただきます。市が所有する集会施設につきましては、施設の主たる利用者がその自治会、町内会、集落会で地域活動のために使用することから、管理につきましては、各自治会等と業務委託契約を締結させていただいております。業務委託の範囲につきましては、施設の供用に関すること、2つ目が施設の維持管理に関すること、3つ目が施設の運営に関することとなっております。維持管理費につきましても、市において設置した施設の改築、改修など以外は全て自治会、町内会、集落会の負担とさせていただいておりますので、長浜町集会場を含む市が所有する全ての集会場の備品管理は自治会等の管理となっており、市はそのような状況までは把握しておりませんでした。なお、集会施設等の備品や設備等の充実については、一般社団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業、いわゆる宝くじ助成事業にて対応させていただいているところでございます。それと後段の自治会が入れたのか、行政が入れたのかというお話なんです、通常は自治会のほうで全て備品のほうは揃えていただいておりますので、私も自治会のほうで入れたのかという前提でお答えしましたが、再度確認させていただきたいと思っております。

**8番（大迫勝史君）** そこが問題なところなんでございます。ただいま答弁の中に、日々の活動に利用しながら、利用するために管理運営の委託業務を交わしているということでございましたが、両、2自治会は日々の活動には自前の集会場がありまして、ほとんど活用することはない、一般市民が利用して、その管理運営を担当自治会が管理しているということでございます。この集会場の管理運営は利用者の利用料で賄っておりますが、昨今、利用者が減少しつつある傾向です。空調がないことも原因していることもあると思っております。また、町なかの設備

の整った施設利用へ移っていることも考えられます。町なかにあります〇〇広場とか、新川〇〇館なんかありますね。これから子育て・保健・福祉複合施設や市民交流センターもできてきます。今後、当該集会施設は設備環境を整備しない限り、利用者減少は止まらないと思います。そうすると管理運営ができなくなる状況も考えられますが、そういう状況になった場合の対応を当局はどのように考えておられるか伺います。

**市民部長（満永亮一君）** 議員おっしゃるように、長浜町の集会場につきましては、長浜立神自治会と長浜中央自治会の2つの自治会が交代で管理していると。5年ごとのやっているとというのは承知しているところでございます。以前は、自治会総会時に長浜町の集会場を使用していたとお伺いしておりましたが、現在は自治会での使用はほとんどなく、当該自治会以外の方々の利用における光熱水費の負担金にて維持管理をしているとのことで、本市においても余り前例のない事例ではないかというふうに考えております。このことから、利用者の減少が集会施設の管理運営を難しくし、自治会の負担になっているということを今回、初めて把握をしたと、現状を認識したという次第でございます。つきましては、現状を考慮しまして、長浜町集会場の管理運営について、現在管理している2つの自治会と話し合いの場を持ちまして、有効的な活用について検討して参りたいと考えております。以上です。

**8番（大迫勝史君）** 2つの自治会は、年度当初、管理運営会議をやって、当面の諸課題について話し合いしておりますので、その折にぜひ同席をしていただいて、一緒に考えていただきたいと思います。準備しておりました③の地域内の自治会が、おっしゃるとおり、5年ごとに交互に管理委託の契約をしておりますが、契約更新時に当該自治会がこれを拒否した場合の対応というのは、先ほどの御答弁の中身でよろしいですか。また別になりますか。お願いします。

**市民部長（満永亮一君）** 長浜集会場の管理委託契約更新時に自治会が更新を拒否した場合の対応ということでございますが、集会施設は地域住民自らが相互の連帯感を醸成し、明るく住みよい地域づくりを推進するために設置されておりますことから、主たる利用者である自治会に管理運営をいただいているところでございます。今回、このような状況において、自治会が集会施設の管理運営ができないことになれば、市が直接管理するということが想定されます。しかし、長浜集会場は災害時の指定避難場所でもございますし、1階部分は消防の長浜分団の車庫でもあることから、関係部署との連携を図りながら、先ほど述べましたとおり、集会施設の設置目的や役割を念頭に置き、有効な活用と安定した管理運営について、自治会の皆様と解決に向けて協議を進めて参りたいと考えております。以上です。

**8番（大迫勝史君）** それではよろしくお願ひ申し上げます。次に、主題5の市民生活安心・安全についてでございますが、朝仁町の大型スーパー付近のT字路交差点について、県道は黄色の点滅信号、市道側は赤の点滅信号で、県道に歩行者用の信号はないために、歩行者を横断させようと停止する車と後続の車の接触事故がよく起こると地域の住民からの声があります。また、昨年、当該地域で個人的に語る会を行った際にも、複数の方々から歩行者専用の信号の設置の要望がありましたので、今回取り上げさせていただきました。当局は、この場所の危険度をどの程度認識されているか伺います。

**建設部長（橋口義仁君）** お答えいたします。県道名瀬・瀬戸内線と市道朝仁・浜里線の交差点につきましては、一灯点滅式信号が設置されている箇所でございます。なお、交通量も多いことから、危険性につきましては十分認識しているところでございます。また、本年6月4日に奄美市通学路安全点検の際、参加者から交通管理者である奄美警察署に対し、歩行者用の信号機設置の要望が出されたところでございます。市といたしましても、今後とも市内の通学路の安全確保のため、通学路安全点検を引き続き実施して参りたいと考えております。

**8番（大迫勝史君）** そうなんです。よろしくお願ひします。聞いたところによりますと、警察はトンネルの出口から少し勾配があつて、そこに信号をつけ、押しボタン式の信号をつけると危険であるとか何とか言っているみ

たいですが、トンネルから交差点までの距離もあると思いますが、逆に浜里側、病院のところの交差点からトンネルへの出口のほうは短い。明らかに朝仁側のほうが長い。そういうところを考慮していただいて、警察への要望としては、しっかりしていただけないかと思いますが、警察の要望として、歩行者用信号設置が望ましいと思うんですが、それかあるいは何らかの安全対策を考えておられるのであれば、お聞かせをいただきます。

**建設部長（橋口義仁君）** 議員のほうからございました点検には、交通管理者である奄美警察署も参加しております。要望に対し、トンネルからの交差点までの距離が短いため、渋滞時に事故を誘発するおそれがあることから、信号機の設置は難しいが、横断歩道と停止線が引き直しにつきましては、警察のほうで対応したいとの回答がございました。市といたしましても、市内の通学の安全確保のため、引き続き通学の安全点検を通して、関係機関と連携を図って参りたいと思っております。

**8番（大迫勝史君）** だから、先ほど言いましたように、それを警察は言うと思うんですけども、先ほど申しましたように、明らかに浜里側より朝仁側のほうがトンネルから交差点までの距離は長いんです。それは理由にならないと思いますので、何より歩行者の安全が優先されるということは一番重要だと思います。当局は当局で、再度警察関係、要望の御努力をお願いしたいと思います。こちらとしては県議会の文教警察委員会等へ働きかけを行いたいと思います。T字路から海側へ延びている市道の中央線も消えて、痕跡はあるんですが、トンネルから出てスーパーの酒売り場へ入る車が斜め横断的に入っていくので、出会い頭が危ないということです。中央線があれば双方とも意識づけができるのではないかとの声もありましたので、その点についてはいかがでございましょうか。

**建設部長（橋口義仁君）** 議員御指摘のとおり、現場を確認いたしました。市道朝仁・浜里線の区画線が消えている現状でありますので、中央線と外側線につきまして対応していきたいと考えております。

**8番（大迫勝史君）** よろしくお願ひします。また次に、(2)の朝仁新町から朝仁町間の市道（バス通り）についてですけども、市民から指摘されて私も気づいたんですけど、市道の路側帯をよく見ると、確かに白線の跡があり、しかし、きれいに消えています。市道に沿った住宅の車庫から車を出すときに、市道を離合する車が道幅ぎりぎりに走り込んできて危ないとのこと。また、この市道は通学路にもなっているため、歩行者安全のためにも白線を引き直してくださいとの要望がありました。予算もかかることでありますが、ぜひ迅速な対応をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**建設部長（橋口義仁君）** こちらのほうも現場を確認いたしまして、区画線の設置につきましては、予算や地域性、安全性などを総合的に勘案しまして、優先順位をつけ、年次的に対応していきたいと考えております。

**8番（大迫勝史君）** おおむね工事時期はいつごろになるか分かりませんか。

**建設部長（橋口義仁君）** 今年度、一応発注前で今要望は受けているところなんですけど、優先的にどこまでというのをまた内部で、課内で調整をさせていただきますので、もうしばらくお待ちください。

**8番（大迫勝史君）** 分かりました。次に、5月24日に食品ロス削減法案が参議院で全会一致で成立いたしました。政府は5月31日、食品ロス削減の推進に関する法律を公布し、6カ月後に施行されます。都道府県市町村は、政府の基本方針を踏まえ、当該区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとのことですが、本市としての心構えや大まかな基本方針とかあれば伺いますということですが、時間切れでございますので、次の機会に伺いたいと思います。

以上で、私の質問終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で、公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。10時45分、再開いたします。（午前10時31分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

公明党 橋口耕太郎君の発言を許可いたします。なお、橋口耕太郎君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

1番（橋口耕太郎君） 市民の皆様、議場の皆様、そしてインターネット中継をご覧の日本中、世界中の皆様、こんにちは。公明党の橋口耕太郎でございます。

質問に入る前に、少々所見を述べたいと思います。まず、6月18日午後10時22分ごろ、新潟県、山形県にて発生しました地震において被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早く元の安心した生活に戻れますよう、お祈り申し上げます。

さて、私の議席から当局側を見渡しますと、3月定例会とは大分顔ぶれが違い、とても新鮮な感じがいたします。4月1日の人事異動で新たな体制で臨まれる当局の部課長の皆様、そして職員の皆様、更にルーキー職員36名の皆様、今後ともどうかよろしく願いいたします。

さて、来月は参議院の選挙が行われます。国の大事な選挙の1つですが、最近の選挙は投票率が下がる傾向にあるので、今回も棄権する方が増えないか心配をしております。6月12日の新聞には、4月に行われた県議選の年齢別投票状況が載っており、有権者全体では44.38パーセント、未成年、18歳、19歳の投票率は27.3パーセント、大島郡区10町村の未成年投票率は20.84パーセントで、県平均を6.46パーセント下回った。抽出調査に基づく年代別調査によると、20代以上で最も投票率が高かったのが75歳から79歳の67.13パーセント、最低は20歳から24歳の25.3パーセントであったそうです。本定例会の初日6月18日は、1984年、当時の過激な選挙を反省しようと、旧名瀬市議会で定めた選挙無違反の日で、奄美市明るい選挙推進協議会、明推協の皆さんが来月の参院選、そして秋に行われる市議選を控え、会員約40名で啓発活動を街頭で実施していたことが地元紙に載っておりました。若者、いわゆる18歳から24歳の世代が低投票率で推移していることは残念ですが、なぜ低いのかということに関し、東京大学客員教授の御厨貴氏の雑誌のコラムを抜粋して、少し紹介します。

※今の現役大学生や社会人になり立ての若者は、阪神淡路大震災、1995年前後に生まれた世代。若者の記憶に残るのは、大混乱を来した民主党政権と、その後生まれた第2次安倍政権だけ。彼ら若者にとっては、政治に異議申し立てしたところで、自分たちに何の得がありますかという感覚なのだろう。令和の新時代に生きる若者たちに、私は政治とは何か、一から考えてみようと呼びかけたい。どこまでも一人一人の人間を大事にし、等身大の政治をもう一度見直す。政治にこんなことができるのかと若者に新しい政治を再発見してもらおう。政治家は無関心と冷笑を抱く若者のもとへ果敢に飛び込み、令和の始まりとともに、新しい政治を生き生きと構築してもらいたい。※

とありました。来月の参院選、そして市議会議員選挙に1人でも多くの方が、特に若年層の方が投票していただけるように、我々議員一人一人が行動し呼びかけて参りましょう。

さて、前置きが長くなりましたが、先日5月21日から24日にかけて、文教厚生委員会で東京、埼玉、神奈川の先進地の視察に行き参りました。後日、担当部課とは詳細な意見交換会を行う予定ですが、今回の質問では幾つか、視察先で感じたことを入れさせていただきました。本市の現状をまずはしっかりと把握をして、先進地の事例を少しでも参考にしながら、本市の今後の取り組みに生かすことはできないか、質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。質問の1、教育行政について伺います。（1）市内小中学校の今後の動向について伺います。我々公明党本部の中に、離島振興対策本部というものがあります。その部長である遠山清彦衆議院議員の話ですが、全国に日本の有人離島は418島あって、その中で無人島になりそうな島が約20島ぐらいあると。有人離島が無人島になる条件として3つあるそうです。1つ目は人口が100人

以下、2つ目が高齢化率50パーセント以上、そして3つ目、その島に学校があるかないかということと話しておりました。有人島が無人島になるという話は、少し視点は違うかもしれませんが、集落や地域、地区において学校があるというのは、地域の活力を生かすという意味でも重要な要素になると考えています。奄美市には、現在、小学校、中学校、小中学校で28校ありますが、校区内の未就学児の推移については、各学校で一定把握されていると思います。当然、転入転出などの途中での数の変動はあるかと思いますが、少子化と言われている中で3年後、5年後の児童生徒数はどうなるのか、私自身も気にしております。そこで質問①小中学校における児童生徒数の今後の推移について、現状をお聞かせください。

以下の質問からは発言席にて行います。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**教育長（要田憲雄君）** 議員の御質問にお答えを申し上げます。まず、令和元年度6月10日現在の児童生徒数でございますが、小学校が2,521名、中学校が1,211名、合計3,732名となります。これより先の年度は、現時点の参考の数値になりますので御了承ください。令和3年度につきましては、小学校が2,516名、中学校が1,258名、合計で3,774名となります。また、令和5年度につきましては、小学校が2,387名、中学校が1,265名で、合計3,652名となります。したがって、令和5年にかけて中学生が若干増加いたします理由は、一部の学校で現在の小中学年以上の児童が多く在籍しているということによるものでございます。全体的には令和3年度をピークに、その後、緩やかに減少していくものというふうに見えております。以上でございます。

**1番（橋口耕太郎君）** 今、教育長のほうから、今年度、令和3年度、令和5年度の数字を示していただきました。思ったより、私の個人的な感想ですけど、そんなに急激に減っていないというイメージはあります。ただ、当然、先ほど申し上げましたが、転入転出もありますので、そこら辺の推移をしっかりと見ていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。質問②奄美くろうさぎ留学の今後の展開について、どのように考えているかをお伺いしたいと思います。先日6月4日に行われました議会での政策立案推進会議のヒアリングの中で、学校教育課長から少し伺った話によりますと、奄美くろうさぎ留学は、昨年から取り組んでいる事業で、昨年度は留学生8名、今年度は留学生7名であったけども、問い合わせが40件近くあったと。年々注目されているのではないかというお答えでありました。私自身も、この事業は継続的に実施していくべきとの立場であります。現状の様子、課題、今後の事業展開についてお伺いしたいと思います。

**教育長（要田憲雄君）** お答え申し上げます。まず、本年度の留学生でございますが、4月の段階で4つの校区に7名が在籍しております。留学生の現況でございますが、7名の留学生のうち1名が生活面で馴染めなかったことから、保護者の意向もございまして、5月で留学を終了して引き上げております。また、1校区の2名は母親がIターンされまして、働きながらそのまま継続して通学をしているということもございます。他の留学生につきましては、毎日元気に学校に登校しておりまして、地域行事にも参加し、奄美の生活にも慣れてきているというふうに感じております。一例として、住用地区で開催されております相撲大会で準優勝をしたという実績もございまして、バレー大会で優勝するなど、活躍している留学生も複数名おります。成果といたしましては、留学生が転入することによって、学級数の増加につながったという例もございまして、大変有効な例だと思っております。また学校の児童生徒数の増加により学校行事が盛り上がり、児童生徒が学習において刺激を受けたりするなど、学校の活性化に大きくつながっているというふうに感じております。以上でございます。

**1番（橋口耕太郎君）** 残念ながら1名の方が馴染まなかったということで、現在は6名在籍ということによろしいですね。分かりました。先日5月18日に行われました奄美群島PTA連絡協議会の理事会総会研修会がありまして、私は大島高校PTAとして参加をいたしました。午後からの研究協議では、徳之島町の手々小中学校P

TAの取り組みが発表されていまして、少し紹介をしたいと思います。手々小中学校は少子化に伴い、平成8年からの山村留学・ふるさと留学制度を、平成14年から特認校制度を両方2つ開所して、島内及び全国からこれまで約60名以上の児童生徒を受け入れてきたと。更に、平成28年度以降、学校の取り組みが様々なメディアで取り上げられ、多くの留学希望者があったと。しかし、里親の高齢化に伴い受け入れが困難となり、平成30年度から町がふるさと留学センターを区内に設置をして、寮生活という新しい形で受け入れを開始した。現在の児童生徒数は10人、うち2人が留学生、P戸数7戸、うち県外P戸が2戸ということでありました。聞くところによりますと、ふるさと留学センターは地域の民家を借り上げて、町が改修をして、そこへ地域おこし協力隊の御家族がお子さんを連れて入っていると。今現在は里親の高齢化という部分が解消された点が非常に大きいということでした。先日また住用町で開催しました議会報告会の中でも、このことを御存じの方がいらっやあって、住用町にもそういうセンター的なものがないか。また、住用町は、先ほど教育長もおっしゃいましたが、相撲が盛んなので、相撲に一生懸命取り組んでいる子どもたちに光を当てて、留学をしてもらうようなことも検討できないかという要望もありました。とにかく奄美くろうさぎ留学制度は、先ほどの児童生徒数の問題もありますけれども、始まったばかりの事業であります、ぜひ継続をしていただきたいと思います。一番の課題は受け入れ面、里親さんの部分だと思いますので、徳之島町の手々小中学校などの事例を参考にさせていただきながら、より良い制度になるよう、今後とも取り組んでいただきたいと思います。この徳之島町の取り組みなどに関して、感想、見解などがあればお願いいたします。

**教育長（要田憲雄君）** 今、議員おっしゃったとおり、それぞれの学校の校区が高齢化が大変進んでおりまして、里親をお願いしてもなかなか受け入れられないということもございます。そういう意味で、徳之島で取り組んでいる里親の確保や地域の活性化という面で参考になる取り組みであるというふうに思っておりますので、私も奄美くろうさぎ留学でも、現在2年目でございますが、今後はその課題や成果を精査しながら、参考になるのではないだろうかというふうに考えております。

**1番（橋口耕太郎君）** ぜひ参考にさせていただいて、より良い留学制度を作っていっていただきたいと思います。それでは、質問の（2）に入ります。不登校児童生徒について伺います。①直近で把握している不登校児童生徒についてお示しをいただきたいと思います。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。まず、不登校という言葉について説明を申し上げますが、文部科学省の「児童生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査」において、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあること」をいうということで定義されております。平成30年度の不登校児童・生徒数は、小学校児童が6名、中学校生徒が16名の計22名となっております。年間30日以上欠席の長期欠席者数は、小学校で33名、中学校で82名となっております。本年度の5月末におきまして、不登校児童は2名、生徒は11名の合計13名となっております。年間30日以上長期欠席者につきましては、4月から5月にかけて小学校が2名、中学校が10名の計12名となっております。以上でございます。

**1番（橋口耕太郎君）** 平成30年度が小学生6名、中学生16名の22名、30日以上欠席が小学生33名、中学生82名、直近5月末が小学生2名、中学生11名、計13名、30日以上がほぼ同数ですね、小学生2名、中学生が1名で10名ということです。今朝の奄美新聞にも県議会の一般質問の中でも不登校について答弁がありまして、2017年度ですけれども、小学校が294人、中学校が1,362人、高校が718人、把握しているという内容でありました。私は思ったより少ないのかなという個人的な印象ではありますが、ただ30日以上欠席が、昨年度ですけど、小学生33名、中学生82名というのが少し気になる数字であります。次に、②その不登校の要因をどのように分析されているか、お示しいただきたいと思います。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。不登校の要因につきましては、文部科学省の「児童生徒の問題行

動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、大きく5つに分類されております。1つ目は「学校における人間関係」に課題を抱えているもの、2つ目は「遊びや非行」に関するもの、3つ目は「無気力」の傾向にあるもの、4つ目は「不安」の傾向にあるもの、5つ目は理由がはっきりしない、いわゆる「その他」ということになる訳であります。奄美市の不登校の状況につきましては、昨年度の平成30年度、総数が22件でございました。内訳として、「学校における人間関係」に起因するものが3件、「遊びや非行」に起因するものがゼロ、「無気力」に起因するものが5件、「不安」に起因するものが4件、「その他」が10件となっております。「その他」の10件につきましては、全不登校児童・生徒の半数を占める割合となっているわけですが、中でも「家庭に係る状況」が8件認知されております。「家庭に係る状況」につきましては、保護者の教育方針であったり、家庭での基本的な生活習慣などのしつけであったり、それぞれの家庭によって状況や要因が異なっております。以上でございます。

**1番（橋口耕太郎君）** 大きく5つに分類されているうち、奄美市では5番目の不明（その他）が多いと。中でも家庭に関する要因が8件あるというふうには押さえていらっしゃるということです。5月の所管事務調査で、東京都北区の東京シューレというフリースクールを訪問してきました。この東京シューレの開設のきっかけとなったのは、登校拒否を考える会の活動で理事長、奥地理事長とおっしゃるんですけども、の我が子の登校拒否から深く学んだ理事長がこの学校を設立したと。同じように悩んでいらっしゃる親御さんに声をかけて、親の学び合い、支え合いの必要性を感じて、仲間と呼びかけて、1984年1月に登校拒否を考える会を発足と。この会の活動を通して、親が不登校を理解するにつれて、子どもたちは元気を取り戻し、友達が欲しい、色んなことをしてみたい、家は退屈、行くところが欲しいなどの声が増え始め、こうした生徒への願いに応えるため、奥地理事長は22年の教職生活を辞めて、仲間の協力を得て、北区東十条の狭い雑居ビルの一室で、学校外の子どもの居場所、学び、交流の場として東京シューレを開設したそうであります。この東京シューレの不登校の捉え方についても少し触れますが、これまで長い間、国も社会も学校も親も、不登校は問題行動と見て、何とか学校へ復帰させようという対応をとりました。東京シューレは、親が不登校について学んだり、支え合ったりする場を持ち、受けとめる親になろう。不登校は問題行動ではないと思っていたと。なぜ、そう考えていたのか。学校に行けない子や行きたくない子、行く気になれない子を、その子の気持ちに反して学校へ行かせることは、その子にとってマイナスの影響が大きいと考えているから。決して学校を否定することではなく、学校に行っていない期間に学校以外の場で学び、成長するのも一つの生き方であり、子どもの個性が多様なように、成長の形も多様であっていいという考え方に立っているからだとお話をしてもらいました。今回の視察で、東京シューレに通っている高等部の男子生徒が、自身の体験を話してもらった時間もとっていただきました。その男子生徒は小学校3年生の時に、先生の体罰がきっかけで不登校になって、ここ東京シューレに通うようになったと。友達もできて、アルバイトなどをしながら、将来のことも考えられるようになった。バイト先の大手ファーストフード店のお店では、外国人のお客さんに対応できるようになるため、今英語を勉強していると。言葉が通じたとき、とても嬉しかったと笑顔ではきはきと答えていたのがとても印象的でありました。少し話が長くなってしまいましたけども、この東京シューレの話を踏まえまして、質問の③奄美市の不登校児童・生徒に関する方針をどのように考えていらっしゃるのか、お示しをいただきたいと思っております。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。奄美市教育ビジョンにおいて、学校教育の充実を目指して、心豊かな強い「あまみっ子」、豊かな心の醸成を上げて、現在取り組んでいるところです。学校では、児童・生徒一人一人の個性を生かし、社会的自立に向けて支援を行う必要があると考えております。しかしながら、教室へ入ることに抵抗や不安を抱いている児童・生徒については、各学校において養護教諭やスクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員との連携を図りながら、空き教室を積極的に活用して、居場所を確保しているところです。また、学校へ登校することの抵抗感や不安を持っている児童・生徒につきましては、教育委員会内に設置されている「ふれあい教室」といいますが、そこに適応指導教室、「ふれあい教室」というわけですが、教科学習や体験活動を通して、子どもたちを寄り添って進めていると。「ふれあい教室」につきましては、昨年度、小学生が5名、中学生が12名の計17名の児童生徒を受け入れました。自力で学校に登校できるようになること

を最終的な目標としているところでございます。学校へつなぎの役目として、継続的な支援を現在行っているところでございますので、御理解ください。

**1番（橋口耕太郎君）** 分かりました。今、教育長のお話では、適応指導教室など、「ふれあい教室」などを通して、学校に戻るという考え方が基本的にあるのかなと。本市の不登校児童・生徒の早期発見と早期指導の推進などを見ましても、これ教育長にお話しする話ではないと思うんですけど、先ほど県の教育長の答弁の中でも、新たな不登校を生まないよう児童生徒一人一人の居場所づくりや興味関心を引き出す事業の実施、魅力のある学校づくりの取り組みを進めたいというふうに答弁を県議会ですべてしております。学習指導要領の改訂では、平成29年に、小学校も中学校も両方ですけども、読みますが、「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を問題行動と判断してはならない。不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童の自己肯定感を高めるためにも重要である」というふうに、学習指導要領も改訂されております。奄美市には、フリースクール、東京シューレのようなフリースクールはありませんし、適応指導教室のふれあいを使って、基本的に、最初冒頭申し上げましたけど、学校に行かないことは悪いことなんだという印象が、私もそうですし、地域も、特に島の場合は、あそこの子は学校行ってないらしいよとか、そういう色眼鏡で見るところもあると思います。ただ基本的には、これ教育長にお話ししてもあれなんですけど、鹿児島県全体として、こういう方法もあるんですよというところを、もう少し広い範囲で捉えていただきたいなというふうに思います。9月に東京シューレの奥地理事長がいらっしゃって、講演をするようなお話も伺っておりますので、ぜひ参加をしていただきたいと思います。また、余談ですけども、不登校を考える保護者の会のような、奄美市で動きがあるのかなのか、そこら辺は押さえてらっしゃいますでしょうか。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。不登校を考える保護者の会、このことについて、不登校を含む子育てに悩む保護者が集まる会になっております。この会では講演会など開催するなどして、不登校児童生徒を理解し、支援していく行動を行っているということで、一つだけ、「一歩の会」というのができているというふうに聞いております。

**1番（橋口耕太郎君）** 是非、そういう会の方からのお話もしっかりと受けとめていただいて、進めていっていただきたいというふうに思います。文教厚生委員の皆さんは、東京シューレで高等部の男子生徒の話聞いて、全員目を丸くしたといいますか、素晴らしい青年だったんです、高校生ですけど。とても不登校で悩んでた子どもさんには見えなくて、皆さん、そういうふうに話をしていました。ですから、子どもさんの可能性というのは、学校に行くだけが全てじゃないんだなというふうに、改めて感じましたし、そういった考え方もぜひ取り入れていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。（3）読書の取り組みについてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

**教育長（要田憲雄君）** 読書指導につきましては、現在、教育委員会が最も力を入れて進めているところでございます。市内の小中学校では、半数以上の学校で読み聞かせを行っております。この読み聞かせは、担任や担任以外の先生、保護者、地域の有志、ボランティアの方々など、多くの方々の協力をいただいているところでございます。また、中学校では本の魅力を紹介し合うビブリオバトルという活動も実際に行われているところです。更に、10月から11月にかけて行われます読書週間にあわせて、各学校で読書週間を設定したり、読書祭を開催するなど、読書意欲を高める取り組みがなされております。その結果、図書室の来室者数が増えたり、読書冊数が増えたりしている学校が多くなっております。一例を挙げますと、名瀬小学校では毎週水曜日に「ハッピーブックデー」という取り組みを行っております。その内容でございますが、図書室から3冊以上借りることができるとともに、その日の宿題は出さず、親子で読書に親しむ時間を多く確保するようにしているところです。平成29年度に行われました読書量調査では、小学6年生は1カ月当たり20.5冊、目標値の15冊をかなり

上回っているという実績がございます。また、中学校3年生は1カ月当たり7.1冊の本を読んでおり、目標数値の5冊を上回っております。教育委員会といたしましても、読書は学力向上の基礎であるというふうに考えておりまして、今後も読書指導の充実により一層努力して参りたいと考えております。以上です。

**1番（橋口耕太郎君）** 様々な取り組みをされていることが分かりました。特に名瀬小の「ハッピーブックデー」という取り組みも、非常に良い取り組みだと思います。この質問のヒアリングの際に、私どもが所管事務調査で訪れました埼玉県三郷市の取り組みの資料を担当の指導主事の方にお渡しをしました。三郷市は平成25年に日本一の読書のまち宣言を議会が議決し、全市を挙げて読書に取り組んでおり、大変勉強になりました。特に子ども司書養成や学校現場における様々な取り組みに感心をいたしました。視察で初めてだったんですけども、早稲田小学校という現場を訪れまして、4年生の熱烈的な歓迎を受けて、学校現場であらゆるところに読書に関する掲示があったり、教室を出てすぐの廊下に本が置いてあったり、すぐに手に取れるような工夫があらゆるところであって、読書に溢れておりました。担当しました学校教育部の肥沼部長は、なぜ視察をこの現場の小学校にしたかという、読書に励むと私たちを迎えてくれたあの4年生のような子どもたちのように、元気にはつらつと育つんですと自信満々に語っておられました。奄美市の小学生も負けてないなと思ったんですけども、ぜひ、三郷市の取り組みも非常に参考になる分がありましたので、その資料をお渡ししましたが、②の三郷市の取り組みを参考に、奄美市としても何かできることがないかどうか、お示しいただきたいと思います。

**教育長（要田憲雄君）** お答え申し上げます。今議員がおっしゃったとおり、埼玉県三郷市は日本一読書のまちとして、さまざまな活動に取り組んでいることを伺っております。中でも「家読（うちどく）読書郵便」などの取り組みは、全国的に広がりを見せているというふうに感じております。児童生徒だけでなく、一般の方まで広がりを見せているという点で、素晴らしいものがあると考えておりますので、本市でも取り組めないか研究して参りたいと。教育委員会としましても、「第3次奄美市子ども読書推進計画」に基づく、家庭・地域・学校などにおける子ども読書活動の推進に努めたり、学校に配置されている司書の研修を県立奄美図書館と共催で開催を進めているところです。また、今回、奄美市PTA連絡協議会が提唱している「あまみ子ども読書・新聞プロジェクト」、これは大変有効な活動だと考えておまして、これは毎月23日を「親子読書・新聞の日」と設定して、児童生徒が本や新聞を読むことによって、読解力を身につけるとともに、豊かな情操や感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かにすることを目的としております。ただこれだけでなく、新聞社やあまみエフエムとも連携して共催をさせていただいて、子どもたちの作文を毎月23日前後に新聞に掲載していただいたり、あるいはあまみエフエムで子ども向けの本の朗読番組を放送したりするというので、今進めていただいているところです。私どもといたしましても、積極的に後押し、支援をして参りたいと。読書活動は学力向上の基礎になるわけですから、更に取り組んで参りたいと考えております。

**1番（橋口耕太郎君）** 家読（うちどく）コンクールのお話が出ましたけど、これがコンクール作品の冊子でありますけど、三郷市の教育長も、ぜひ奄美からも応募をという声掛けもありましたので、検討していただきたいと思います。それから最後に、教育長が言われました「あまみ子ども読書・新聞応援プロジェクト」、これ議員の皆さんにも周知していただきたいと思いますが、毎月23日前後、奄美新聞、南海日日新聞に、各小学校、中学校の感想文が載ります。23日の読書の日ということで、学校によっては23日は宿題を出さずに読書に親しもうという取り組みがあります。また、エフエムでも本の朗読番組を行いますけど、福長教育長、私もですけど、ボランティア朗読者として登録しておりますので、ぜひ聞いていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入っていきたいと思います。次に質問の2、観光施策について伺います。一集落1ブランドを紹介した冊子SHIMA—JIMAN（シマジマン）について伺います。このSHIMA—JIMANという、市民協働推進課のほうで民間とコラボしてつくられた冊子ですが、地元新聞に記事が紹介されましたので、早速担当課に行って貰いました。実は先日、所管事務調査に持っていく飛行機の中でこれを読んでおりましたら、読み終わった後に隣に座っている方から、ぜひ見せてくださいという声をかけられました。座りながら名刺交換をしたら、テレビ局関係の方で、御両親が龍郷町の御出身ということでした。今回は取材で奄美に来て帰る

ところだと。そして、この冊子のお話を色々とお話させていただきの中で、奄美は自然も美しいし、名所もそこそこあるが、コアな奄美ファンは、こういうディープな知識をもっと知りたがっていると。例えば、この21ブランドを全部見たり、あるいは体験したりするようなことをすると、もっと面白いのではないかという御意見でありました。また、奄美ファンなら、この21のブランドを全部コンプリート、制覇をしたいというような欲求に駆られるのではないかと話されていました。私自身も一集落1ブランドについては勉強不足でありまして、この冊子を読んで初めてわかる、ある意味初心者でありました。実際、読んでみて非常に勉強になったんですけども、特に笠利エリアが11、名瀬エリアが6、住用が4で、笠利が半分以上占めて、合併してくれてありがたいという感じに思いますが、とにかくいい冊子ができましたので、この冊子を使った観光施策への展開をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

**市長（朝山 毅君）** それでは、橋口議員にお答えいたします。私どもが作成したSHIMA—JIMANがそのように評価を受けたということは、大変嬉しいことでございます。御案内のとおり、一集落1ブランド情報冊子SHIMA—JIMANにつきましては、認定されている22、21カ所ですけども、小湊地区が2カ所ございますので、22のブランドはもちろん、その歴史や背景など、集落そのものにも興味を持ってもらうために作成いたしました。今後につきましては、インターネットを活用し、熱心な奄美ファンをターゲットにしながらも、幅広く情報を拡散いたしまして、奄美体験観光のリピーター獲得を図って参りたいと思います。その取り組みとして、今2つの計画を考えているところであります。1つ目は、一集落1ブランドのホームページを拡充し、内容の充実を図ります。御指摘もありましたとおり、もっと知りたい、体験したいと思われる方へホームページ上からの体験の予約が容易にできるようなインターネットのシステムを構築して参りたいと考えております。2つ目は、集落における体験メニューづくりです。既に体験観光を行っている集落もありますが、ほとんどの集落においては、ブランドの活用がなされていないという状況もございます。集落の皆さんと意見交換を行いながら、集落内における組織構築や人材育成等の支援を行い、集落歩き・八月踊り・特産品販売など体験メニューの造成に努めて参りたいと思います。なお、造成された体験メニューについては、申し上げましたとおり、ホームページへ順次掲載をいたしまして、体験者の受け入れ可能な状況をつくって参りたいと考えております。この2つのことを構築することが、熱心な奄美ファンに楽しさを提供し、受け入れる集落の方々の喜びにもなるものと考えております。出来る限り、早期に22ブランドが体験できるよう努めて参りたいと思います。なお、一集落1ブランドは、居住人口が減少している集落の活性化施策でもあります。観光活用はその一つの手段であろうかと思っております。近年は田舎回帰という現象も起こっているようでありますので、奄美の良さを、また奄美市の良さを広く伝搬するように、PRするように今後とも努めて参りたいと思いますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

**1番（橋口耕太郎君）** 大きく2つの方策を考えているということで、ホームページの拡充で容易に予約ができるようにすると。それから、体験メニューが出来ていないところがほとんどなので、そういったところに体験メニューを入れ込んでいくということですね。分かりました。この冊子、ぜひ議員の皆さんもっていただきたいと思っておりますけれども、一番最後のエピローグというところに、まとめというか、この冊子の締めくくりに言葉が書いてあるんです。ちょっと読みたいと思います。

※一周まわって新しい。「何もないところだけだね。」シマでよく聞くこの言葉。でも、それを聞くと逆に、その裏にある「なにか」の香りを感じてしまいます。じゃあなぜこのシマに住んでいるの。なぜそんな風にニコニコと手招いてくれるの。表面的な「なにもない」のうしろに存在するのは、伝統芸能や文化財、特産品、自然といったシマの素敵な、素敵な宝ものたち。取材を通しておばやおじから聞くことができたのは、宝そのもの、というよりも、その宝の背景にあるシマの文化や歴史、そしてシママッチュたちが育んできた生活そのものの記憶だったように思います。一周まわって新しい。そんな言葉がふと浮かびました。見える景色は、素朴で自然で当たり前シマの中に存在しているもの。でも、宝の記憶を胸に、目や心を凝らして改めてシマを眺めてみると、それは不思議と今まで以上に新しく、輝いて見えました。巡るたびに豊かに優しくシマが表情を変えていくのは、そうした思いを知っていくからなのかもしれません。ようこそ、知っても知り尽くせない集落ワールドへ。シマ

ツチュの自慢の宝たちをぜひその目でご覧ください。※

と書いてありました。素晴らしい文章だなと思って、とにかくこの冊子をまたしっかり読み込んで、私もPRしていけるように頑張っていきたいと思います。最初に、この一集落1ブランドというネーミングを聞いて思い出したことが、亡くなられましたけれども、平松守彦元大分県知事のことです。20代前半に大分の別府市で直接講演を聞いたことがあります。一村一品運動の提唱者で、当時の名物県知事と言われていた方です。著書にも「グローバルに考えローカルに行動せよ」や「地方からの発想」など地域論者として知られた方です。もう20年以上前のことではありますが、当時の講演でとても印象に残っている言葉が、「ローカルをきわめればナショナルになる」という言葉です。日本の例では、大相撲の話をして、日本でしか行われていない競技だが、世界のどこに行っても通用する競技になっていると。ですから、ローカルにきわめればナショナルになるんだよというお話をされていたのが、とても印象に残っています。現在は、地方創生が叫ばれ、ふるさと納税もその趣旨に連動した施策だと思っています。とにかく地方が知恵を出して、積極的に施策を展開することが大切で、この一集落1ブランド事業も、今後奄美市の地域を元気にしていく一つの切り口になるのではと思っています。先ほど述べられた今後の展開を期待をして、次の質問に移ります。

次に、質問の3、市民サービスについて伺います。(1)新庁舎の使い勝手について伺います。新庁舎での業務がスタートして、今月で4カ月目に入りました。非常に市民の皆様からも評判も良く、おおむね好意的な印象の御意見をよく聞きます。もちろん2年以上かけて計画から設計、建築と十分協議しながら新庁舎が完成して、今現在、気持ちよく市民の皆様も職員も利用していると思います。しかし、よく一般の家でも新築をしたときに、実際に使ってみて、ああ、ここはもう少しこうすれば良かったかなというような意見が出ることもあると思います。そこで、質問の①実際に新庁舎を使用し始めて出てきた不具合などは無かったか。有ったとすれば、どのような対策を講じたか伺います。

**財政課長（國分正大君）** お答えいたします。議員御案内のとおり、業務開始から約4カ月が経過し、実際に業務で使用している中で、市民の皆様から様々な御意見をいただいております。旧庁舎より使いやすくなったとの御意見もいただいておりますが、その他の改善を要望されているものについて、その内容と対応について御説明をいたします。まず、庁舎内の出入りが分かりにくい。駐車場の場所が分かりにくいとの御意見がございました。この2点につきましては、庁舎2期工事、先般全員協議会で説明させていただきましたが、市民広場、立体駐車場がまだ完了していない中で、正面玄関が当面使用できない状況でございますので、御迷惑をおかけしているものと考えております。全体完成までは新庁舎移転を機に、設置いたしました総合案内窓口での案内業務を更に充実させることで対応をしていきたいと考えております。また、現状の案内サインを更に見やすいものへと変更を検討しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。次に、窓口カウンターの椅子が重くて動かしづらいとの御意見もいただいておりますが、これにつきましては、高齢者の方は安定感があって使いやすいとの御意見もありますので、各課の判断で椅子の入れかえ等を行って参りたいと考えております。今後も使用していく中で色々な御意見があると思いますが、更に使い勝手の良い庁舎にしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

**1番（橋口耕太郎君）** 私も出来た当初、2階のカウンターの椅子が重いと、固定してあれば別にいいんですけど、それが動くんですけど、結構な重量があって、それが高齢者の方だったら多分動かせないということで変えたというお話も聞きました。後は先ほどおっしゃった出入りが分かりにくい、それから駐車場が分かりにくいと、そういうことも聞きます。もう少し御不便を市民の皆様にはかけるとも思いますけども、総合案内窓口とかサインとか工夫をしていただきたいというふうに思います。市民向けはそうですが、職員の中で、職員の使い勝手については、各課、各階、2階、3階、4階などによって御意見が出てるとも思いますけど、職員の使い勝手についてはいかがでしょうか。

**財政課長（國分正大君）** お答えいたします。職員からの意見も把握しておりますが、特に2階にありますフロアの人数が200名程度となる、職員からの意見が出ております。具体的には人数が多いため、執務室内が手狭で

あるなどと意見が出ておりますが、これにつきましては職員の理解、協力いただきながら、運用面で改善をさせていただきたいと考えております。以上です。

**1番（橋口耕太郎君）** 言い方を変えると、我慢しなさいということかなと思いますけど、それはそれで当然、市民に対しては積極的にしていただいて、職員は使いにくいけれども、運用で対応するということだと思います。そこで、先ほど課長のほうからサインのこともありました、ある市民の方から意見を伺いましたので、モニターを使いたいと思います。よろしくお願ひします。これトイレのサインなんですけども、年配の御婦人の方が急いでいるときに、トイレがどこかわからなかったと。これトイレのサインって私は分かりますけど、何かもうちょっとはっきりトイレというふうなほうがいいのではないかという御意見でありました。もう一枚、めくってもらっていいですか。これが曲がって男子トイレ、女子トイレのサインなんですけど、やっぱり小さいんですね。分りにくいということがありましたので、こういった御意見はなかったですか。それまでお示しいただければと思います。

**財政課長（國分正大君）** お答えいたします。庁舎内の案内サインにつきましては、大変重要なものであると認識をしております。案内サインが分りづらいという御意見も、他にもいただいておりますので、庁舎全体のレイアウトとかインテリアの関係ながらも考慮しながら、更に見やすいものへと変更を検討するとともに、先ほど申し上げましたが、総合案内窓口でのきめ細やかな案内業務を行うことで対応していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

**1番（橋口耕太郎君）** 分かりました。トイレだけではなくて、他のサインも含めて、全体的に考えるということでしょうけど、とにかくきれいでおしゃれでいい庁舎なんですけども、子どもからお年寄りまで分かるような表示方法をぜひ検討していただきたいと思います。

最後に、質問の4を。

（発言する者あり）

議会に関しては、モニターの角度が最初ですね。壁にびたっとくっついて、分りづらくて、それをすぐ角度をつけて見やすいように改善をしたというのがありました、議会ではですね。

（発言する者あり）

他にもあるそうですが、後の先輩に委ねたいと思います。

最後に、質問の4番です。職員研修についてお伺ひします。（1）ハラスメントに関する研修について、庁内での取り組み、研修の実施状況についてお伺ひしたいと思います。厚労省の資料によりますと、職場におけるセクシャルハラスメントの防止措置について、事業主に義務づけられたのは平成11年、今から約19年前ですが、未だに都道府県労働局に寄せられるセクシャルハラスメントの相談は高止まりであると。事業主の中には、セクシャルハラスメントの問題は雇用管理上の問題であると認識がない方もいると。また、平成29年1月からは妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても、防止措置を講じることが事業主に義務づけられております。更に、昨今問題となっていますのは、職場のパワーハラスメントであります。職場のパワーハラスメントについては、事業主に具体的な措置を義務づけた法律はありませんが、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントと同様、働く人の個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者が働きにくい環境を生じさせる点で同じであると。企業として総合的な対策を講じるよう心掛けましようとなりました。奄美市も3支所で約600名が働く職場であります。厚生労働省の言うセクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、またパワーハラスメントなどについて、管理職を中心にハラスメントの定義の確認や具体的な事例を用いた研修などが必要だと思います。恐らく何らかの形で実施されていると思いますが、これについてお伺ひします。

**総務課長（三原裕樹君）** それでは、お答えいたします。本市におけるハラスメントに関する研修といたしましては、今年度、管理職を対象といたしましたメンタルヘルスケア研修を5月27日に実施をしております。この研

修の中で管理職が自分自身の性格や能力等の自己分析を行い、その結果を基に、部下への関わり方や指導方法、安心して能力を発揮できるような職場環境づくりについて、ワークショップ形式で考えることによって、職場におけるハラスメント防止の効果も高めることが出来るものと考えております。また、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センター主催の一般職員研修、主査研修、新任係長研修の参加を継続して実施しております。これらの研修には、ハラスメントについての講義が盛り込まれております。なお、実際にハラスメントに関する問題を抱えている職員がいた場合の相談窓口といたしまして、総務課に配置しております保健師、それから本市において契約をしているシニア産業カウンセラーにて即座に対応できる環境も整えているところでございます。以上でございます。

1番（橋口耕太郎君） 5月27日にメンタルヘルスケア研修の中でハラスメント研修を実施しているということですね。他にも職員のそれぞれの研修で実施しているということです。分かりました。今回、色々調べてみましたら、ハラスメントの種類として30種類とか40種類とか50種類とか、あるとかないとか、色んなことが分かりました。少し紹介をしますと、セカハラ、セカンドハラスメント、これはハラスメントの報告により、更に嫌がらせを受けること。テクハラ、テクノロジーハラスメント、これはパソコンに詳しい人が詳しくない人にする嫌がらせ。これ私の妻に話をしたら、「あなたのことです」とずばっと言われてしまいました。アルハラ、アルコールハラスメント、無理にお酒を飲ませようとする行為。カラハラ、カラオケハラスメント、カラオケで無理やり歌わせようとする行為。ヌーハラ、ヌードルハラスメント、麺類やスープ類でずずっという音を出す行為。ハラハラ、ハラスメントハラスメント、何かにつけてハラスメントと言いがかりをつける行為。もうこれ調べたら切りがなくて、私が働き出した28年前は、全部ハラスメントになるなと個人的に思いました。職場でよく役所も宴席があると思うんですけど、そこら辺については注意されていると思いますが、見解ありますか。

総務課長（三原裕樹君） 実質上、職場の延長と考えられる酒席、宴会なども職場に含まれるという定義になっております。声掛けも含め、その場の発言や行動もハラスメントの対象になり得るということを、研修会等を通じて周知をして参りたいと存じます。私も注意をしたいと思えます。

1番（橋口耕太郎君） 働きにくくなったなという、個人的には感想ありますけども、時代をしっかりと見据えてやっていただきたいと思えます。

以上で、私の質問終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君） 以上で、公明党 橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時、休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時46分）

○

議長（師玉敏代君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

16番（関 誠之君） 御心配かけてすみません。市民の皆さん、議場の皆さん、こんにちは。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

一般質問の前に若干の所見を述べさせていただきます。奄美市議会の総務企画委員会は、5月22日から25日の日程で、国土交通省から衆議院会館において新奄振法、川崎市において自治体基本条例について所管事務調査を行いました。御承知のとおり、奄美振興開発特別措置法は1954年、昭和29年6月21日に奄美群島復興特別措置法として制定され65年が経過し、平成29年度までの総事業費は2兆5,150億が投入され、社会資本の整備や郡民所得の向上に一定の成果を上げてきていると評価される反面、島の財産である美しい豊かな自然が損なわれているとの指摘も多く聞かれます。私は、10年前の平成20年の第2回定例会において、奄美群島振興開発特別措置法の目的である奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上を

図り、真に群島民のためになる奄振事業は、奄美12市町村の振興計画案を作成し、その計画を10年の計画とすること。また奄美群島広域事務組合が企画調整を行い、奄美群島振興計画案を作成すること。その根拠になる島別振興計画と分野別、産業別計画を策定し、定期的な評価を行い、事業の状況と検証できる数値目標を明示すること。地元での奄美群島、奄振審議会を発足させ、住民、行政、議会等が一体となった政策立案システムの実現を図ることなどを提言して参りました。関係機関の努力により、地元での奄振審議会以外はほぼ実現をされてきております。地元の取り組みの特徴的なものは、平成25年2月に策定された奄美群島成長戦略ビジョンであります。このビジョンの中で、今後の奄美の将来像を明確に自ら示したことが国に高く評価されて奄美振興交付金につながり、航路・航空路の運賃が軽減されました。そのような状況を踏まえ、LCCなど格安航空路線の開設が進み、交流人口が飛躍的に伸びてきています。今後も群島内の各自治体がそれぞれの地域の特徴を生かし、農業分野、観光交流分野、情報分野の3分野に政策を特化し、他の政策も集中的に3分野に結合させ、奄美群島全体で広域的視点を持った取り組みを拡充し、将来的には、奄美群島政府のような奄美群島広域自治体連合を創設し、政治的、経済的に自立を図っていかねばならないと考えております。その計画が実効性を持つために重要なことは、各自治体が振興計画と財政計画を一体化したものを作り上げることだと考えます。私は、平成20年6月議会において、自治体基本条例の制定についても質して参りました。当時の当局は、新市総合計画の策定過程において議論を進めたいとの答弁がなされております。その後、何度か質疑に立ちましたが、残念ながら、現段階において、当局の自治体基本条例の制定は、遅々として進んでいないのが現状であります。ぜひ議論を加速させ、制定に至るよう要望を申し上げ、一般質問通告に従い順次質問をいたしますので、明快で分かりやすくコンパクトにお答えを下さい。

最初に、新奄振法の主な改正項目とその活用並びに新たな取り組みについてお示しをいただきたいと思っております。次回の質問からは発言席にて行います。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**市長（朝山 毅君）** それでは、早速副議長にお答えさせていただきます。御案内のとおり、今年4月1日から新たに令和5年度末を期限とする奄振法が施行されました。今回の改正に当たりましても、自民党奄美振興特別委員会や公明党奄美ティダ委員会をはじめ立法院の先生方、また奄振法に関わる多くの中央省庁の皆様や鹿児島県の深い御理解と多大な御協力をいただいたことにつきまして、改めてお礼を申し上げる次第であります。世界自然遺産登録やかごしま国体など大きな節目、イベントが目前に迫る中で、奄振法に定められた制度等を有効に活用しながら、さらなる奄美群島の発展に取り組む決意を新たにいたしているところであります。そこで、今回の奄振法改正においては、抜本的とも言える大規模な改正となりました前回の制度等を継続しつつ、奄振交付金において制度の拡充がなされておりますことは、議員御案内のとおりであります。その中で、まず条件不利性解消事業として行われる農林水産物輸送コスト支援事業において、従来の55品目の農林水産物を群島外へ移出する際の支援に加えて、コストの押し上げの要因となっている原材料の移入に関する費用の支援、群島内で製造される加工品の群島外移出に関するコスト支援が拡充されました。また、同じく航路・航空路運賃軽減事業においては、奄美群島外の学校に在学し、群島住民に扶養されている方を「準住民」と位置づけ、本土に在住する学生に対する運賃軽減の拡充を行うことといたしております。また、交付金制度の新たな枠組みとして、「特定重点配分対象事業」が創設され、官民が連携した取り組みに対し、事業開始の最も重要な3年間において、国費率を従来の10分の5から10分の6に嵩上げし、更に地方負担分について特別交付税措置を講ずるという、新たな推進体制も構築されたところであります。今後も、これら拡充された事業、新たに創設された事業について、群島12市町村、官民が連携いたしまして、奄美群島の更なる振興発展に取り組んで参りたいと考えておりますので、法延長に御尽力いただいた皆様方の御期待に沿えるためにも、一生懸命努力をしていかなければいけないと改めて思うところでございます。以上です。

**16番（関 誠之君）** 市長、丁寧な御説明ありがとうございました。新奄振法抜きに奄美の振興はなかなか難しいんじゃないかというふうに思っておりますし、これをいかに上手く使っていくかということは重要ではないか

なというふうに思います。そういった中で、少し今度改正される前に積み残したのではないのかなということと考えさせていただきましたら、奄振法の18条に、これも何遍もお願いをしておりますけれども、旅行業の特例ということで、旅行業務取扱管理者という特例が設けられておりますけど、これがなかなか進まなかったというようなことが、今明らかになっておるのではないかなということで、奄美群島内限定旅行業者代理業者の実施ということ、いつ頃、どういう形でしていくのか。せつかく法に特例として載っているわけですから。というのと、もう一つは、国土交通省の特別地域振興官のほうにもお願いを、お聞きをしましたら、更なる航路・航空路運賃の軽減ということで、今準住民という形が出てきておりますけれども、子ども料金の軽減が少し課題ではないかなというようなことで、これは鹿児島県のほうで交付金を仕分けをしておりますから、そこで決めればよいことですよというような返事をもたらしておりますので、ぜひこの辺の問題について、どのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいとしたいと思います。

**商工観光部長(武下義広君)** それでは、まず旅行業務の取扱管理者に関する特例についてという御質問ですので、その現状についてお答えしたいと思います。「奄美群島内限定旅行業者代理業」につきましては、宿泊業者が旅行業務取扱管理に係る九州運輸局の研修を修了した者を置くことにより、宿泊客に対し提携する旅行業者等によって企画された着地型旅行商品の代理販売が可能となる制度でございます。今年度の取り組みとしまして、奄美群島広域事務組合が実施主体となり、「滞在型・着地型観光推進事業」を実施いたします。この事業におきまして、制度の周知を行う他、宿泊業者や旅行業者が九州運輸局主催の研修へ参加する際の補助を実施することにより、「奄美群島内限定旅行業者代理業」制度を推進し、着地型旅行商品の提供機会の拡大を図る予定となっております。今の計画としましては、7月ごろには取りまとめたいということで、今準備を進めているということです。本制度が活用されますと、観光客の宿泊先でのサービス向上が図られ、旅行業者は着地型旅行商品の拡大、販路拡大につながるというメリットがあり、宿泊業者は集客力の向上やリピーターの確保につながるという相乗効果が期待できるものと考えております。それと続きまして、子ども料金の低減という御質問でありましたので、子ども料金についてお答えさせていただきたいとしたいと思います。奄美群島航路・航空運賃軽減事業につきましては、割高な移動コストを軽減することにより、離島住民等の負担軽減を図ることを目的に実施されております。今年度からは奄美群島外の学校等に在学し、奄美群島の住民に扶養されている方、いわゆる「準住民」も離島割引の対象となり、制度の拡充が図られているということでございます。議員御質問の子ども料金の軽減拡充につきましては、住民ニーズの把握に努め、限られた予算をより効率的、効果的に波及させるため、一つの方策としまして、今後の研究課題とさせていただきますと存じます。以上でございます。

**16番(関 誠之君)** ありがとうございます。昨日の質疑で、奄振関係の予算が3億円程度不用額で上がっているということでありますから、その辺も含めて、ぜひ子ども料金の軽減については、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それで今度、新奄振法ということで、改正された事項の活用ということで御質問させていただきますが、特定重点配分対策事業が創設されておりますけれども、この間新聞に龍郷の関係が載っておりましたけれども、奄美市ではこの事業に対する民間との支援とか具体的なお話が有るのか無いのか。有るとすれば御披露いただきたいというふうに思います。2つ目は、奄美群島の振興開発基金、なかなか我々、これを勉強するところも、また機会がないわけですが、基金の実績と新たな役割ということで、今度コンサルティング機能の強化による6次産業化やIターン者の創業の支援ということで明記をされておりますけれども、その辺について御説明があれば、よろしくお願いをいたしたいとしたいと思います。

**企画調整課長(山下能久君)** まず、私の方から、奄美群島振興交付金の中に、今年度新たに創設されました特定重点配分対象事業についてお答えいたします。本事業は、市町村等が実施します雇用拡充や人材育成、交流人口拡大を目的とした事業のうち、民間事業者などと連携した取り組みを立ち上げるための新規事業として位置づけられており、1つ目に、雇用創出効果が見込まれる創業または事業拡大に対する支援事業、2つ目に、奄美群島固有の地域資源を活用した先駆的、先進的な取り組みにかかわる実証事業のこの2つのいずれかに該当する事業

につきまして、その事業開始から3年間について、国費率を10分の5から10分の6に嵩上げする他、地方負担分につきまして特別交付税措置を講ずるなど、有利な財政的支援を裏づけに、積極的な支援をしようとするものでございます。また、本事業における民間事業者といたしましては、営利事業者のみならず、NPOや公立の大学、研究機関などの公的な活動主体も含むとされており、幅広い民間主体との連携を後押しするものとなっております。本市におきましては、産業全体の底上げや足腰強化による雇用創出などを図るため、「ICT先進技術習得事業」と「奄美らしい観光スタイル構築事業」の2事業について、特定重点配分対象事業として採択をいただいたところでございます。それぞれの事業が効果を最大限発揮できるよう努めて参る所存でございますので、よろしくお願いたします。

**商工観光部長（武下義広君）** それでは続きまして、奄美群島振興開発基金の実績と新たな役割ということの御質問ですので、お答えしたいと思います。今年5月に制定された奄美群島振興開発計画において、「奄美群島振興開発基金においては、コンサルティング機能の充実や奄美群島振興施策との連携協調に取り組む」とされており、奄美群島振興開発基金は、これまでも事業計画策定など起業に関する経営アドバイスやセミナー等を実施するとともに、奄美市・奄美大島商工会議所・あまみ商工会で一体となって、創業支援のための「あまみ創業塾」を開催し、本市における創業に向けた支援を行って参りました。御質問いただきましたコンサルティング機能の強化による創業等の支援につきましては、事業者への定期的なモニタリングを通じて得られる各種情報により、経営課題を把握し、適切なアドバイスを行うとともに、事業所のニーズに応じて、「かごしま産業支援センター」などの外部機関と連携した支援を行うこと。また引き続き、本市と連携して、「あまみ創業塾」を開催することにより、創業支援に関するサポート機能を更に充実することが期待されております。また、リスクが高いとされる新分野事業への進出やIターン者などの創業に向けても、同様に支援が行えるものと期待しているところでございます。以上でございます。

**16番（関 誠之君）** ありがとうございます。新奄振法で今度特徴的なものは、6項目の附帯決議がついてきたということで、御承知だとは思いますが、その中で交流人口の増大や物価格差の是正ということで、人の往来及び物資の流通に要する費用の低減化に資する施策の充実について検討を加え、所要の施策をするということで、その6項目の1つにありますけども、きょう地元の新聞に18品目中16品目で物価高という記事が載っておりまして、これを見ますと、何となくレギュラーガソリンとか、本土では153円が、18年度ですけれども、離島平均では170円と非常に高くなっておりまして、こういったものをいかに軽減していくのか。そういったものについても必要だというふうに思っておりますので、ぜひ、時間がありませんので、その辺の議論はいたしません、一つの参考としてお聞きいただきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の陸上自衛隊ミサイル部隊の現況についてということで、配備後の奄美駐屯地における装備や訓練の実態と今後の部隊展開についてということで質問をさせていただきます。今回の陸上自衛隊ミサイル部隊の誘致、配備は、十分な市民の合意や世論形成が出来ていたというふうに考えておられるのかどうか、まずお答えをいただきたいと思っております。

**総務課長（三原裕樹君）** 今回の陸上自衛隊奄美警備部隊の配備につきましては、これまでも答弁させていただきましたとおり、奄美市議会の皆様による意見書の提出、それから市民団体の誘致活動、昭和50年代における旧名瀬市としての誘致活動等を総合的に判断した結果、受け入れを表明したということでございます。その後の議会等においても、いろいろ質疑がなされておりますことから、合意形成はなされているものと考えております。奄美大島への配備部隊につきましては、「国防の空白地域」を解消するため、「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」に基づき、外海離島といえども、本土と同様に、国民の生命・財産を守るという国の施策でございますので、御理解をお願いいたします。

**16番（関 誠之君）** 従来の枠を超えてないなという感じがしますが、市長としては防衛省のほうにお願いをしているという答弁ですから、あとはまた相手のあることですから、その辺の問題かなと思いましたが、昨日

の新聞に南西諸島を取り巻く情勢解説ということで、九州防衛局がわざわざ鹿児島の方で、奄美群島を取り巻く国際情勢についてというようなことをやっているわけですね。なぜ、自衛隊が設立、配備をした奄美で、そういった住民に対する説明をできないのかなという疑問が、これも率直に素朴な疑問ですけども、ありますので、ぜひ住民に対する世論形成という意味でも頑張っていたきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。あと2つ目は、地对空ミサイル、これ中距離地对空誘導弾、日本語で言えばそう言うらしくて、通称「中SAM」ということですが、この配備の必要性について、どのように当局は考えておられるのか。そして、この間新聞に陸上自衛隊ミサイル部隊が配備されたことで、奄美が標的になるのは当然である。これ山口昇元陸将ですから、トップですね、陸軍。そういうふうに言及しておりますけども、この辺についての市長の見解があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

**総務課長（三原裕樹君）** まず、中距離地对空誘導弾装備の必要性につきましては、防衛計画の大綱、それから中期防衛力整備計画において、南西地域の防衛体制の強化が位置づけられ、現在の南西地域の状況から、奄美駐屯地における必要な装備として、専門的な知見から、防衛省の総合的な判断であろうというふうに考えております。それから、マスコミ等の報道に関してですが、議員御案内の報道等につきましては承知しておりますが、これまでも答弁しておりますけれども、有事を前提とした攻撃対象というよりも、南西諸島地域の防衛力を高め、国防の体制を国においてしっかりと構築をしていくことだというふうに考えております。以上でございます。

**16番（関 誠之君）** それでは、若干質問してから議論をしたいなと思います。奄美大島の輸送拠点の港湾整備への検討に入ったと、佐藤外務副大臣の発言があったようですが、これに対する見解と、奄美駐屯地で既に配備をされておりますけれども、どのような装備がなされておるのか。市民もこれ当然知りたいわけですから、日常の訓練はどこでどう行っているのか。その辺について、皆さんが持っている情報があれば教えていただきたいと思います。

**総務課長（三原裕樹君）** 佐藤副大臣の御発言につきましては、その講演の中で島嶼部への食料や燃料等を補給をする兵站支援部隊創設の必要性、それからその機能確保のための輸送船受け入れに必要な港湾の整備についての御発言かと思っております。この件につきましては、とりわけ専門性を有する御発言でございますので、その発言内容について、具体的な情報は持ち合わせておりませんが、これまでも申し上げましたとおり、知り得た情報につきましては、議会や市民の皆様と情報を共有して参りたいと考えております。それから、駐屯地での装備、日常訓練についてでございますが、陸上自衛隊奄美駐屯地に確認をしましたところ、隊員約350名、装備品といたしまして軽装甲機動車、それから迫撃砲、中距離地对空誘導弾などが装備をされているということでございました。現在、駐屯地において実施をされている訓練につきましては、装備品の展開など、練度向上のための訓練と体力づくりなど、基本的な小規模訓練を実施しており、今後整備予定の覆道射場施設という、これ天井の低い室内の射撃場のごとでございますが、この施設の完成後は小銃等の実射訓練、これは室内でございます、も予定をされていると伺っております。なお、その他装備品、迫撃砲等ですが、の実射訓練につきましては、九州本土の演習場で訓練を予定しておりまして、中距離地对空誘導弾等の実射訓練につきましては、国内では実施できないため、これまでも答弁いたしましたとおり、米国において実施されることとでございます。

**16番（関 誠之君）** 確認をいたしますが、今の状況で基地以外で訓練をするということはやってないということと、今後どうなるか分かりませんが、ぜひそういった生地訓練といって、市街地を中心に訓練する、対馬あたりでやっているというふうに聞いておりますので、そういったことがないように、市の方からも申し入れをしていただきたいんですが、その辺についての見解はいかがでしょうか。

**総務課長（三原裕樹君）** 今議員がおっしゃるとおり、我々も基地以外での訓練ということは、そういうことは聞いておりませんが、駐屯地におきましても、基地内での今はショート訓練を実施しているというような情報でございますので、申し上げましたとおり、そういったことがあれば、また要望して参りたいというふうに考えてお

ります。

16番(関 誠之君) ありがとうございます。それと入って来たんですけども、人口増、経済効果、災害派遣の予想されていたと思いますが、その辺が入ってきて現実的なものと皆さんがある程度の累計をしておられたと思いますが、その違いはなかったのかどうか、その辺までお願いをいたします。

総務課長(三原裕樹君) 陸上自衛隊奄美警備部隊の配備に伴いまして、見込まれる本市の人口増につきましては、本年1月定例会において答弁をさせていただきましたが、隊員350名とその家族250名ほどと認識をいたしております。隊員や御家族の皆様が多くが3月から4月中に転入したことが推測されることから、昨年と本年の2月末から3月末にかけての人口推移を比較しますと、昨年の713名の減に対しまして、本年が301名の減と、人口減少に一定の歯止めがかかっております。逆に言いますと412名の増ということでございます。また、参考までに本年3月末と4月末で比較をいたしますと、429名の増というふうになっております。これらを踏まえますと、奄美警備部隊配備による効果だというふうに推察されるところでございます。なお、経済効果につきましては、これまでも統計データに基づきまして試算をさせていただいておりますけれども、今後、統計年度の調査に要する一定の期間を経て、部隊配備後の統計データを基に新たに算定する必要がございますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。それから、災害派遣等につきましては、災害時における派遣要請など、迅速な対応について確認をさせていただいております。これから台風などのシーズンを迎えることから、積極的に連携を図って参りたいと考えております。以上でございます。

16番(関 誠之君) この駐屯地ができて、その後、もちろんこれ国の施策でありますけれども、南西諸島が軍事基地化されていることは明らかなことでありまして、先ほどの中距離ミサイルなどワンセット470億という、とんでもない費用がかかるわけで、そういったまた射撃用のレーダーやレーダー信号装置など、かなり人体に影響があるんじゃないかと言われているものの中にはあるわけで、その辺のところも注視をしながら、しっかりと市民の安全・安心を守っていくのは、これ奄美市の仕事でありますから、ぜひその辺はそういうふうをお願いをしたいというふうに思います。恐らく近々、中型2,000トン級と300トン級のものが1隻、2隻できて、輸送船、いわゆる南西諸島の輸送ルートを確保するというようなことで、呉と長崎のほうでそういった部隊がまたできるように聞いておりますので、本当に気をつけていかなければいけないというふうに思います。最後になりますけれども、そういう中で南西諸島が軍事基地化の拠点になっていくように思われますけれども、奄美市国民保護計画に従って、市民の武装攻撃事態等における避難訓練等を実施し、同計画を改定する必要があると思っておりますけれども、その辺についての見解をお聞かせください。

総務課長(三原裕樹君) この奄美市国民保護計画には、「避難実施要領のパターン」が策定されておまして、弾道ミサイル、またゲリラや特殊部隊の潜入、破壊工作等に対する避難実施要領パターンなどがそれぞれ策定されております。御案内のとおり、北朝鮮によるミサイル発射事案が頻発した際には、全国各地で避難訓練が実施されておりましたけれども、昨年6月の米朝首脳会談以降、緊張緩和が進み、その後は日本国内における避難訓練も実施されていないところでございます。昨今、再度の発射実験があったとの報道もございますが、今後の状況を見ながら実施訓練の判断をして参りたいと考えているところでございます。なお、奄美市国民保護計画の改定につきましては、同計画にも記載されておりますけれども、国、県の動向や国民保護訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じて検討を進めて参りたいと考えております。

16番(関 誠之君) ありがとうございます。状況が変わってきたことは間違いないわけですね。ミサイルが配置をされ、数百数十名の自衛隊員が配置をされた。そういう中で国が示しておるわけですから、ぜひ避難計画等も含めて計画の見直しを図っていただきたい。その際には、ぜひ住民にしっかりと広報していただきたいというふうをお願いを申し上げ、次の質問に移りたいと思っております。

教育行政について質問をさせていただきます。1つ目は、中学校生徒の死亡事案に対する教委の取り組みとい

うことでお願いをしたいと思います。平成27年11月4日、事件事故が発生をいたしまして、中学生の、まず中学校の報告では、原因が特定できなかったという報告をいただいているように聞いております。その中で直接の謝罪がないのは、報道によれば、直接の謝罪というのは、遺族の方に直接の謝罪がないのは、報道によれば、具体的状況を判断し謝罪したいと。時期については、弁護士とも相談をして検討をしたいというふうに報道されておりますけれども、平成30年12月9日に第三者調査委員会から調査報告書が公表されて、事実関係も明白になっておるにもかかわらず、遺族に対して謝罪の言葉が一言もないと言われているような状況をどのように考えるのか。この第三者報告というのは、市長の英断によって、総務課が事務局を預かって、全国で実施されている第三者委員会の中でも特に高い評価をいただいている報告書の一つであります。そういうふうな報道もありますけれども、そういう中で事実関係が明らかになっておるわけですから、その辺についてぜひ教育長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。先ほど閣議員からお話があったように、第三者調査委員会の報告を受けまして、私も日本スポーツ振興センターへの見舞金の請求及び支払い手続の完了、そして第三者委員会から提言のあった主體的な検証に係る再発防止対策検討委員会の準備が整った段階で、御遺族へ直接伺って謝罪し、お話をする機会を得る予定にしておりましたが、現在のところ、叶っておりません。今後、状況を把握しながら早急に進めて参りたいと考えております。以上でございます。

**16番（関 誠之君）** 何度も申し上げますけれども、この第三者委員会が事実関係をしっかり調査をして、全国でも高い評価を受けている報告書なんですよ。そういう中で事実関係というのは分かっておるわけですから、そこをしっかりと、もっといえば謝罪というのは反省をするわけですから、こういうことは自分たち至らなかつた点でありますよと。こういうところについてはこうしたいと。その至らなかつた点をしっかりと教育委員会内では総括をしておられるとは思いますが、それが表に出てこない。これが一番の問題ではないかなというふうに思いますので、ぜひそういう中でも再発防止検討委員会というのが設置されたことについては、十分評価をしていいというふうに私は思いますけれども、しかし、この間に2校で教師による暴力事件が発生をしておいて、再発防止検討委員会の結論を待つことなく、この問題は解決をしていかなければいけないというふうに思いますが、どのような対策と事後処置をしたのかということをお聞きをしたいというのが1つと、この死亡事案の関係も担任が他の教員と情報共有せずに一人で対応したということ、また学校は組織としての対応するという意識が欠如していたのではないかと指摘もありますが、そういった指摘に対して、現場にどのような指示をして、具体的にどのような指導されたのか、お聞きをしたいと思います。

**教育長（要田憲雄君）** 申し上げます。体罰の禁止につきましては、私が教育長就任以来、管理職研修会などで毎回のように入り直し指導を行ってきております。今回このような事案が発生したことは、誠に遺憾であり、教職員一人一人に指導が行き届いていなかったことに対しまして、極めて残念だと感じているところです。今回の事案を受けまして、当該学校の校長及び教諭には、体罰は児童生徒の人格を傷つける行為であり、法律において禁止されている、決して許されない行為であること、児童生徒に寄り添いながら深く理解し、児童生徒と日頃から信頼関係を築き、児童生徒の心に届く、児童生徒の心に寄り添うような指導を徹底するように厳しく指導したところでございます。特に校長には、全教職員に改めて体罰の禁止について指導を徹底するとともに、体罰防止に向けて全校で取り組む体制を構築するよう指導しております。事案発生後、直ちに市内の全ての小中学校に体罰禁止についての指導を徹底するように通知いたしました。更に、教職員一人一人が体罰に関する正しい認識を持たせるとともに、自分のこととして捉え、考えさせるために、ケーススタディーやアンガーマネジメント、これは指導法の一つではありますが、これを取り入れた職員研修資料を急遽作成しまして、全ての学校に配布して、職員研修で取り組むように通知を出したところでございます。教育委員会といたしましては、今回設置した再発防止対策検討委員会の中でも体罰防止については、具体的に議論をすることとしておりますが、今出来ることについては速やかに実施していると御理解をいただきたいと思います。

16番(関 誠之君) 色々と通知・通達をしているようですが、一番大事なことは、学校側が組織としてどういうふうな対応をしていくのか。そしてまた、教員がそれぞれ情報をどう共有していくのか。そういったことが大事になってくるのではないかなというふうに思いますが、教育委員会としては限界があるのかもしれないけれども、通知・通達だけでなく、先ほど少し話していただいたような具体的な事例を持って、しっかりと現場でやっていただきたいなというふうに思います。そういう中でこの報告書については、法的に責任を前提にしたものではないし、特定の個人の責任を負うものではないことは明らかだと私も思いますけれども、報告書に記載された事実関係から、その責任の、人一人お亡くなりになっているわけですから、その重要性を考えると、報告書に記載された事実関係から、その責任の所在と責任の在り方、取り方とも言うんでしょうけれども、そういったことについて教育長としての、自らに問う問題ではないかなというふうに思うんです。ですから、教育長は教育長のお考えで、しっかりとこの責任の所在の在り方をやっていただかないといけないのかなというふうに思いますけれども、その辺について教育長の見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

教育長(要田憲雄君) 申し上げます。学校の生徒指導に長く私も携わってきましたので、生徒指導態勢における情報共有と組織的対応につきましても、非常に重要であるという認識を持っておりまして、第三者委員会もこのことを指摘しているわけでございます。これまでも生徒指導体制の在り方につきましても、管理職研修会でも繰り返し指導をしてきました。特に第三者委員会で指摘されている、一人で家庭訪問したということ等については、大変問題があるということも考えているところでございまして、この生徒指導体制における情報の共有と組織的対応につきましても、平成27年度のこの死亡事案発生後、臨時校長会を持ちまして、具体的に指導しているところです。更に、昨年12月の調査報告書の提出後にも、臨時校長研修会を開催して、その組織体制の在り方ですとか、情報連携、行動連携の進め方ですとか、そういうことについても具体的に指導したところでございます。第三者委員会から出された指摘事項について、調査報告書をもとに説明及び各学校の生徒指導態勢の見直しを図るとともに、全職員の情報連携、行動連携は極めて重要であり、組織的なチームでやる生徒指導態勢を構築し、具体的に機能させるように指導をしてきたところでございます。議員御指摘のとおり、本報告書には、本件自殺の原因を考察すること、ここでいう原因とは、事実的因果関係、つまりあれなければこれなしという考え方であり、法的責任を前提としたものではないし、特定の個人の責任を問うものでないと記載されております。私としましては、当初から本報告書を真摯に重く受けとめているところでございまして、本報告書を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを具体的に進めていくことが責任を果たすことにつながるものと考えておりますので、今後、具体的にその対策を進めて、責任を果たして参りたいと考えております。以上でございます。

16番(関 誠之君) 前回の答弁とほとんど変わらない答弁で、少し気落ちをしておるところですけども、私が申し上げたいのは、教育委員会の長として自らに問うたときに、本当に再発防止委員会を立ち上げて、そういったことだけで、その責任が果たせるのかなという思いは、これは市民全体、全体とは言いませんが、ほとんどの人がそのような形で、私が話をしますので、そういったことを含めて、しっかりと自らに問うていただきたい。そういう中で私たち市議会も、この報告書について議論を深め、必要であれば特別委員会などを設置して、児童生徒の命を守る方策等について考えていかなければならないというふうに私は考えておりますけれども、このことについて市議会が議論しないことで、議会が奄美市の教育行政の現状を黙認しているというようなことなどを言われないような対応が必要ではないかなというふうに考えております。そういったことで、この問題については終わりたいと思います。

次に、笠利の教育行政についてでありますけれども、笠利学校給食センターの委託業務問題について、少し時間がないので、事務的になるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。この給食センターの契約は、既に4月1日から7月末までということで行われております。その理由は、地方自治法の167条2の第1項第2号の規定に基づいてというふうになっておりますが、そこはその性質または目的が競争入札に適しないものが今の規定でありますから、この業務というのは過去2回、入札を行っているわけですね。入札を行ったものが入札に適しないという考え方が私には理解できませんが、また1号には、工事または製造の請負、予定価格130万を超えないもの、130万を超えては契約できませんよと、製造関係はですね。ですから、どっちに

しても業務委託というのは、法的に見れば問題があるというふうに思います。それと資料を取り寄せて見てみますと、今の業者に、契約した業者に3月、今年の3月27日、内部的に見積もり依頼の通知伺いというのが3月27日に出されております。ところが、3月26日、前の日にその業者からの見積書を取っております。そして、入札が3月29日、入札をしておるわけですが、この入札が、入札の執行見積もり、入札執行見積書というのが作られてないわけですね。ですから、見積執行調書がないということは、予定価格調書、設計書も添付をされていなかったというふうになっておりますけれども、それと一番びっくりしたのは、入札見積額が3月26日に出された額922万6,667円、この1円違わず同じ額で契約がされているというふうになっておりますけれども、この辺について、当局の見解をお聞かせいただきたいと思います。

**教育部長（福長敏文君）** それでは、お答えいたします。奄美市立笠利学校給食センターの業務委託の契約につきましては、本業務が安心・安全な学校給食を継続的に行うものであること。また今年度から業者の実績、実施体制、運営方法を総合的に判断し、より良い事業者への業務委託を行うために、公募型のプロポーザル方式を採用し、より多くの事業者が参入できるよう検討を進めて参りました。本来でございましたら4月1日からの業務開始に向けて契約準備を進めるべきところではございますが、受託者が新規となる場合も想定されるため、スムーズに安心・安全な学校給食が提供できるよう、4月から7月までの4カ月間をこれまでの受託者と随意契約を行ったところがございます。次に、見積執行調書の前に、なぜ1社だけの見積もりが徴収されたかということでございますが、これにつきましては県下他の市の状況例を見ましても、執行伺いの段階では現状の請負業者から3校の見積書を徴し、精査をして判断していることから、同様をお願いしたところがございます。続きまして、見積執行調書がないということでございますが、見積執行調書につきましては、奄美市契約規則第25条第4項第1号の「他に見積者がなく、1人から見積書を徴したとき」により省略しております。予定金額につきましても、昨年度の委託契約金額を月額で割り戻して計算したもので積算をさせていただいております。また、入札金額が1円単位まで同じということでございますが、先ほどもお答えしたとおり、契約までの流れの中で予定価格を、前年度の実績をもとに積算したことで、業者見積もりと円単位まで同額になったものと考えております。なお、法的には全く問題ないと考えております。以上です。

**16番（関 誠之君）** 分かる人が聞けば法的に問題はないというのは、法的に問題はないかも分かりませんが、一連の手續に瑕疵があることは間違いないですよ。それは何かといいますと、今おっしゃったのは随意契約をする理由にはならないわけですよ。随意契約するには、自治法の施行令の167条の1項とか2項とか、そこが理由であって、夏に1カ月間、研修期間をとるから、それは随契にするんだと。全くこれはならないんですが、もう一度聞きますが、随意契約の法的根拠は何ですか。

**教育部長（福長敏文君）** それでは、随意契約のということでございます。この随意契約の地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定につきましては、その性質または目的が競争入札に適しないものというふうになってございます。それでございまして、こちらの方では、その中の適用例といたしまして、経験、知識を特に必要とする場合、または現場の状況等に精通した者と契約するときという、この項目を適用させていただいて随契という形での契約でございます。

**16番（関 誠之君）** 非常に苦しい答弁ですけども、それ以上は申し上げません。167条の2の第1項第2号というのは、先ほども申し上げましたけれども、入札に適しない、この同じ案件が2度、入札かけられておるんですよ。2度入札があったにもかかわらず、今回についてだけ入札に適しないと。これは論理矛盾もいいところではないかなというふうに思います。それと、見積もり合わせというのは、そういう意味であるんでなくて、見積もり依頼の通知伺いというのが3月27日ですよ。皆さんが取っていいですか、出していいですか。その前に来た見積書と契約した見積書が全く1円違わず同じであると、あり得ない話ですよ、それは。それともう一つは、取り崩して922万6,000円を決めたと言いますけれども、それは皆さん、ちゃんと先ほど言った契約規則の25条の4項でしたか、これには見積執行調書と予定価格調書を付けることとなっているんですよ。それはつ

いてない訳ですから、何が契約の基本になったのかというのは、全く分かってないわけですよ。ただ今おっしゃったのは、前契約してたのを、5年間を取り崩して12月で割って、掛ける4、4カ月間ですから4やったら922万6,667円になりました。だから、それで契約しました。そんな契約の在り方というのは、私は今まで見たことはありませんので、今後また十分に注意をして、至らなかった点があれば至らなかったという答弁でもあれば、それなりに理解をすると思われませんが、今後勉強させていただきたいというふうに思います。

3番目の学校現場での集団フッ素、フッ化物洗口の状況についてということでお伺いをいたします。このフッ化物洗口のもとになる、薄める前の原液はどういうのを使っておられるか、お示しいただけますか。

**教育長（要田憲雄君）** ミラノールを使用しております。

**16番（関 誠之君）** ミラノールということですので、これは劇薬、薄めれば薬にもなるということは十分承知をしております。そういう中で私が申し上げたいのは、毒性がどうだということじゃなくて、学校給食センターでもあったように、いわゆるヒューマンエラー、人間的なエラーというのは必ず出る訳ですよ。集団である。それも医者、歯科医師がついてしっかりやればいいんですけども、これから大きな学校に広がっていくと、前の答弁でありましたとおり、保健指導の一環としてさせるんだというようなことであれば、そういう中で薬剤の取り違いや濃度のミス、そういったのが出てくるかも分かりません。そして、問題なのはインフォームドコンセントと申しますか、十分に説明をしてやっておられるように新聞紙上では見受けておりますけれども、そういったことがどういうふうになるのか、また集団心理の影響ということで、集団で、今本当に集団でやるというのは、学校はないですよ、予防注射もほとんど病院でそれぞれが受けに行くと。そういうことでぜひ我々の主張としてはそもそも効果がないというようなことも言われておりますし、万一事故が起こった場合の処置方について、教育長の答弁をもらって、この問題を終わりたいと思いますが、如何でしょうか。

**教育長（要田憲雄君）** ヒューマンエラーの話が出ましたが、溶解は必ず職員が行い、溶解瓶に必要な水量を先に入れて、その後、ミラノール入れるという手順を踏まえていただくようになっているわけでありまして。具体的に指導しながら進めてまいると申すことでもあります。また、方法には毎日法と週1回法がございますが、専用の容器を使用して、水量も計算も分かりやすいということで、モデル校からも報告がありますので、具体的に遺漏のないように進めたいと思います。以上です。

**16番（関 誠之君）** 十分ヒューマンエラーのないような配慮の中で、やっていただきたいというふうに思います。

あと市民生活に関する課題というのは、同僚議員があと名瀬クリーンセンターの問題、小宿区画整理の問題、用意しておりますので、そちらに譲りたいと思います。

以上をもって、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**議長（師玉敏代君）** 以上で、社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後2時45分再開いたします。（午後2時31分）

○

**議長（師玉敏代君）** 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

**17番（三島 照君）** こんにちは。令和元年の第2回定例会、2日目の最後の質問になりました。日本共産党の三島 照です。市民の皆さん、議場の皆さん、そしてインターネットでご覧の皆さん、もうしばらくのおつき合いよろしくお願ひします。

さて、皆さん、今の日本の国の政治、これをどのように見ているでしょうか。第2次安倍内閣が発足して6年が過ぎました。

(発言する者あり)

安倍総理は安定してないよ。安倍総理は、6年前にこの奄美に来て、総理大臣が初めて来たという大騒ぎになりましたけど、街頭演説の中で、「アベノミクスが成功すれば、日本経済は良くなって大島紬がどんどん売れる」このようにマイクで宣伝しました。あれ以来、5,000反の大島紬は、今4,000反を切ってしまいました。ところが、そういう意味では大島紬は言うほど売れていません。アベノミクスの失敗です。

あの経済再生は、大企業や富裕層を潤す一方で、国民の所得は消費は冷え込み、貧困と格差が拡大しただけです。この間、大臣の政治資金の疑惑や森友、加計問題、また今度は麻生大臣の直轄の金融庁の金融審議会の報告書の内容が、年金問題で参議院選挙を闘うのに内容が都合が悪いからといって受け取らない。自分が諮問しておいて、答申が気に入らんということで受け取らない。この年金問題でそういう意味では、戦後の歴代政府では、考えられない介入や隠蔽、そして捏造など、民主主義の根幹を揺るがす嘘の政治がまかり通っています。

日本共産党は、こういう自民党政治と戦い抜いて、国民と力合わせ平和と民主主義が花開く日本を作るために頑張ります。市民の皆さん、議場の皆さん、ぜひお力を貸してください。

それでは、質問に入ります。

今日は質問の第1は、ちょっと引っくり返ってしまった。今、2017年5月に、会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法や地方自治法が改正され、2020年4月に施行されます。この地方公務員法は、これまでの任用等に係る制度が不明確だった一般職の非常勤職員について、新たに会計年度任用職員の規定を設けるものです。総務省では、この夏にも条例のモデルや運用通知、マニュアル等を作成する見通しで、2020年4月1日施行に向けて、取り組んでいる状況が報道されています。この問題について、奄美市のこの件についての基本的な考え方と進捗状況を示してください。

次からは、発言席をお願いします。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**総務課長（三原裕樹君）** それではお答えいたします。

議員御案内のとおり、地方公務員法の改正に伴いまして、令和2年度から臨時職員等が会計年度任用職員へと移行をいたします。法改正の趣旨といたしましては、1つ目に「特別職の任用及び臨時的任用の厳格化」、2つ目に、「一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化」、それから、3つ目に、「会計年度任用職員に対する期末手当支給が可能になる」ことなどとなっております。

本市といたしましては、法の趣旨に基づき、令和2年度からの制度スタートと、関係条例の9月議会への上程に向けて、現在国、県や近隣町村、庁内関係部署と協議を進めているところでございます。本市の財政状況や特殊要因等を踏まえた運用によって、多様化する行政サービス需要に対応できることを基本的な方針といたしまして、現在準備を進めているところでございますので、御理解をお願いいたします。

**17番（三島 照君）** ちょっとこれについてなんですけど、この任用職員の採用について、総務省の考え方は、基本的に任期は採用日から会計年度までの範囲内、最低1年で任命者が定めるとしているんですね。また、会計年度任用職員の採用は、全て条件付きとして、1カ月勤務して職務良好な成績で遂行した場合には、正式な採用するものとなるというふうになっているんですけど、これ1カ月でそういう職務の良好な一人一人の状況というのが判断できるのか。そうして、ここで正式に採用するということは、市の正職員として採用するのか。それで、気に入らないやつやったら、ここで退職させて、雇い止めが起きるんじゃないかというような思いもするんですけど、その辺はどのように考えておられますか。

**総務課長（三原裕樹君）** 基本的に正職員は、常勤職員として会計年度任用職員とは全く別物でございます。

そういうことで、会計年度任用職員の一ヶ月というのは、通常の常勤職員につきましても、半年間は試用期間と

いうことで、正式採用ではございません。それと同じ考え方で、会計年度任用職員につきましても、一月はその勤務状況を判断するというような流れになっておりますので、別に気に食わんから辞めらすとか、そういった問題じゃ決してございませんので、そこは厳格に国の事務処理マニュアルもございますので、それに基づきましてしっかりと対応して参りたいというふうに考えております。

17番(三島 照君) それで、この任用職員というのは、形は任用職員ということになっていきますけど、結局今までの臨時職員としての扱いと、待遇やそういうところはほとんど変わらないんですか、これ。

総務課長(三原裕樹君) 先日の西議員にも少しお話をさせていただきましたけれども、この背景といたしましては、やっぱり地方自治体で臨時職員、一般職非常勤の職員が重要な行政サービスを担っているという基に、制度改正になっているわけですから、そういう意味じゃフルタイム、パートタイムという分け方もございますけれども、給与の厳格化をしっかりと、休暇等についても付与をします。そして、期末手当についても支給することが出来るということですから、少なくとも現在の任用に比べると、改善されるというふうな認識で理解をしていただきたいと思います。

17番(三島 照君) じゃあ、それを踏まえてこれを施行するに当たって、何か課題みたいなのは浮かんできていませんか。

総務課長(三原裕樹君) 現在、個別の任用に関しましては、先ほど申し上げましたけれども、国の事務処理マニュアルに基づきまして準備を進めているところでございますが、気になると申し上げますと財源、この財源につきまして国がどういうふうな方向で持っていくかということが、若干課題として気になっているところでございます。

現在、県を通じて総務省から会計年度任用職員の給与等に関する調査が依頼されておりますけれども、本調査の要領に基づいて制度開始時の給与等の見込みについては、これからしっかりと積み上げるということになっておりますけど、国においてもこの財源につきましては、地方財政措置を講じるというふうな言い方で答弁をしているところです。

これまでの慣例で言いますと、地方財政措置を講ずるという表現の仕方は、通常は交付税措置という形でこれまで来ていますので、そういった形で財源については措置をされるものじゃないかと期待はしているところでございますけれども、まだはっきり明確な方針が出されておきませんので、そういったところも含めてしっかりと精査をして、事務を進めて参りたいというふうに考えております。

17番(三島 照君) 今出た財源の問題ですけど、大幅に財源が変わってくると思うんですよ。それを踏まえたときに、これを来年4月以降実施することによって、人件費、経常経費が増えていくと思うんですけど、どのくらい伸びると見込んでいますか。

総務課長(三原裕樹君) 現在作業中でございますので、どのぐらいという見込みを聞かれましてもはっきりお答えできませんけれども、確かに今まで賃金という予算の節で申し上げますと、7節で計上していたものが給与、報酬の方へ変わりますので、経常経費で申しますと、そのまま人件費に移行するというふうになります。

ただ、前年比較がどうなるかということも分かりませんが、今実際、臨時的任用、一般職非常勤勤務をしておりますから、その人数を上回って会計年度任用職員が増えるということは、想定はしていないところでございます。

17番(三島 照君) じゃあ、3番目の会計年度任用職員へ移行するというところで、今さっきからちょっと答弁もしてもらっていますが、何がどう変わるのか、もうちょっとその労働条件や待遇や給与など、該当する職員の数、また本市の非常勤職員の任用回数ですよね。例えば限定をもって5年以上は任用しないとか、6回以上は

任用しないとかいうふうに回数なども整理していつているのか。

極端に言えば、例えば鹿児島市は、任用回数10回を限度にとかいう職員課長命令の通達やらも出しているんですよ。その辺を踏まえて、奄美市ではどのように考えているのか。その労働条件など待遇や給与なども踏まえてどうなのか、もう一度説明して。

**総務課長（三原裕樹君）** 御質問のうち、給与等につきましては、個別の任用にもよって異なってくるところでございますけれども、法改正によって会計年度任用職員が一般職の地方公務員として明確に整理されたことが、これまでと変わった点として挙げられます。

具体的に申し上げますと、期末手当の支給が可能となること。それから、服務に関する規律、これが適用されます。それから、勤務時間及び休暇、健康診断、研修、そして人事評価等についても適用されることとなります。

また、新地方公務員法第24条の適用によって、その給与は職務と責任に応じるものでなければならないとされている他、他の自治体職員や民間事業の従事者の給与、地域の実情などを考慮して定めることとしております。

現時点での本市での会計年度任用職員として見込まれる任用件数は、約700名程度と想定をしておりますけれども、現在引き続き個別の任用について作業中ですので、御理解をお願いしたいと思います。

また、本市の現在の任用、継続任用につきましては、平成25年以降は一般職、非常勤職員の継続任用を5回までと定め、以降はハローワーク等で公募した上で選考するという事になっておりまして、採用年齢につきましても、原則65歳となる年度末ということまでにはしているところです。

今回、会計年度任用職員制度に移行しますと、この任用回数や年数、年齢が一定数に達しているということをお応募要件の原則とすることは、平等取り扱いの原則から避けるべきものというふうにされております。そういうことから、今後の募集採用に当たっては、任用回数、年齢、性別にかかわらず均等な機会を確保した上で、できる限り広く募集を行うということでございます。

**17番（三島 照君）** ちょっとこの前資料をいただいたんですけど、任用根拠職員の数として調べているのが、例えば東京からもらった資料で、特別職、非常勤職員を3条の3項の3でいえば、奄美市はゼロになっているんですよ、今回もらった資料で。それで、一般職、非常勤職員は法17条のパートと言われている人が212名、臨時的任用職員22条の2項の5では96人となっているんですよ。

ところが、皆さんが出した平成27年度のいわゆる任用根拠別職員数調べという、これは自治行政局公務員部が持っている資料があるんですけど、奄美市は33条の3項の3は、ゼロになっているんです。これ平成27年ですから、後で聞きます。なぜこういう差が出ているのか。

それで、17条では、ここでは212名になっているんです。そして、22条2項の3は98人になっているんです。この皆さんからもらった資料との人数の違いが、ちょっと余りにも大きいんですよ。皆さんからもらったやつでいえば、3条の3項の3号の人数が602名になっているんです。そして、一般非常勤職員の人数が256人、地方公務員法22条の5項の2の職員が115人、この5年間の差があるとはいえ、この大きな差は何ですか。

**総務課長（三原裕樹君）** ちょっとお持ちの資料と中身の詳しいことはあれですけども、要ははっきり申し上げまして、調査期日の違いが第1点です。議員からの文書質問の回答は、本年4月1日現在ということでお出しをしておりますけれども、県に報告した数字は平成28年4月1日現在ということが主な要因だと思います。

それから、地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員の件につきましては、これは統計調査員とか選挙のそういった事務員も含まれますので、その時期によって変わってくるというのは、当然想定されることとございます。そういう事でございますので、本市における当該特別職非常勤職員は、先ほど申しました統計調査員や学校評議員など、勤務時間を限定されるものではないことから、調査対象外としてゼロとして回答をしたところでございます。以上でございます。

**17番（三島 照君）** いろんなあれがあるかも分かりませんが、その資料ではゼロになっているその特別

職非常勤職員が、そういういろんなものがあったとしても、皆さんからもらった資料では602名になっているのに、それが5年間でゼロ、その前はゼロなものですから、今後の報酬やいろんなものが関わってきて、そういうことを思ったところです。

この制度の施行に当たって、私が感じている問題点が幾つかあるんで、1つは、会計年度を越えない範囲で置かれる非常勤職員、そして任期は最長1年ですよね。再度の任用は可能。ただし、任用するか否かは自治体判断。ここでそういう雇い止めとか、そういうのが発生してこないかというのが1つ。

もう一つは、先ほど勤務時間によってフルタイムとパートタイムがあったんですけど、例えば処遇、給料や報酬や手当や、そういうもんを減らすために、例えば1年で雇用しても、それを10カ月で辞めさせたら全部要らなくなる、そういったようなことが起こらないように頭に入れてほしいと思うんですけど、それが、そのところが1つ。

もう一つは、臨時非常勤職員の待遇改善、さっき言ったその問題で言えば、マスコミ報道などもあるんですけど、総務省はその前に自治体業務全般のリストラと民間委託などを求めてきていると言われてるように思うんです。そういう意味で、予算や人員確保が自治体によって困難になると、更に自治体業務の民間の丸投げが進められるのではないかという、非常にそういう要らん、年とったら要らん心配するんですけど、そういう心配があるので、その辺の考え方をちょっと聞かせてください。

**総務課長（三原裕樹君）** まず、会計年度任用職員につきましては、名称のとおり会計年度で任用するということですので、4月から3月が原則でございます。

ただ、議員御案内のとおり、任用は妨げないということですので、再度公募をかけて公募をして、そこで選考するというふうな流れになります。

ただ、継続して雇用をするという考え方もありません。一度年度を切って、再度公募をして任用するという考え方もありますので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

そして、それからフルタイムとパートタイムのお話がございますが、会計年度任用職員制度におきましては、1週間当たりの勤務時間が正職員と同一である1日7時間45分、1週間38時間45分、この勤務を形態がフルタイム会計任用職員というふうになります。これ以外の、これより短い時間になる方がパートタイムということになります。フルタイムにつきましては給料、旅費及び手当の支給対象として、パートタイムは報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象というふうにされております。

現在、本市に勤務する臨時的任用職員及び一般職非常勤職員、そのほとんどがパートタイムと今位置づけられております。大体8時半から5時の勤務というふうになっておりますので、パートタイムというふう位置づけられておりますが、今後はその業務内容や責任の程度を踏まえて、個別に検証して参りたいというふうに考えております。

それから、職員の採用に影響があるんじゃないかという話でございますが、本市におきましては、定員適正化計画というのを定めておまして、それに基づきまして段階的に採用しております。

今回の会計年度任用職員制度がスタートするという事で、職員の採用が変わるかという、それはございません。これは本来どおりずっとやって参ります。そういうことで、現在勤務をしている非常勤職員、臨時職職員の待遇の改善でございますが、これは、多分悪い方向には行かないという、そこは原則として持っているつもりでございますので、その辺については御理解をいただきたいというふうに思います。

**17番（三島 照君）** じゃあ、言われるようにこの制度が施行されるということでは、先日の西議員の質問にもありましたように、基本的に待遇改善が図られて、それが市全体の市民の雇用や経済対策にも回っていけば、また市民の賃金改定につながっていけばいいことだと思っはいるんですけども、さっき言ったその不便ないうんか、都合の悪い状況が生まれないようにいうことが、ぜひその辺は注意してしっかり取り組んでいただいほしい。

さっき言ったやっぱり課題としては、参議院の総務委員会でも意見書が採択されていますように、やっぱり市、各自治体、議長会からもこの財源保障についての意見書が出されていると思うんですよ。やっぱり地方から声を

上げていくということが大事やと思いますので、その辺はぜひ市長会や色んなところで声を上げていただきたいと思いますと思うんですけど、市長どうですか、声を上げてほしいの。

**市長（朝山 毅君）** 以前の議会でも申し上げましたが、やはり地域が活性化するのは、就業の機会、雇用の機会がある、みんなの働く場所があることということで、私は思っているところです。

したがって、働く希望のある方が、常に思うような仕事ができる環境づくりをすること、これが大切だと基本的に思っていますから、そういう意味において働く方が喜びを感じながら働く環境づくりということが、行政の一つの責務でもあろうかと思っていますので、努めて参りたいと思っています。以上です。

**17番（三島 照君）** それじゃ、次にいきます。

(2)です。3月議会で総務部長の答弁で、防衛省からの自衛隊員募集について、情報提供したと言われました。答弁がありました。その中で、住所、氏名、何人分提供したかということは示されていないんですけど、これは何人分を提供したのか。この前の答弁では、氏名と生年月日も提供されたように言われたと思うんです。氏名、生年月日、住所も提供されたのか、示してください。

**総務課長（三原裕樹君）** それでは、お答えいたします。

自衛隊法に基づく自衛官募集に関する情報提供につきましては、まず平成9年4月2日から、平成10年4月1日までの間に生まれた男女、22歳を迎える方ですが、208名。それから、平成13年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた方、これ18歳を迎える方が424名分、合計632名分の情報を提供しております。内容につきましては、「氏名」、「出生の年月日」、「男女の別」、「住所」となっております。以上でございます。

**17番（三島 照君）** これは、3月の答弁でも自衛隊法に基づいてと言われましたけど、自衛隊法はこれは義務ですか。義務付けられたんですか。

**総務課長（三原裕樹君）** 自衛隊法第97条の規定によりますと、都道府県知事または市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行うというふうになっております。以上でございます。

**17番（三島 照君）** 「事務を行うことができる」はあるけど、そういう今回の資料請求については、その一環としてやらなければならないというだけのことであって、義務ではないですね、これ。

ところが、そういう中で言えば、先ほどの福祉部長の答弁で、民生委員さんにその地域の高齢者の名簿を渡すのすら、それは市の個人情報条例から見て如何なものかという答弁をされましたけど、そういう状況の中で今回の問題、これ個人情報条例の目的第1条及び第2条との関係を、どのように解釈されているんですか。

**総務課長（三原裕樹君）** 奄美市個人情報保護条例第1条では、目的として市が保有をする個人情報について、適正な取り扱いを確保することで、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利・利益を保護することが規定されておまして、このことは我々行政に携わる者にとりましては、原理原則の一つであると考えているところです。また、第2条では、個人情報の他、本条例の定義を規定しているものでございます。今回の情報提供につきましても、本条例に基づき細心の注意を払いながら提供しているところでございます。

**17番（三島 照君）** 今回の提供は、その利用目的をできる限り特定しなければならないということに、その利用目的はじゃあ何だったんですか。条例に反してまで出さんならん利用目的というのは。

**総務課長（三原裕樹君）** 今議員がおっしゃる個人情報保護条例の第3条のことだと思いますけれども、このことにつきましては、この第3条につきましては、市が保有をする個人情報の制限を規定するものでございまして、

情報提供に係る制限を規定するものではございません。まずこれを、このことを御理解いただきたいと思います。

議員のおっしゃる情報の提供の制限につきましては、同条第8条に規定をしているところでございます。したがって、ここでいう保有個人情報とは、第2条第5項において、職務上作成し、または取得をした個人情報ということでございますので、議員御指摘の第3条第2項及び第3項に規定される利用目的と今回の情報提供とは、関連するものではございませんということを御理解いただきたいと思います。

**17番（三島 照君）** 関連するものではありませんいうたって、これは市の市民みんなが守らなければならないことなんで、それをそういう形で国が求められたら、何でもええということなら、誰も守れないやんか。だから、3条ではその利用の目的を、できる限り特定しなければならない。3項で利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連を要すると合理的に認められる範囲を越えて行ってはならないということなんですけど、じゃあこれは提供することが、その利用目的はじゃあ何に利用するんかという目的は特定しているんですね。

もしそれと変わったことないということなら、その利用目的が向こうからはっきりと何に使うので出してくださいという特定した目的が来たから出したんでしょ。その目的は何だったんですか。

**総務課長（三原裕樹君）** 今お手元に奄美市個人情報保護条例をお持ちだと思いますけれども、この3条、今三島議員は3条のことを根拠にして御質問をされていますけれども、繰り返しになりますが、この3条の規定につきましては、提供をすることの制限じゃないんです。これは市が個人情報を保有することの制限でございまして、今言っているの御質問につきまして、この3条の規定を適用して御質問されても、これにつきましては、ちょっと提供につきましては、先ほど申し上げましたが、第8条、そこにしっかりと規定されていますから、国の機関に提供できる規定が、その第8条で提供の議論をすることが必要だと思っておりますので、そこは御理解をいただきたいと思います。

**17番（三島 照君）** はい、わかった。それじゃ、3条から離れます。

それじゃ、4条で本人にその利用目的を明示しなければならないとなっているんですけど、これはさっき言ったように役所が、奄美市が利用目的でするんじゃないから、明示してないと言うかもわからんけど、それは誰が言おうと行政の資料を提示するんじゃないから、やっぱりその利用目的本人に示す必要があると思うんですけど、それもない、しなくていいんですか。

**総務課長（三原裕樹君）** この第4条につきまして、ちょっと冒頭を読み上げますと、実施機関は市ですね、は、「本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなければならない」ということですので、この第4条につきましても、市が当該本人から直接個人情報を取得する場合のことを規定するものでございます。

ですので、提供の場合は、何度も申し上げておりますけれども、第8条以外提供に関する規定はございませんので、第8条をもって情報提供の根拠を明確にするべきだというふうに考えております。

**17番（三島 照君）** 何言うてるの、あなたはそれ。市がとかいう前に、一応条例では市が、これは市が防衛省から依頼されて出すんやから、出すんやったらここに書いてあるように、市で所管するその実施機関って市のことですよ、これは。そうでしょう。実施機関が取得するんやから、取得して防衛省に送るんやから、そういうことに使いますよというのを示さなきゃあかんやんか、そんなもん。個人に手紙が着いたって、勝手に条例を改ざんするんやったら、誰でもするわ、それ。条例要らんよ、そんなもん。ええかげんにせえよ、ほんまに。

それでね、4条にはあらかじめ本人に対してそれを示していかんらんということがあるんですけど、私はこれはやっぱり基本的に実施機関は奄美市なんやから、奄美市が防衛省に提出するために使うんやから、防衛省に提出するのに使いますよと、その発行の防衛省が何に使うかは別としてせんにゃらんやんか。

8項では、逆に「実施機関は法令または条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、提供してはならない」と書いてあるやんか、8項は。提供したやんか、あんたらは。提供した

んやから、提供した理由を説明せにゃあかんやんか、そんなもん。

**総務課長（三原裕樹君）** 今やっど第8条の規定になりましたので、答弁させていただきます。

今議員は、第8条の第1項を今お読みになりまして、今度第2項、「前項の規定にかかわらず実施機関、市です。次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を、

**17番（三島 照君）** 自ら利用し。

**総務課長（三原裕樹君）** あ、はい。または提供することができる」ということになっています。その第3号において、「当該実施機関以外市の機関、国の機関」、これ防衛省も国の機関に含まれます。また、その後「独立行政法人」云々ありますが、「提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌する提供を受ける者」、これ防衛省です、これがその所掌する事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ当該個人情報を利用することについて、正当な理由があるとき」ということですから、そういう中で提供はできるということの判断でございます。

**17番（三島 照君）** あんた都合のええとこだけ読んだな。じゃあね、その前に確かにそれは書いてあるけど、その第1項の個人情報を自ら利用し、また提供してはならない。その前には、提供する場合は説明しならん。それで、3項にある情報を利用することについての相当な理由って、この理由は防衛省はどう言うてきたんですか。該当したから出したんでしょう。その理由の説明をしてください。

**総務課長（三原裕樹君）** 先ほど申し上げましたけれども、第8条第2項第3号において、「国の機関等に個人情報を提供できる場合として、その機関が事務または業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用することについて、相当の理由があるとき」というふうにされております。この相当な理由につきましては、先ほど申し上げました自衛隊法第97条、これの、

**17番（三島 照君）** これ何に利用すんの。

**総務課長（三原裕樹君）** 自衛隊法第97条「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う」という根拠法令がございます。これに基づき、業務の遂行に必要な氏名、出生の年月日、男女の別、住所の限度で提供しているというところでございます。

**17番（三島 照君）** それじゃ、このこと、こういう情報提供は、今までもあったんですか。今回が初めてなのか、今までもあったんか。

**総務課長（三原裕樹君）** この防衛省の提供は、これまでも提供してございます。

**17番（三島 照君）** じゃあ、ずっと提供してきているのか。恐ろしいな、奄美市は。

それじゃ、これをその今の8条の5号の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。」に限ってだと思んですけど、これ提供することで本人の何か利益になることがあったんですか。

**総務課長（三原裕樹君）** 第8条第2項第5号のことだと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、この情報提供の根拠は、第8条第2項第3号を根拠としておりますので、この5号の本人の利益ということは、今回の根拠とは全く関連はございません。

**17番（三島 照君）** ちょっと待った、関連ないいうたって、8条の5項なんやから、その同じ8条の中で、こ

れによって本人の利益になるときに提供するということでしょう。ということは、何か提供することで利益が何かなければ、あんたあかんやんか、そんなん。

**総務課長（三原裕樹君）** 第8条の第2項が1号から6号までございます。第2項の前段で、実施機関は次の各号のいずれかに該当すると認めると。この6号のうちのいずれかに該当すれば、情報提供はできるということです。5号のことは今回の情報提供の根拠じゃないということでございます。

**17番（三島 照君）** いや、根拠じゃない言うたって、ちゃんと5号にあんた提供するのが、もう提供したんやから、今までの1条から8条までの条例はそれでええとして、百歩譲ってそれでええとしてもやな、最後の5号でそれを提起することでやった言うてるで。提供することで、本人の利益になることも1つの提供の理由やんか。でないと困るやんか。

**総務課長（三原裕樹君）** 大変申し訳ございません。繰り返しになりますけれども、各号のいずれかに該当すれば提供できるということですから、我々はこの3号に該当するというので提供したということでございます。

**17番（三島 照君）** まあまあ、もうこれ以上言うても出てこないと思うので、またゆっくりふれあい館で相談しようか。

（「後でゆっくりやって」と呼ぶ者あり）

はい。じゃあ、次に移ります。（3）です。自衛隊基地運用に当たっての説明会についてなんですけど。

（発言する者あり）

ちょっと議長、後ろうさ。3月議会でも防衛省に相談をして、できる方向で検討していきたいということで、防衛省と協議をしていますということが、この間の答弁で何遍も出てきています。もうそろそろ何とかしてほしい。やっぱりマスコミにも全面的に報道してね、あんだけの報道を流していますし、先ほどの関議員の質問の中でもあったように、やっぱりわからんままいろんな市民が疑問を持ったり不安を感じることは、本来趣旨としている市民の安全・安心を守ることになっていかないと思うんですよ。そういうことやら考えたら、前回の答弁でもそれについて防衛省と協議をしているということを答弁もされました。そういう点で、防衛省との協議の結果、どうなったのか示してください。

**市長（朝山 毅君）** ただいまの件については、当奄美市議会からの要請、そして私どもも防衛省のほうに何度も口頭等をお願いをいたしております。

また、先月も私は行って参りました。その結果申し上げますと、今年の10月から11月ごろをめどに開催したいということございました。時間が遅れますけど、理由は、他の地域においてもそれぞれの予定がありますので、10月、11月ごろには必ずめどをつけたいということでもありますので、詳細等については、また内容を詰めて参りますが、その際には、また議会はもとより、市民にも広報して参りたいと思っておりますので、しばらくの間時間をいただきたいと思っております。

（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

**17番（三島 照君）** 何でそこまで時間かかるのか分かりませんが、この間やっぱり今の防衛省のね、この前からのアショアの問題、新屋の基地の間違った資料の提供やとか、そして、そういうもんで山口県や佐賀県や九州だけでも、山口県の阿武町など、防衛省は説明して回っているんですよ。自衛隊基地の問題でも、宮古島や沖縄では何回も説明をして、その説明しても人は色々言いますから、100%分かりましたと、どうぞという人は、それは全部が全部ないと思いますよ。けど、やるだけはやってきているんですよ、今も。そういうことがはっきりしなければね、やっぱり昨日崎田議員も言われましたし、さっき関議員も言われましたように、やっぱりいろいろ憶測を持ってあれやこれや考えるんですよ。

基地ができたからには、先ほど関議員も言われましたけど、やっぱり今の日米地位協定のもとでは、米軍オス

プレイやそういうのが奄美に飛んで来て、離着陸しないとは限らないですよ。

市長ね、米軍が駐留しているドイツ、イタリア、ベルギー、英国、日本といろいろあるんですけど、それぞれやっぱり米軍との協定結んでいるんですよ。全部読んでみます。「ドイツは、航空法や騒音に関する法律、ドイツ軍の規制など、原則として米軍にも適用、夜間飛行などを制限する」、自分の国と同じ制度を適用するとドイツはいう。イタリアは、「イタリアの米軍基地は、全てイタリア軍司令官のもとに置かれ、米軍の訓練等は事前の許可が必要。米軍基地の航空官制はイタリア軍がやる」、「ベルギーでは、自国軍機の低空飛行訓練は規制、外国軍機は全面禁止する」など、駐留軍を自国軍よりも厳しく規制をしているんです。イギリス、英国も「国内法である駐留軍法を整備し、米軍に適用、基地内には米国防警察が常駐、墜落事故でも英国法が適用する」、事故があったときも、イギリスの法律が適用されると。

それで、日本だけなんです。在日米軍は、原則として国内法を適用せず、米軍機の運航では、航空法を適用除外、夜間・早朝の飛行も制限できず、航空機事故の統制も米側が主導する。全て事故があっても、だから沖縄でいろんな交通事故や殺人や強姦事件が起きて、日本の法律は適用されていない。

だから、オスプレイらがこの奄美に飛んで来て駐留したり、着陸したり離着陸しないとは限らないですよ。そういったことは、説明しても全部が全部納得いくことはありません。

しかし、やっぱり一度ぐらい説明会やる必要があると思うんですよ。そういう点で10月と言わずに、1カ月でも一日も早くやってもらうように、厳しく市長から再度お話を持って行ってお願いすべきだと思うんですけど、じゃあ最後に。

**市長（朝山 毅君）** どうも、日米地位協定、日米安保条約に関することについては、国家根幹をなす防衛外交の問題でありますので、この場において私が申し上げることは控えさせていただきますが、いずれにいたしましても、奄美市に陸上自衛隊が配備されたわけでありまして、その配備された今後の状況、今までの状況、また今後の内容等について話をさせていただきたいということを、素朴に市民の代表として申し上げてきたつもりであります。そのことについて理解をいただいております。

ただ、今申し上げましたように、なるべく早くということも申し上げておりましたが、10月、11月ごろになると、時間が確実にできるであろうということでもありますので、その間は日程等を詰めながら、詳細に進めて参りたいと、詰めて協議をして参りたいと思います。その協議がある程度整いましたら、市民の理解はもとより、市民にも広報していきたいと考えておりますので、その協議の内容等についても詰めていきたいと思っておりますので、ただ国の専権事項のことについてなのかどうかは分かりませんので、その点は御理解いただきたいと思います。

**17番（三島 照君）** 市長の言わんとすることは分かりますけど、ただ先ほど言われた日米地位協定の問題については、国の問題というけど、やっぱり余りにもひどいから、全国の知事会や沖縄県議会やらも知事会としてやっぱりあれの見直しの意見書は出しているし、奄美市議会からも上げているんですから、それに何でも終わらさんように、一日も早い説明会が設定できますように、よろしくお願ひします。

ちょっと早いけど、終わります。ありがとうございます。

**議長（師玉敏代君）** 以上で、日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

あす午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。（午後3時44分）

第 2 回 定 例 会  
令和元年 6 月 21 日  
(第 4 日 目)



6月21日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
23 番	橋口 和仁 君	24 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 課 長	三 原 裕 樹 君
企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君	財 政 課 長	國 分 正 大 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	平 田 宏 尚 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
市 民 福 祉 課 長	村 田 英 樹 君	市 民 課 長 ( 笠 利 )	西 幸 一 郎 君
保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君	福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君
高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君
産 業 建 設 課 長	岩 下 忠 久 君	産 業 振 興 課 長	長 井 和 揮 君
農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君	農 林 水 産 課 長	栄 広 久 君

6月21日(4日目)

土地対策課長	前島 有為生 君	建設部長	橋口 義仁 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	建設課長	日高 英樹 君
土木課技術調整監	川上 浩一 君	都市整備課技術調整監	川井 順賢 君
上下水道部長	藤山 浩俊 君	下水道課長	里 嘉郎 君
下水道課技術調整監	里 則人 君	水道課長	吉 郁也 君
教育部長	福長 敏文 君	学校教育課長	元 野 弘 君
文化財課長	久 伸博 君	学校給食センター所長	龍 和隆 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。会議は成立いたしました。これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自由民主党、奥 輝人君の発言を許可いたします。

20番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、きゅう一や、おがみんしょーら。おはようございます。ただいまのところ、民生委員の方はまだみえておりませんが、今日一日、4名参加しますので、途中で多分参加してくれると思いますので、一般質問等を観賞して議会の雰囲気を見ていただきたいと思います。

それでは、私は、自由民主党所属、自民党会派の奥 輝人です。あらかじめ通告しています一般質問を行います。前に少々所見を述べたいと思います。

新年度から新規に部課長に就任しました職員の皆さん、誠におめでとうございます。更に自己の研さんに努め、癒しの島奄美市、幸せの島奄美市を目指し、切磋琢磨して頑張っていきましょう。

さて、日本と欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）が、本年2月1日に発効し、国内総生産（GDP）合計で世界の約28パーセント、域内人口が6億人を超える世界最大の自由貿易圏が誕生しました。相互に撤廃する関税の品目は9割以上となり、農産物を含む全品目ベースで、EU側は約99パーセント、日本は約94パーセントの関税が撤廃に向かうことになっております。

日本向けの農産物で、米、麦、牛、豚肉、乳製品、砂糖の重要5分野などは、関税撤廃の例外扱いとなっております。本年4月からは、制度上2年目に入り、輸入食品に対する関税は、牛肉では発効前は38.5パーセントでありましたが、発効により26.9パーセントに下がり、4月からは26.6パーセントになりました。今後、段階的に下げて9パーセントになる予定であります。

豚肉の高級部位は、発効前は4.3パーセント、発効後に2.2パーセント、本年4月からは1.9パーセントになっております。発効直後の牛肉は、参加国からの輸入量が前年同月の約1.5倍に急増し、豚肉も同様に急増していて、更に増える見込みであります。欧州産のワインやチーズなどは、関税が撤廃となり安い価格で購入ができるようになりました。国内の農産物を取り巻く経営環境は、更に厳しさを増していくと思われま。

更には、先月に来日しました米国のトランプ大統領、新たに日米2国間の新貿易協定交渉の早期妥結に向けて意欲を示しているのであります。米国は、TPP（環太平洋連携協定）から離脱をし、TPPの水準には縛られないと、全ての障壁関税を取り除くのが目標だと主張しております。日本政府は、あくまでも新貿易交渉の中身については、TPP（環太平洋連携協定）が限度であるということと、TPP以上は譲れないという立場を明確化しているのであります。厳しい要求や無理な要求があれば、先送りするぐらいの態度で臨んでいただきたいと私は思うのであります。とりあえず、今後の動向を注視していきたいと思ひます。

それでは、一般質問に入ります。

1、生産牛の振興、（1）市有牛と自家保留牛についてであります。

①合併後の動向について。

子牛の相場は、依然として雄雌平均で約70万円です。先月の笠利市場での5月競り市においても高値相場が続いている状況であります。この背景には、全国的に肥育農家の減少、更には生産農家の減少など、子牛生産が減少しているのが現状であります。また、大手の肥育農家や枝肉を取り扱う業者など、国外への開拓を試み、輸出増となっております。黒毛和牛は消費者には人気があり、生産が消費に追いついていないことも要因で

あると思います。

さて、奄美市において、高齢農家の廃業や担い手のなり手不足などで、生産農家は減少傾向であります。どうか後継者の育成などが図られ、多頭経営農家は増加しているのとあります。そのような中、市有牛と自家保留牛の動向について、それぞれの頭数について、合併後、どのような数字となっているのか、まず伺いたいと思います。後の質問からは、発言席で行います。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**農林水産部長（山下仁司君）** おはようございます。それでは、奄美市における市有牛と自家保留牛の動向について、お答えいたします。

合併直後の平成19年度に導入した市有牛は43頭、自家保留牛は39頭、全体の繁殖雌牛の飼養頭数は826頭であります。

過去5年間の年度ごとの推移としましては、平成26年度は、導入した市有牛が19頭、自家保留牛が34頭、全体の繁殖雌牛は810頭、平成27年度は、導入した市有牛が11頭、自家保留牛が46頭、全体の繁殖雌牛は808頭。また、平成28年度は、導入した市有牛が2頭、自家保留牛が57頭、全体の繁殖雌牛は809頭、平成29年度は、導入した市有牛が12頭、自家保留牛が74頭、全体の繁殖雌牛は816頭となっております。直近の平成30年度については、市有牛が9頭、自家保留牛が73頭、全体の繁殖雌牛が818頭となっております。

なお、平成30年度における全体の繁殖雌牛の頭数818頭のうち、234頭が市有牛で、全体の約28パーセントを占めている状況でございます。以上です。

**20番（奥 輝人君）** 分かりました。一応奄美市全体で818頭、今いるということで分かりました。その中には市有牛が、先ほど計算してみますと、約234頭ぐらいの市有牛が導入されているということになっておると思います。この市有牛については、やっぱり合併後から若干は増えていたんですけど、その後、子牛の相場が高値になってきたということで、若干減少傾向であろうかと思えます。

この市有牛というのは、生産農家の今後の増頭に対しての目標でもあるし、やっぱりそういった期待もある市有牛でありますので、ぜひ今後また市有牛の導入については、更に増頭に向けて頑張っていけると思っております。

現在の頭数等が分かりましたので、次に行きたいと思えます。新年度の予算についてであります。

新年度から奄美市肉用牛生産基盤維持対策支援事業が、新規事業として認定されました。これまで合併後において、旧笠利町の制度が廃止されており、畜産農家にとっては必要な事業であり、母牛の増頭に担い手の育成に期待感が持てる事業であります。新年度の予算が350万円です。予算をオーバーしたときの対応について伺いたいと思えます。

**市長（朝山 毅君）** おはようございます。それでは、奥議員にお答えいたします。

今、奥議員がお話になりましたとおり、本年度は350万の事業を新しく策定、編成いたしました。その中身を少し申し上げながら御理解をいただきたいと思えます。

肉用牛生産基盤維持対策支援事業は、近年の子牛セリ価格の高値傾向を受け、肉用繁殖雌牛の導入に係る経費の増加に伴いまして、肉用牛の改良並びに規模拡大がなかなか進まない現状の中で、今年度から市の単独事業として新規に肉用繁殖雌牛の導入に対し補助を行い、肉用牛の改良促進と規模拡大を図ることを目的としている事業でございます。

内容といたしましては、議員がお話のありましたとおり、肉用繁殖雌牛をセリ市等で購入により導入した牛に、1頭当たり7万円以内、自家保留牛に1頭当たり3万5,000円以内を補助金として交付するものでございます。今年度の予算といたしましては、購入により導入した牛は15頭分、自家保留牛は70頭分、合計350万円を予定いたしております。

事業の執行につきましては、限られた予算の範囲内で事業効果が上げられるよう、年度末に補助対象牛を取りまとめ、予算の範囲内で按分して補助金を交付する予定にいたしておりますが、今議員がお話になりましたこれで足りるかということについては、初めての事業でもありますので、事業の検証、精査をした上で今後を考えていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**20番(奥 輝人君)** 市長、ありがとうございます。この奄美市の肉用牛生産基盤維持対策支援事業、これが今年度に復活したと言え悪いですけど、生産農家からの強い要望がずっとこれはありました。

それで合併のときに、もう前回の質問等で説明してはいますが、旧笠利町時代にはこの事業があって、合併と同時に合併の補助金等あり方検討委員会の中でこの事業が一応廃止にされたということで、その当時の生産農家も、なぜこういうことをしたのかというそういったクレームとか心配の声もありました。やっと合併後13年後にこういう事業がまた復活したということで、生産農家も喜ばしいし、またこれから畜産に携わっていく経営される農家の皆さんも、やっぱり喜ばしいということで大変喜んでる事業であります。

市有牛とは、自家導入と外部導入がありまして、直近では平成30年度は市有牛9頭と言っていましたけど、やっぱり今、市有牛を導入するには90万から、もう100万ぐらいの手出しが必要ということで、もう外部導入に行く農家がほとんど少なくなっております。

外部導入というのは、鹿児島本土に行って、血統のいい牛、親牛の系統を見て、それでもう90万から100万の牛をとってくるのが外部導入であります。その外部導入ができないということで、自分たちがもう自家保留牛ですね。自分の牛のいい血統と親牛の系統を見て自家導入をしているのが現状であります。

自家導入する場合には、やはりそのセリにかけて、かけなければいけないというまたそういった規約制限もあって、なかなかそのセリまで持っていけないで、もう自分で自家保留すると、もう自分で自己導入するという農家が増えて、先ほど言われました、今回は約70頭分の自家保留牛に半額の助成を与えるということになっております。

今後は、この市有牛にこういう助成がついたということで、やっぱり農家の方は市有牛に今度は変えていこうかと。あとまた外部導入ですね、鹿児島からとか宮崎からいい系統の牛をとって、更に繁殖成績を伸ばしていこうというそういった機運が高まっていくと思われまので、今後のこの事業に対しての期待感がもう大変ありますので、それとまたその他の地区ですけれども、龍郷町やらその近隣町村でもこういった事業を今活用しております。

更には、沖縄県に行きますと、もう完全5割補助しているんですよ。100万円で取った牛だったら、もう50万円は市が補助しますと。そういうぐらいの自治体も今出ております。そういうことで、牛に対する情熱がある自治体は、やっぱり牛農家を育てたい、牛でどうにか生計を立てていただきたいというそういった思いがあるということも、他の自治体ではあるということをちょっと理解していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思っております。(2)の育種価についてであります。①育種価の必要性について。育種価とは、その牛が持っている遺伝的な能力の度合いを数字で示したものであります。6形質があります。枝肉重量、ロースの芯面積、そしてバラの厚さ、皮下脂肪厚、歩留まり基準値、そして脂肪交雑、サシというこの6形質でなされております。

今後は、そういった育種価によってその値段の高低が若干決まってくると。また肥育農家もまたそういった育種価を見て購入していく傾向が強まっていくと思われております。本当、そのうち枝肉の成績からこういった育種価が判明されてきますけれども、今後、この育種価が最近ブームというか、最近こうやって注目になってきておりますけれども、この育種価のなぜ今頃こうやって育種価がブームになったり注目になってきたのか、その必要性についてちょっと伺いたいと思っております。

**農林水産部長(山下仁司君)** それでは、育種価についてお答えします。

育種価とは、先ほど奥議員のほうからも同説明がありましたが、外見や血統以外に、牛の能力を推定する方法で、その牛が持っている遺伝的な産肉能力の度合いを数字で示したものでございます。

具体的には、枝肉成績と血縁情報のデータを分析し、そこから肥育農家の技術や性別、出荷月齢など「環境的

な要因」を取り除いて、子牛に伝わる「遺伝的能力」の部分の推定し、数値として表したもので、親から子、子から孫へと改良を重ねていく中で、短所を補い長所を伸ばしていくための指針となります。

先ほども説明がありましたが、現在のセリ名簿の中には、枝肉重量、ロース芯面積、バラの厚さ、皮下脂肪の厚さ、歩留まりの基準値、これは推定歩留といいますが、あと脂肪交雑、これはサシといえます。の6形質について、記載が、A、B、Hという形でされております。

このようなことから、どの産地よりも早く効率よくレベルの高い育種改良を行い、購買者のニーズを満たす肉用牛産地を形成するためには、それぞれの個体が持つ遺伝的能力の把握が不可欠であり、市有牛や繁殖雌牛の産肉能力を価格的に評価できる育種価が必要であると考えております。以上です。

## 20番（奥 輝人君）

部長、今からちょっとつけ加えるんですけど、やはり先ほど冒頭の所見で、私、海外からのその連携協定とかで、一応牛肉が今、若干下がってきていると、その関税率が。そこあたりも加味して、今、日本では輸入牛肉を本当大量に安価で安くで入ってきております。それに打ち勝つためには、和牛の産肉能力を引き延ばしていかなければいけない。やっぱり外国産に勝つためには、そういった和牛の性質を、遺伝的な性質を産肉能力として全面的に出して、外国産にはやっぱり和牛が消費者の皆さんにはおいしいんですよと、そういうことも含めてありますので、その地元としての必要としては、外国産よりも良い肉をつくって、そしてまた外国に輸出して、その和牛の能力を全国、全世界に広めていかなければいけないというのも一理あると思いますので、そこあたりまでちょっと頭の中に入れてもらいたいと思います。

（発言する者あり）

それで、育種価については、今後は産肉能力であります。本当セリ名簿を見れば6段階に分かれていて、その中のHというそういった数字が一番良くて、HのA、B、Cと続いていきますけど、自分たちもその育種価を見てどうにかこの後継牛をつくっていかうという、そういった生産農家はいろいろ勉強しながら、いい肥育農家に買ってもらうためには、どの牛が良いのかということ今勉強しながら取り組んでいるところでありますので、育種価の必要性についても農家の皆さんにも、きちっとわかっている農家も、今勉強中の農家もいますので、そこあたり生産農家のいろんな勉強会とかあるときにでも、こういった育種価の勉強会などもさせながら、更に高めてもらいたいなと思っております。

それでは、その次に、②番の推定育種価と期待育種価についてでありますけれど、推定育種価については、出荷された枝肉の成績がもう参考にされます。これは数値化をして能力を決めていくということでありまして。これが推定育種価、もう屠殺された牛が推定育種価となります。

期待育種価というのは、まだ屠殺もされないで、今後この母牛と父牛の混ざった血統が産まれた牛に、今度はこういった2つの遺伝子要素を組み合わせたものが2つ分かれて、そのまま一つの子牛に行きますので、その子牛に対する期待育種価ということになります。このために、この子牛の期待育種価がもたらす今後のメリットとして、どのようなことが考えられるのか、部長、お願いしたいと思います。

**農林水産部長（山下仁司君）** それでは、お答えをしたいと思います。

まず育種価の判定でございますけど、育種価の判定は、皆さん御存じでないかと思いますが、産肉成績のデータですね、これをもとに和牛登録協会というところがございまして、そこが育種価の判定をやっております。

その中で、期待育種価ですね、これは実際に出荷された自分自身の子どもなり孫の枝肉成績を参考にして、その成績を数値化し能力を推定したものでございます。つまり屠畜された枝肉になった成績があるため、おおよそこれくらいの能力があるだろうと推定したものでございます。しかし、母牛の推定育種価が判明するまでには、最低でも4年半余りの年月を要することから、枝肉の出荷実績がない牛などについては、父と母の育種価からある程度の能力を予測して数値化しており、これが期待育種価となります。

お尋ねなのは、現在のセリ市名簿には、子牛の育種価が表示されておりますが、購買者にとっては、素牛を導入する際には、育種価など高い精度の指標が必要であると考えます。また繁殖農家にとってのメリットとして、1点目が良い雌牛を選ぶ、残す、また更新する目安にできること。2点目が、産肉形質の優れた点、欠点があっ

きりして、欠点を補うような交配の参考にできる。また3点目が、能力の高い雌牛を保留するための目安にできるといったメリットがあるものと考えております。

**20番(奥 輝人君)** 部長、ありがとうございます。本当、今後の期待育種価のメリットとしては、やはり今後導入したりするときに、その期待育種価を見ながら導入していくということも重要になってきておりますので、その良い牛をまずはもう選ぶことですね。部長、いい子牛を選べるということですよ。それと、更新するときに、その産肉能力の度合いがどのような判定を受けているのか、そこらあたりまでもう確実にわかっていくということでもあります。

また、肥育農家にとっても、自分たちが育てた牛の今後の期待ということで、このぐらいの能力があるという目標ですので、そこらあたりを見て購買者も買っていきと思いますので、やっぱりランクづけのHというそういった数字がついた牛については、やはりセリの中でも高値が続いている傾向でありますので、そういった育種価の必要性、メリット、そこらあたりもちょっと農家のほうにでも知らしめていってほしいなと思います。

それでは、この中において、再質になるんですけど、父牛と母牛が同一であっても血統も同じであれば、子牛の期待育種価は産次によって変わってくると思っておりましたが、その変わってくるその要因等についてお願いしたいと思います。

**農林水産部長(山下仁司君)** 育種価については、先ほども言いましたように、和牛登録協会において年に2回更新をされております。父牛と母牛が同一であっても、出荷される子牛の枝肉の成績によって、子牛の期待育種価は変わってくるものと思います。

**20番(奥 輝人君)** 部長、産次によって変わってくるというのは、やっぱりその産次数が多くなるのは、その子牛自体も枝重がとれなくなったり脂肪交雑が低くなっていくと。脂肪交雑というのはそのサシの入り度合い具合を見ていますので、そこらあたりがこの評価が下がっていくということになってきますので、そこらあたりもまた勉強していただきたいと思います。部長は今勉強していると思いますが、ちょっと難しいけど、更に勉強してもらいたいなと私は思いますので、よろしく申し上げます。

それと、今度は、もう前の③番に入りますけど、母牛の更新と導入についてであります。

母牛の導入時において、この奄美市肉用牛生産基盤維持対策支援事業の中においてですけれど、新規の事業では、産肉能力は6形質ある中で、枝肉重量と脂肪交雑、サシのその2形質に対して、どちらかがA以上ということで示されております。これは自家保留牛に限っていますけれど、その2形質を選んだ理由等について聞きたいと思います。

**農林水産部長(山下仁司君)** それでは、この事業における対象牛につきまして説明をします。

自家保留牛の場合は、導入月の笠利市場での平均セリ価格が50万円以上の場合において、枝肉重量もしくは脂肪交雑の育種価がA以上であることとなっております。枝肉重量とは出荷された肥育牛から出る枝肉の重量を表しております。これは通常、生体重の約65パーセントぐらいですけど、脂肪交雑とは肉の霜降りの度合いを表すものであります。この2点により、枝肉販売価格を左右することから選定し、いずれかの育種価がA以上としております。

また、令和4年度に開催される全国和牛能力共進会の候補牛となる優良な繁殖雌牛の導入を図るために、鹿児島県が行っております全国和牛能力共進会展品対策事業の補助対象牛でも、「枝肉重量と脂肪交雑の育種価がA以上であること」となっております。市の肉用牛生産基盤維持支援対策事業は、この基準に準じたものでございます。

市としましても、本事業において優良な繁殖雌牛の導入を推進し、改良促進を図り、肉用牛農家の経営安定を図って参りたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

**20番(奥 輝人君)** 分かりました。一応枝肉重量というのは、やっぱりその牛から取れる量であります。牛の

生体を屠殺したとき、枝肉をとるときに、約65パーセントが枝肉として取れます。例えば1トンの牛を屠殺した場合は、約650キロが枝肉重量となります。そういった基準値がありまして、枝肉重量というのがあって、やっぱり肉が取れるのが肥育農家も望んでいると。小さい牛よりも大きい牛、やっぱり肉が取れるのがいいと。それプラス、歩留まりもついている牛を狙っているのが肥育農家であります。

それと、またさっき聞いた脂肪交雑のほうですね。サシのほうですけど、さっき部長が言われたように、やっぱり霜降りが入っていけば、その分、業者は高く競ってきます。脂肪交雑のそのサシの中に霜降りが入る度合いによって、それも12段階までありまして、8から12の間がHというランク、そしてその7以下が今度はAというランクになっていきますので、やはりその系統によっては、枝肉重量がAであっても、今度は脂肪交雑のサシがHである場合は、そのHを見て、その脂肪交雑を見て業者は競り価格で引き落としていきますので、今後はそういった脂肪交雑がもう本当重要になっていくと思っております。

一応やっぱり鹿児島牛は、ほとんどもう改良改良で、今はほとんどもうその12段階のうちのもう8以上ということで、本当に鹿児島、宮崎は、もう全国一の産肉判定がされているところでもあります。その枝肉重量とその脂肪交雑ですね。これを重点に、この基準を見て自家保留牛が一応導入されるということでもありますので、この件についてはいいんですけど、市有牛に対してのこの外部導入からの導入に対しても、この枝肉重量とこの脂肪交雑のこのA以上とかH以上とか、そういうのもつけ加えたほうがいいのかなと私は思います。

これは一応質問しておりませんが、外部導入される方々にもこういったことがありますので、その脂肪交雑と枝肉重量の、あと歩留まり等もありますので、そこあたりを見て購入していただきたいというのを一応生産農家のほうにも教えていただきたいと思っておりますので、これは要望としておきたいと思っております。

その他にも、6形質ある中で、ロースの芯の面積とか、あとバラの厚さ、皮下脂肪の厚さとかあります。そこあたりは平均以上あればいいと思っておりますので、本当さっき言われた、一番は枝肉重量、あとその脂肪交雑をどうにかクリアできるような牛を育成できるように、今後取り組んでいただきたいと思っております。

それでは次に、④の子牛の血統と親牛の系統について行きたいと思っております。

子牛の血統については、県有牛と民間牛など多くの市有牛があります。笠利市場で使用されているものだけで、この前の5月セリ市場だけでも約20品種を掛け合わせております。親牛の系統については、最新の系統から古い系統まで組み合わせも多種多様でありまして、10年以上の古い系統等もあります。

今後の子牛の血統と親牛の系統についてでありますけど、農林水産部長が考えている組み合わせとか、今後の血統とかのどのような見解を持っているのかをちょっと伺いたいと思っております。

**農林水産部長（山下仁司君）** 繁殖雌牛の導入・更新の目安ということになると思うんですが、生産農家それぞれで導入については思いが違ってくると思いますが、現在、先ほどもちょっとセリ市名簿の話をしましたけど、競り市名簿には、父、母の父、母の祖父、母の曾祖父をあらわす四代祖表示になっております。

市有牛は同じであれば、二代祖以降を見て新しい系統を導入するなど、農家自身が母牛の血統構成を把握をして、偏った系統にならないよう導入することが望ましいのではないかと考えております。

それぞれ市有牛、民間県有牛が多い中で、それぞれの系列があって、増体型、あと肉質型、それを両方を持った型と、その辺の特質を農家御自身が把握をして、偏った血統にならないよう導入することが望ましいのではないかと考えております。

また、血統が良くても、子牛の表現型、表現型というのは月齢に合った成長、体重、体厚、胸囲、この表現型が悪いとその後の受精にも影響するので、血統や育種価だけで判断せずに、子牛をよく見て母牛を導入することが大切じゃないかと思っています。

**20番（奥 輝人君）** 部長、分かりました。今のが本当の正解だと思います。

やっぱり育種価だけじゃなくて、子牛の血統やらを見ながら、外観、そしてその牛の状態、増体、毛並など、やっぱりそれも必要となっておりますので、そこらあたりは農家の皆さんの自助努力でいけると思っておりますので、育種価についても、さっき言われたように農家の自助努力は必要でありますので、そこらあたりは農家の皆さんの頑張りに期待したいと思います。

最近、徳之島のほうで、6月セリに雌牛が211万という牛が出ました。私は新聞で見たんですけど、その翌日に、その当日の夜だったんですかね、自分はニュースは見えていなかったけど、ニュースでも出ていたようであります。

その211万が出たその雌牛ですけれど、鹿児島島の肥育農家を買ったんじゃなくて、生産農家を買っております。生産農家というのは、これ繁殖でありますので、211万をかけて取りました。その211万であった牛というのが、受精卵移植で育てた牛でありました。受精卵移植でありました。

それで、徳之島のほうにおいては、その受精卵移植をその1農家がやっておって、鹿児島大学とこうやって連携をとりながら、鹿児島大学の職員が来てこの受精卵を移植してこの牛が産まれたようであります。

その血統も、一代祖に安福久という、これはもう本当にまれにない、もう今はいない最上級の牛であります。そして二代祖に勝忠平、三代祖が糸福、四代目に神高福という系統でありました。やはりこの一代祖と二代祖に新しい種というか、新しい血統をつけることによって、やっぱり肥育農家もこれを目指していくという傾向があります。

この受精卵移植でしたその子牛については、やはりその肥育農家は、今回は1回は200万で取りましたけど、今後10産から15産までやっていく、10産ぐらいまで子を産んで、1産、2産はもう赤字経営でもいいというそういう形の導入をしたように聞いております。

本当この受精卵移植をすることによって、更に子牛の価格とか、そういったその遺伝的能力が、産肉が発揮されていくという、今そういった時代になっておりますけど、一番のネックが費用がかかるということでありました。費用が、その半分ぐらいは費用ですよという話も聞いておりますので、その半分を引かれてもやっぱり100万ぐらいしかないという、手取りがですけど、そういう牛飼いが今徳之島のほうでは、今順次取り組みが進められているように聞いておりますので、今後は、やはりこういった一代祖、二代祖の、特に二代祖ですね、二代祖に安福久とか、そういった華春福とか、そういった牛がいたら、やはり購買者の方はそこに注目しますので、そこらあたりを勘案しながら、市有牛の導入なり、肥育の自家保留牛の導入等については、そこらあたりを勉強しながら、今後の導入に向けてもらいたいと思います。

笠利市場のほうでも、やはり80万から90万の雌牛でも出ます。これもやっぱり鹿児島島の肥育農家が欲しいということととっていきます。ほとんどがもう二代祖に安福久が入っておったら、必ず80万以上というのがもう値がついている。つく状態でありますので、その血統の組み合わせ、親牛の系統ですね。系統の二代祖、三代祖、そこらあたりまで研究しなければ、今後の牛の所得向上については必要になってきておりますので、農家の皆さんもそこあたりも考えて勉強しながら取り組んでいると思っておりますので、今後の畜産農家に対する支援とか、いろんな勉強会とか開催しながら、更に奄美の黒牛が飛躍的に発展できるように、部長も頑張って宣伝などをさせていただきたいと思っております。

それでは、この生産牛については終わりたいと思います。

次に、今度は豚ですね、豚。今日自分、お昼は豚の豚カツを頼みましたので、今度は豚に行きたいと思っております。

1、養豚の振興であります。（1）養豚農家と推移と母豚の推移についてであります。

近年、この奄美においても、島豚を柱とした奄美の島豚の消費が向上しております。島豚を活用した郷土料理や食卓での豚料理などもあると思っております。合併後においてでありますけど、養豚農家の数と今の豚の頭数ですね。どのようになっているのかをちょっと伺いたいと思っております。

**農林水産部長（山下仁司君）** それでは、養豚農家と母豚の動向についてお答えします。

合併時の平成18年度の養豚農家の戸数は7戸です。繁殖用雌豚頭数は42頭で、総飼養頭数は444頭でございました。最近5カ年間の飼養状況としましては、平成26年度が飼養戸数が8戸、繁殖用雌豚100頭、総飼養頭数649頭、平成27年度が飼養戸数7戸、繁殖用雌豚80頭、総飼養頭数666頭、平成28年度が飼養戸数6戸、繁殖用雌豚96頭、総飼養頭数588頭、平成29年度が飼養戸数6戸、繁殖用雌豚80頭、総飼養頭数573頭となっております。

また、直近の平成31年2月1日現在の飼養状況は、農家数が6戸、繁殖用雌豚89頭、飼養頭数516頭となっております。合併時の平成18年度と比較しますと、農家が1戸減少しておりますが、繁殖用雌豚で47頭、

総飼養頭数で約70頭増加しており、規模拡大が若干進んでいるものと考えられます。

**20番（奥 輝人君）** 分かりました。今の数字は分かりました。それでは（2）の農家の育成について行きたいと思えます。

養豚農家の育成については、担い手の育成や養豚経営のセミナーなどを開催しなければいけないと私は思っておりますけど、そういった養豚セミナーとか、勉強会とか、そこらあたり開催されているのか、この奄美市の取り組んでいる状況をちょっと聞きたいと思えます。

**農林水産部長（山下仁司君）** 養豚農家の育成についてお答えいたします。

奄美市における養豚経営については、それぞれの農家が独自の給与体系、育成・肥育、出荷体系をしていることから、市やJAで養豚農家に対する経営セミナーなど、営農指導、経営指導は行っていない状況です。

そのような中で、現在愛知県と、あと岐阜県など国内で発生しております豚コレラ、または近隣諸国で発生しているアフリカ豚コレラなど、家畜伝染病の対策として家畜保健衛生所など関係機関と連携し、侵入防止や防疫体制の徹底を図るため、飼養衛生管理の指導やワクチン接種などの巡回時に立ち会いを行っているところでございます。今後とも大島支庁など関係機関と協力をし、これまでの巡回指導などを継続しながら、養豚農家の育成支援を図って参りたいと考えております。

**20番（奥 輝人君）** 今現在、そういった勉強会とかセミナーとか開いていないということでもありますけれど、やはりこれも農家でもありますので、年に2回3回、そういった外部の講師などを呼びながら、そういう豚の勉強会なども開催しながら、その豚農家の意識向上を図っていただきたいというのが、要望としておきますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、（2）の一貫経営への支援についてですけれど、奄美は一貫経営が柱であると思えます。経営を軌道に乗せるためには数年の歳月が必要であります。また、運転資金の確保や優良雌豚の確保導入など、確保の課題があると思えます。現在の補助支援対策などにおいて取り組んでいる補助支援などの状況が、畜産、豚のほうにどのような支援等が行き渡っているのか、そこらあたりお聞かせしたいと思います。

**農林水産部長（山下仁司君）** それでは、お答えをします。

本市の先ほど言いました養豚農家の数6戸のうち、5戸が一貫経営、1戸が子取り専門経営となっております。一貫経営とは、子豚の繁殖から肉の出荷まで、これが一連の生産までということで一貫経営と呼んでおります。また子取り専門経営というのが繁殖だけですね。子豚を生産して子豚を出荷するという形が子取り専門経営となっております。

養豚農家に対する支援についてでございますが、本年度より繁殖用雌豚を増頭した場合、1頭につき2万円以内、また繁殖用雄豚を増頭した場合、1頭につき1万5,000円を補助金として交付する豚増頭支援対策事業を実施したところでございます。また、肉用牛、養豚、養鶏を対象とした畜産用簡易資材の購入時に3分の1以内を補助する、これは市の単独事業でございますが、重点品目生産向上対策事業を実施しております。

また、養豚については、施設整備や機械、豚の導入において制度資金面では肉用牛と同等の支援がありますが、国・県等の補助事業については少ない状況でございます。その中で、対応可能な畜産クラスター事業を活用できるよう、現在大島支庁などと連携し、養豚における畜産クラスター協議会の立ち上げを検討しているところでございます。今後、奄美の食文化の中心的役割を担う食肉処理場の整備も計画している中、関係機関と連携し、養豚農家の規模拡大や生産性の向上を図って参りたいと考えております。

**20番（奥 輝人君）** 分かりました。今、部長のほうから畜産クラスター事業の今説明がありましたけれど、一応畜産クラスター事業ということで、奄美市のほうで、牛農家のほうでは組合をつくってもう3年前から活動が、動いております。

その畜産クラスター事業の説明会のときにも、その養豚農家と、あと養鶏農家ですね。一応説明会に来て、こ

の事業で豚舎をつくりたいとか、機械を導入したいとか、そういう意見がありまして、一応説明会に来ておりました。だけど、その養豚農家が、1農家が来ておって、その組合をつくるというそういったことが、ちょっと小規模ということでできないということでありました。

それをやっぱり養豚農家や養鶏農家に、クラスター事業とか導入させるためには、何が必要かとなればやっぱり広域化なんですよ。広域化。自分たちは、牛の場合はこうやって奄美市だけで畜産農家がいるので、できますけど、こういった養豚・養鶏の農家にはそういった小規模であって、そういった組合がつかれませんが、今は豚をやっているのは瀬戸内のほうが多いと聞いておりますので、広域化をつくって、その中で畜産クラスター事業の導入を進めていけば、私は今後の豚の経営に対しては更に伸びていくと思いますので、そこあたり広域化について、先ほど答弁がありましたけど、取り組んでいただけるようにできませんでしょうかということをお聞きしたいと思います。

**農林水産部長（山下仁司君）** 養豚における畜産クラスター協議会の立ち上げなんですけど、今、奥議員がおっしゃったとおり、大島本島の各市町村、養豚農家も少ない中で、各市町村での協議会の立ち上げがなかなか難しいと。そういう中で、今、先ほど言った県とのクラスター協議会の立ち上げですね。これは今、大島本島全体を一つとしてできないかということで、今協議をしている最中でありまして。

**20番（奥 輝人君）** 分かりました。ぜひそういったクラスターの広域化に向けて協議して、ぜひ立ち上げて、その養豚農家が支援が受けられるような取り組みを続けてもらいたいと思います。

それで、もう（3）番の相場についてであります。

子豚を出荷するまで、生後約1年かかります。取引先が地元の業者であると聞いております。相場がまた安いとも聞いております。相場の向上が養豚農家が望む声でもあります。奄美の相場について1頭当たりの単価はどのようになっているのか、聞きたいと思います。

**農林水産部長（山下仁司君）** それでは、相場についてお答えします。

奄美における豚の出荷につきましては、市場を通していない中で、市として相場は把握できない状況でございます。その中で、平成30年度の東京市場における豚の枝肉卸売価格は1キロ当たり518円、大阪市場においては1キロ当たり496円となっております。

また、鹿児島県のナンチク等、食肉センターのほうにおける相場は、確認しましたところ、東京市場、大阪市場などの相場を参考に決定しているということでございます。

**20番（奥 輝人君）** 分かりました。一応相場については、ここでは分からないということではありますが、これはやっぱり地元の業者とのこういった販売が、庭先取引みたいな形であるから、分からないということであると思います。

今、部長が言われたように、東京の枝肉の重量のあれが、東京では518円、大阪では496円というそういった相場価格が出ております。それに見合うような価格で、やっぱり相場の取引ができたらいいなかなと思っております。

例えばですけど、沖縄の石垣島などは、牛の場合ですけど、もうこれは相対価格でやっております。相対価格で。東京の枝肉がキロ単価が3,000円であれば、石垣島の肥育農家の枝肉も3,000円でいくと。そういった相対価格でも石垣のほうはやっているのが現状でありますので、この相対価格に近いぐらいな数字で、それをオーバーできるような感じで、一応養豚農家の相場の引き上げですので、単価の引き上げなども考えてもらいたいと思います。やっぱり単価が高いことによって、豚の飼養、飼っていきこうというそういった意欲も出てくると思いますので、お願いしたいと思います。

ちなみに、この豚の生理形態についてちょっと若干説明したいんですけど、豚は母豚から産まれるのは、約10頭ぐらい産まれます。1回で。多くて13頭とか産まれます。その中で平均10頭が産まれて、その中でやっぱり死産が1,2頭いるようであります。1,2頭。だから平均して8頭ぐらいが成長していくのかなと思

ます。

その子豚も一貫経営ということでありますが、離乳については、生後30日後には母豚と離して濃厚飼料を与えながら1年間育てていきます。1年間育てる間に子豚が100キロ前後になったら、もう出荷するという仕組みになっております。

また、豚の場合は年3回の妊娠期間がありますけど、一応年2回妊娠させて、年2回出産していきます。だから1回目の出産で、妊娠期間が約115日前後かかります。それで年2回だから、さっきの産まれた子豚が10頭である場合は、約20頭、年間産まれるという計算になります。

さっき言った相場でもですけど、例えば20頭産まれた場合、枝肉が500円の場合は、5掛ける2で、10ということで、約100万ぐらいは取れるんですよ、本来であれば。だけど、その100万取れるその相場があるんですけど、なかなかそこに手が届いてなくて、自分の近くの土浜でも飼っていたその農家に聞きますと、やっぱり合わない、経費が高くて、コストが高くて合わないから、もう自分はやめるとというのが1点目の問題でありました。もう一点は、またちょっとしたその豚舎の一応環境整備ですね。環境整備もちょっと突っ込まれたような感じがあったものだから、ちょっともうそれでは、引き合わんからやめていくという話も聞いておりました。

本当、豚の場合は、やり方次第によっては、鹿児島黒豚がこうやって順調に経営されていますので、奄美もこの島豚、島豚といいますけど、黒豚でありますけど、やっぱりこれを経営を維持させるためにも、この相場当たりを、相場とその技術の管理ですね。そこあたりをやっぱりしなければなかなか前に進んでいかないと考えておりますので、部長、ぜひ養豚農家の要望をやはり結構課題もありますけど、その課題に前向きに向かって取り組んでもらって、奄美の島豚をこうやって島内でもいいし、鹿児島黒豚に匹敵するぐらいのそのぐらいの意欲を見せて、向上できるように取り組んでいただきたいと思います。

本当、今後は島豚が有効活用されて、皆さんの口の中にも入っていきますので、島豚というのは食文化でもありますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

その豚の生体からとれる枝肉についても、もう100キロの場合は、約70パーセントが枝肉となりますので、100キロの豚が出荷して、約70キロが枝肉ということになりますので、その70キロ掛けるの500円相場としても、7掛ける5、35で約3万5,000円、1頭当たり3万5,000円ぐらい、多くても4万円ぐらいと、そういった相場でしかありませんので、この相場をきちんと整理をして、養豚農家が儲かる経営ができるような仕組みづくりを進めていただきたいと思いますので、これは要望としてお願いしたいと思います。

もう最後になりますけど、(4)の今度の、これがもう成功裏に結びついていけるように思いを込めまして、奄美島豚へのブランド化について聞きたいと思います。

養豚農家の底上げを期待をし、令和3年にこの食肉処理センターも完成する予定となっていると思います。奄美全体での構想として、この奄美市だけじゃなくて、この奄美全体として、奄美本島内、奄美群島内として、この今後の奄美黒豚のブランド化についての取り組みについて、ちょっと伺いたいと思います。

**農林水産部長（山下仁司君）** それでは、お答えしたいと思います。

奄美大島においては、豚は伝統的な食文化を構成しており、良質なたんぱく質の供給源として、奄美の長寿を支える食材の一つとも言われております。また近年、大型クルーズ船の寄港増加やLCC航空事業者の参入により入込客数は増加しており、伝統的な島料理に欠かすことのできない豚の需要や利用価値は広がりつつあると考えております。今後、食肉処理場の整備に伴い、安心・安全な豚肉の安定供給体制を図っていくところでありませ

ず。現在、奄美で飼養されている豚は、血統がバラバラであり餌や飼養管理方法なども農家ごとに異なるため、品質にバラツキがある状況でございます。そのような中で、今後、豚のブランド化や差別化を図り、高付加価値を高め、販売を強化して豚肉の生産、消費を拡大していくためには、血統や給餌方法、飼養管理など、一定の基準を設けて一元出荷を行うなど、生産面や流通面で検討しなければならないことが多くあると考えております。

しかし、奄美固有の食材を供給するなど条件を整えることができれば、新しい観光の資源につながるものと考えておりますので、今後、関係機関と協力して検討して参りたいと考えております。以上です。

20番(奥 輝人君) 部長,ありがとうございます。もう今の目標に向かって頑張っていたきたいと思います。

鹿児島県のほうでは、黒豚ということで、もう全国的にも広まっておりますけど、私としては、やっぱり奄美の豚は島豚で、島豚という島をつけてやれば、島豚と黒豚の境界が分かりますので、鹿児島黒豚、奄美は島豚という銘柄でこうやって登録できるような形に持っていったら、更に奄美の島豚も食べたいなという気持ちに観光客も湧いてくると思うんですよ。

この前も、西郷どんぶりなどでも島豚でありましたので、そこらあたり、島をどうにかPRしていただきたいなと思います。どうぞよろしくお願いします。

終わりたいと思います。はい。

議長(師玉敏代君) 以上で自由民主党 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

10時45分,再開いたします。(午前10時31分)

○

議長(師玉敏代君) 再開いたします。(午前10時45分)

引き続き一般質問を行います。

自民新風会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

13番(竹山耕平君) 市民の皆様,議場の皆様,おはようございます。自民新風会の竹山耕平でございます。

まず,6月18日,新潟県や山形県を中心に発生した地震により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。たび重なる大規模自然災害の歴史を振り返りながら,「備えあれば憂いなし」,国が進める国土強靱化計画の推進,また地域強靱化計画について,まだ奄美市は未策定となっておりますが,今後も防災・減災対策の相互的,計画的な推進を図っていただきたいと思います。

また,この本日で3日目となります民生委員の皆様はこの議会の傍聴,誠にありがたいことでございます。議員,そして議会に強い緊張感を与え,更にはその職責の重さを重々感じている次第でございます。

更には,今回の令和元年第2回定例会におきましては,総勢16名の議員が一般質問の登壇に立ち,更には月曜日まで4日目がございますので,ぜひ傍聴のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは,早速ですが,個人質問を始めさせていただきます。

まず初めに,3月定例会におきましても一般質問をいたしました奄美群島振興開発特別措置法,今年度より5年間延長をされました。これまでもさまざまな各般の施策が講じられ,交通基盤の整備,産業の振興,生活環境の整備等,さまざまな面において相応の成果を挙げているところでありますが,依然として,本土との所得水準を初めとする経済面における諸格差や人口の減少など,解消すべき課題が残されているところであります。

そのような中,前回,改正時に初めて創設されました奄美群島振興交付金を活用し,更なる奄美の自立的発展を成し遂げるべく,10年,20年後を見据え,更なる未来への挑戦として,今後5年間の振興発展,産業振興に努めることとなりました。

前回の答弁では4つのポイントが挙げられました。1点目に,民間と連携した新たな取り組みとして特定重点配分対象事業の位置づけ,2点目に,輸送コスト支援に原材料加工品が追加された充実拡大,3点目に,航路・航空路運賃軽減事業に準住民が対象として追加,4点目に,観光キャンペーン事業の継続ということでございました。

また,これまでの経過として5月初旬には,国の基本方針,県の開発計画が5月末に策定をされました。そのようなことから,今回改めて個人質問においてお伺いをいたします。

このたびの新たな取り組みとしての奄振改正法について,県が策定した今後5年間の指針となる奄美群島振興開発計画,主な概要,振興開発の柱でございますが,本市,また住民や各産業が大きく関わるその制度設計に伴う重要政策,ポイントとなる位置づけについてお示しをお願いいたします。

次の質問より発言席にて行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。多くの傍聴者のいらっしゃる中で、心地よい緊張感を覚えながら竹山議員に御答弁をさせていただきます。

議員が今お話になりました、鹿児島県が奄美群島と連携を図りながら奄振計画を策定いたしました。鹿児島県は、奄振法に基づき、国が定めた奄美群島の振興開発の意義や方向性を示す基本方針のもと、去る5月31日付で奄美群島振興開発計画を策定いたしました。

当計画におきましては、今後の奄美群島の振興開発の基本方針として、定住の促進、世界自然遺産登録などを生かした交流の拡大、滞在型・着地型観光の促進、条件不利性の改善、生活基盤の確保・充実、地域主体の取り組みの促進、以上6つの基本方針を掲げております。

また、奄美群島の自立的発展に向けて、各分野において群島全体、または島ごとに取り組む振興開発の方策を盛り込んでおります。

更に、奄振交付金の拡充内容であります航路・航空路運賃軽減事業における準住民への支援拡充や、輸送コスト支援事業における加工品・原材料への支援拡充、民間事業者等と連携した新たな取り組みへの重点的支援、いわゆる特定重点配分対象事業についても本計画の中に盛り込まれております。

このように奄振計画におきましては、住民の生活に直結した奄振交付金事業といったソフト事業や、社会基盤、産業基盤の整備に向けた各種公共事業のハード事業、更には福祉や環境など、いずれも重要な施策が網羅的に記載されているところでございます。

本市の発展はもとより、奄美群島広域事務組合管理者としても、国や県、奄美群島12市町村と連携を図りながら、奄美群島の更なる振興、自立的発展に向けて努力をして参りたいと存じますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

13番（竹山耕平君） ありがとうございます。それでは、今、市長のほうから答弁がございました中で、幾つかまた分かりやすく答弁をいただければと思います。

今、新たな取り組みとして、航路・航空路軽減事業の中で準住民が対象となったと。その準住民という何というんですかね、定義。準住民とはどこを指すのか、誰を指すのかというのをまたちょっと具体的に答弁をいただきたいと思っております。今ございました新たな取り組みとしての特定重点配分対象事業、こちらも先日の関係員からもございましたが、我々総務企画委員会が5月末に国交省から、今回の改正奄振法についていろいろとレクチャー、説明を受けいろいろと質疑応答をさせていただき、大変有意義な調査であったことであります。

そういったところから、その特定重点配分につきましては、これから、これまでの10分の5の交付率が10分の6になると、そしてまた民間事業者との連携した取り組みを立ち上げるための事業、これは開始から3年以内に限るということで、その中で雇用創出効果が見込まれる創業または事業拡大に対する支援で、奄美群島特有の地域資源等を生かした先駆的、そして先進的な取り組みに係る実証事業ということでございますので、イメージとしてこちらにちょっとありますのは、民泊ということもちょっと説明のほうには書いてあります。

そういったところでは、例えば奄美市でいうと、民間の住用の見里の方々が民泊をもう現に活躍している状況が、新聞等でも皆さんに、市民の皆様、島民の皆様にも図られているところだと思っておりますが、そのあたりとまた違う形での関わり、そういったことが、もし取り組みが図られているのであれば、答弁をお願いしたいと思います。

企画調整課長（山下能久君） 議員御案内の準住民、航路・航空路運賃軽減事業の拡充事業でございます準住民について、まず御説明を申し上げます。

準住民の定義としましては、奄美群島外の学校の在学する者で、住民に扶養されている者という形で定義がなされております。そういったことから、島外の学校に高校も含めて、大学も含めて通われている住民に扶養されている者が対象となっております。

なお、スケジュールといたしましては、6月3日に離島航空割引カードの配布を開始いたしまして、実施といたしましては、7月19日、夏休み前を目途に開始する予定となっているところでございます。

続きまして、特定重点配分対象事業についての御質問であります。議員のほうからほとんど内容の説明がありましたが、本年度、奄美市のほうで実施採択になりました事業につきましては、2つございまして、1つ目がICT先進技術習得事業、当初予算で748万4,000円を見込んでおります。

内容としましては、島外スキルアップ事業、島外企業への社員派遣研修事業等に対する支援、また先進技術研修事業といたしまして、講座の開催等に当たり、専門的な講師を招聘する経費に対しまして支援するものでございます。

もう一つ、奄美らしい観光スタイル構築事業、これが予算的には4,112万3,000円を計上しております。内容としまして誘客受入体制強化事業、奄美らしさを発揮する商品づくり、インバウンド受入支援、人材育成セミナー、また奄美らしい民泊の調査事業も含まれております。民泊事業についても、こちらのほうの調査のほうで今後進めて参りたいと考えているところでございます。以上です。

**13番（竹山耕平君）** 分かりやすい答弁をありがとうございます。それでは、先ほども私も少し申し上げましたが、もうここで、この件につきましては終了させていただきたいと思っておりますけど、この民泊に対する新たなその何というんですか、検証と申しますか、研究、そこに係るということなんですけど、先ほども申し上げましたが、例えば住用の見里のほうで民泊がもう既に始まって、かなり活躍を、そしてまた基盤も安定していると申しますか、しかし、まだこれから改善すべき点が多くあるということでございますので、そのあたりは対象になるのでしょうか。

**企画調整課長（山下能久君）** 先ほど申し上げました奄美らしい民泊調査事業の中で、現状把握から今後の情報発信の在り方などを含めて、調査事業として実施する予定としているところですので、よろしく願いいたします。

**13番（竹山耕平君）** 今、もう立ち上がっている、民泊を行っている住用の見里の方々も含めてやっていると思うんですけど、そういった今現在も立ち上がっているの方々に対しても、対象となるのでしょうか。

**企画調整課長（山下能久君）** 言葉足らずですみません。現状把握ということで、今現在、奄美市内でされている、民泊をされている現状の把握、そこらあたりを含めましてこの調査事業の中で進めていって、その中でいろんな課題、問題等を含めまして調査して対応していこうということでございます。以上です。

**13番（竹山耕平君）** 分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、この奄振交付金事業活用により、輸送コスト支援事業の対象品目が追加、拡充されました。そこでお伺いをいたします。本市に係る対象品目についてお示しを願います。

また、その対象品目と、その選定理由、そしてこの支援開始時期がいつ頃からなのかということについて、お示しをお願いします。

**企画調整課長（山下能久君）** 奄美市における加工品と原材料等の対象品目についてお答えいたします。

加工品につきましては、粗糖、黒糖焼酎、飲料水の計3品目、原材料等につきましては、カボチャ用化成肥料、タンカン用の化成肥料、クルマエビ用の配合飼料の計3品目となっております。

これらの品目選定につきましては、平成29年度に設定されました特定有人国境離島地域における輸送コスト支援対象品目分類表の小分類の中から、本市において対象となり得る品目を抽出し、県により決定されたものでございます。

なお、輸送コスト支援事業におきましては、従来より宅配便等を使用した場合は、県本土と比べて条件不利性が生じていないことから、補助対象外となっておりますので、この点も考慮して品目選定を行ったところであります。

ます。

支援開始時期につきましては、先般実施された県の説明会では、振興開発計画が決定した5月31日以降に移出・移入した分を補助対象とする説明を受けているところでございます。以上です。

**13番（竹山耕平君）** ありがとうございます。それでは、次の質問にも関わってきますので、お示し願いたいと思います。

次に、ここのあれでは22となっております。23となっておりますを一括して質問をいたします。

この対象品目、今ございました黒糖焼酎、そして粗糖、そして飲料水、水ということで、後はカボチャ、もういろんな材料ということでございましたが、これに対して本市としてこの目標設定を設けているのかどうかについて、お示しをお願いします。

やはりこの事業として行う以上、市としても実績というのは大変重要となってくるであろうと。そしてまた、そしてその実績を出すためには、この行政と各この業界団体、また民間事業主との綿密な連携協力は必要不可欠なものとなってくると思います。

予算を取ったから後は頑張ってくださいというわけにはいきません。そのようなことから、この対象事業者関係者、業界団体、連携協力体制のこの構築について、この市の基本的な方針、また今課長のほうからもありましたが、この時期が、もう6月ですので、具体的な取り組み等がございましたら、簡潔に内容をお示し願いたいと思います。

**企画調整課長（山下能久君）** 対象品目ごとの目標設定につきましては、事業実施に当たり、補助対象者である事業者や農家等は、速やかに生産振興計画を策定しまして、市町村に承認申請することとなっております。

この生産振興計画では、事業開始初年度に品目ごとに出荷量の拡大や品質の向上といった目標を掲げまして、目標を達成するために実施する取り組みについて記載することとなっております。現在、対象品目ごとに目標値の適切な設定等に向けて、市の担当部署と補助事業者などで協議を行いながら作業を進めているところでございます。以上です。

**13番（竹山耕平君）** 分かりました。その生産振興計画については、業界または事業主の方々から、それぞれ提出されてくるとは思うんですが、もう提出は受けているんですか。

**企画調整課長（山下能久君）** 今現在、市の担当部署と補助事業者等で協議を行いながら、計画の策定を進めているところでございます。

**13番（竹山耕平君）** 分かりました。策定を進めているということでございますし、その中には、今課長がおっしゃったように、生産出荷量の拡大、そしてまた品質向上、更にはその雇用の確保だとか、いろんなものが諸々ついてくると思います。

そういったことで、その生産振興計画の策定については、いわゆるこれは奄振の予算が絡んでくるということは、やはり国、県、絡んでくるということでございますし、そこは大変厳しいチェックもあると思いますので、十分な、先ほども申しましたが、連携協力体制、そしてまたその計画の策定にいたしましても丁寧な協力をしていただきたい、対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に行政としては、今言ったように実績と、確実な実績がやはり必要になってくると思います。この3年間の取り組み、または何年間の取り組みで、今後のこの奄振予算の在り方までもが問われてくると思いますし、今度は末広がりでもまた可能性が、無限大の可能性というふうになってくるといふふうにも感じられますので、その場合に、また事業主、また各団体、その関係団体の方々から、例えばやはりその計画を策定する上、更にはその後の実績を上げるために対処して、例えば更なるそのコスト面だけではなくて、違う形での要望とかが例えば出てくる可能性もあると思います。または、その件について市の対応というのは、どのような基本的な方針を持っているのか、お示してください。

企画調整課長（山下能久君） 更なる産業振興策についての要望等に関する御質問にお答えします。

販路拡大、雇用の増加を図るために必要な輸送コスト支援以外の支援措置に関する業界からの要望等につきましては、現在、市としては受け取っていないところであります。今後、そのような要望等があった際には、市として支援の必要性も含めまして、前向きに検討して参りたいと考えているところです。以上です。

13番（竹山耕平君） ありがとうございます。しっかりその輸送コストの支援という形だけではなくて、これからの奄美の産業を含めて対象品目となったというふうに感じていますので、そのあたりへの対応と、後はしっかりとした、先ほどから申し上げますけど、その連携というものを、連携と協力というものの対応を密にお互いに、やはり業者にも頑張ってもらわないと、業界にも頑張ってもらわないといけませんので、特に黒糖焼酎の部分におきましてはですね。

黒糖焼酎業界にいたしましても、以前、我々の新風会会派、またはその他の会派の皆さん、有志と、その焼酎業界との意見交換会もされた際にも、今のこの輸送コストの件についても要望を受けましたし、あと更に出荷をその先どうするか、その後販路拡大をどうするかということについても、さまざまな意見も聞いて受けておりますので、またそういった面では、ぜひ頑張っていたいただきたいというふうに思います。

次に移ります。独立行政法人奄美群島振興開発基金が、今後果たす役割として、この融資とその出資制度の充実、そして、強化及びこのシンクタンク的な機能の基盤強化が必要となってくると。そして、先日の関議員からもありましたけど、このコンサルティング、そしてコーディネーターとしての役割の機能の発揮ということは、やはり今の基金のまずは基盤強化が必要だというふうに考えております。そのようなことから、見通しと、今後この国、県、地元とどのような連携をとってっていくのかという見解をお示してください。

企画調整課長（山下能久君） 御質問の国、県、地元の連携についてお答えいたします。

まず国においては、平成30年に奄美群島振興開発審議会の中に、「奄美群島振興開発基金の役割の検証に関するワーキンググループ」を設置し、県や地元市町村の意見を踏まえた開発基金の役割についての検討がなされております。

また、県が先月策定いたしました奄美群島振興開発計画におきましては、奄美群島振興開発基金についての期待や課題も記載されており、地域に密着した更なる政策金融機能を発揮するため、シンクタンク機能やサポート機能を拡充することについての期待が示されております。

開発基金のシンクタンク機能などについては、先日の関議員の質問にもお答えしているところですが、今後とも事業者それぞれに合わせたきめ細やかな支援がなされることを期待しており、本市としても、「あまみ創業塾」や中心商店街活性化資金保証料補助事業等において、開発基金との連携による創業支援などに取り組んでまいるところです。更に奄振審議会のワーキンググループの報告書では、開発基金の「継続的な検討課題」といたしまして、「融資枠の拡大」と「出資業務の創設」を中長期的に取り組む課題として確認されております。

このことにつきましては、振興開発計画の中でも検討事項として明記されております。特に融資枠の拡大につきましては、地域内事業者からも従来より拡大を求める声があるものと認識をしているところでございます。もちろん開発基金が本来的に行う地域金融機能の補完、これは融資でございますが、と、奨励、補償を損なうことなく、民間金融機関と開発基金による協調融資などが可能となれば、地域内での資金調達向上に資するものと考えられる他、開発基金の安定的な経営体制構築にも寄与するものと考えているところでございます。

そのため、奄美群島経済の下支えとなる開発基金の「融資枠の拡大」について、大いに期待をしているところでございまして、今後とも市として、国や開発基金、県とも連携して実現に向けて協力して参りたいと考えているところです。以上です。

13番（竹山耕平君） 丁寧な説明をありがとうございました。僕は全て理解をしたつもりでございます。そういったところから、また少し今後、やはりそういった何というんですか、その補償業務、融資業務、そして出資制度の創設、更には先ほどから出ているコーディネーターやシンクタンク、そういったことを考えますと、今後は

今課長からもありました安定的な経営というふうにと考えると、やはりリスク管理というものも当然必要になってくるといふふうに感じますが、これはいろいろな方々の要望、そして国、県のワーキンググループからの課題、そして先ほど来、申し上げているこの奄美群島振興交付金が、奄振交付金が創設され、このLCCの就航からかなりの奄美にとっては、市長がいつも申し上げているこの追い風というものが、たびたび使われるようになったといふふうに感じておりますので、そういった意味では、やはり今後も10年、20年先を見据えた、まず今後この5年間の取り組みに期待をしたいといふふうに思います。よろしくお願いたします。

次に、(2)の質問に移ります。

4月に新たに開設された奄美警備隊について。陸上自衛隊です。

現時点では2カ所が完成済みですが、市内3地域に隊員家族用の官舎が建設されました。地域や学校等でも新たな賑わいも見られていることは、私以外にも皆様も同様に感じているところだと思います。まだ数カ月しか、この配備後経過しておりませんが、本市としてこの現状、実際にどのように実感を感じておられるのか、実感しておられるのか。また、この開所前には、民間物件が足りないということで、苦慮されている隊員の方も多く存在したのも事実です。

また、その官舎以外にも隊員家族世帯の方々が、いろんな地域に広がりを見せていると、いろんな地域に住まわれていると、民間物件を借用してですね。と思いますので、そういったところからこの民間賃貸物件へのこの入居状況の把握などについて、把握されているか、この2点をお伺いしたいと思います。

**総務課長(三原裕樹君)** それでは、お答えいたします。

本年3月末の部隊配備から2カ月余りが経過いたしました。地元大熊地区におきましては、自衛隊員、またその御家族との交流に積極的に取り組んでいただいております。町内報などを通してその様子を伺うことができます。

具体的には、3月15日の歓迎行事に始まり、町内会壮年団レクリエーションにおける隊員との交流や、グラウンドゴルフ大会、また三月浜遊歩道、大熊漁港周辺の草刈り作業や懇親会などに多くの隊員の御家族の皆様が参加されたとのことでございます。あわせて市内小学校に41名、中学校に15名の計56名の転入児童生徒も加わり、賑わいを見せていると伺っております。

また、民間物件のお話でしたが、この入居状況につきましては、詳細な入居率などは数字まではつかんでおりませんが、部隊配備に当たり多くの民間物件も利用されていると伺っております。遠くは住用町市から通勤されている方もいらっしゃるかと聞いております。

この2カ月間においても、隊員や御家族の皆様が、職場や地域を通して交流活動が図られておりますことは、本市といたしましても地域の活性化につながるものと考えているところでございます。

**13番(竹山耕平君)** ありがとうございます。まだ2カ月半しか経っていない中で、大熊町の中では、そういうさまざまな行事と一緒に取り組んでいると。そしてまた、そういう以前も少しお話を受けてきましたが、そういう大熊町内会の主催する、また壮年団、青少年団が主催するいろんな交流会、またそういったものに家族で、多くの家族で参加をしていますよということでもございました。

また、そういったものが、もう広がりが見れていることは、もう間違いないと。そして今、何ですか、転入学生が、小学校が41名、中学生が15名の56名、そういったところで、やはりそういった今までにない方々が入ってきていただいているということは、新たな取り組みが、やっぱりスタートしているということでもございますので、今後のまた賑わいも期待したいと思います。

そしてまた、今、課長からありましたが、その住用町校区は、市から住まわれてきているということでもございまして、まさにその隊員の方は、私の子どもが以前、預けていたその保育所に子どもを預けて、そういったところがありましたので、私もなぜというふうには聞きませんでしたが、すごいねと、ありがたいことですねということで、お話をさせたのを今思い出しました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今度は、この開所後、あと残されている工事の状況として、先日の副議長、同僚議員のほうからもございましたが、今年度以降のこの工事の状況、あとまだ残されている工事のこの発注見直しを含めて市のほうで把握をし

ていたら、お示しをください。

そして併せて、この奄美警備隊の以前の質問とはちょっと違うんですけど、警備隊の今後の活動、独自の行事、このイベントの計画、またその他の市の主催するイベントや、またその他が開催するその行事、イベント等へのその参加への有無だとか、参加への相談だとか協議とか、そういったものが市のほうに何かしら相談、または協議をされているという事項などがございましたら、お示しを願いたいと思います。

また、その訓練や、その他についての情報提供、協力要請というふうなことは、前回の関議員、三島議員への答弁について理解をいたしましたので、その部分は割愛をさせていただきたいと思います。

**総務課長（三原裕樹君）** まず工事の発注等につきまして、熊本防衛支局へ確認をいたしましたところ、今年度発注分の工事等についても、おおむね順調に進捗をしているというふうに伺っております。

それから、行事、イベント等につきましても、まだ具体的なそういった情報は入っておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、地元と大熊地区の皆様とは、積極的な交流がなされており、今後も増えてくるものと期待をしております。

それから、先日ですが、8月末に本市が予定をしております防災訓練にも参加をいただけるということで、打ち合わせを済ませたところでございます。以上でございます。

**13番（竹山耕平君）** 分かりました。工事は順調に進んでいて、この工事の事業、発注・見通しということは、ありましたっけ。ということで、まだ8月末にこの市の防災訓練にも、これは陸上自衛隊として参加をされると。そしてまた昨年度、その南西航空の方々が初めて参加されたということですが、これはまた二つのこの空と陸が、その二つの部隊が一緒に参加されるかどうかまで、ちょっと。

**総務課長（三原裕樹君）** この前、打ち合わせをいたしました中では、奄美駐屯地でも参加しますと、そういうことと、陸上自衛隊も沖縄の南西航空部隊も参加しますということで、今調整を進めているところでございます。

**13番（竹山耕平君）** ありがとうございます。それはもう大変ありがたいことです。やはり冒頭も申し上げましたが、もう予期せぬ、たび重なるこの自然の大災害は、「備えあれば憂いなし」、そういった形もという意味にも込められるというふうに感じておりますので、大変ありがたいことだというふうに感じております。

それでは、次の質問に移ります。

次は、次期子ども・子育て支援事業計画についてお伺いをいたします。

現在、私ども奄美市議会内におきましても、この政策立案推進会議が開催されています。当局の皆様ももう既に御承知のことだというふうには考えますが、昨年度の推進会議が提言いたしました空き家対策に関する政策提言は、今年度本市が策定された、この空き家の適正管理に関する条例にも反映されたものというふうにご覧しております。

今年度の令和元年度の政策提言のテーマといたしまして、現在、子ども・子育てに関する提言が決定され、これまでも3回の会議を開催し、来年度からのこの次期子ども・子育て支援事業計画策定に向けた、この議会からの提言として提出できるよう活発な協議を今進めているところであります。

また、現在の私ども奄美市議会議員は、任期が11月までとなっておりますので、それまでにはしっかりとした方向性、そしてまた結論を出していこうと、みんな頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

そのようなことから、現在会議を進めておりますので、詳細はお伺いいたしません、個人的に以前より質問を行っている点に絞ってお伺いをいたします。

本市といたしましても、次期計画に向けては、この奄美市の実情に見合った、沿った計画の策定に向けて、この実態調査、アンケート等が実施されているということは、私も承知をしております。

私が申し上げたいことは、この5年前に策定いたしましたこの計画から、今度の来年度からの次期計画に向けて、より奄美の実情に見合った支援計画の在り方として、この5年間、最初の計画が始まったこの5年間の新たな制度設計の中で、もとで、実際に支援を受けた事業者、事業所の皆様のこの生の声、そしてまた、その事業所

を利用するこの利用者の生の声を反映させることが大変重要なことであろうと。次の次期計画にしっかりと結びつくものだというふうに考えております。

このニーズ調査等の取り組みについては、この施設事業者、保育事業、そしてまたファミリーサポートセンターなど、まず各事業所を、そしてまた利用するこの保護者や、この子育て世帯などにも対象とした、しっかりとしたいろんな会議の中で、この5年間でいろいろ取り組みが発展をされました。そういったことも承知しておりますが、いろんな会議のいろんなその事業所に足をしっかりと運んで、いろんな声を聞いているのも聞いております。

しかし、結果として形として残るように、全ての事業者を対象にして、さまざまな多くの方々をより対象にした結果を形として残すということも大事だというふうに考えておりますので、そういった意味において、その調査、ニーズ調査、アンケートの実施をぜひすべきだというふうに考えております。見解についてお伺いをいたします。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** お答えいたします。

第2期子ども・子育て支援計画策定に向けてのニーズ調査について、お答えをいたします。

子ども・子育て支援制度は、平成27年度にスタートしまして、今年度で5年目の最終年度を迎えております。本市では、令和2年度からスタートします第2期子ども・子育て支援計画の策定に向けて、名瀬、住用、笠利の就学前児童から、小学生のいる世帯のうち、約3,000世帯を無作為に抽出しまして、ニーズ調査を行いました。

ニーズ調査においては、保護者の就労状況、平日、土日や長期休暇中の教育・保育事業の利用希望と利用現状、ファミリーサポートセンターや病児・病後保育等の地域における子育て支援事業の利用状況、及び小学校就学後の放課後の過ごし方などについての実態把握を行っているところでございます。

また、各種企業で働く子育て家庭と管理職向けのアンケートも実施して、子育てと仕事を両立するための環境整備のニーズ調査、それから子育て世代が利用できる制度の導入、利用状況など、職場における実態調査も行っているところでございます。

このような調査で得られた内容を基にしながら、教育・保育事業所、それから子育て支援事業所と協議を重ね、これまでの事業実績の評価検証を行い、奄美市子ども・子育て支援会議において、奄美の地域特性を生かした様々な子育て支援策を盛り込んだ計画策定に向けて取り組んで参りたいと考えているところでございます。

**13番（竹山耕平君）** ありがとうございます。すみません。ちょっと自分の聞き忘れなのかどうか分かりませんが、私が申し上げているその新たな事業所の皆さんを全て対象にすると。そしてまたそのファミリーサポートを含めた事業所も含めて、その利用者、またはそういった方々の調査というのは、実施するということなのかどうか。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** 今申し上げたのは、事業所、いわゆる一般の事業所、そして保護者の皆様という話でございましたが、それ以外に幼稚園、保育所の事業所については、これは個別に将来的な施設運営などについても含めて、それも含めてヒアリングを行いたいというふうに考えております。

**13番（竹山耕平君）** するということによろしいんですね。ファミリーサポートセンターなど、いろんな方々を含めたこともしていただけると、次期計画にしっかりとまた今あった地域の特性を生かした、奄美市に見合った、またそういった意味での新たな子育て支援計画の策定に向けるということと私は感じましたので、それで良しといたします。ぜひそのまま進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、まちづくりについてお伺いをいたします。

先日、開催されました5月の末ですね。この本港マリントウン事業のこの市民説明会について、お伺いをいたします。

この説明会のこの目的と内容、そして参加者、新聞等でも少しありましたが、参加者について、またその参加

者からこの質疑応答などのやりとりがありましたら、その具体的な内容についてお示しをお願いします。

**建設部長（橋口義仁君）** それでは、先月開催いたしましたマリントウン事業に関する説明会について、お答えいたします。

説明会を開催した趣旨といたしましては、マリントウン地区の埋立竣工に伴い、新たな土地が生じたことから、法に基づく都市計画決定手続の一環として、用途地域及び特別用途地区の指定に関する住民説明会を開催したところでございます。

内容といたしましては、まず参加者56名。埋立地について周辺地区と同様、準工業地域に指定するとともに、第1種集客施設制限地区の特別用途地区の指定を行うための制度について説明を行ったところでございます。

その時の意見といたしまして、1つ目、建蔽率、容積率により建てられる建築物の確認、2つ目、環境への影響はないのか、3つ目、どのような公園がどこにできるのか、4つ目、都市計画決定のスケジュールが遅れる場合、5つ目、特別用途について娯楽・サービス施設用地に遊戯場などの建築は可能かなどの5件の意見がございました。

マリントウン地区に関しましては、応募内容や今後のスケジュールなど、多くの方々に関心を持っている中で、そのあたりについて話を聞きたいと思われた方が多数いらっしゃったものと思います。しかしながら、応募内容等につきましては、現在、一般社団法人奄美市開発公社において準備を行っている段階ですので、御理解ください。

今後、応募要領等がまとまった際には、応募説明会等が開催されるものと伺っておりますので、もう少しお時間をいただければと思います。以上です。

**13番（竹山耕平君）** はい。分かりました。そのような目的の行政上の手続上の中で、今回のその用途地域とその特別用途地区指定に関するその住民説明会が、市民説明会が行われたと。これは行政上の手続上の中でということでもあります。

そういった中で、その今、部長のほうからありましたように、まず参加された方々、またこの新聞を見て参加しようと、またホームページには、連休明けに掲載もされておりましたので、そういった方々、興味のある方々がおおむね参加していただいたというふうなことがありました。

そういったものに関しては、何というんですか、この次のちょっと質問にも、次の質問というか、この情報公開のあり方等についても、ちょっと質問に移らせていただきたいと思いますと思いますが、やはり市民の皆様方は、いろんなこの新聞報道、数年前からこの事業の凍結から、また再開から、今後どのような奄美のビジョンを持っているのか、マリントウンビジョンを持っているのかということのは、大変興味を持っている方々も多くいることも事実でございまして、前回は質問をいたしました、やはり新聞等の紙面でその説明会の案内があったのが5月29日で、次の日の30日に説明会、1日前ということでもありますよね。

そういった意味におきましては、

（「前にあったよ。1日前やなかったよ」と呼ぶ者あり）

自分の持っているやつでは1日前です。はい。

（「奄美市だより」と呼ぶ者あり）

奄美市だより。

（「そうよ」と呼ぶ者あり）

奄美市だよりにあったそうです。はい。自分は今、新聞紙面上と言いましたので。そういった中では、それが丁寧な説明なのかなど。

そしてまた、例えばこの事業、国から県から買い上げて、また埋立工事の総額費用、そして今インフラ整備が行われております。そしてまたこれから建物が建っていきます。そしてマリントウンという何ですかね、大きな地域が、新しい街ができようとしています。

そういったところで、この事業費が、例えば民間事業費も合わせて、総額、幾らぐらいの投資、またいろんな総額費用がかかってくるのか、いるのかというふうにと考えると、もう少しいろいろその手続、処分検討委員会だ

とか、いろんな行政手続上の中においての、そのやはりどうしても情報公開としての在り方にも、何ですかね、やはり限界があるかもしれませんが、以前の3月の質問の中では、奄美市議会においても全員協議会で説明しました。その説明した内容ぐらいは、もうホームページをしっかりとつって、ホームページ上でしっかりとページをとって、市民の皆さんが見れるように、それまでは一切ホームページ上で見れませんでしたので、その中からまた3月のすぐ対応をしていただいて、ホームページ上で見れるようにはなりました。見れるようにはなりましたけど、幾つもボタンを押さないと、そのページにはいかなかったんです。

やはり市として、これだけの大きな事業があるということは、やっぱりその市のホームページ上の、開発公社ですけど、市のホームページのトピックスの一覧があるわけですから、そこにしっかりと張りつけて、もっと市民に対して見えやすいような丁寧な情報公開の在り方ということで、このヒアリングのときに少し話をさせてもらったら、その後この1週間内の間で、もう早速このホームページ上のこの注目ワードというところに、マリンタウンという、もうすぐ入ってきましたので、やはりある意味できることはすぐできるわけですよ。

なので、まだいろんな後は情報をどんどん上書きというか、更新をしていけばいいだけの話でありますので、そういった意味においては、どうしても新聞にしても、奄美市日より、いろんな方々にどんなに説明して、いろんな紹介をして見ていただきたいというふうな方法はとっているかもしれませんが、やはり見る人、見ていない人、いらっしゃいますので、それはそのあたりをまた今後の課題として、していただいて、よりこのマリンタウンを成功をさせる、こういう思いでしっかりと取り組んでいただきたいと。

やはりこのような形で、夏頃分譲開始というか、公募開始ということでございますので、今からまた土地処分、その応募要件だとか、何ですか、その審査の内容、そして選定方法、また価格、多くの市民、そして事業者の方々が、次の計画を立てる上で大変もう今にでも知りたい、以前もありましたけど、知りたい情報というのが、夏の応募という公募というふうになりますと、どうしてもその短い期間ですね。短い期間の中でその融資、投資を含めているんなさまざまその計画をつくらないと、作成しないと、この応募要件には提出できないというふうになっておりますので、そのあたりは、やはりそれだけの事業費をかけて、どういう街をつくるんだというのが見えていますので、もう見えましたので、そういった部分をぜひもっと課題として、課題の解決に向けて取り組んでしっかりといただきたいと思いますが、どうでしょう。

**建設部長（橋口義仁君）** マリンタウン整備事業における情報公開につきましては、現在、奄美市ホームページにて関連情報を随時更新をいたしております。

なお、応募内容等につきましては、現在、奄美市開発公社にて準備を行っている段階ですので、もうしばらく本当にお時間をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**13番（竹山耕平君）** では、頑張ってください。しっかり頑張ってください。もうそれしかないけど、いろいろとホームページ上で見れるようになったこととか、今部長からあったように、ぜひ随時更新をして分かりやすい、市民またこれの事業者、関係してくる事業者の皆様に、何がだめで何がオーケーなのかということをもっとお知らせすることが次に進めますし、それに何カ月か要するかもしれません。その計画案をつくるのに。またしかし、その一方でほぼ計画を確定している事業者の方々もいることも確かでありますので、ぜひ本当に頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に行きます。

まずは、この教育行政について、通学路緊急合同点検についてお伺いをいたします。

現在、いろんな方々から口にするように、またその安全と思われているこの通学路の中において、その想定外の事態による事故などによって、子どもたちが巻き込まれる事案が後を絶ちません。本当に残念なことであり、またその子どもたちも先生方も、より安全に安心ないろんな事態を想定して行動をとっている中、その想定外の事態があるということは、本当に残念でなりません。

そのような中、この市内の校区内においても、毎年、通学路の安全点検も、学校や地域、そしてまた事案があった場合の緊急合同点検などが実施されているようでございますが、そのようなことを踏まえて、この点検結果について、またこの点検結果を通して、その成果として挙げられるような、また改善されたところだとか、そう

いったものがあるのかないのかということをお示してください。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。

直近の通学路緊急点検は、6月4日に名瀬地区で、6月5日に笠利地区で実施いたしました。緊急点検の結果でございますが、街灯の設置、パトロールや除草が必要な箇所がございましたので、関係機関に依頼をしたところでございます。

また、各学校には、危険箇所の周知や複数での登下校、不審者への対応の仕方や、子ども110番の家を確認して周知するなど指導したところでございます。

これまでの定期の安全点検の結果につきましては、外側線の引き直しですとか、ロードミラーの設置、除草、路側帯のポール等の設置が必要な箇所がございましたので、関係機関の協力をいただいて改善が図られたところでございます。以上でございます。

**13番（竹山耕平君）** 分かりました。そういった合同点検もしっかりなされて、奄美市のまた通学路、そして通園路も含めて、安全なまだ通学路と位置づけていない道路、子どもたちが通う道路、そういったところもしっかりと点検をしていただきたいと思います。

次に、この公表の在り方、点検方法について伺います。

この結果についても、そのホームページや学校内での掲載は見ています。あと教育委員会のホームページ等でも公表していることもわかっております。しかし、この公表、情報公開に関しては、ちょっと奄美市さんのほうは、奄美市さんというか、奄美市の教育委員会のその通学路のホームページがなかなか古いと。もうこれ以前からちょっと申し上げたんですが、見方が、例えばもう字も読めないぐらいで、写真も張ってあるんですけど、写真も張ってちょっと見えにくい状態、そういったものもありますし、またそこをやっぱり分かりやすく、また今の時代、ネットの時代でもございますから、学校に行く行かない保護者の皆様もいますから、またそういった方々、学校についても案内を常々やっていると、またそのネットの中で自分の学校の校区内のそういう見方ができますので、ぜひそういったこともお願いしたいと。

そしてまた、その点検方法についても、ぜひ今やられているということなんですけど、そこにしっかりと目線、子どもの目線、見方、風景についてもぜひお願いしたいなというふうに思います。以上について、少し御見解があれば、簡潔にお願いしたいと思います。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。

点検結果の公表のあり方につきましては、市のホームページ等で掲載しておりますが、今、議員から御指摘があったこともございまして、きちんと緊急に対応したいと考えております。

昨年、新潟市におきまして、下校途中の7歳の児童が殺害されるという大変痛ましい事件が発生いたしました。この事件を受けまして、全国で防犯上の通学路緊急点検が実施されております。本市におきましても、各学校から報告された危険箇所について、昨年9月に緊急点検を実施いたしました。

また、定期の通学路の安全点検につきましては、毎年5月に実施しております。昨年度の点検では、児童生徒の登校時にあわせて、通学路の点検を実施いたしましたが、本年度は、各学校から報告された危険箇所について、関係機関と合同で点検をしたところでございます。

安全点検の参加者については、奄美警察署、大島支庁土木課、それから奄美市名瀬町内会、自治会連合会、奄美市PTA連絡協議会等、こういう方々によって点検をされたということでございます。

**13番（竹山耕平君）** ありがとうございます。すみません。ちょっと時間がありませんので。

最後に、学校給食センターのこれは納入のやり方が変わりました。このまずは納入率がどうなったのか、上がったのか下がったのかについてお願いします。

**教育部長（福長敏文君）** 給食費の納入率でございます。5月31日の出納閉鎖時点での数字でございますが、収

納率が95.01パーセント、これは残念ながら昨年度よりも下がっているという数字でございます。

**13番（竹山耕平君）** すみません。ヒアリングのほうでもう詳しくはちょっとお聞きしたので、もうここでは、ぜひこの納入率、まだやはり保護者にとってはありがたい引き落とし、振替ということも導入されましたので、そういったこと。

あと、給食センターが学校から給食が離れたということで、やはり学校のその責任所在というのも薄れているんです。なので、ぜひその納入率のアップに向けて、学校と教育委員会と、また保護者と一緒になって頑張りたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

**議長（師玉敏代君）** 以上で自民新風会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分に再開いたします。（午前11時45分）

○

**議長（師玉敏代君）** 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

奄美無所属クラブ 津畑 誠君の発言を許可いたします。

なお、津畑 誠君から、一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

**3番（津畑 誠君）** 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。奄美無所属クラブの津畑 誠でございます。私自身、今回でちょうど10回目の一般質問になります。何回質問をしても緊張の余り、思いの半分も伝えることができず、質問の難しさと勉強不足を実感しているところでございます。

今、振り返れば、最初の質問のときは、「私は、市民の皆様方の代表として、市民の皆様の貴重な税金から報酬を得ていることに責任の重大さを感じ、身の引き締まる思いであります。市民の皆様への感謝と御恩を忘れずに奄美市を活性化し、市民の皆様の生活を豊かにしたいという今の初心を忘れずに、議員活動に全身全霊努めて参る所存であります。皆様方の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます」と言っております。これからも初心を忘れず、市民の声に耳を傾け、市政の発展と市民の福祉の向上に努めて参りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問に入ります。

主題1、まちづくりについて、（1）末広・港土地区画整理事業について。

現在の進捗状況はどうか、また、令和3年度の事業完成を目指していますが、事業は予定どおりに進んでいるのか、伺います。

次の質問からは、発言席にて行います。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**市長（朝山 毅君）** こんにちは。それでは、早速、津畑議員にお答えいたします。

末広・港土地区画整理事業の進捗率につきましては、今、平成30年度末現在で、事業費ベースでは、85.0パーセント、移転補償ベースでは、95.6パーセントとなっております。

本事業につきましては、昨年6月に末広・港線の末広町側を供用開始いたしております。現在、港町側の整備を進めておまして、新たな街の形も、市民の皆様方に見えだしたきたんではないかと思うところであります。

また、来年度には、区画整理事業区域において、「子育て・保健・福祉複合施設」の建設にも着手するなど、賑わいに満ちたまちづくりを進めてまいる所存であります。

予定どおりに進んでいるかとの御質問であります。令和の何年になるかな、平成33年だから、令和3年の

事業完成を目指して、現在スケジュールを精査しながら、今努めているところでありますので、議会の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

**3番（津畑 誠君）** ありがとうございます。事業費ベースで85パーセント、移転事業費ベースで95.6パーセントと、今のところは順調に進んでいるということによろしいですね。

その前にすみません。私の要旨のほうが大きな1になっていまして、当局には、1、2、3、4と細かくしていますので、すみません。先ほど議員の方から指摘を受けまして、あなたの要旨の内容が分かりにくいから、ちょっと変えたほうがいいよということでしたので、次回からはそういうふうに変更させていただきます。

続きまして、昨年6月16日に相互通行が供用開始されて約1年経過しましたが、地域住民から交通事情による要望、苦情等はないのか。また、バスの運行時間帯はどうなのか。また、バス停留所の屋根、ベンチ等の設置の要望はないのか、伺います。

**建設部長（橋口義仁君）** それでは、末広・港線の供用開始に伴い、要望・苦情等はないかとの御質問でございますが、供用開始当初は、これまで奄美本通りや銀座通りが優先道路でありましたので、末広・港線へ切りかわったことにより、戸惑うドライバーも見受けられたところですが。

そのため、安全対策として奄美警察署と協議の上、一時停止の看板設置や一時停止の路面標示など、安全対策を行ったところ、現在では、苦情や要望は寄せられていない状況でございます。今後とも道路の安全対策につきまして要望等がございましたら、関係機関と連携し、対応して参りたいと考えております。

また、バスの運行時間帯やバス停の屋根・ベンチ等の設置につきましても、これまで要望等は寄せられておりませんが、バス停への屋根やベンチの設置につきましては、今後検討をしていきたいと考えております。

**3番（津畑 誠君）** 分かりました。とりあえず、今のところは大きな要望、苦情等はないということですね。

ベンチの件ですが、やはり今から7月、8月にかけて、かなり強い日差しが差し込んできますので、そこらは、よく通りを見ながら対処していただければと思います。

次の質問ですが、昨年の平成30年第2回定例会の答弁で、都市再生整備計画事業の3期計画において、市民交流センター建設をはじめ、道路、公園整備等のハード事業と、街中で高齢者やお年寄りでも快適に買い物ができるように、タウンモビリティ事業や官民連携事業の実証など、さまざまなソフト事業を実施する計画であり、より生活サービスが集約され、快適な生活空間が形成されていくものと期待していると。また、モデル都市選定により、事業期間内における予算の優遇措置や事業に対する助言など、事業を実施していく上でも充実した内容で取り組むことができると言っておりますが、現時点で新たな事業案等がありましたら教えていただけますか。

**建設部長（橋口義仁君）** 都市再生整備計画事業の3期計画において、新たな事業案がないかとの御質問でございますが、本年度から具体化する事業といたしまして、官民連携施策検討事業による実証実験を行う予定にしているところでございます。

昨年度において、末広本通りの歩道等を活用した賑わい創出に向けた取り組みについて、商店街やまちづくり会社、NPO団体等からなるまちづくり部会を設置し、検討を重ねてきたところでございます。

その中で、歩道にテーブルや椅子、ベンチ等を設置し、飲食をする人たちの滞在空間を創出する「まちカフェの日」の取り組みや、AiAiひろばでのしま体験などを実施してはどうかとの意見が出たところでございます。

本年度は、大型客船の来航時、7月末から8月に、9月ですね。9月までにかけて、サンプリンセス号を8回の来航予定ということで、来航時に実証実験として実施する予定にしております。

**3番（津畑 誠君）** ありがとうございます。昨年と、第1回定例会と同様に官民連携施策検討事業ですね。ほぼ今のところ、新たなものはないと理解してよろしいんですかね。

**建設部長（橋口義仁君）** 実施に向けて実証実験をやっていくということでお願いします。

3番（津畑 誠君） はい。分かりました。

次の（2）名瀬港本港地区マリンタウン整備事業について伺います。

現在の進捗状況と分譲公募までのタイムスケジュールはどうなっているのか、伺います。

**建設部長（橋口義仁君）** マリンタウン整備事業の工事の進捗状況につきましては、現在、整備区域内の陸域の既設構造物撤去工事等を行っており、引き続き、区画道路、上下水道、ガス、整地等の工事を行い、年内完成を見込んでおります。

分譲公募スケジュールにつきましては、一般財団法人奄美市開発公社で設置しております土地処分検討委員会において応募要領等を審議しており、応募要領決定後、事業者説明会を開催した後、公募を開始すると伺っております。

3番（津畑 誠君） 昨日の戸内議員の質問でありましたとおりですよね。予定としては、区画道路、上下水道、ガス、整備等の工事を行っていくと、夏頃のめどの調整で分譲開始ということではよろしいですかね。分かりました。

次の質問は、竹山議員の先ほどの質問と重複しますが、改めて違う角度から伺います。

5月30日に都市整備課による用途地域及び特別用途地区指定に関する住民説明会があり、用途地域の指定は、市街地の乱開発を防ぎ良好な市街地環境をつくるのが目的、中心市街地で行っている末広・港土地区画整理事業との整合性も図りながら、市民の意見を集約した都市整備を進めていくと言っておりますが、具体的なビジョンがあれば、伺います。

**建設部長（橋口義仁君）** それでは、お答えいたします。

都市計画法に基づく用途地域の指定は、土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るための制度となっております。そのため用途地域の指定により、建築できる建物を制限したり誘導したりすることで、計画的なまちづくりを進めているところでございます。

マリンタウン地区の位置づけにつきましては、中心市街地の整備と連携した都市機能用地を確保し、中心市街地を補完する目的で整備を行っております。具体的には、商業・飲食等の機能を中心市街地が担い、隣接するマリンタウン地区に観光関連施設や流通・業務施設を誘導することで、それぞれの機能が相乗効果を生むような将来像を描いているところでございます。

また、説明会でどのような意見が出たかという御質問ですが、建蔽率、容積率により建てられる建物の面積の確認や公園はできるかといった質問、環境への影響を危惧する質問などがございましたが、用途地域及び特別用途地区の指定に関する意見は、特になかったものと認識しております。

3番（津畑 誠君） 分かりました。中心市街地を補完する流通観光施設を主に作っていくと。流通観光娯楽施設ですね。具体的に言えばきりがありませんが、商店街とマリンタウン、後のほうにまた出てきますが、港の新港等、そこら辺をうまく回遊できるような設備ができればなど、施設ができればなど思っています。

次に進めて、また後ほどお聞きいたしますが、まず利用目的の名瀬港公有水面埋立において、許可を受けた土地利用計画とは具体的にはどういうものなのか。名瀬の中心地にこれだけの大きな土地の売却は、もうあり得ないのかなと思っておりますが、市民からの要望では、大規模な展示施設、あとイベント施設等、また戸内議員のほうからはアリーナ等の話がありましたが、名瀬新港と商店街の中継地点としての活用等ができないかというような意見がございますが、当局の見解は如何か、伺います。

**建設部長（橋口義仁君）** それでは、マリンタウン地区における土地利用計画は、公有水面埋立法に基づき、一般財団法人奄美市開発公社が、鹿児島県から認可を得た事業地内の土地利用を示した計画でございます。この土地利用計画につきましては、平成27年度に一般財団法人奄美市開発公社が行った用地需要調査を基に、土地利用

検討委員会で審議され、決定したものであります。

中心市街地を補完し、隣接地域との調和を図ることなどを基本に配置計画され、具体的には、観光関連施設用地、娯楽・サービス施設用地、流通関連施設用地、交通関連施設用地、住宅用地、公共公益施設用地を配置したものとっております。

公共公益施設用地を除く各区画の分譲につきましては、この土地利用計画や土地処分検討委員会で審議中の応募要領に基づき行うこととしておりますので、例えば、展示施設やイベント施設につきましても、この応募要領における応募条件を満たす事業計画内容であれば、応募は可能であるかと思われまます。また、マリントウン地区は、名瀬新港から中心市街地へとつながる臨港道路を有し、末広・港線と合流する計画となっております。

この事業完了後には、この臨港道路を介し、人の流れ、物流が形成され、海の玄関口である港から中心市街地への回遊性の向上が図られるとともに、埋立目的にもありますとおり、「中心市街地を補完する」という観点から、中心市街地にはない施設用地を有するこの地区は、「市民活動の向上」や「産業活動の発展」、「港を核とした観光振興」に寄与するものと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

**3番（津畑 誠君）** 今、大まかなことを説明していただきましたが、具体的にどういったものが望ましいとか、そういったことはございませんか。伺います。

**建設部長（橋口義仁君）** 具体的に伺いますと、やはり土地利用検討委員会で審議され、決定した各施設用地を補完する形で、末広・港、そしてマリントウンをつなげるという形で、それをビジョンとして考えております。

**3番（津畑 誠君）** 分かりました。できればまた具体的なものが、こうできる予定等があれば、また早く情報をこうしていただければ、地元の事業者に対しては大変ありがたいことじゃないかと思っております。

次の分譲価格はどうか、あと近隣地区との路線価との比較はどうか、当局の見解を伺います。

**建設部長（橋口義仁君）** それでは、分譲価格につきましては、事業費や近隣路線価、不動産鑑定などの条件を踏まえ検討をする必要があることから、現在、土地処分検討委員会において審議中でございます。同じく審議中である応募要領とあわせ、今後公表すると伺っております。

**3番（津畑 誠君）** ちょっと気になったのが、3月の24日の記事ですかね、地元紙の中で、3区画を分譲すると、予算計上されておりました。15億ぐらいですかね。出ていましたが、それを見た市民の方が坪単価を算定されてきて、これぐらいじゃないかと言ってきた数字があるんですが、その数字は全く当てにならない数字でよろしいんですかね。

**建設部長（橋口義仁君）** 記事の内容、予算額につきましては、一般財団法人奄美市開発公社の今年度の予算編成において、近隣路線価を考慮して概算で計上したものと伺っております。今後、応募内容、分譲価格、応募方式、応募資格等につきましては、応募要領にて公表すると伺っております。

**3番（津畑 誠君）** 分かりました。ちなみに、そのマリントウンの近隣の土地の近隣の取引価格ですけど、約、坪単価40から50万だと聞いております。余りにもそこら辺は、

（発言する者あり）

いいえ、近隣の土地の話ですよ。マリントウンは分かりませんが、そこら辺とのやはり絡みもございまして、よく検討されて分譲価格を、もちろん土地処分委員会にて決めていくのかと思っております。よろしく願いいたします。

次に公募方式はどうなっているのか。また、公募対象は、奄美市に本部・本店を有する地元企業とありますが、登記後、何年との規定があるのか、伺います。

建設部長（橋口義仁君） お答えいたします。

公募方式や公募対象につきましても、現在、土地処分検討委員会で審議中でございます。間もなく応募要領にて公表することと伺っておりますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。

3番（津畑 誠君） 分かりました。先ほど、竹山議員のほうも聞いていますが、これはもしその土地処分検討委員会のほうで決まりましたら、そのホームページのほうにアップされるわけですか。それとも、以前、都市整備課のほうで聞いたときは、事業所を対象に連絡するという話を聞いたものですから、これは一般市民に対して、この公開でという形でよろしいですかね。

建設部長（橋口義仁君） 御質問のことですが、応募希望者への応募方法と応募資格、分譲面積、価格などを含めて応募要領にて審議中でございます。決定後はホームページに載せ、公表し、事業者説明会も実施すると伺っておりますので、もうしばらくお待ちください。

3番（津畑 誠君） 失礼しました。ホームページに載せ、事業者にも改めてまた説明するということですね。はい。分かりました。

次に、事業開始時期に関する規定があるのかと。テナント事業等はどうなのか、また地元企業、法人以外の応募はあり得るのか、伺います。

建設部長（橋口義仁君） 御質問の事業開始時期に関する規定とテナント事業等につきましては、本年3月にもお答えしておりますが、土地処分検討委員会において現在審議中でございます。決定後は、応募要領等により公表すると伺っております。

なお、地元企業法人以外の応募はあるのか、その応募につきましては、今後応募要領等において公表するという事で御理解をいただきたいと思っております。

3番（津畑 誠君） 分かりました。決して、私は地元企業以外の方々が入ったら、悪いということでは言っているわけじゃありませんので、誤解はされないでください。

ただ、やはり時期的にいろんな地元業者が競合しますので、そこら辺もやっぱりしっかり考えていただいて、ある程度の情報公開は必要な部分もあるのかなと思ったところで質問していますけど、また地元で民業、民間同士の民業圧迫ですね、等もありますので、そこら辺もやっぱり考えていただいて、できるだけ皆さんが公平な立場で競争が、いい形でのサービス競争ができるようにしていただければと思っております。よろしく願います。

この質問は、（2）の質問は終わりますけど、ぜひとも10年先、また20年先、子どもたちの時代を見据えて、しっかり良いまちづくりを作っていただきたいと思っております。大変難しいことだと思いますけど、ぜひとも皆さんの知恵を、また市民の意見を聞いて、良いまちづくりをお願いしたいと思っております。以上です。

次に、（3）の名瀬新港旅客用ターミナルビルについて質問いたします。

これは、地元紙の記事からですが、県によると、名瀬港旅客用ターミナルビルは、築40年以上が経っており、施設の老朽化や荷捌き用地不足などに対応するため、既設岸壁の沖出し及び旅客ターミナルビルの建て替え等によるフェリー埠頭再編に着手しており、旅客ターミナルビルへの設計については、埠頭利用者などと協議を重ねた結果、現在地よりも市街地側への移転新築を決定したところであります。

また、同ビルの設計については、平成30年9月に設計業務を発注したところであり、年度内にその設計を終える見込みであるということが書かれておりましたが、当局が把握している範囲内での設計の進捗状況と建設計画を伺います。

建設部長（橋口義仁君） それでは、お答えいたします。

県に確認しましたところ、名瀬港旅客ターミナルビルの建て替えのための設計検討連絡会を2回開催している

ということでございます。関係団体から埠頭再編に関する要望書が提出されたことから、現在、県において検討中ということでございます。

今後、更に検討を進め、最終的に設計検討連絡会を開催した上で、今年度内の建築着工を目指すということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

**3番（津畑 誠君）** 今年度内の建築着工ということですね。分かりました。

また、次の質問ですが、これも地元紙からですね。旅客ターミナルビルの設計については、今後、航路関係者や荷役関係者などで構成される連絡会において、ターミナルビルに求められる施設配置や機能など、さまざまな御意見を伺うこととしており、連絡会で出された意見を踏まえ、利用者にとって快適で利便性の高いターミナルビルとなるよう設計を進めて参りますと言っておりますが、航路関係者、荷役関係者、観光関係者への意見聴取があったのか。あったとしたら、どのような内容か、伺います。

**建設部長（橋口義仁君）** 県に確認しましたところ、本年3月にお答えしたとおり、旅客ターミナルビルの設計につきましては、検討委員会におきまして、航路事業者、荷役関係者、観光関係者、テナント関係者等に意見を伺っており、その内容につきましては、施設配置やバリアフリー対応などの使いやすさを求められる機能への意見があったとのことでございます。

**3番（津畑 誠君）** 航路関係者、荷役関係者、観光関係者に対しての施設の配置、バリアフリー等の設計の説明ということでよろしいでしょうか。分かりました。

ちなみに、平成29年度の名瀬新港の乗降客数は18万1,987名でした。また名瀬新港は、奄美大島の海の玄関口でもあり、来年の世界自然遺産登録やクルーズ船寄港での観光客の増加で、利用頻度が増していくと思っております。ぜひとも多くの皆さんに快適にご利用していただきますよう、よろしく願いいたしたいと思っております。以上です。

次に、主題2、環境美化・整備について伺います。

(1)と(2)を同時に質問いたします。

まず(1)佐大熊緑地帯の草木伐採管理についてですが、毎週土曜日、日曜日の雨天以外の日に、高齢者の女性の有志の方々が緑地帯の草木伐採をして、私も何度かお手伝いをしたことがあります。そのときに有志代表の方が、草木伐採は自分たちが責任を持ってやるということで、後は草木の回収をお願いできないかと言われましたので、数日後に市の担当課、土木課に問い合わせたところ、県の管理地だから大島支庁に問い合わせさせてくれと言われました。

それから大島支庁の建設課に問い合わせたところ、予算措置が伴うから時間をくださいと言って、しばらく待っていましたが、2カ月待っても返事が来ないという状況で、そのとき、草木は大量にたまっていたので、私の友人の4トントラックを借りて、みんなで回収して廃棄してきました。その後も対応が遅く、市の担当課に説明して、奄美市のほうからも大島支所建設課のほうに依頼したそうですが、それでも回収をしてくれないということがありました。

そこで、1番目の質問です。佐大熊緑地帯はそもそも国の所有地であり、県が管理して環境美化整備に取り組んでいくべきだと思いますが、市としては、どのような見解か伺います。

次に、2つ目の質問です。(2)新港荷役場の路面改修について、これも市民の方々から多数こうお願いされて聞いて進めた件ですが、名瀬新港の荷役渡場での作業時、路面が陥没している箇所があり、フォークリフトでコンテナを移動中に、コンテナ内の荷崩れがあり、作業効率が悪く、また早朝の深夜の作業もあり大変危険であるということを市の担当課、土木課に問い合わせたところ、名瀬新港の港湾管理者の大島支庁に問い合わせさせてくれとまた同じことを言われまして、大島支庁建設課に問い合わせたところ対応が遅いと。それでまた知り合いの業者をお願いして、その場で無償で陥没した箇所の応急措置を施したということです。

質問として、新港荷役場は、港湾管理者である県から許可を受けて使用しておりますが、県は早急に改修する義務があるのではないかと。また、安心・安全の職場環境の確保のためにも、市の担当者からも県に対して補修改

善を要望してほしいと思いますが、どのような見解か、伺います。

**建設部長（橋口義仁君）** それでは、1番目の質問の佐大熊緑地につきまして、お答えいたします。

名瀬港佐大熊地区環境緑地施設として鹿児島県が整備いたしました。維持管理につきましては、鹿児島県と奄美市で管理委託契約を交わしており、街灯やトイレの電気料、水道料は、環境施設の維持管理につきましては、奄美市開発公社が行っております。植栽の維持管理につきましては、県が行うことになっており、ボランティアで伐採していただいた草木の残っていた分につきましては、先日、県のほうで回収しております。今後も伐採した草木の量にあわせ、適宜回収していくとのございました。佐大熊緑地につきましては、奄美市が街灯などの施設管理、県が植栽の維持管理を行うことにより環境美化整備に努めて参りたいと考えております。

そして、2番目の質問の中で、新港荷役場の路面補修につきまして現地を確認しました。アスファルト舗装が部分的に剥がれている箇所や陥没箇所を確認いたしました。県にお聞きしたところ、現地の状況、利用者の要望度を見ながら、限られた予算の中で優先度を考慮しながら対応を検討しているということでございました。市といたしましても、利用者の安全・安心のため、県に対し補修対応を要望していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

**3番（津畑 誠君）** 分かりました。まず佐大熊緑地帯の草木伐採の件は、先ほどおっしゃいましたけど、植栽の維持管理を大島支庁がされていて、回収のほうも定期的にしていただけるわけですね。私は何度も何度も行っているんです。その方は、多分職員の方々も知っている方がいると思いますけど、もう本当に高齢の方々が、本当に一生懸命やっているんですね、ボランティアで。ぜひとも、そういった現場を見ていただいて、本来であれば、草刈りから全て、先ほど言った担当者がやっておられるのかなと思っておりますけど、せっかくああしてボランティアで一生懸命頑張っていますので、もう3年間やっているみたいです。ぜひとも、その回収のほうをお願いしたいと思います。できれば、要望ですけど、第三日曜、市民清掃の日の前後にとつていただければ助かると言われていましたので、ぜひともよろしくをお願いします。

あと、荷役場の件も、また工事が入りますけど、新築の工事が入りますけど、大変危険な現場でありますので、やはり現場を見ていただきながら、早急に対処していただきたいと思います。

あと、以前は、これ大島支庁の方に聞いたんですが、大島支庁の建設課と奄美市の土木課で定期的に連絡会議というのがございまして、その際、奄美市から県に対するいろいろな要望事項が提出されていたと聞いておりますが、現在はどうなっているのか。また大島支庁と奄美市の連絡会議は、定期的にやるべきだと思いますが、当局の見解はいかがか、お伺いします。

**建設部長（橋口義仁君）** 大島支庁との建設課との定期的な協議会というのか、そういったものは、現在はなくなっております。ただ、要望等の大島地区地域土木事業連絡会というのが、年1回、2回ありますので、その中でまた要望等もあれば、一緒に要望していきたいと思っております。

**3番（津畑 誠君）** 分かりました。ぜひとも市と県としっかり連携をとって、市民の要望にまたしっかり応えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、主題3、ふるさと納税制度についてお伺いします。

(1)のふるさと納税推進事業の実施状況についてですが、ちょっとお願いしていいですか。もうふるさと納税が開始されて、もう10年が経ちました。こうして大きく伸びております。今年度がこの3,600億ですかね。3,653億ですね、17年度が。ちなみに18年度は4,000億、5,000億近くの納税額あるんじゃないかと言われておりました。

ちなみに、市場としては、日本国民の住民税が13兆円ということで、その2割、2兆6,000億が一応市場というんですかね、ありますので、まだまだ枠がありますので、頑張ってお取っていただきたいと思ひます。

ちなみに、納税利用の経験率は、納税された方は、納税者の6人に1人が納税しています。まだ5人はしていないんですね。また、新たな顧客も寄附者も発掘できますので、ぜひとも頑張ってお取っていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

それでは、(1)のほうから質問を進めていきます。

まず、平成30年度奄美市ふるさと納税の実績及び瀬戸内町、徳之島町の実績、件数と金額を伺います。

**プロジェクト推進課長(平田宏尚君)** 実施状況についてお答えさせていただきます。

平成30年度奄美市のふるさと納税の実績は7,093件、2億8,758万5,500円でございます。同じように平成30年度の瀬戸内町、徳之島町の実績につきましては、瀬戸内町のほうはまだ公表していないということですので、御理解いただきたいと思います。徳之島町につきましては、2万5,517件、4億8,784万9,000円との回答をいただいております。以上でございます。

**3番(津畑 誠君)** 奄美市が7,093件の2億8,758万円と、それで徳之島のほうが2万5,517件の4億8,784万ということですね。

ちなみに、昨年度の奄美市が4億3,000万に対して、2億8,000万と対しまして、徳之島町が、昨年度が3億5,000万、本年度が4億8,000万と、奄美市が減になって徳之島が増えておりますが、要因等がわかれば伺います。

**プロジェクト推進課長(平田宏尚君)** 本市におきましては、まだ詳細を把握はしておりませんが、現時点での概要でございますけれども、2年ほど前から返礼品等の見直しも総務省のほうで進められております。その際に大きく旅行商品関係のクーポン券も見直しがされまして、昨年度の6月以降は、本市のほうで取り扱いをやめております。それとまた昨年度は、台風24号の影響などによりまして、タンカンなどの作物等にも影響を及ぼしており、タンカンはふるさと納税の中でも主要な返礼でございましたので、そういった減の要因が大きいかなと思っております。

また、あわせまして、徳之島町のほうにつきましては、申し訳ございませんが、こちらのほうでは詳細を把握できておりませんので、御了承をいただきたいと思います。以上です。

**3番(津畑 誠君)** 分かりました。奄美市の減額の原因は、台風24号等があったということです。あと旅行商品の件ですね。分かりました。

次に、平成30年度奄美市ふるさと納税のふるぽ、楽天、それぞれの実績を伺います。また、旅行商品というと、体験ツアー、イベント等の返礼品の件数と金額、及び地元企業の旅行商品の件数と金額を伺います。

**プロジェクト推進課長(平田宏尚君)** 奄美市の内訳についてでございますが、ふるぽが4,762件、2億5,327万5,500円、旅行商品が1,165件、8,029万8,000円で、そのうち地元企業の旅行関係が51件で、91万8,000円でございます。

また、楽天が2,331件、3,431万でございます。楽天の場合は、旅行商品の取扱いはございません。以上でございます。

**3番(津畑 誠君)** 分かりました。ちょっと私が知りたかったのは、やはりふるぽの旅行商品ですね。1,165件の8,227万円ですよ。ちょっとこちら辺も商品の内容等がホームページのほうで変わってきておりますが、チョイスのですね。ちょっと詳しく言うと、皆さんが理解しにくいものですから、ちょっと後のほうで時間があれば説明します。

でいいですから、次にまた行きますけど、(2)ふるさと納税新制度の取り組みについて伺います。

①新たな返礼品の開発について。新制度に伴いまして、寄附額の3割以下、地場産品とする。あと自治体が受け取る寄附額は5割となっておりますが、前回聞いたときには対応ができていたということでしたが、改めて伺います。

プロジェクト推進課長（平田宏尚君） 議員御案内のとおり本年6月1日、今月から新制度の実施に伴いまして、「ふるさと納税の募集を適正に実施すること。」そして、「返礼品は返礼割合3割以下とすること。」「返礼品は地場産品とすること」などが、指定団体となるための主な基準となっております。

本市としましては、新制度のルールに従って運営を行っております。返礼品等についても返礼割合が3割以下であるのか、また地場産品であるのかなど確認を行いまして、必要に応じ取り扱い事業者にも制度の説明を行うなどの対応をさせていただいているところでございます。以上でございます。

3番（津畑 誠君） 分かりました。そうですね。今まではしっかり受注されてやってきておりますので問題ないと思いますが、ちなみに今回から奄美市が受け取る寄附額は4割から5割なんですね。自治体が受け取る金額は5割になるんですよ。

ちょっとあれですかね、以前までは奄美市は4割だったんですね、財源が。この6月から5割に増額になったんです。ちょっとその内訳のほうをお聞きしたかったんですが、また改めてこれは伺いますので、ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

市長、ちょっとお伺いしますが、大変この積み重ねてきているんですが、プロジェクト戦略課のほうで、いろんなデータをですね。私は人事の件に関しては、余り口を挟むことはもちろん失礼なことでしょうけど、せつなくなってきた課長、係長が異動になるものですから、やはりそこら辺がしっかりこう引き継いでいただければ、すごい面白い制度だと思っていますので、更にその先の発展が見込める部分がありましたので、ちょっとこれだけお願いというか、要望のほうをしておきたいと思います。すみません。

次の質問に行きます。②です。体験型返礼品による観光振興ということで、31年度、第1回定例会で地域資源を活用した新たな返礼品の開発といたしまして、奄美に来て見て体験していただけるような返礼品は非常に有効であると認識している。現在、金作原体験ツアーやダイビングなどの返礼品を用意しているが、奄美市のみならず、奄美群島全体で世界自然遺産を体感できる体感型の返礼品なども検討していくとっておりますが、具体的にはどのような商品ができたのか、また予定があるのか、伺います。

プロジェクト推進課長（平田宏尚君） ただいまの質問にお答えいたします。

委託事業者からのまず情報提供といたしまして、直近では、全国的に果実が人気であるので、参加事業者を増やすべき。また農産物の品評会などで事業者を知ることができるなどの情報をいただいたので、新たな返礼品事業者の獲得を目指して、来月市内で行われる果実の品評会に参加し、ふるさと納税制度の説明会を行って、新商品開発に努めてまいります次第でございます。

そしてまた、先ほどの御質問にありますけれども、新商品の商品化にまだ至っていない状況でございますが、主婦層から調味料等の受注が多いことから、奄美の調味料として、黒砂糖や塩、きび酢、しょうゆ、みそのセット商品ができないかなど、委託事業者からの御提案もいただいておりますので、返礼事業者と協議を行っている案件もございます。以上でございます。

3番（津畑 誠君） 分かりました。また奄美市は、来年度また世界自然遺産登録にされますので、ここでしか体験ができない多くの観光資源があると思います。

奄美群島広域での旅行商品を地元の旅行会社が、先ほどから地元とJTBと振り分けましたが、ちょっと時間がありますので、先ほどのふるぼの件ですが、実は、奄美市のほうの返礼品の事業所の納税推進事業実施要綱には、第2条の3で、「地元事業者、市内に本社又は主たる事業所を有する法人又は個人」となっております。今回の何とかゲータ、ナビゲータですかね、何とかゲータとかいるあのJTB西日本グループ関係の企業は、あれはこれには当てはまらないということで、そこが多く、更にそこにまた6パーセントの手数料をいただいているということなんですね。

ちょっと理解しにくいかもしれませんが、そういった状況ですので、ぜひとも地元の事業者の方々にそういった商品をつくっていただいて、地元でそういったふるさと納税の寄附額を1円でも多く落とさせていただければ、大変ありがたいかなと思っております。

ちなみに、JTBさんの契約の中では、基本計画とフル契約というのがあるんですよね。楽天とさとふるは基本契約だと思います。内容が。今回JTBさんのフル契約の中のそのある一部分の部分を外していただければ、これは今、楽天とさとふるさんがやっている業務なんです。それを外していただければ、6パーセントのインセンティブが浮きますので、そこら辺をちょっと今からまた説明する中で、活用していただければと思って提案いたします。

次に、③のGCF、今の件は、最後の地域商社の件に関連いたしますので、また後ほど説明いたします。

③GCF（ガバメントクラウドファンディング）による伝統工芸品の振興ということですが、第1回定例会において、GCFの実施につきましては、慎重に課題整理を進め、運用開始に向けて取り組んでいくと言っておりますが、具体的な案があれば伺います。

**プロジェクト推進課長（平田宏尚君）** ガバメントクラウドファンディングに関しましては、民間団体からの提案と行政からの提案の2つの手法があり、民間団体の提案につきましては、これまでも幾つかの団体から相談を取り寄せておりますけれども、まだ制度を活用するに至っていない状況でございます。

行政からの提案も可能でございますが、本市におきましては、現在のところ制度改正の事例はないということでございます。よろしくお願いいたします。

**3番（津畑 誠君）** 分かりました。実は提案なんですけど、本場奄美大島紬協同組合と本場奄美大島紬販売協同組合の現状の財務諸表等をいろいろと見まして、非常に厳しい現状かなというのがありまして、これはやはり奄美の伝統工芸品ですので、皆さん御存じのように1800年の歴史と伝統を持っており、大島紬の継承と振興のため、ぜひともさとふると納税を活用した、ガバメントクラウドファンディングを活用していただけないのかなと思って提案しているところですが、これは提案するに値する事業だと思っておりますので、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

このガバメントクラウドファンディングですと、自治体と民間がコラボして、要するにプロジェクトを立ち上げるわけですね。自治体が窓口になりますので、やはり寄附者の方々も安心して寄附をしていただけると。そしてまた寄附者の住民税の限度額の控除がまたございますので、更にまた紬の返礼品等も送ることで販路開拓にも繋がっていくと思っております。また、いろいろと検討していただいて、前向きに考えていただければと思っております。

ちなみに、一応紬組合と販売組合と、あと関係者には一応私、会ってきて事情を聞いておりますので、組合側も大変喜んでおりました。ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

あと、最後になりますが、（3）の地域商社の設立についてお伺いいたします。

お願いできますか。あと1分後に変えてください。次の。説明をしながらでいいですから、前を見られてください。

宮崎県児湯郡新富町では、地域の人口減少を食い止め、行政ではできなかったスピードで、地域経済を活性化するため、観光協会を発展的に解散し、新たに法人化する形で財団を2017年4月に設立しています。この財団は、町がやりたいけれど、できないことを町と一緒に徹底的にやる地域の間支援団体であり、役場と役割分担して事業を推進し、スピード重視で稼げる地方、自立した地域づくりを目的に特産品で稼いで地域の人材育成に投資しています。このような地域商社が全国的に増加傾向にありますが、当局の見解を伺います。

**プロジェクト推進課長（平田宏尚君）** 議員御案内のとおり、地域商社とは、地域のすぐれた商品を発掘し、生産者に代わって全国に発信する企業体のことであり、地域商社の多くにおいては、さとふると納税の返礼品の開発や返礼品の受発注業務を受託しており、人材、地域資源、地域伝統を生かしながら、雇用の創出による外部からの移住・定住施策を担っているようでございます。このようにさまざまな角度から地域を見つめ直し、地域内に人のつながりを生み出し、地域資源を生かしたビジネスモデルであろうと認識いたしております。

**3番（津畑 誠君）** まさしく、この地域創生に合った事業ではないのかなと私は思ったところですが、奄美市の

ふるさと納税の寄附額の、先ほどJTB西日本さんの話をされましたが、しましたけど、その約3割から4割が島外のほうに流出しているんですね、寄附額の。そしてまた寄附金を1円でも多く地元還元させる域内循環のために、地域商社を設立することで地元の雇用を創出し、魅力ある商品を創造し、また新たな販路を開拓できるんじゃないかと思って、大変期待しているところですけど、どうお考えか、伺います。

**プロジェクト推進課長(平田宏尚君)** 今、議員御提案の地域商社の設立に関しましては、先ほど知り得る範囲で、その役割等について述べさせていただきましたけれども、まずは先進地の導入手法ですね。全国で取り組んでいる事例等もあるようでございますので、導入手法や運営方法等を調査させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

それから、先ほど議員がおっしゃいました寄附金の4割から5割というお話でございましたけど、あちらのほうは、これまで事業費が6割だったものが、5割に縮減されたということで、寄附金が4割から5割に増えたと認識しておりますので、よろしく願いいたします。

**3番(津畑 誠君)** そうです。結局そういうことなんですね。自治体には5割の財源が残っていくということで、残りの2割が、3割が事業者ですね、5割が奄美市と、2割の中からいろんな送料から、いろんな経費を出していくという形では、JTBさんの経費も19パーセントが16パーセントに落ちました。本当に頑張っていたと思います。また更に、その先にはこういった事業等もありますので、ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

今のちょっと時間がありますので、地域商社のことをもう一度、再認識していただくために再度説明いたしますので、お聞きください。

ふるさと納税がこれだけ盛り上がってきた要因として、やはりお礼の品の存在が大きいと思います。地元の特産品を寄附へのお礼として送る自治体が増え、それがメディアで話題になって人気を集めたことから、利用が一気に拡大しました。ところが、特産品が豊富な自治体はいいのですが、これといった特産品がないからお礼の品は用意できないと諦めていたところもありました。そんな中、注目されてきたのが、埋もれた特産品の発掘や販路拡大を伴う地域商社の存在です。地域商社は、地域に眠る優れた産品を発掘し、マーケティングやコンサルティングを行って、生産者の販路や収益の拡大を目指します。中には、観光など異分野を連携して、地域の事業インフラ整備に貢献している地域商社もあります。生産者、事業者は、これまでも道の駅やアンテナショップなど、地元の産品を集めて販売するチャンネルを持っていましたが、その機能や規模は限定的でした。しかし、地域商社により発掘され、ふるさと納税のお礼の品として採用されれば、その分、販路が拡大し、売り上げ増や新規顧客の獲得などのメリットが得られます。生産拡大に伴い、新たな雇用が生まれ、自治体の税収の増加、地域内でいい循環が生まれる一方、自治体職員らも自分で特産品を見つけてきて、全て生産者と個別に交渉して取引するのは大変であり、生産者を取りまとめ、自治体との橋渡し役になる地域商社が間に入ることでスムーズに事が運ぶことと思っております。

ぜひとも、最後になりますが、今提案しましたGCF(ガバメントクラウドファンディング)、あと地域商社、こういったすばらしい制度もございますので、また奄美市の自立的発展、地域の活性化を図るため、前向きに検討していただければと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長(師玉敏代君)** 以上で奄美無所属クラブ 津畑 誠君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時45分、再開いたします。(午後2時25分)

○

**議長(師玉敏代君)** 再開いたします。(午後2時45分)

引き続き、一般質問を行います。自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。

11番(元野景一君) 市民の皆様、本会議場の皆様、また、FM放送、ケーブルテレビ、そしてインターネット、各種中継等でご覧の皆様、こんにちは。令和元年第2回奄美市議会定例会において、一般質問をいたします。自由民主党の元野景一です。

質問に入ります前に、所見を少々述べさせてもらいたいと思います。

今、世界が大きく変わりつつあることを強く感じます。連日、テレビから、インターネットから報道される世界の動きは、私のような戦後生まれの団塊の世代と呼ばれる者にとって、第2次世界大戦後築かれた、いわゆる戦勝国主導で整えられた国連という枠組みの中の安全保障理事会ですら揺るがしかねない、混沌とした状態をあらわし始めました。と、こうした原稿をタベ整えようとするとき、テレビは、香港の200万人のデモの様子を映し出すその中で、中国の習近平は北朝鮮を訪問するという姿を演じ、やがて現れるであろう本質の実態を世界に見せつけることだろうと予感がすることでした。

ここで、世界のこの混沌とした情勢を一つ一つ述べるつもりは毛頭ありませんが、アメリカのトランプ政権のアメリカ・ファーストの先行きや、そして米中貿易戦争の行方、ましてEUのヨーロッパ全体の動きが、どんな世界の動きを呼び起こすのか。イギリスのEU離脱を見せる民衆の動き、イギリス政権の動き、ヨーロッパの不穏な動きをどうまとめようとするのか。世界の激動の中で、日本はいよいよG20のサミット開催を迎えようとしています。

こんな世界の中で、私たち奄美市議会は6月19日土曜日から一般質問が始まり、今日まで3日間が行われようとしています。今日まで行われた各党会派の考えや意見を聞くにつけ、いろいろあるもんだなとしみじみと思う次第です。だから奄美市議会は良いのだと評価するのか、程度が低いと弾劾を下すのは、有権者お一人お一人の胸の中です。私たちは、ただひたすら真摯に立ち向かうのみだと気を持ち直して、通告に従い、一般質問に入りたいと思います。

1番です。市長の政治姿勢についてであります。

(1)平成31年度の奄美市一般会計予算の中で自主財源20.2パーセントを考えると、奄美市の自主財源のあり方を、市は今後どのような姿を想定しておられるのかお示しをいただきたいと思います。

次の質問からは、発言席から行いたいと思います。

議長(師玉敏代君) 答弁を求めます。

市長(朝山 毅君) それでは、早速、元野議員にお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、自主財源の確保は市政運営の根幹をなすものでありますことから、大変重要であると認識をいたしております。

少し話題を変えて申し述べますれば、大島紬最盛期の自主財源につきましては、旧名瀬市において大島紬の生産金額が最高であった、昭和55年度の旧名瀬市におきましては、歳入決算総額106億3,962万円余のうち、自主財源は25億8,925万円ございました。自主財源の比率が24.3パーセントでありました。これは、本市の平成29年度の決算における自主財源比率21.3パーセントと比較いたしますと、約3パーセント高い数値となっております。

昭和55年度と比較して、平成29年度の自主財源比率が減少している主な要因等を考えてみますと、社会保障制度の充実により、扶助費が大幅に伸びております。これに伴い、財源である国・県支出金等の依存財源が増加したことで、歳入全体に占める自主財源の割合が減ってきたことも一因であると考えております。

なお、今後の自主財源の在り方につきましては、これまでと同様、自主財源の約半数を占める市税の確保に努めていくことが肝要であるというふうなことで、今後とも納税者の意見を尊重しながら、財源確保について努力をして参りたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。

11番(元野景一君) 私はこの質問で、市長からこの答えをとっても引き出したかったから、質問に上げたわけです。市長、やっぱりいずれの形にしても、私たちは自主財源をどれだけしっかりと増やして、自主財源をしっかり持って、そういう私たちの地域なんだという自信を持つ。これが私たちの自信だと思います。

そこで、私は20.2パーセント、この奄美市の自主財源を何で組み立てようとするのか、何で組み立てて自主財源をかつての24パーセント以上、もっと30パーセントぐらいのそういう奄美市にするには、一体どのような自主財源の仕組みを組み立てていったらいいのか。そういうのは、とって課題となると思います。それを私は言いたかったんです。

市長、何か今の奄美市に、こんなふうにしたら、この今の20.2パーセントのパーセントを引き上げる、もし仮に24.3パーセントのあの時代より少し伸ばすような何か、「このような夢」というのを、そういうのを考えられるのか。それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**財政課長（國分正大君）** お答えいたします。

これはもう従来どおり、答弁の繰り返しとなりますが、自主財源を伸ばすということはなかなか厳しいことでございまして、踏襲的な、従来の答弁になるかもしれませんが、やはり市内経済の、まず活性化を図るための雇用促進を図るとか、市民所得を伸ばすということになるかと思えます。特に、今、奄振の重点3分野への強化の取り組み、これを行っているところでございます。また、同時に就農率を上げていく、こういう地道な努力がやはり自主財源を確保していく手段ではないかというのが基本ではないかというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

**11番（元野景一君）** 分かりました。私が言いたいのは、まず（1）で、そのような形の組み立てが、一体どういったみんなの英知で、このようになってきた新しい時代の、この令和の時代に、その自主財源のこの決め手を掴み得るかっていうのが私の課題だったものですから、この質問をしました。

これで、（2）に次、移っていきたいと思います。ふるさと納税について、総務省からその在り方について通達があったと聞きますが、奄美市はどのように受けとめておられるのか。また、今後どのように進めるつもりなのかお伺いをしたいと思います。

**プロジェクト推進課長（平田宏尚君）** 議員御承知のとおり、総務省は、平成31年度の地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴いまして、「ふるさと納税指定制度における令和元年6月1日以降の指定等について」として、6月1日以降のふるさと納税に係る指定制度の運用について通知をいたしております。

主な内容といたしましては、先ほども津畑議員の答えに申し上げましたけれども、1、ふるさと納税の募集を適正に実施すること、2つ目に、返礼品は返礼割合を3割以下とすること、そして3つ目に、返礼品は地場産品とすることなどとなっております。

本市としましては、現在取り扱っている返礼品等につきましては、返礼割合が3割以下であるのか、地場産品であるのかなど確認を行いまして、必要に応じて返礼品事業者の制度説明を行うとともに、あわせて新商品開発の動きをさせていただいているところでございます。本年4月には、ふるさと納税指定制度における申請を提出し、ふるさと納税の対象となる地方団体として指定されたところでございます。

ふるさと納税制度に一定のルールができたことにより、ルールを遵守し、本市ならではの特産品をどのような形で返礼品とするのか、どのようにPRしていくのか、更なる自治体の創意工夫が求められたものだと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

**11番（元野景一君）** 課長、今のあなたの答えを聞きながら、あなたにもう一つ質問しますけれども、このふるさと納税がもう決まって走り出しておるわけですよ。とにかく、ふるさと納税は自主財源を伸ばすための非常に決め手であるというのは、私たちはわかったんです。ですから、奄美市はもっともっとふるさと納税に力を入れたいほうがいいよという、毎回の議会で私たちは質問をしてきておりました。

そこで、ちょっと質問をいたしますが、その新しい総務省の通達が出来て、それまででいいです。ふるさと納税、少し走り出したわけですね、そのところから、新しい総務省の通達が出来た段階で、奄美市はその通達のおかげで伸びたのか、それとも、その通達が出来たから一旦また小休止しているのか、その原因は何なのか。そこを、課長のほうから返事をいただきたいと思います。

プロジェクト推進課長（平田宏尚君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

11番（元野景一君） はい、ちょっと聞こえない。

プロジェクト推進課長（平田宏尚君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

11番（元野景一君） はい。

プロジェクト推進課長（平田宏尚君） 新制度がスタートしたのが6月1日からでございますので、まだ一月足らずの間でございます。今の段階で、前年と比べてこの一月間の間の分析等はまだ行っていない状況でございますので、今後、状況がまた分かり次第、この新制度でどういうふうに変ったのかはまた分析させていただくと思いますので、御理解願いたいと思います。

11番（元野景一君） 課長のところではそういうお返事しかできないと思いますけれども、ここで私は課長を含めて、市長にも含めて私のほうから言いたいのは、これはもしかしたら議員としての、ただ相対的な計算をしてこう出ましたっていうことじゃありません。多分、今の奄美市だったらこうのかなという勝手な私の想像かもしれませんので、そのところはお許しいただきたいと思いますが。

ふるさと納税を、私たちはこれ、すごく決め手だと思いました。自主財源を少し増やすチャンスが来た、本当にすばらしい、ありがたい制度だと思いました。

ところが、こういったふうな形でいろんな有様の中で、こういった形が出てきたら、とつても私たちが、奄美市が持っている生産する力、物産を生産してつくる力、この力は、従来私たちは復帰からここ商業ペースの形で、私たちの奄美市はそういった形での力は、やっぱり弱いと思います。そういった形の総務省の通達が来て、さあ自分たちの地場産をもってふるさと納税を起こしましょうとしたときに、さあどうしましょうと言ったときに、一番弱いのは奄美市だと、市長、私はそう思うんです。

つまり、いいですか、商業の中心が生産する商業形態でなく、消費する、つまりその物産を全部集めてきて消費するようなスタートがとられておったのが、奄美市だったと私は思います。それが強いだけに、このふるさと納税の形に持ってくると、非常に、これは私たちの奄美市じゃありませんよって形になってきたら、本当に小さな細切れの商業だけで、なかなか業者が力を持たない。こういった現象が私は出てきていると思います。

ですから、ここで、やっぱり私たちの奄美市は行政が少し知恵を働かせて、力を持って、押し出して、そして持っていけないと、このふるさと納税をこれから増やしていく、力を持たせていく、そういうことがなかなか難しいんじゃないかなという、私は不安を持っておるんです。ですから、中心市街地に持っておるそれぞれの小さな商業が力を持たない。ふるさと納税があるからといって、その物産をつくって力を持つとする考えを持たない。そういった状況が、私は非常に心配をしておる場所なんです。

そういったことに関して、ふるさと納税のこの形について、どう課長は考えられているか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

プロジェクト推進課長（平田宏尚君） 今、ふるさと納税の返礼品の割合の中で一番多いのは、先ほど申し上げました旅行クーポン商品になりますけれども、次に、野菜、果物類、そして、第4番目に加工品が来ております。ですので、これからまだまだそういうところを伸ばす素地はあると思っております。

そして、奄美群島観光物産協会というところにおきまして、島一番コンテストという形で新商品の開発を促進いたしております。また、物産のアドバイザーなどの事業を導入しまして、各地域地域回りながら、新しい物産あるいはこの物産をどういう形にして売り込んでいくか、そういったことのアドバイスなども行っております。

そういったことも絡めまして、こちらとしましても連携をとりながら、少しでも1つでもそういう、今、議員がおっしゃったような物産を掘り起こしていく努力も今後も続けて参りたいと思いますので、よろしくお願ひ

たします。

**11番(元野景一君)** 分かりました。課長ね、大変な転換の時期が来たと思います。特にあなたのところが一番大変になってくる。ですから、市長、プロジェクト推進課の中の、このふるさと納税の部門のほうをもっと充実させて力を持たないと、やっぱり私たちは他の地域に取り残されてしまう。この危険性が非常にあります。

大体、よく考えてください。一番先に走った長崎の平戸、私たちは行って来ました。その平戸のその商店街のそういった、とってもおいしいそのカステラをつくる業者が、一気に全国展開をするような形になってきました。それは、このふるさと納税の始まったときから、その平戸は、先に市の幹部職員をすぐ、ふるさと納税の中核部に送り届けました。そして、この後、ふるさと納税がどんなふうに変化をするか、先にとったんです。そして、その知恵でもって、すぐ地元のその産業をどんなふうにつくるか。こういう動きをしたのが平戸です。ぜひ、調べて参考にさせていただきたいと思います。

特に、私はこの奄美市は、可能性はあるところだと思います。市長、私の可能性があると判断するのは、広域を持って。ですから、このふるさと納税のこの状況をどう打破するかちゅう頭脳は、奄美市だけでなくて近隣の町村。これで私たちは1個なんだと、ちゅう発想です。つまり、もしあれだったら、奄美大島本島、加計呂麻も含めて、それから喜界島も含めて、これで1つの区切りでもいいです。本当の、欲を言いましたら、奄美群島は1つです。だから、この物産は一緒に出したって何も変わりありません。このぐらいの発想を持って、これを総務省に力強く訴えていく。このぐらいの気持ちがあれば、このふるさと納税のこの発想は、私たちにとって吉となるのか凶となるのか、一番の瀬戸際だと思いますが、奄美大島全体を1つにまとめて、そして総務省に訴えていく。こういった発想を持つようなことは、考えられないでしょうか。ぜひ、市長、何かお答えをもらえるんですか。

**市長(朝山 毅君)** このふるさと納税の始まりは、まず鹿児島県においては、鹿児島県を通して納税をしていたきたいということで、当初、県が4割、あとの6割を県の按分で分けて参りました。その後、やはりふるさとを思う純粋な納税者の皆様方は、自分のふるさとに納税をしたいという純粋な気持ちがかんたん発露していただいて、こういう状況になっています。そういう中において、各自自治体、それぞれ創意工夫をしながら、地場産品をしっかりとお届けするというふうな体制が整ってきました。

ところが、その中においては、電化製品を売る、人から仕入れてまた売ると。そういうふるさとへの思い、純粋な納税の意識が、どうもというふうな中において、今回のこのような制度の改正がなってきたというふうには私は理解をしております。

そういう中において、本当にありがたい、新しい自主財源であります。今、330億の、私ども当初予算を編成いたしておりますが、120億は国の交付税です。あとの40億弱が市税です。そういう中において、国・県の委託金をいただきながら予算を編成し、財源を取り崩すことのないような状態で予算編成をし、事業を執行している状況です。その中において、一昨年は4億3,000万、去年は2億、当初も今度は2億を予算、ふるさと納税を予定しております。

そういう中において、本当に新しい財源措置が、国がつくっていたら、これを有効に利用しながら、恒久法であるはずですから、純粋な思いがずっと確実に、乱高下することなく、納税者の意識を確実に把握しながら、ふるさとを思う気持ちを大切にしていきたいと。

これは、都会の需要が、購買力が減ったときに減ってきますよ。算段として、確実な財源として予算の中で編成するには少しおぼつかない面が、私はあります。したがって、安定的に確実に納税いただくであろうという予算を、当初予算で編成しております。ですから、毎年度の当初予算の収入よりも決算として増えているはず。その算段がつきにくい、まだあれから約7、8年、10年近くですから、算定がしがたい、ルール化がしにくい、この予算を、目標は高くでありますけれども、確実な収入源として確保するための算段をしていかないとはいけません。

本当にありがたい財源です。ありがたいからこそ、確実に入るといふ手だてをする。そのためには、奄美の物産も定時、定量、定質で確実にお届けできるような産品を、行政も民間の皆さんも工夫をしながらいい商品をつ

くっていく、いいものをお届けすると、そのありがたい気持ちにお応えするということが、みんなが官民一体になっていかなければいけない。そういう、私はふるさと納税の財源であると思っておりますので、御理解をいただければ。そして、我々も議員がおっしゃるように創意工夫をしながら、しっかりやっていくつもりです。終わります。

**11番(元野景一君)** 市長、本当に私は、今日の議会で市長と本音で発言をしてもらって、そして、もう非常に心に響くのです。市長ね、やっぱりそうだと思う。市長の本音として、そして行政を預かる者としての市長として、国の本音がそこに本当にあるのかっていう確たる証拠をいただければ、それは簡単ですよと市長は言いたいと思います。そうでなくて、国自体が、国の地方を預かる交付税が、それからその税の仕組みが、いろんな経験から市長の中でそれをバランスをとっていかないと、いつ制度が変わって、この奄美を支えていく責任がある以上、それはそこに全部を投入はできませんよっていう本音はよく見えてきます。それがとてもわかるので、私は市長の考え方に本当に賛同します。

そこに含めてですが、1つだけお聞きしたい。市長、例えばです。私たちの奄美が、奄振予算をもらっておる。それは私、一度質問をしたことがあります。もし、私たちが独自の自主財源が増えましたって言ったら、比率としてこれまでであった奄振予算が下がっていくっていう可能性、そういった考えが市長の頭の中にかすめるのかどうか。思いだけでいいですので、市長の形で聞かせてください。

**市長(朝山 毅君)** 各自治体の財政状況によって、奄振全体の予算枠が減するという事は、私はないものと思っております。また、そうでないように努力をしていかなければいけない。各市町村においては、それぞれの振興計画、総合計画がございます。それらを実現、具現化するために、有利な補助金を、有利な起債をして事業をしていくということで、それぞれの市町村で事業計画を財政と裏づけをしながらやっておりますので、そういうことはないと思います。私ども奄美市においてもないと思います。10年前、現金預金が約50億ありましたが、今、150億相当になっております。だからといって、奄振の事業が変わったということはありませんし、もっとも、やはり利便ない状況、所得の高まるような産業の振興、所得の向上、民生の安定をやっていかなければいけないわけでありまして、そういうこととは直接、各自治体の財政状況と奄振の予算の状況等がリンクするというふうには考えておりませんし、また、それでは、そうならないように努力をしなければいけないと思っておりますので、その意味では私はないものと信じております。

**11番(元野景一君)** 今のお言葉で、安心をして、市長を私は本当に底から支えようと思っております。これではなくちゃいけないです。いいですか、この上層部にいらっしゃる皆さん方にお願ひがあります。この奄美市は、この2つのしっかりとした考え、見方をみんなで作らないと、この財源だけを伸ばすのに一生懸命、こういう形でいったら、この奄美市というのは、歴代、やっぱりずっといかなかったことだろうと、今、この年になって思うんです。

私はそういった思いを込めて、市長にね、今日の質問は本当に大変失礼なことを言っていたかもしれませんが、私の本音は実はそこにあります。私がこれまでずっと、商店街のことばかり元野は言っていて、そうでなくて、商店街が持ってくる自主財源、そういうのと全体の、合併して奄美市になったこの力が持ってくる税を、全部を有効に生かして、そして市民が安心して、そして本当にすばらしい時代が来たと私は思っております。こういった時代をつくっていかなくちゃいけないという時代が、やっとやって来たと思っております。私は、この質問は大体このぐらいで止めますけれども、私の本音はそこにあるところです。

そこで、なかなか表現がしにくくて、分かりづらいかもしれませんが、朝山市長は、きっともう見抜いて、ああ、元野はきっとこんなことを考えているから、この質問しているんだなと、もう見抜いていらっしゃると思います。市長の政治姿勢について、(1)(2)を私がここに持ってきたのは、この2つを組み合わせでどうするかという本音です。これは、新しい時代が来しましたので、ぜひこれを生かして新しい力を奄美市が持つように、ひとつお願いしておきたいと思っております。

もう25分の経過をしていますので、2番に進みたいと思っております。奄美市の職員研修についてです。

私はやっぱり、今まで質問したこと一番の基本形は、市職員が本当に、新しい職員からベテランまでみんなが一丸となってこのことをずっと考えていく。そういう、私は時代が来たと思っていますので、(1)をします。まず。

地方公務員法第39条第3項に基づく奄美市職員の研修基本方針の策定状況及びその概況です。これを始めたと思った概況について説明をお願いしたいと思います。

**総務課長(三原裕樹君)** それではお答えいたします。

議員御案内のとおり、地方公務員法第39条第3項では、「地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする」としております。本市におきましては、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する、奄美市人材育成基本方針を策定いたしております。この方針の中で、職員研修を人材育成の方策の一つとして位置づけ、職員研修の実施に向け、取り組むこととしております。以上でございます。

**11番(元野景一君)** ちょっと先に質問のお答えをもらってから、まとめて私の思いを伝えたいと思いますが。じゃ、(2)に、ちょっと進みます。

平成25年度、平成28年度、平成31年度の各年度の職員研修の実施方針について、どのようになされたのかお考えをお聞かせください。

**総務課長(三原裕樹君)** 平成25年度、平成28年度、令和元年度の職員研修の実施方針についてでございますけれども、本市におきましては、先ほど御説明いたしましたけれども、奄美市人材育成基本方針において、職員研修を、職員が自らの意思で学ぶ自己啓発、それから、職場において上司、先輩が日常の業務を通じて行う職場研修、それから、職場を離れた場所で研修担当部門が計画的に実施をする職場外研修に区分をして、それぞれの特性を踏まえた研修内容の充実を図ることとしております。この方針を基本に、各年度におきまして、地方自治体を取り巻く環境や行政ニーズに対応した職員研修の実施に努めているところでございます。

参考までに、平成25年度が、17項目の研修を実施いたしまして参加者が延べ498名、それから平成28年度が、23項目の研修を実施いたしまして参加者が延べ578名、それから令和元年度、これはまだ3項目しか実施をしておりますが、もう既に166名、受講をしているというところでございます。

**11番(元野景一君)** それは、その募集をして、その研修は具体的にはどこで、どんなふうな形で、1つだけ例でいいのですか、するんですか。

**総務課長(三原裕樹君)** 先ほども少し申し上げましたが、自己で学ぶ自己啓発の研修、それから職場で行う研修、それから研修センターを、鹿児島に研修センターございますが、そこに出向いて行なう研修という、それぐらいの3つのパターンにわけて、実際、研修を実施しておりますけれども、具体的に例を挙げて申し上げますと、法制執務研修、法律の研修ですね。行政に携わる者は、やっぱり法令に基づいて仕事をする立場にございますので、法令の研修。それから、パソコンに係るエクセル応用研修とか、アクセス基礎研修とかそういったOA関係の研修。それから、コーチングスキルアップ研修。政策能力研修。そういった各分野にわたって研修を実施をしているところでございます。

**11番(元野景一君)** よく分かりました。ということは、それは例えば、1つ例をとったら、県のその研修所ありますね、そこに行きますよと募集をして、何名か受ける職員を送りますよと、そこで研修をしてもらう。こういった例もありますよということですね。

**総務課長(三原裕樹君)** はい、鹿児島県の自治研修センターで研修もございまして、本市のほうで、市役所のほうに講師を来ていただいて講習をして、職員が受講をするというパターンもございまして。

11番(元野景一君) それでは、(3)まで、ちょっと行かせてもらいたいと思いますが。平成31年度の職員研修体系及び実施スケジュールについてお伺いをしたいと思います。31年度、これからですね。だから、先ほどの発表のときには、もうこれぐらいしかという形ですが。課長のほうで大体のスケジュール等があれば、お知らせください。

総務課長(三原裕樹君) 職員研修につきましては、先ほども少し申し上げましたけれども、奄美市独自で実施をする研修と、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センター、鹿児島島のほうにあります。等の研修機関が行う研修がございます。

今年度の職員研修につきましては、これまで既に奄美市独自で実施をした新入職員を対象とした研修、それから、採用1、2年目の職員を対象とした企画立案能力向上研修、それから、部課長を対象としたメンタルヘルス研修等も既に実施をしております。

今後の研修スケジュールといたしましては、一般職非常勤職員を含む全職員を対象とした、窓口対応及びビジネスマナーなどを学ぶ接遇研修、それから先ほど申し上げました、自治研修センターが行う一般職員、主査及び新任係長を対象とした、各階層での役割や行政実務能力の向上を図る職員研修、それから民法や簿記、そういった専門研修、それからクレーム対応研修といったものを予定をしております。

いずれにいたしましても、職員の資質向上及び業務の遂行能力の向上に努めて参りたいと存じます。

以上でございます。

11番(元野景一君) ありがとうございます。31年、つまり走っておるわけですから、どうしてもここに力を入れてほしいと思います。

別に、市長ね、市の職員が不祥事があったという何点かあったかもしれませんが、そういったものを含めて、奄美市が、市役所が、やっぱり先頭に立たなくちゃいけない。市民は、奄美市役所の皆さん方を見ているんです。皆さん方の部下の、職員の一人一人の様子を市民はしっかりと見ているんです。そのあげくに「市の職員は」という言葉が出てくるのは、それは、市の職員がどんなにしているかってことをしっかり見ているから、そういう言葉が出るんです。決して皆さん方を悪く思って、皆さん方職員の一人一人をこそこそ言つとる市民は誰もいません。逆にうらやましく思う、皆さん方を誇りに思う、皆さん方を支えたい、あのようになりたい、子どもたちをあのようになせたいと思うような、そういう市民がいっぱいです。私たちの声にかかってくる。だから、研修にどうか、課長ね、重きを置いてもらいたい。このように思っておるんです。

というのは、実は、やっぱり合併して大きくなった奄美市を、市のこの姿はもう一回、全部で、奄美市の市の職員はこうなんだっていうことをもう一回、市民に痛く感じさせるぐらいに思ったときに、奄美市は新しい底力を発揮すると私は思います。

だから、ぜひそうしてもらいたいと思いますが、その1つに、ぜひお願いしたいことがあります。やっぱり、新しいこの職員研修の中に、私たちは、私たちの奄美市が合併してできるその前、名瀬があって、笠利があって、住用があって、このときに苦労した、このそれぞれの場所のでき上がりを、歴史をしっかりと教えてほしいと私は思います。

すごい人たちがいっぱいありました。仮に1つ、名瀬のことを言いましょう。旧名瀬市の中に、名瀬市史っていう本があります。上中下あります。これは、名瀬がどんなふうにしてできてきましたよという神話から起こっております。というのは、名瀬のその基本形は、奄美全体がどうという形の始まりから調べて、その名瀬市史の中にきちんと書かれておるんです。これをしっかりと忘れないようにしてくれよという先輩たちの思いだと思います。この中心人物になったのは、当時の名瀬の総務課長だった大山麟五郎さん。この人が中心になって名瀬市史の編さんに取りかかりました。その名瀬市史の編さんに取りかかったのはどういう思いかというと、その前に、昇曙夢という大きな人が、奄美の歴史を、大奄美史という本をつくりました。熟読されたその中心になって、そしてそれを取り入れて、奄美市の市史をつくったんです。

先輩方がこれだけ苦労をしてつくってある奄美市を、上中下ちゃんとありますので、せめて、これの中のそこ

に書かれておる歴史、歴史っていうか逆に神話ですね、もう。奄美はこんなにしてでき上ったんですよ。神話でもいいんです。阿麻弥姑という神様と志仁礼久という神様がこの島を最初つくったんだという神話を、しっかりと書かれております。この神話をわかっている職員がどれだけおるでしょうか。やっぱり、いつの時点で、これもちゃんと感じさせる。そういった職員研修が少しあってもいいんじゃないかと私は思います。

そして、多分それは、笠利も住用もしっかりとあるんです。それを総体として奄美市のそういったものをしっかり組み立てて、これを市職員の最初研修のときに、そうして始まったんだと始まりを教えないと、誇りは持てないと私は思います。

そして、市の職員がトップになってこの奄美市づくりをしなないといけないと、私はそのように思っておるんです。ぜひ、そういったものをして備わった職員が、各課でそれをもとにして自分のおる仕事を組み立てていって、そういった形でそれぞれの各課で目を輝かせて、そういった歴史からも自信を持って市民と対話ができる。そういう職員をつくってはどうかと思って、こうした話をしておるんですが、課長、どう考えますか。

**総務課長（三原裕樹君）** 地域の歴史と文化を学ぶということは、大変重要なことだと思っております。新入職員の研修時には、うちの副市長も奄美市の歴史をずっと新入職員に講義をしておりますし、また、専門の学芸員も奄美市職員としておりますので、また、民間の方をお招きをしてそういった文化、歴史の検証をするということも一つの方法であろうかと思っておりますので、また今後、検討をさせていただきたいと思っております。

**11番（元野景一君）** 総務部長を含めて、総務課長からプロジェクト推進課まで、全部この形をどうしても伝えたくておりましたので、今日は総務部長のことも全部背負ってお答えしていただいたから、とっても嬉しく思います。ぜひそういったふうな形で、奄美市の職員たちが、自分たちの存在を非常に誇りに思っ仕事をするのが、一番、私はいい奄美市をつくっていく中核になるような気がして思っておりますので、今日はこの質問は終わりたいと思っております。

研修成果の職場還元についてっていうようなのは、先ほど言ったのも全て含みますので、もう思いが先に言いましたので、この項目は来たと思っておりますので、この項目は来たと思っております。

それでは、もう最後になりますので、3です。市民と連携した中心市街地の活性化について。これを質問したいと思っております。

まず、（1）です。中心市街地活性化アイデア公募事業などの導入について伺う。こういったことについて、市はどのような動きをされたのかお答えをいただきたいと思っております。

**商工観光部長（武下義広君）** それではお答えいたします。

中心市街地の活性化につきましては、平成29年度から令和3年度を計画期間とする中心市街地活性化基本計画に基づき、民間の取り組みを含む各施策を推進しております。

また、同計画の策定と推進に当たっては、関係機関の代表で構成される中心市街地活性化協議会における議論を踏まえて、進めてきております。市民提案型の事業募集についての御質問ですが、紡ぐぎよらの郷づくり事業などの制度もございますが、特に中心市街地の活性化に向けては、民間活力が最大限に発揮できる環境づくりが重要でございますので、議員御提案の中心市街地活性化アイデア公募事業につきましても今後の検討課題とさせていただきますので、御理解賜りたいと思っております。

**11番（元野景一君）** 御理解はしようと思っておりますが、なかなか進まん。なかなか進まない。こういったものもあります、あれもあります。ありますけれども、実際に中心市街地は動かない。この中心市街地、奄美市のかつての中央通り、銀座通り、奄美本通り、この4通りのこの様子を見て、本当に理解して進んでいますよと、部長、そう思われますか。私が何度も何度も中心市街地を言うのは、あの形で少しも動かない。いや、こういう形で動いているんですよというのが少しでもあれば私に、この議会で私がこれを質問しますので、恥を忍んで何回も質問していますから、こう動いていますという片鱗でもあったら、教えてもらいたいと思っております。

**商工観光部長（武下義広君）** それではお答えいたします。

中心市街地活性化基本計画は、先ほど申し上げたように、平成29年度から令和3年度までの中心市街地活性化に関する各種取り組みが、国からの評価を受けて認定されているものです。全国でもハードルの高い中から、国のほうで中心市街地に寄与できるものだという計画で認定されたものということで理解をしています。

そのような中で、ハード、ソフト両面から中心市街地の活性化に向け、行政や商店街等民間が一体となって取り組むものです。商店街では、先日、報道でもありましたように、御承知のとおり、通り会の集客に関するイベントが評価され、経済産業省のはばたく商店街30選、まちがすごく活性化されているという形での30選にも選定されているところです。

また、行政におきましても、家賃補助、リフォーム補助等の相当支援を初め、市庁舎の建設、これは中心市街地の区域の中に市庁舎の建設、今後、市民交流センターの整備、また、末広・港土地区画整理事業に、区域内に子育て・保健・福祉複合施設の整備に向け、計画に基づき準備も進んでいるところです。また、先ほど建設部長から説明がありましたように、今年度は末広港線の歩道を活用して、休憩等ができるまちカフェの日を実証的に行うこととなっています。

このように、今、少しずつながら動いてきていて、にぎわいも戻りつつあるというふうに考えておりますので、この最終年度の令和3年度には、そういうにぎやかな町並みを復活させたいということで取り組んでおりますので、よろしく申し上げます。

**11番（元野景一君）** もう、部長の苦しみと、もっとこうしたいというその思いは、私は痛いほど、痛く伝わり過ぎてちょっと胸が痛い。しっかりと頑張ってもらいたいと思って激励をしますが。

実は、もう1つだけ、私の要望として言っておきます。奄美本通り、じんのうちの、今、シャッター通りになっているそこですね。その周辺が、非常にシャッターになったままです。もうそれは仕方がない。持ち主が高齢化されて、どうするかという形の問題もありましよう。継ぐ人がいない、そういう問題もありましよう。もう大体、ここにいらっしゃる皆さんが、大体あそこの現状はよく知っていると思います。だから、知っているから、上層職員の人たちは痛いほどわかっておりますというふうな顔をしておいてもらわないと。「知らんよ」ちゅう、それはだめ。そして、みんながどうしたらいいかちゅう発想を持たないといけないと思います。

それで、1つだけ僕のアイデアですが、実は市長ね、やっぱり今こんな時代が来ましたので、どこの場所でも皆そうです。ですから、その中心街にあって、そういった土地がシャッターになってしまったっていう中心街の、かつてとってもすごい場所のところを再開発しないといけないと思います。

ですから、そういった先端地のところに行って、その土地の貸してもらう方法とか、売ってもらうんだったら、売って市の財産として確保してもいいし、そしてまた、それを市が借りるといったら、安心して借りてくれると思います。そういったものを含めて、総合的なそういったふうな中心市街地の大きな施設をつくって、そこにちゃんと安心して借りる人たちを、安心して借りる方策をぜひ研究をして、そして中心市街地の再開発、これを、かつて開発公社をつくって、そしてやった、大津市長のやったやり方のように抜本的に、そういった中心市街地の発展を、ぜひ中核に備えて考えてほしいと思います。

これだけを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

**議長（師玉敏代君）** 以上で、自由民主党 元野景一君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

6月24日午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。（午後3時45分）



第 2 回 定 例 会  
令和元年 6 月 24 日  
(第 5 日 目)



6月24日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
23 番	橋口 和仁 君	24 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 課 長	三 原 裕 樹 君
企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君	財 政 課 長	國 分 正 大 君
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	平 田 宏 尚 君	総 務 部 参 事	野 崎 浩 敏 君
市 民 部 長	満 永 亮 一 君	税 務 課 長	藤 原 俊 輔 君
環 境 対 策 課 長	平 田 博 行 君	市 民 課 長	寿 山 一 昭 君
市 民 福 祉 課 長	村 田 英 樹 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
保 護 課 長	保 金 満 君	健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君
高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 孝 一 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	紬 観 光 課 長	島 袋 修 君

6月24日(5日目)

産業建設課長	岩下 忠久 君	農林水産部長	山下 仁司 君
農林水産課長	栄 広久 君	土地対策課長	前島 有為生 君
農林水産課長 (笠利)	丸田 宗八郎 君	建設部長	橋口 義仁 君
都市整備課長	竹元 康晴 君	土木課長	保浦 正博 君
土木課技術調整監	川上 浩一 君	上下水道部長	藤山 浩俊 君
下水道課長	里 嘉郎 君	水道課長	吉 郁也 君
教育部長	福長 敏文 君	教育委員会総務課 課長	徳永 恵三 君
学校教育課長	元野 弘 君	文化財課長	久 伸博 君
スポーツ推進課長	大山 茂雄 君	農業委員会事務局 局長	用稲 工巳 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	前田 賢一郎 君	議会事務局次長兼 調査係長事務取扱	向 井 渉 君
主幹兼議事係長	伊集院 正 君	議事係主査	堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（師玉敏代君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしく願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、奄美無所属クラブ 渡 雅之君の発言を許可いたします。

9番（渡 雅之君） 議場の皆さん、おはようございます。先般、新潟・山形県で発生しました地震により被災された多くの方々に、心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興・復旧を御祈念申し上げるところであります。

一般質問の前に、すいませんけど、訂正をよろしく願いします。

質問の2の道路行政のところではありますが、（1）の県道「91号線」となっていますが、「81号線」に訂正をお願いします。また、（3）は（1）と重複しますので、削除方よろしく願いします。更に、（5）のところについては、国の問題でありまして地方自治体には余りなじまないことでもあり、削除の上お願いします。所見のところ述べていきたいというふうに思っています。

質問事項で削除いたしました自動車重量税についてであります。本税は1971年の田中角栄の列島改造で導入されたもので、当初は高速自動車道路の新設、あるいは補修に多額の費用が必要なために新設されたものであります。その後、税収の1,000分の407が自動車重量譲与税として市町村に譲与されたもので、道路に関する費用に充てるのが義務となっていました。平成21年に地方税改正でその制限が取り払われたことで、一般財源化されたものであります。たしか今、1億2,000万台の譲与税になっているというふうに理解しています。

更に、道路特定財源制度のうち、本州四国連絡橋公団の債務返済が平成19年度に完了したこと、また、公共事業費の縮小により財源譲与が705件にもなったことから、所有者はもとより、売り上げ低迷に悩む自動車工業界、またバス運行会社や輸送業者でつくる日本自動車連盟も見直しを求めているところでもあります。

私たち車所有者としても大変な負担になり、500キロ増すごとに税が上がっていくという、このシステムであります。経済活性化の上でも、早急な廃止を求めたいというふうに思うところでもあります。

それでは、一般質問に入ります。

まず、環境問題についてであります。名瀬クリーンセンターの運営について。

名瀬クリーンセンターは、平成9年に稼働開始になりまして、日量60トン、そして最終処分場の埋立地が14万6,000立米という設計で建設されました。

しかし、それから今年の3月末で21年が経過するわけでありまして、プラントの経年劣化というのはどうしても免れない、毎年2回の定期改修を行っているんですが、やはり全体の劣化というのは否めないものではないかというふうに思っています。

それと、残土処分場のあと何年たつのか、そこも含めてお答えいただきたいというふうに思っています。

あとの質問からは発言席で行います。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

市民部長（満永亮一君） おはようございます。答弁させていただきます。

焼却施設の耐用年数はおおむね15年から20年程度と言われている中で、名瀬クリーンセンターは平成

30年度末で稼働から21年を経過しているところであります。

大島地区衛生組合においては、平成23年度から平成27年度に延命化対策整備として、焼却・粗大処理施設の機器の基幹整備を実施しております。焼却炉につきましては、炉を停止して行う大規模整備を年2回実施しており、適正な維持管理の下で延命化が図られていると認識しております。

大島地区衛生組合からは、今後も施設運営については分別等によるごみの減量化を図るとともに、定期的なメンテナンスで適正な維持管理に努め、延命化を図っていくという回答をいただいております。

また、最終処分場の埋立量は平成30年度末で10万5,669立米となっており、全体の72.4パーセントが埋立処理され、あと10年度で埋め立てが終了すると試算しているとのことでございます。

新しい最終処分場につきましては、最終決定ではありませんが、おおむね令和5年度以降に地質調査、測量設計などを経まして、令和10年度の完成となるのではないかと回答をいただいているところでございます。

以上です。

**9番(渡 雅之君)** あと10年、令和10年の稼働ということですが、ちょうど今から9年、10年で今のクリーンセンターが廃止になると、終わってしまうと。で、すぐ稼働を始めるということとの回答でありましたが、やはり今後も早目早目の対応をしていただいて、早急な計画ですね、プランニングを策定していただきたいというように思っています。

ちなみに、高森清掃工場の場合は、稼働炉も延命措置後の耐用年数の終了する5年前からこの工事が始まったように聞いていますので、できれば先手先手で対応していただきたいというように思っています。大島本島内全域のクリーンセンターであるということも含めて、協議の場を随時持って対応していただきたいというふうに思っています。

次に、紙リサイクルについてであります。今以前、紙のリサイクルについては、行政が曜日を定めて紙を回収するという部分と、拠点で行うという部分があるんですね。今、拠点で行う部分については、上方では有屋地区が人的な努力もあってスムーズに今のところされている。

それともう一つは、新庁舎にもできましたけど、紙のリサイクルを行っています。あとどうして今まであった各拠点の施設がなくなっていったのか、これ自治会の活動にもよると思いますけど、やはり人的な部分が多いんじゃないかなというふうに思っています。

今後、そのようなところを増やす計画はないのか、また、問題点はどこにあったのかななどお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、買取、業者に買い取りさせているわけですが、その買い取りの部分については、今は有償で受け取っていると、業者がですね。今後、逆有償になるということもあると思いますが、その辺どうなっているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

**市民部長(満永亮一君)** 紙リサイクルにつきましては、市が第2・第4水曜日に委託回収しているものや、名瀬クリーンセンターに直接持ち込まれるものがあります。市が回収した紙ごみについては、再資源化できる古紙類として業者に買い取っていただいております。

買い取り単価につきましては、これまで大きな変動はなく買い取りをいただいている状況でございますが、議員御指摘のとおり、中国等が輸入を禁止しておりますので、ごめんなさい、中国じゃないです、今後、有償になる可能性もあるんじゃないかと、逆有償になる可能性があるんじゃないかというふうに思っています。

紙リサイクルの拠点につきましては、現在、有屋町集会場と市役所の2カ所が拠点となっております。多い時期で市内に拠点は5カ所あり、町内会で管理をしていただいておりますが、時の経過とともに維持管理が難しくなった町内会もあり、現在は有屋町集会場のみとなっております。

資源化の促進や住民の利便性を考えれば、拠点回収は非常に有効な手段と捉えておりますので、現在拠点としている、活動している有屋町の状況などを調査分析し、今後拠点となり得る町内会などないか、拠点増に向けた取り組みを検討して参りたいと考えております。以上です。

9番(渡 雅之君) 確かに各町内会で、町内会というか、大きなエリアを設けてそこを拠点としていたということではありますが、確かに先ほども申しましたように、有屋町内会は人的なエネルギー結集というのが強いところでありまして、そこらあたりで従前として回収がされていると。すばらしいことであるし、浦上の方々、朝日町、和光町の方々もそこに出しているというのが現実であります。

じゃあ、そうなったときに逆有償されるというケースが出てくるんですが、その際問題になるのは、今回回収している方々に負担をかけてはいけないということなんですね。そこらあたりを行政としてどう支えていくのか、お聞かせいただきたいと思っています。

市民部長(満永亮一君) 御質問が拠点地区への支援、助成などということで答弁させていただきます。

リサイクルに関する法律は種類ごとに幾つかあり、紙やペットボトルは容器包装リサイクル法により分別し、リサイクルに努めなければならないことになっております。

ごみの分別リサイクルは、ごみの減量化、焼却施設の延命化、そして地球温暖化防止にもつながりますので、継続して推進していかなければならないものと考えております。

紙リサイクルにつきましては、古紙類有価物として分別収集し、市内業者に買い取っていただいておりますが、昨今のリサイクル情勢を鑑みますと、逆有償になる可能性も視野に入れなければならないと考えております。

いずれにしましても、先ほど申し上げました拠点となる自治会や住民の皆様にも過度な負担がかからぬよう、特に拠点地区には支援、助成など取り組みのしやすい環境づくりを検討して参りたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

9番(渡 雅之君) 今の支援をしていきたいという強い回答がありましたので、その地域の方々も安心してまた運動を進めていけるんじゃないかなというふうに思っています。ありがとうございます。

次に、3番目ですが、瓶とペットボトルの回収状況であります。

これについても、毎週土曜日、地域を挙げて回収していますが、特に瓶については今のところ日本国内で処理できるということですが、先ほどもちょこっと出ましたペットボトル、これが昨年中国が引き取りをしなくなったということがあります。そして、もう海岸線はビニール袋やペットボトルが相当流されて、中国語で書かれたもの、ハングル語で書かれたものも結構流れてきています。

そこらあたりでバーゼル条約が昨年の12月、ノルウェーと日本が改正案を提出して、今も環境問題でG20がされていますが、日本も来年からレジ袋が有償化されるという思い切った発言がなされたんですけど、じゃあ、具体的にどうなるのか、いまだわからないという状況があります。

ただ、私たちとしても、もうどっちみちごみという捉え方ですと、リサイクルであっても島外に出さなければいけないと、本土のほうに出さなければいけないという、そういった位置づけにあるわけで、そこらあたりどのように、回収状況も含めてお答えいただければと思っています。

市民部長(満永亮一君) 瓶・ペットボトルの回収は、第1土曜日から第4土曜日にかけて地区を割り当てて回収を行っております。

平成30年度の実績になりますが、瓶につきましては約98トン、ペットボトルにつきましては約49トンの回収量となっております。過去の実績を見ましても、大きく変動することなく回収が実施されているところでございます。

搬出先につきましては、瓶類は大島地区衛生組合が委託契約を結んでおります公益財団法人容器包装リサイクル協会が指定した業者、ペットボトルは市内業者へ搬出されております。

特にペットボトルにつきましては、今年度も業者に買い取りいただいておりますが、諸外国が輸入を禁止したことによる影響もあり、来年度以降、逆有償になる可能性も十分に考えられる状況となっております。

バーゼル条約の有害廃棄物の移動制限項目に、汚れた廃プラスチックが対象項目に追加されたことにより、日本国内において処理せざるを得ない状況になりつつあります。

奄美大島は離島でありますので、ごみの問題を考えるときに島外輸送ということを必ず考慮しなければなりま

せん。今後、国、県等の動向を踏まえながら、より適正な処理の方法を5市町村とも協議をしながら、最善策を見出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**9番（渡 雅之君）** はい、分かりました。適正な業者との協議、そして島外持ち込みがスムーズにできるような体制を構築していただきたいというふうに思います。

それでは、（2）番のガス溶融炉について質問していきたいと思います。

今、燃焼式でされているわけでありますが、もうこれも徐々に徐々に埋立量が増えてくる、建て替え時期に入ってくる、そういったことになると、どうしても次の問題として、新たなプラントの建設というのが具体化されていくと思いますが、今の名瀬クリーンセンターの処分量と同規模のガス溶融炉施設というのがあるかと思いますが、そこあたりの数字とかいうのは御存じなのか、伺います。

**市民部長（満永亮一君）** 名瀬クリーンセンターの平成30年度の焼却処理量は、2万1,919トンでございます。同規模の焼却施設でガス溶融炉を導入している施設は全国で8施設あるようでございます。

名瀬クリーンセンターの焼却施設の建て替え更新につきましては、令和13年度頃を見込んでいるとのことでございますが、焼却炉の選定につきましては、当然ながら基本設計、実施設計の際の重要な協議内容になるものと認識しているところでございます。

ガス溶融炉は、ごみを燃焼する際に溶融スラグを生成し、このスラグが建築資材や土木資材として利用されることにより、処分場の埋立量の減量が図られるというメリットがございます。

環境省の統計によりますと、全国の廃棄物処理施設の中でも、約1割の施設でガス溶融炉が導入されておるようでございますが、施設自体が有効利用されていなかったり、生成スラグが計画どおりに再利用されることなく処分場にそのまま埋め立てられたり、国の会計検査院から指摘を受けた例もあるようでございます。

新施設の建設の際は、建設費用やランニングコストの面から最善な施設更新となるよう、総合的な判断が必要となって参ります。5市町村での協議の際には、先ほど申し上げましたが、奄美市から建設的な意見、提案をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**9番（渡 雅之君）** そうしますと、このガス溶融炉についての議論というのは今のところそういった幹事会、構成市町村でつくっている部課長の皆さんでの幹事会というのがあるわけですが、そこで論議されたことなどはないのか、そこからひとつお願いします。

**市民部長（満永亮一君）** 御質問のガス溶融炉につきまして、これまで関係市町村で協議、検討したということはないということでございます。

**9番（渡 雅之君）** ぜひあと10年しかないということもありますから、燃焼式にするのか、あるいはガス溶融炉方式にするのか、その2つしかないわけですから、ぜひ論議を加速させていただきたいというふうに思っています。

それでは、じゃ、次の質問に入らせていただきます。

県道81号線の整備についてであります。平成6年の4月に有良、いわゆるあつたと言っていますけど、芦花部、大熊及びその方々の郷友会が中心となって、有良・大熊トンネル建設促進協議会というものが結成されました。

また、平成10年の8月16日には、そのトンネル実現に向けて総決起集会が行われまして、強く決議はされたところであります。

また、近いところでは、今年の5月15日に龍郷町におきまして、全群議員大会が開催されました。その中で、北大島ブロック、いわゆる喜界島、龍郷町の連名による提案がなされていました。

これは、県道81号線のバイパスの早期着工を求めるというものでありまして、全会一致で採択されました。ここに議員大会の提案趣旨がありますが、簡単に読み上げますと、名瀬永田橋交差点から荒波を通って龍郷町役

場の国道58号線に接続する総延長36キロの基幹道路であり、災害時には国道58号線の迂回路としても重要な役割を果たしている。

この沿線には、既に複数の社会福祉施設や広域による汚泥処理センターが立地しており、本年3月には大熊地区において陸上自衛隊の奄美駐屯地も開設され、今後の交通需要の増加が予想されているところであり、とうとうに結んでいます。

更に、近年は奄美群島への観光客、交流人口の増加により、北大島における東シナ海周遊ルートとしての位置づけも増す中、観光振興による地域活性化に向けて、極めて重要なインフラ整備でもあるというふうになっています。

今、平成13年から学校、文科省のほうも特認校制度というのがスタートしました。で、これは芦花部小中学校もそれに参加しまして、平成13年には10名の児童生徒、平成14年には18名の児童生徒、そして近年では、平成30年が27名、今年の令和元年には33名の方が通学していると。

去年が、今年の4月で児童生徒は47名、それに対して33名の通学者、去年は43名に対して27名の通学者、このように地域にとっても、学校にとっても、この生徒たちがそこで活躍する、そして地域と交わるということは、大きなその地域の活性にもつながっているものだというふうに思っています。

そういう中で、一度崖崩れに遭ったりしますと、どうしても交通が遮断されて、国道を迂回して時間をかけて登校しなければならないというような状況が発生します。そうすると、親御さんとしても、ああ、ちょっときついねと、子どもにとっても大変だねということで、また転校などされる恐れもないとは言えないというふうに思っています。

そこで、これは確かに名瀬の所管ではないんですが、道路のトンネル化、有良から大熊のほうに向けてトンネルを通すと、それまでの道路は進めていいわけですから、そこらあたりでぜひ鹿児島県に対しても、強く要望していただきたいと思うんですが、それについて御答弁をお願い申し上げます。

**市長(朝山 毅君)** おはようございます。それでは、渡議員にお答えいたします。

今、渡議員がお話にありまして、先般の奄美群島市町村議員大会における採決、また議員がお話になりましたとおり、芦花部小中学校における児童生徒の通学の利用など含めて、今御提案の県道81号線の有効性というものは、私なりに認識いたしているところでございます。

それらを踏まえて、本市といたしましては、過去の災害における通行止めや急勾配の連続する区間の解消のため、災害時における道路機能の補完という面も考えますと、将来的には複線化や平坦化などのため、有良・大熊間のトンネル整備の必要性は私なりに認識いたしております。

事業のただ実現化に向けましては、現在の島内における道路整備の重点施策や優先度、実施している事業の進捗状況等を踏まえた上で、十分に検討していく必要があるということを県とも話し合ったところであります。

そういうことを踏まえますと、やはり置かれた環境というものを十分に議会の皆様方の御支援や御協力、御指導もいただきながら、連携を図りながら龍郷町並びに道路管理者である県とも十分な協議を重ねていく必要があるということを認識いたしておりますので、そういう意味を踏まえて、今後、当事者間同士で十分に話し合いをして参りたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

**9番(渡 雅之君)** はい、ありがとうございます。ぜひ関係する自治体、そして県とも十分協議の上、ぜひとも実現していただけるようお願い申し上げます。

それでは、2番目の道路の渋滞緩和についてであります。①と②一緒にさせていただきます。

道路の渋滞については、これはもう皆さん御存じのように、出勤時間帯あるいは夕方時間帯の交通渋滞は遅々として進まない、道路そのものも変わらないし、車の量がどんどん増えてきているということでもあります。おがみ山ルートが大島支庁の発表でも調査に入るとかいう話をしているんですが、実際、具体的にどのような計画になっているのか。そして、その完成後の先に見えると思うんですが、都市計画マスタープランにもあります三儀山バイパスルート、これについて、まあ、優先順位もいろいろあるかと思いますが、どのようなになっているのか。それによって芦花部の81号線の道路、そこの兼ね合いもありますので、ぜひお聞かせいただき

たいというように思っています。

**建設部長（橋口義仁君）** それでは、おがみ山ルートと三儀山バイパスにつきまして、一括して答弁いたします。

まず、おがみ山バイパスにつきましては、平成29年度奄美市議会のおがみ山バイパスの早期再開に関する意見書や、平成30年度奄美市長のおがみ山バイパス整備に関する要望書の提出などにより、本年度から事業が再開されることになりました。

事業主体である鹿児島県に確認しましたところ、本年度はトンネルの修正設計と、事業用地に係る家屋調査を計画しているとのことでした。

また、ルートにつきましては、奄美市名瀬永田町から真名津町を1本のトンネルで結ぶ計画であり、全体計画延長1,809メートルのうち、1,225メートルがトンネル区間になるとのことでした。

続きまして、三儀山バイパスにつきまして、仮称でございますが、三儀山バイパスにつきましては、平成16年6月に県が決定した名瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、主要幹線道路としてその整備方針が位置づけられているところでございます。

具体的な整備年度についての記載はございませんが、本市といたしましては、まずはおがみ山バイパスの整備を優先していただいた上で、三儀山バイパスにつきましても、引き続き要望を行って参りたいと考えております。

**9番（渡 雅之君）** 大体1,809メートルの事業計画のうち、1,200メートル強がトンネルであるということは、今の和光トンネルよりもトンネル自体は短いと。約600メートルばかり短いということで、掘ればすぐ開通するという感じ、ではないと思うんですが、早急に実現していただきたいというふうに思っているところであります。

三儀山バイパスについても、同僚の戸内議員が盛んに唱えていますので、実現に向けて、我々も努力を惜しまないということを申し上げておきたいと思っております。

特に、夕方になると、真名津から直線で港町の信号のところ、それからまた下方に向かっての臨港道路、港町、入舟、矢之脇、塩浜、長浜、ずっと延々と続くわけですね、渋滞が。

そこを通過するのに、それこそ40分ばかりかかるというような、雨天時はですね、かかるような状況にもなります。ということは、もう平日だったら名瀬から古仁屋まで行ってしまうというようなことにもなりかねないような状況があります。

そのちょっとした渋滞緩和という一つのアイデアとしてですが、今、塩浜から矢之脇に向けて旧道ですね、山手のほうに一方通行されている道路があります。これを今度逆に、矢之脇から塩浜に向かって一方通行できないのか。極端に言ったら、交通量の多い4時、5時、6時、そういった時間帯でもいいと思うんですけど、そうすると、あとはもう山越えで下方に帰る人たち、また金久の信号から抜ける人たち、それぞれいらっしゃると思いますが、そこらあたり、これは一般質問にはありませんので、ぜひそこらあたりの研究も含めて要望しておきたいと思っておりますので、警察との協議なども含めて前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次に入りますが、2番の3、サポートカー導入についてであります。

ここ最近、高齢ドライバーの事故が多く報道されています。特に今年4月19日に発生しました元官僚の88歳ですかね、の方の運転する車両が、ブレーキが利かなかったというようなことで報道されて、死傷者も出ているわけですが、高齢ドライバーの方々、後で心理学者の話なども聞いていると、ブレーキをかけたつもりがもうスピード出し過ぎて、ちょっとした接触事故でもパニックになって、足を移行させることができなくなって、もっと踏み込んでしまうというようなことらしいです。

ぜひそういったことのないように、奄美で高齢者の事故というのは特段報道されているわけではありませんが、その4月19日以降、全国的にそういった高齢者高齢者、また事故また事故というようなことがもう頻繁に入ってきます。ぜひ奄美市においても、そういった悲惨な事故が起きないような体制をつくっていただきたいと。

ちなみに、先般、所管事務調査で高知県に行って参りました。高知市の近くに奈半利町という3,200人規模の小さな町ですけど、その奈半利町は、この4月からサポートカー、その装置の後づけですね、後づけする装置の購入費用として、3万円を助成するというふうになりました。

そして、先般、東京都の知事の発言でもありますように、東京都は90パーセント助成すると。向こうは規模が大きいですからね、不交付団体でもありますし、90パーセント補助するということがありました。

私が数件の自動車販売会社、自動車修理会社に行っているいろいろ調査した結果、車種によって違うと、後づけの車が、その装置は、大体本土のほうでは3万から3万5,000円、ここに持ってくるとやっぱり輸送費もかかるといふことでありまして、約5,000円ぐらい高くなるということでありまして。

そしてあとは、取付費用ですね、それ等もかかりまして、おおむね5万円前後ではできるんじゃないかということでありまして。ぜひそういったことも考慮に入れながら、まあ、県内の都市の状況を見ながらということもあろうかと思いますが、いいことは早目にすると。19市のうちで一番目に目指すということをお願いしたいというふうに思っています。これについて御答弁をよろしくお願いします。

**保健福祉部長（奥田敏文君）** 高齢者の運転による交通事故が社会問題化しているということは、議員が御案内いただいたとおりでございます。

このため、国土交通省は各自動車メーカーに高齢運転者事故防止対策プログラムの策定を要請するなど、対策を進めているところでございます。

議員からも御案内いただきましたが、全国の自治体において自動ブレーキやペダル踏み間違えなどによる加速抑制装置といった安全運転支援システムを搭載した先進安全自動車、これサポカーと呼ばれているようでございますが、これの高齢者運転への普及促進を図るため、購入費補助制度を創設しているところが出ています。

また、6月10日には、奄美警察署より管内自治体に向けて、サポカー購入費補助制度創設の提案がなされているところでございます。

現在のところ、県下では補助制度が創設された自治体はございませんけれども、高齢者による交通事故の防止、抑制は重要な課題だと認識しておりますので、他の代替交通機関の資源に乏しく、自動車運転に頼らざるを得ない地域実情も鑑みながら、国や県の動きを注視するとともに、先進自治体の例も研究して参りたいと考えております。

**9番（渡 雅之君）** 全国的に見ても、免許証の自主返納が増加している、特にここ4月の事故以降、全国的にも急増しているということがあります。

先般、大迫議員の答弁でも質問の中で当局の答弁は、名瀬署管内ですね、名瀬署管内で平成29年度が123件の返納者、30年が144件、で、今年5月、2カ月しか経過していない中で、もう既に昨年の半分ぐらいの70件が返納しているというのが答弁としてありました。

警察庁としては、この高齢ドライバーに対して条件付免許証の交付を検討するというふうな話もありますが、やはり農村部に行けば行くほど交通事情が悪いと。いざというときになかなか外に出られないというようなこともありますので、ぜひそういったサポートカーということ踏まえて、やはり老人が引きこもるんじゃなくて、積極的に外に出るといふことも大事なことだといふふうに思っていますので、ぜひ早急な導入をお願いしたいといふふうに思っているところであります。

次に、浄水場の問題であります。水道行政については、新しいの新しいのということで、技術も去ることながら、設備についても高い費用を使って常に新しいものをつくっているというのがあります。

昨年の7月に竣工式がありまして、もうかれこれ1年が経過しようとしているところであります。ろ過方式が砂処理から膜処理というんですかね、それ変わったと。水質についても、いろいろと違ってきているんじゃないかなと、カルキのにおいはなくなったと。だけどミネラルというのはどうなっているのか。やっぱり市民もそこらあたりがどうなっているのか知りたいということでもありますので、ぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

**上下水道部長（藤山浩俊君）** それでは、議員の質問にお答えさせていただきます。

ろ過方式による水道水の味の違いについてということで、水道水のろ過方式にはミネラル成分まで取り除く逆

浸透膜などもございますが、平田浄水場では、精密膜処理を採用しており、この膜では水に溶け込んでいるミネラル分までを取り除かれることはなく、味は以前と比較して変わらないと言えます。

水の水質の変化についてですが、以前の急速ろ過方式から膜ろ過方式に変わりましたが、毎年、年4回行っております水質試験全項目の結果におきましても、特に変化はございません。

膜ろ過方式により、強い塩素耐性を持つ大腸菌群のクリプトスポリジウムは、完全に除去されますので、水質の安全性は向上したと言えます。以上です。

**9番（渡 雅之君）** じゃあ、おいしい水はそのまま、そして塩素系の部分は取り除く、ということ全くなくて、最高の水を提供しているということによろしいですね。

私は、この市内の水は余り飲んだことはなくて、店からも水は買わない、上方のおいしい水、地下水からくみ上げてくるおいしい水を毎日朝起きたら飲んでます。今後もおいしい水の提供に向けて、また精進していただきたいと、まあ、「釈迦に説法」ですけどね、思います。

それと、次ですが、7月に逆浸透膜処理ですか、それと精密膜処理に変わったということではありますが、トン当たり給水単価はどう変わったのか、お聞かせいただきたいと思っています。

**上下水道部長（藤山浩俊君）** それでは、お答えします。

給水単価と申されましたけれど、給水原価と、

（「はい、原価です」と呼ぶ者あり）

お聞きしておりますので、それについて述べさせていただきます。

給水原価についてですが、更新前後となる平成29年度と30年度で比較申し上げますと、平成30年度の上水道の給水原価は171.99円で、前年度比較で4.2円の上昇となる見込みでございます。給水原価は、直接浄水場に係わるもの以外の経費も含む営業費用全体から計算されるものでございます。

今回の上昇についても、将来の修繕に備えるための修繕引当金を30年度に計上したことによるもので、平田浄水場の更新自体が直接影響したものではありません。

また、このことによる水道料金への影響についてですが、水道料金の算定は給水原価以外にも将来の給水需要予測や施設整備など、長期計画を基に総合的に定める必要があるものと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

**9番（渡 雅之君）** そしたら、料金の値上げというのは当面は考えないということで、平成30年は180円、これは立米とは別ですか、立米で計算されているんですか。

**上下水道部長（藤山浩俊君）** はい、立米計算になっております。

**9番（渡 雅之君）** 1立米180円ということではありますが、それが4円上がって184円20銭ということになるわけで、今のところ値上げは考えていないということでもありますから、また安心しておいしい水が飲めるということで理解したいと思っています。

それと、施設管理の技術的なことですが、簡水ですね、管路などにおいては、内地では、内地という言い方がいいかわからん、本土では1キロ当たり1億円というような本管ですね、を改修しなければいけない。もう全国的に改修の時期に来ているというようなことが言われてまして、外資を導入すると、経営権の移譲というのも今年の12月の法律で改正されました。

で、崎田議員の質問に、市長がそういうことは絶対しませんと強く言ったのを今思い出したところでありますが、ぜひ命を守る水であるということを踏まえて、奄美市では、この市長の答弁を最大の称賛として頑張りたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

それと、今あります平田浄水場の本館で今新しいあれをやっているんですが、その下にあります旧管理棟ですね、これについてはどのように処分するのか、別の利用方法があるのか、あればお聞かせいただきたいと思っ

います。

**上下水道部長（藤山浩俊君）** それでは、お答えいたします。

平田浄水場の旧管理棟のことでございますが、今現在は水道事業で使います備品、その他資料の保管場所として使っております。

また、今月1日からこれまで使用していなかった2階部分につきまして、奄美市管工事協同組合が事務所として有償で使用しております。これにつきましては、旧管理棟が修繕用の水道管などを保管している資材倉庫と隣接しており、本市と災害時における協定を締結している同組合と緊急時の対応力強化が見込まれることなどにより、使用を許可しております。以上でございます。

**9番（渡 雅之君）** はい、分かりました。質問がちょっと漏れがあるんですけど、施設管理の技術継承というところでいきますと、委託は経営権は譲らないという話をしましたが、新人がどれくらいいるのか、また、元OBなどで技術を持っている人たちをそこで委託するとかいうことはないのか、そこがあればお聞かせいただきたいと思っています。

**上下水道部長（藤山浩俊君）** 議員御質問は、技術の継承ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

今現在、新人と申しましたけれども、今年度採用で浄水場のほうに1人採用になっております。

それと、技術の継承でございますが、今現在、平田浄水場で新しい膜処理ということで、そのプラントをつくりました会社の技術職員を派遣職員として2名雇っております。その派遣職員等と一緒に今の浄水場の職員で膜処理の技術継承を行っているということになります。以上です。

**9番（渡 雅之君）** ぜひ、つくった会社の派遣社員もノウハウはしっかり持っているというふうに思います。そのことを含めて、新人に研修を含めた勉強をさせるということもあろうかと思えます。

また、OBの方々でまたそこで働きたいということがあれば、新たな雇用にもつながるし、技術の継承にもつながると思いますので、ぜひやっていただきたいと思っています。

本日は、3点について質問いたしました。市民の生活向上にどう行政が関わっているのかということを中心に質問をさせていただきました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（師玉敏代君）** 以上で、奄美無所属クラブ 渡 雅之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午前10時45分再開いたします。（午前10時31分）

○

**議長（師玉敏代君）** 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 安田壮平君の発言を許可いたします。

なお、安田壮平君から一般質問中の資料投影のため、書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

**14番（安田壮平君）** 皆様、こんにちは。自民新風会の安田壮平です。一般質問に入ります前に、一言所見を述べさせていただきます。

まずは、先週の新潟・山形を中心とする地域で起きた大きな地震により被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災地の一部、山形県鶴岡市や酒田市は、旧庄内藩に属し、西郷南洲の南洲翁遺訓を生み出した、私たちともゆかりの深い地域です。復旧に向けて大変な状況とお察しします。一日も早く普段どおりの生活ができますよう、

お祈り申し上げます。

皆様とともに、我が国の新しい時代の到来を喜んでから、もうすぐ2カ月、新しい元号令和は、史上初めて漢籍ではなく我が国の古典から引用したものであり、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味や願いが込められた言葉です。経済的にも、また社会生活の面からも、様々な転換点を迎えた平成の時代を経て、強くなやかに生きんとする令和という響きに、私だけでなく多くの国民の皆様が希望を託したのではないのでしょうか。

とはいえ、時代が変わっても世間を揺るがすニュースに胸を痛める日々が続いていることも確かです。多発する高齢者による交通事故、幼児が多数巻き込まれた大津市の交通事故、何の罪もない小学生たちが被害に遭った川崎市の事件、本市においても、先日、悲しい事件が起きました。私も同じ町内に住む者として、被害に遭われた御婦人様に、心よりお悔やみ申し上げますとともに御冥福をお祈りいたします。

一日も早く事件が解決し、地域の方々が落ちついた生活を取り戻せますよう、とりわけ、子どもたちや高齢の方々が安心して毎日を過ごせるよう、関係する皆様には、引き続き全力で事に当たってほしいと願っております。

それでは、質問に入ります。

まず、市長の政治姿勢、新奄美群島振興開発事業について。

加工品への輸送コスト支援について、その内容はということですが、先週の同僚議員の質問でもいろいろと明らかにされていますが、この加工品への輸送コスト支援について、その目的、対象品目、原材料も含めて、そして、今回の補正予算該当箇所の詳細な内訳についてお示してください。

次の質問からは発言席にて行います。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**市長（朝山 毅君）** それでは、早速、安田議員にお答えをさせていただきます。

まず、奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業の目的についてお答えいたします。

奄美群島におきましては、農林水産物及び加工品を奄美群島外へ移出する場合、また、移出する農林水産物の原材料を移入する場合、本土における陸上輸送費に加えて、海上輸送費等が必要となり、本土より高い輸送コストを負担いたしております。

このため、奄美群島農林水産物の生産、出荷に係る輸送コストを補助することにより、流通条件の不利性を改善し、生産振興や産業振興を促進することが、本事業の目的でございます。

また、奄美市における加工品と原材料等の対象品目でございますが、加工品については、粗糖、いわゆるザラメ、黒糖焼酎、飲料水の3品目、原材料等については、カボチャ用の化成肥料、タンカン用の化成肥料、クルマエビ用の配合飼料の3品目となっております。

そして、今回の補正予算該当箇所の詳細な内訳でございますが、歳出において加工品分として、粗糖が1,877万2,000円、黒糖焼酎が70万円、飲料水が85万6,000円で、計2,032万8,000円となっております。

また、原材料分としてカボチャ用の化成肥料が11万8,000円、タンカン用の化成肥料が6万3,000円、クルマエビ用の配合飼料が144万円で、計162万1,000円となっており、加工品と原材料を合わせまして計2,194万9,000円を計上いたしております。

なお、国費率の10分の7、県補助率10分の1.5となるため、計1,865万4,000円の歳入を併せて計上いたしているところでございます。以上でございます。

**14番（安田壮平君）** 市長、どうもありがとうございました。今、その内訳を聞いて、大分、それぞれ3つずつあるとはいえ、大分偏っているなというふうな率直な感想を持ったんですけれども、まあまあ、それはそれとして、緻密に計算された上での計上だとは思いますが、そしてまた、この制度ができたこと自体が、まずは大きな一歩ですばらしいことだということは認識しております。

続けてなんですが、この加工品への輸送コスト支援については、私も以前も一般質問で取り上げて、ぜひとも

創設してほしいと、そしてまた奄美の代表的な伝統産業である地場産品、特産品でもある黒糖焼酎についても、ぜひ何らかの支援策をとということで御提言、御要望申し上げて参りました。

今回、対象になったとはいえ、ちょっと今回のこの試算では大分輸送費の補助といえ、70万円と少ないなどという率直な感想を持っていますが、ちなみに市内幾つか黒糖焼酎の業者ありますが、何業者の利用を見込んでおり、各社の島外移出量のうちの程度の割合が補助対象になると見込んでいるのか、お示し願います。

**商工観光部長（武下義広君）** それでは、お答えいたします。

今回拡充された加工品への輸送コスト支援でございますが、黒糖焼酎につきましては、市内事業者にはヒアリングを行ったところ、対象5事業者のうち2事業者の利用が想定されております。

また、移出量の割合につきましては、事業者が把握しております、これにつきましては県外移出量を参考にいたしております。それによりますと、2事業者の県外移出量のうち、約半数が補助対象になるものと見込んでおります。以上です。

**14番（安田壮平君）** はい、分かりました。その対象となる事業者については、これは非常に大きなことだと、大きなプラスだというふうに思っております。

でも、残念ながら3つは対象外ということで、それはすいません、ちょっと私語を慎んでいただけませんか。対象外ということで、何を言おうか忘れてしまいましたが、その恩恵を受けられないと。それは非常に残念なことだなというふうに思っております。

そもそも、先日も企画調整課長から答弁あったように、コンテナ輸送、貨物輸送が対象ということで、宅配便、いわゆる小口の少量貨物については対象になっていないということであるんですが、皆様御存じのとおり、奄美市内の黒糖焼酎会社というのは比較的規模も小さい会社が多いということで、なかなか貨物輸送が使えないと、これは使える黒糖焼酎会社というのは、多分群島内でももう数えるほどじゃないかなと、30ぐらいあるとしても、多分片手で足りるぐらいの数じゃないかなと思うんですけども、その辺については何か今後、もっとやっぱりこの恩恵を広く行き渡らせていく方策といいますか、方法を何か検討されているのか、そこについてはいかがでしょうか。

**商工観光部長（武下義広君）** それでは、お答えいたします。

先ほど議員からおっしゃったように、他の3業者につきましては宅配を中心に送っているということで、今回、輸送コストの対象にならないという状況にあります。

また、その宅配の内容につきましてお尋ねをしましたところ、離島から送る場合は、通常中継料という形で別運賃が発生いたしますが、宅配業者の努力によりまして、中継料は発生していないとお聞きしていますので、そういうふうにみんな鹿児島本土とも同一的な取り扱いをやられているということで、そういう形で今までどおり使用していきたいというお話を伺っているところです。

**14番（安田壮平君）** 理屈は非常によく分かります。鹿児島本土から東京に宅配で送ると、奄美から東京に送ると料金は基本的に中継料さえかからなければ一緒だということであるんですが、例えばそこには日にちというコストもかかり、また、船が天候によって運航できない、そういうコストというリスクもかかっているわけでして、そこは必ずしも同条件ではないという認識も持っております。

また、そもそも規模の小さい黒糖焼酎会社というのは、要は大量に送る必要がない、また、送っても受け取る本土の営業所とか、そういうものがないから、宅配便使わざるを得ないわけで、よく考えれば、コンテナ輸送、貨物輸送のほうが単位量当たりの輸送料というのは元々安い、宅配便のほうが高いというのは、もう十分御理解いただいていると思うんですけども、そうであるならば、移出した量に応じて貨物輸送で補助される分の同額をやっぱり宅配便を使っている黒糖焼酎会社にも適応してあげないと、本土の大手メーカーと奄美の大手メーカーは条件は確かに極めて近くなりましたけれども、今度は奄美の大手メーカーと奄美の中小の会社が、そこをまた格差が広がるんじゃないかと、そういうこともありますので、やはりそれは、今回新しくできましたので、ぜひ

今後のこの制度の利用状況など見ながら、引き続き、制度の改善と申しますか、何か恩恵を広く行き渡らせる方策を考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**商工観光部長（武下義広君）** この制度につきましては、今年度こういう形で新設された、拡充された内容となっております。まずは、この拡充された内容などを実績などを踏まえながら、今後の参考にしていきたいなというふうに考えております。

**14番（安田壮平君）** ぜひ引き続き今後の利用状況、予算の執行率なども見ながらフォローしていただければと思います。

続きまして、②の昨年度のリーディングプロジェクト推進枠の総括と、今年度の特定重点配分対象事業の内容について答弁をお願いします。

**企画調整課長（山下能久君）** 今年度新たに創設されました特定重点配分対象事業について、特に制度上の拡充内容についてお答えいたします。

制度上の拡充内容として、最も大きなポイントとしては、国費率の嵩上げが上げられます。本事業については、従来の10分の5から10分の6に国費率が引き上げられ、市町村負担の軽減が図られているところです。

また、市町村負担分については、更に特別交付税措置を講ずるものとされており、この点も拡充のポイントとして上げられます。

更に、議員御質問にもございますリーディングプロジェクト推進枠においては、3つの施策テーマを設けておりましたが、特定重点配分対象事業につきましては、特別な施策テーマは設定されておらず、市町村の自主性や創意工夫によりさらなる官民連携体制の構築をより促進するよう、間口が広げられたと考えております。この3点が制度上の拡充内容のポイントであると考えているところです。以上です。

**14番（安田壮平君）** はい、分かりました。すいません、ちなみに、昨年のリーディングプロジェクトやってみて、どういう成果があったのかとか、そのあたりはいかがでしょうか。

**商工観光部長（武下義広君）** それでは、お答えいたします。

平成30年度の奄美群島振興交付金を活用し、奄美らしい観光スタイル構築推進事業として3つのプロジェクトを実施したところでございます。その総括について、お答えいたします。

まず、奄美群島来訪機会創出事業につきましては、旅行エージェントによる旅行商品の造成、貸切バス、体験プログラム実施等への助成を行ったところです。

観光満足度向上プロジェクトにつきましては、多言語パンフレットの製作、インバウンドセミナーの実施など、海外からのお客様向けの事業を実施しております。

次に、クルーズ船にターゲットを絞った情報発信満足度向上プロジェクトにつきましては、クルーズ船寄港の際の歓迎、お見送りセレモニーをはじめ、受入体制の強化充実を図ったところでございます。

事業の総括につきましては、体験プログラムへの助成を行ったことにより、広く観光客に対し着地型商品の周知が図られたこと、そしてキャッシュレスセミナーの開催により、カード決済やQRコード決済などを導入する事業者が増加したこと、観光関連事業者の皆様と連携し、大型クルーズの受入体制について連携が図られたことなどが成果として考えております。以上でございます。

**14番（安田壮平君）** はい、分かりました。引き続き、今年度、特定重点配分対象事業で行う奄美らしい観光スタイル構築推進事業、これも先日、内容の説明ありましたが、もう一度お願いしたいのと、あと委託先及びこれが単年度なのか、もしくは3年間何か重点配分が続くというようなことなので、何かそういうちょっと短・中期的なそういう射程で考えているのか、そこまで御説明をお願いします。

**商工観光部長（武下義広君）** それでは、続きまして特定重点配分対象事業に係る具体的な事業内容についてお答えいたします。

まず、奄美らしい観光スタイル構築事業としまして、まず1つ目に、誘客・受入体制強化事業、2つ目に、インバウンド受入支援、3つ目に、奄美らしい民泊推進事業の3つの事業を予定しております。

まず、誘客・受入体制強化事業としましては、中部圏域、それと関西圏域からの誘客の強化、そして各種プロモーション、寄港数が増加しているクルーズ船の受入強化、他地域と差別化を図る奄美らしさを発揮する商品づくり等を実施する予定でございます。

次に、インバウンド受入支援としまして、外国人観光客の受入体制強化を目的に、キャッシュレスの推進を図り、消費機会損失の軽減や観光消費拡大を目指して参ります。

次に、奄美らしい民泊推進事業につきましては、本市における宿泊環境の課題、特徴を分析、多様化するツーリズムスタイルに対応した、奄美らしい民泊の実現についての調査を実施し、調査結果に基づき宿泊課題の解消に向けた戦略の策定を実施する予定でございます。

これらの事業を民間事業者と連携して実施することにより、現在の奄美の観光課題であるインバウンド対応や宿泊施設不足を解決し、世界自然遺産登録を見据えた受入体制の構築を推進して参りたいと考えております。

成果目標としましては、あまみ大島観光物産連盟が実施している交流人口実態調査の旅行者の観光満足度、大変満足及び満足の割合を平成27年度の60.4パーセントから令和3年度に68パーセントにすることを目標としております。

また、今年度実施される特定重点配分対象事業の情報分野として、ICT先進技術習得事業がございます。ICTで奄美群島における地理的条件不利性を克服し、様々な分野における振興開発の基盤となるものと位置づけ、ICTを活用する企業に対し、先進技術を習得していただくことで、産業振興の一助となることを目的とするものでございます。

事業内容としましては、1つ目は、ICTを活用する島内企業が島外企業へ社員を派遣し行う研修や、ICT関連資格取得に伴う経費を助成する島外スキルアップ助成事業、2つ目は、地元企業在職者、創業希望者及びフリーランス等に対して専門的、先進的な技術を指導する先進技術習得事業を実施いたします。

成果目標といたしましては、情報通信産業雇用者数を平成29年度現在の760人から令和5年度において784人とすることとしております。この事業につきましては、一応3年間継続していきたいというふうを考えております。以上です。

**14番（安田壮平君）** はい、分かりました。詳しい説明ありがとうございました。

この特定重点配分というやつは、民間との連携というのをすごく重視されているということなので、それぞれの事業が個別の事業が、しっかり民間と連携をして取り組んでいるんだろうというふうにも思うんですが、ちなみに、事業の検討にあたって、民間からの意見募集、あるいは民間との意見交換というのをどのように行っているのか。特に奄振事業というのは、交付金はちょっと違うのかもしれませんが、割ともう今の時期に次年度の話をしなれないといけないというような、そういうスケジュールで動いていると思いますので、その辺どのように民間との連携、連絡というものを行っているのか、そこは、観光に関して結構ですので、お示しいただけますでしょうか。

**商工観光部長（武下義広君）** それでは、お答えいたします。

観光関連分野というお話ですので、観光関連分野に関する民間との意見交換につきましては、あまみ大島観光物産連盟において、月1回開催される定例会への参加、また、同連盟において開催されるマーケティング委員会や宿泊部会や交通部会、飲食部会などにも参加し、意見交換を行い、観光課題の共有や改善策について議論をしているところでございます。

**14番（安田壮平君）** はい、分かりました。ぜひ今後も民間との連携をしっかり図っていただいて、奄美市でもぜひ、いろいろな調査事業とか、セミナーとか、人材育成も大事なところは重々わかるんですが、例えば他町村でや

っているような具体的なプロジェクト、モデルをつくるような民泊のモデルであったり、集落活性化のモデルであったり、そういうとこまで踏み込んで早く行ってほしいなということを要望して、次の質問に移ります。

次、総合戦略・総合計画についてですが、国が推奨する重要な理念としての関係人口、SDGs（持続可能な開発目標）を採用することへの見解は、お示し願います。

**企画調整課長（山下能久君）** 質問にお答え申し上げます。

1点目に、本市総合戦略・総合計画において、関係人口やSDGsについて、その内容と効果、効用をどのように捉えているかという御質問でございます。

まず、関係人口についてですが、本市に定住はしないまでも、様々な形で本市との関係を持つ方々を関係人口と定義することができるかと思えます。

具体的に申し上げますと、ここ奄美において最も身近な関係人口としては、本土在住の出身者の皆様がいらっしゃいます。また、本市での勤務経験のある本土在住の方々や、ふるさと納税をしていただいている方々、研究などで島を訪れる研究者の方々なども挙げられるかと思えます。このような関係人口の皆様との連携は、既にさまざまな分野で大変重要な位置づけにあると考えております。

次に、SDGsにつきましては、2015年9月の国連サミットで採択された貧困や飢餓、保健や教育といった17のゴール、169のターゲットからなる国際目標として、近年、大きく注目を集めております。我が国におきましても、2016年5月には、内閣総理大臣を本部長としたSDGs推進本部を立ち上げるとともに、同年12月には、SDGs実施方針を決定しております。

また、この実施方針において、国際目標で示された17のゴールから、我が国に即した再構築を行い、あらゆる人々の活躍推進や健康・長寿の達成といった8つの優先分野を設定し、今後は自治体においても、SDGsの要素をできる限り反映することを奨励しているところでございます。

2点目に、総合戦略や総合計画に関係人口やSDGsを盛り込む考えはないかとの御質問ですが、これらは地方自治体を取り巻く情勢に対応する重要なキーワードである一方、それぞれの地域実情などに応じた位置づけの検討や、表現の再構築も必要であろうかと考えております。

御質問の関係人口やSDGsは、今後の本市地方創生施策を検討する上でも重要なテーマになり得ると認識しております。これらをどのように総合戦略や総合計画に反映させていくべきかにつきましては、改定、策定に向けた全庁的な作業を進める中で、奄美市総合戦略会議等の意見も伺いながら検討して参りたいと考えております。以上です。

**14番（安田壮平君）** はい、分かりました。ありがとうございます。どちらも本当に奄美市の取り組みに、もう既に取り組んでいることになじむ概念、理念でありますので、ぜひ積極的に取り入れていただきたいと思えます。

ここでSDGsのシンボルマークについて、これもいろいろ雑誌や新聞などでも皆様御案内のことと思えますが、これからも日本全国でもあちこちで見かけるいろんなマークになるんじゃないかなというふうにも思えます。

関係人口については、人の奪い合いではなく、人のシェアという概念、そしてまた、先日も御来島いただいた増田寛也元総務大臣も、今年、群島の職員向けに講話をされたということでもありますし、そしてまた、SDGsにつきましても、保岡興治先生が、生前に残されたメッセージの中でも語っておられました。

いずれも本当に環境、社会、そして経済を一体的に、統合的にさまざまな問題解決していこうとする取り組み、概念でありますので、ぜひこれは前向きに取り入れていただきたいということを要望いたします。

続きまして、次の質問に移ります。教育行政についてですが、ちょっと耳が痛いことを聞かかもしれませんが、私も小学生の子を持つ親としまして、その立場も踏まえていろいろと質問をさせていただきます。

まず、最近発生した体罰事案についてということで、先月地元紙に報道されたこの事案2件について、教育委員会が調査して事実と確認した内容について御説明ください。また、その後の学校側、教育委員会側の対応策についてもお示しください。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。

議員御指摘の2点の体罰事案の事実確認につきましては、報道されたとおりでございます。

小学校の事案は、授業の始業直前に入室してきた男子生徒に注意した際、男子児童の受け答えを反抗的と捉えた男性教諭が、物差しで腹部を2回突き、その後廊下に呼び出し、平手で頬と頭頂部を1回ずつ叩いております。また、当日電話で保護者へ謝罪した際、頬をつねったと説明しておりました。

次に、中学校については、男子生徒に提出物を出すよう指導している際、生徒の話聞く態度に教師がかつとになって、入り口付近にいた生徒を室内に蹴り入れ、髪をつかんで頭突きをし、平手で顔を数回叩いたという事案でございます。

事案発生後、当該学校は該当児童生徒及びその保護者に謝罪を行っております。また、当該学校は、当該教諭及び全職員に対して、体罰の禁止について具体的な指導を行っているところです。

先の関係議員の御質問にお答えいたしました。教育委員会といたしましては、当該学校の校長及び教諭に対して、体罰は児童生徒の人格を傷つける行為であり、法律においても当然禁止されている決して許されない行為であるということで、児童生徒に寄り添い、そして児童生徒を深く理解して、児童生徒と日頃から信頼関係を築き、児童生徒の心に届く指導を徹底するように厳しく指導をしたところでございます。

また、事案発生後、直ちに市内の全ての学校に体罰禁止についての指導を徹底するように通知をいたしました。更に、教職員一人一人が体罰に関する正しい認識を持たせるとともに、自分のこととして捉え、考えさせるためにケーススタディーやアンガーマネジメントを取り入れた職員研修資料を急遽作成いたしました。全ての学校で職員研修を実施するように通知をしたところでございます。以上でございます。

**14番(安田壮平君)** はい、分かりました。今のお話は事実ということなので、もう体罰を超えてもう暴行だなというようなことも率直に感じますが、先週、児童虐待防止法などの改正により親も体罰禁止ということが定められ、また、民法上も懲戒権というのも2年後を目処に検討されていくということなので、いかに、つい手を出したくなる気持ちは私も親としてわかんなくもないんですが、それがまして人様の子であるとすれば、やっぱりそこは先生と生徒という、いかにも強弱関係がはっきりしている中で、そこはいろいろな可能性、選択肢というものをとる努力を先生側にもしていただきたい、求められている、そういう時代かなというふうに感じています。

ちなみに、このうち1件の事案では、教諭が虚偽の報告をしたということもありましたし、また、この事案の公表が発生から半月から5カ月ぐらいかかっていることに疑問を感じるのですが、その点については何か御見解はありますでしょうか。

**教育長(要田憲雄君)** 教諭の虚偽の報告につきましては、誠に遺憾であり、あってはならない行為であると考えております。体罰事案のみならず、この虚偽報告につきましても、当該教諭に校長から厳しく指導をさせたところでございます。

また、今回の体罰事案の公表につきましては、当該児童生徒の保護者の意向もございましたので、公表は差し控えさせていただいたことによるものだと考えているところです。

次に、体罰事案発生時の報告のあり方について申し上げますと、基本的に事案発生後、当事者の教諭から校長へ、校長から教育委員会へ速やかに報告することになっておりますが、このことが徹底されていない向きがございました。事案発生時の報告のあり方についても、管理職研修会などで繰り返し指導してきたところでありますが、今後も指導を継続して参りたいと考えております。

また、公表のあり方について申し上げますと、事案の発生状況や保護者の意向もございまして、それらを総合的に判断することになろうと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

**14番(安田壮平君)** はい、分かりました。公表のあり方についてはそういうことだということで、今回虚偽の報告もあったということで、より罪に罪を重ねたという結果になってしまったわけなんですけど、ちなみにこの辺は、ちょっと私も素人なので素人目線での質問になりますが、そういった、よりちょっと悪質といいますか、そういうケースの場合は、もちろん責任をとるのはまず当事者本人の先生だろうとは思いますが、責任といってもどういう形なのか分かりませんが、ちなみにそれについては、学校とか市教育委員会、県教育委員会の指

導監督責任というものは何かないんですか、そこはいかがでしょうか。

**教育長（要田憲雄君）** 先ほど申し上げましたように、校長から教育委員会に報告があります。教育委員会は教育事務所に報告をするわけです。教育事務所が県教育委員会に報告すると、それによって県教委の教職員課のほうで査定をして、本人の聞き取りをした上で処分をしますと、こういう手順になっております。

つい2週間ほど前でしたかね、県教委から2人ほど見えられて、2時間から3時間かなり時間を詰めて当該者の説明を受けたということ聞いております。以上でございます。

**14番（安田壮平君）** はい、分かりました。この教諭の先生を一方向的に責めるというわけではないんですが、やっぱり本当に二度と起こしてはならないし、起こしてほしくないなど、そこをぜひしっかり研修とか様々なものを受けて、再度また頑張って前向きに復帰していただきたいなというふうに思います。

続いて、次の質問に伺いますが、再発防止対策検討委員会についてなんですが、先般の新聞報道などを見ましても、委員構成について、中立公平な第三者が少ないのではないかと、また会の進め方についても、新聞報道によると、計5回、5回を目処にということでしたが、議論の回数として少ないのではないかと考えられますが、見解をお示しください。

**教育長（要田憲雄君）** お答えを申し上げます。

今般の事案に対する再発防止策の策定は、第三者委員会から教育委員会を主体的に検証し、構築するよう提言がされております。

それを受けまして、教育委員会といたしましても、教育委員会が主体的に構築すべきものと認識したところで

す。今回設置した再発防止検討委員会では、教育委員会の指導主事を中心に検証し、再発防止策を検討することとしておりますが、教育委員会だけでは十分ではないという考え方から、教育の専門家である大学の教授、いじめ防止対策推進法にも関係することから、法律の専門家である弁護士、児童生徒の相談体制についても検証が必要だということで、心理の専門家及び保護者代表を委員に入れているところです。

また、再発防止を実行するのは、教育委員会であり、奄美市内の学校であるということも踏まえて、奄美市内の学校現場の意見も重要であるという考え方から、校長代表、教頭代表、生徒指導主任代表、養護教諭代表をメンバーに加えているところです。

ただ、せっかく作成した資料が、学校できちんと活用し、活かされないとなると問題になると思いますので、私が考えますことは、御遺族の方にもこの委員に加わっていただくと、そして第三者委員会からも、お一人ぐらいいはこの委員に加わっていただいて、具体的に御遺族、そして第三者委員会、私どもが三者が納得できるような、そういう資料を作成する。

しかも、大事なのは学校でございますから、その資料をもとにして学校がきちんと活用できるようなそういう資料をつくっていくことが大事ではないだろうか、というふうに考えているところでございますので、場合によっては、メンバーももちろん増えますし、しかも時間的な回数も増えてくる可能性があるというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

**14番（安田壮平君）** はい、分かりました。やはり教育委員会主体で検証するという考え方も、この調査報告書に基づいて理解できますが、客観性、中立性をどのように担保するかというところが大事だと思いましたが、その上でも人選が大事ということで、ちょっと現状の状況にどうかなと思ったんですが、今教育長からやはり追加で増やしていく、回数も増やしていくというお話を伺いましたので、その客観性、中立性というものもしっかり確保されるだろうというふうに理解しましたので、ぜひこの方向で進めていただきますようお願いをさせていただきます。要望をさせていただきます。

続いて、(3)教育関係者のクールビズについてなんですけれども、私はもう常にいろんな場で、もう議会も含めいろんな場でも、ネクタイ外してくださいというつもりはないんですが、例えば夏祭りなど地域の行事や、

あるいは小中学校の秋の運動会、あるいはまた暑い中で行われる三儀山プールの水泳記録会とかで教育関係者、とりわけ教育委員会の職員や各学校の管理職の先生方が上着にネクタイを着用する姿が見受けられ、正直違和感を感じる事がしばしばあります。

環境省を初め、政府が推進するクールビズについて、本市の教育界でも取り組んでいただきたいんですが、見解をお願いいたします。

**教育長（要田憲雄君）** お答えをいたします。

ごもっともな御意見だという思いもいたしますが、私は日頃から教育長として、職員への指導は礼儀作法、いわゆる礼節を重んじることが大事だというふうにも話しております。

これはどういうことかと申しますと、人として他の人と接するときには、当然守るべきことだというふうを考えておまして、教育委員会の日頃の業務の中で目上の方、特に、あるいは深刻な相談内容をお持ちの方がたくさん来庁されます。いろいろな方が来庁されますし、しかも各学校の管理職の校長さんや、教頭さん方も毎日のように教育委員会を訪れて参ります。そういう中で、いつでも礼節を持って模範となる姿勢は大事だと思っておりますから、職員としてあるべき姿でなければならぬというふうにも考えておまして、私自身もそのように考えています。

特に学校訪問ですとか、あるいは教育委員会が学校訪問をしたり、あるいは校長会等を開催する際は、自らそれぞれが意思を持ってきちんと姿勢を正しているというふうにも考えております。

強いて申し上げますと、市の服務規程の中において、職務の遂行に当たっては、言語及び服装を正しくし、体面を失するような挙動がないよう注意し、応接は努めて親切丁寧、正確かつ迅速を旨とし、全力を挙げて職務に専念しなければならないとあります。

ただ、議員おっしゃったように、場に応じた服装をと考えることも大事であり、私はそのことについては異論は全くございません。そのことは、一月ぐらい前の課長会でもそういう話をしたら、各自に任せてくださいということでした。それはそれでいいじゃないかというふうに申し上げたところでございます。

作業のとき、あるいは緊急時の状況、あるいはその場に応じた服装等ございますから、会議の際のクールビズの推進がある参加においては、当然クールビズを勧める必要があるということをおもいますし、今回安田議員がおっしゃった祭りですとか、地域行事への参加する際の対応については、誤解を受けないようにすることは当然だと思っておりますので、再度そのようにまた話を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**14番（安田壮平君）** 今の教育長の答弁で、ぜひ教育委員会内で話を進めていただいて、現状が変わることを願うばかりであります。

先ほど紹介したSDGsなどの環境負荷を減らすということにもつながることでもありますし、また、健康にもいい、汗をかいてですね、あせも、かぶれたりする必要もない、スーツを傷めて、ワイシャツ傷めて余計な出費をする必要もない。ただ、クールビズにはすごく様々な効用がありますし、日本の気候、とりわけ奄美の気候はスーツに本当に向かないなど、夏場はもう皆様御存じ、お感じのことだと思っておりますけれども、ぜひやっぱりTPOで服装を選ぶと、主体的に選ぶことが大事だと思いますし、また、そこは教育委員会内で誰かが決めるんじゃないくて、やっぱりみんなで話し合っただけで決めていただく、そういう意味でも風通しのよい、そういう教育委員会にしていきたいと思っておりますので、この夏様々な地域の夏祭りありますが、そこで涼しい顔をした教育長を初め、教育委員会の皆様とお会いできることを期待しまして、次の質問に移らせていただきます。

防災行政ということで、まず、停電時のあまみエフエムの運用について、停電時対応についての認識はということなんですが、あまみエフエムは本当に今我々の日常生活、あるいは有事の際も欠かせない大事なライフラインなんですが、それも踏まえて奄美市とあまみエフエムとでさまざまな連携協力を行い、笠利と住用に今3つの中継局が設けられています。

ただ、その運用がエフエムに任されているため、停電時など、住用、笠利の停電時など非常時に多大な労力やコストがかかっているわけなんですが、それについての御認識、見解をお示してください。

総務課長（三原裕樹君） それでは、お答えいたします。

あまみエフエムにつきましては、本市との災害時の放送に関する協定に基づき、緊急情報や災害情報を地域へ発信し、地域の防災・減災において重要な役割を担っていただいております。

その認識のもと、奄美市全域を視聴可能な環境整備のため、あまみエフエムの要望を受けまして、本市におきましては、平成21年度に住用・笠利中継局整備として1,000万円、それから平成29年度には非常時のバックアップ回線として、無線回線設置で1,245万7,000円、更に住用中継所新設・強靱化支援といたしまして2,100万の支援事業を行っております。この中継局の運用に関しましては、貸与契約書によりあまみエフエムに無償貸与をし、運用を行っていただいております。

御質問の台風災害時など、住用・笠利の中継局が停電になった際、発電機を作動させ、6時間ごとに給油を行い、通信を確保しておりますが、資機材の調達にも苦勞されている状況とお聞きしております。

このようなことから、引き続き連携を図りながら、地域の防災・減災に向け協力をして参りたいと考えております。

14番（安田壮平君） 課長が今、最後のほうでおっしゃいましたが、停電時はスタッフを派遣して6時間おきに、だから日に三、四回、派遣して給油をしているという状況で、まさに台風が来る直前から台風の真っ最中、そして過ぎてからも、そういう小さな民間のFMがそういう危険を冒してやっているということですので、ぜひ可能であれば、その辺、名瀬から住用へ向かう、笠利へ向かう、大和にもありますので、大和村に向かう、3方向に向かっているわけですが、そこぜひ何か協力できるものがあれば、その発電機に対するコストであったり、また実際に人を派遣する、給油をする人として派遣する、そういうことも十分考えられるんじゃないかなと思いますので、ぜひ考えていただきたい。

本市とあまみエフエムが災害時の放送協定を結んでいる。そしてまた、あまみエフエムの公共性や公益性、そして収益性などを鑑みましても、さまざまなリスクを抱えている中で、さらなる支援や役割分担が必要ではないかと考えますが、いま一度見解をお願いします。

総務課長（三原裕樹君） 災害時になりますと、我々市の職員も市役所に待機をして災害に備える、市民の安心・安全を守る立場でございますので、一緒になって役所の中でできることを今やっているという状況でございます。

それから、発電機につきましては、これまでも市のほうで保管をしている発電機について、あまみエフエムへ貸し出しをした経緯もございます。そういったことから、いろいろ協力体制はこれまでもとってきているというふうな認識は持っております。

スタッフの状況であったりとか、そういった問題もあるかと思っておりますけれども、また、現在も、先ほどこれまでの支援につきましては、答弁させていただきましたけれども、現在、昨年9月の台風24号により倒壊した有屋送信所のアンテナ、この強靱化事業に係る経費の一部補助の手続を進めているところであります。

その事業の中で、新たに発電設備についても設置をする予定であるということも伺っております。災害時における重要な情報伝達手段の一つとして市民の皆様にも広く周知されておりますので、今後も公益性、それから公共性踏まえた上で支援、連携をして参りたいと存じます。以上でございます。

14番（安田壮平君） ぜひお願いしたいと思っております。

ちなみに、昨年度は台風24号を初め計4回発電機をリースしたと、年間のリース費用が13万円、これに人件費とか燃料代とかにかかっているわけなんですけれども、この金額とはいえ、民間のNPO法人、エフエムにとっては、やっぱり大きな負担になっていきますので、そこはぜひ検討していただきたいと。

そしてまた、通常経費に当たっても、今奄美市内に中継局が3つあるわけですが、笠利と住用に2カ所、3つあるわけですが、これについても、もちろん協定書は結んではいるんですが、各1つずつ中継局1つずつ毎年保守管理料や電波使用料、電気代というものが年約20万ずつかかっています、これも大きな出費であると。

これに関しては、一部大和村は村が負担をしているという状況もありますので、奄美市もそもそもの協定書自体がかなり管理運営者に負担をさせるものじゃないかと。もちろん、初期費用（イニシャルコスト）で多大な協

力をいただいているのは十分理解し、感謝をしている上なんですけれども、協定書の見直しも十分考えられるんじゃないかなというふうにも思うんですが、いま一度いかがでしょうか。

**総務課長（三原裕樹君）** 災害時の協定は結んでおります。あまみエフエムにつきましては、通常時の放送もございますので、その中でスポンサーさんからの支援であったりとか、そういったこともございます。

そこは総合的にどういう段階でどこまでどう判断するかというのは、それはいろいろ協議が必要かもしれませんが、災害時における協定は一つ協定を結んでいますので、またいろんな意見交換をしながら、その辺についてはまた協議をして参りたいというふうに考えております。

**14番（安田壮平君）** 笠利と住用の中継局についても、その管理運営に関する協定が結ばれていると思いますので、その辺は費用負担のこととかも触れられていると思いますので、そこも踏まえて、そしてまた、大和村では、先ほども言いましたが、村が一部しっかり負担をいただいているということもあるようですので、ぜひ大所高所から検討を進めていただきたいと思います。

最後になりますが、リュウキュウアユの保護増殖について、現状と課題及び今後の財源確保のあり方についてお示し願います。

**住用総合支所事務所長（手蓑 利文君）** お答えいたします。

リュウキュウアユは、野生個体としましては、世界自然遺産候補地である奄美大島のみに生息し、絶滅危惧種及び県指定希少野生動植物に制定され、捕獲などが禁止となり、大変貴重でかつ、地域の宝として保全していく必要があると認識しております。

リュウキュウアユの保護増殖につきましては、平成13年度マングローブパークの完成時から敷地内にリュウキュウアユ観察センターを設置し、飼育業務等を行ってまいりました。

しかしながら、リュウキュウアユは年魚のため、種の保存を保つためにも養殖技術育成の重要性は非常に高く、またセンター設立時の養殖技術者も高齢化になり、養殖に専念する人材育成が急務となったため、リュウキュウアユに関する研究者と連携をとりながら、県の補助事業を導入し、平成28年度から養殖技術者育成に取り組んでいるところでございます。

現在、鹿児島大学等の有識者に助言をいただきながら、2世代目の完全養殖にも成功しております。

課題としましては、県の事業の対象年度が本年度までとなっていることから、本市としましても、引き続き新たに国・県の補助事業を活用できないか、またマングローブ公社の運営の中で技術者の確保に向けて関係機関と協議をし、取り組んで参りたいと考えております。以上です。

**14番（安田壮平君）** 本当リュウキュウアユは、大変御紹介遅れましたが、最近の報道でその調査の結果、過去最少の3,499匹とでて、守っていくことはすごく大事な状況にあるというふうに思います。

その一方で、奄美市が培ってきた保護増殖、養殖のノウハウというものもしっかり活かして、これからの住用の観光であったり、あるいは環境のシンボルとなる、本当に目玉となる生物だと思いますので、もっともっと養殖に力を入れて、そして活かしていただきたいと思いますというふうに思っています。

その上で、やっぱり財源というものが課題だなというふうにも思っていますので、そこは市の事業として捉えていただいて、今県の補助事業を受けているということですが、市自らその財源を確保して、継続していただきたいなというふうにも思います。

②のほうで、今般、重点道の駅に指定されたということ、今後さまざまな整備が考えられる。そしてまた、世界自然遺産センターも近接して整備されるということで、これにあわせてリュウキュウアユのさらなる活用を目指して、老朽化が進んでいる現養殖施設等の建て替えとか、増築とか見せ方の工夫、これも図っていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

**住用総合支所事務所長（手蓑 利文君）** お答えいたします。

世界自然センター整備につきましては、世界自然遺産登録を見据え、環境省から黒潮の森マングローブパーク敷地内にて整備予定と伺っております。

今後、具体的な整備計画が検討されるに当たり、本市とも十分な協議を行う旨、確認いたしております。よりよい相乗効果が生まれるよう、施設整備に努めて参りたいと思います。

リュウキュウアユの保護増殖の両施設連携についてですが、利用者の満足度向上を図っていく上でも、展示内容などを含めた協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

**14番（安田壮平君）** ぜひ前向きに進めていっていただきたいと思います。

それでは、以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（師玉敏代君）** 以上で、自民新風会 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分再開いたします。（午前11時46分）

○

**議長（師玉敏代君）** 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

自民新風会 多田義一君の発言を許可いたします。

**22番（多田義一君）** 議場の皆様、市民の皆様、こんにちは。自民新風会の多田義一でございます。令和元年初めの議会、一般質問も私とあと一人となりました。議論を深める時間になればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、去る18日に発生した新潟・山形地震により被災された方々に、心からお見舞いを申し上げます。過去の災害を生かし、日頃の避難意識が問われている中、遠く離れた私たちも災害等を常に意識して、地域と家族で自分の役割を考えていこうと改めて思いました。命を守る上で最低限の備えは、一人一人の行動だと考えています。いずれ起こると言われている南海トラフ地震に備えていきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

まず、環境行政についてであります。

この問題も一人一人が何ができるかが大きな鍵となる問題で、問題をはっきりと示していかなければ改善は難しく、離島である奄美市にとって将来大きな負担になると考えています。

来年より世界自然遺産登録となれば、世界からいろんな視点で注目を集めます。ごみの分別、リサイクルは大変重要であり、今後、観光客の増加に伴いごみの量は年々増えていく見通しで、ここで対策をしっかり議論し、早い段階で実行に移していく上で課題を明確にしていきたいと考えております。

ごみの分別が県内で遅れているが、その要因はとの質問をしておりますが、この質問は私が指摘を受け、調べたところ、2013年のデータを基にしていることが1点、また、リサイクル率による県内状況を示している資料からの質問であります。

ちなみに、奄美市は県内で43番目中40番目です。リサイクル率は4.3パーセントというデータをもとに、遅れていると表現をしていることを御理解いただきたいと思っております。まず、その要因はどこにあると考えているのかをお示しいただきたいと思っております。

次の質問からは発言席にて行います。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**市民部長（満永亮一君）** それでは、お答えします。

本市のごみ分別は家庭からの排出につきましては、10種類に分けて出させていただいており、アルミ缶やスチール缶などのように不燃ごみとしてクリーンセンターに搬入された後に分別され、リサイクルされているものもでございます。

分別の種類を増やすには、まず、家庭からの排出の仕方や回収日の割り当てなど、様々な面から検討しなければなりません。本市の場合は外海離島であるため、他町村も含めて分別後の処理や島外搬出の輸送コストなども考慮し、検討していかなければなりません。

島内処理となりますと、新たな処理施設の整備や民間での処理施設整備状況も考慮しなければなりません。

これまでに分別を検討した一例として、平成24年度に生ゴミの分別処理について、生ゴミ資源化モデル事業検討会を組織し、検討しております。処理方法や新規施設の建設などについて、4つのパターンについて20年間の経費を比較検討した結果、経済性の面などから不利になることが推測され、現在の焼却施設の更新時期に再度検討することが望ましいという報告が上がっております。

ただいま議員が御質問のリサイクル率、県内で遅れているということで、要因はということですが、まず、私ども1つ目に、紙類の分類が徹底されていないということが挙げられると考えております。

クリーンセンターに現在持ち込まれている燃えるごみに含まれる紙類の組成率が40パーセントと高く、これを分別するとリサイクル率は上がるんじゃないかというふうに考えております。

2つ目に、分類の種類が本土と比べ少ないということが上げられます。これは島内に先ほど言いましたが、処理施設がないこと、そして輸送コストの面で現在増やすには至っていないということなどが要因だと分析しているところでございます。

対策としては、家庭だけでなく、クリーンセンターへの搬入量の約4割を占める事業所に対しましても、広報紙などを通して紙類分類の周知徹底を推進して参りたいと考えています。

また、現在、第2・第4水曜日に2回紙類を回収しておりますが、紙ごみの回収日を増やすことで分別のほうを図られないかと検討しているところであります。以上です。

**22番(多田義一君)** はい、ありがとうございます。今部長がおっしゃった平成24年に生ごみの処理検討委員会ですかね、これがあったということでしたけども、何か以前は民間の事業者を入れて、役所との意見交換みたいな、協議会みたいなのがあったような話を聞くんですが、これは、この委員会のことなんですかね、別ですかね、一緒ですかね。

**市民部長(満永亮一君)** 先ほど言いました生ごみ資源化モデル事業検討会というのが平成24年度にあったということなんですが、今議員がおっしゃっているのかどうかちょっと、その中で4パターンといいますのは、今現在の可燃ごみとして処理する方法、そして2つ目に堆肥化施設、堆肥センターみたいなのを新たに一つつくって、そこを建設しまして、そこで生ごみを処理する方法、あと民間に処理をお願いできないか、現在島内には業者がないということなんですが、民間に処理ができないかという方法、また、小型堆肥化装置、これ住用、笠利、名瀬にそれぞれ小型の堆肥センターの装置のようなものを置いてやろうかという、この4つのパターンで協議されたということなんですが、やはり経済性の面、資金的に今の現在の方法が一番有利じゃないかということで、今こういう状況だということでございます。

**22番(多田義一君)** はい、分かりました。ちょっと聞いたお話では、以前は集配業者と役所と協議会みたいなものがあって、そこに数名の市議も参加していたように話を聞きますけども、そういう話し合いを持つ場が以前はあったと。しかし、この数年はもう一度も開かれていないというお話を聞くんですね。

むしろ、来年度の世界自然遺産を控えた中で、今こそ本来であれば、民間との協議を持って、次どうすればいいのかと、このリサイクル率が低いというお話もありましたので、今部長のほうから紙ごみに関して、分別が重要であると。確かにそのように感じますけども、今まで分別という部分で、恐らく去年ぐらいは市がちょっと直接預かった時期がありますよね。今はもう入札によって業者が決まっていると思うんですけども、それまでの間は市のほうで恐らく仕分けも含めてやっていた時期があると思うんですけども、そういう時期はないですか、なかったですかね。市が分別をちょこっとしていたというのは全くないですか。

**市民部長(満永亮一君)** 聞いた話では、市で分別処理をやっていたという事実はちょっと聞いていません。

**2 2 番（多田義一君）** 僕がちょっと確認をしたところ、今まで委託をしていて、4月以降は入札により指定された業者の方々が引き取って、でまたそれを分けていращやるのかどうかはちょっと別ですけども、その間、それまでの間に市のほうに、市のほうにも置き場ありますよね、有屋と市のほうと2カ所あると思うんです。

そこに入ってくるものが、結局紙類が新聞、チラシ、その辺段ボールも含めて、要は、特に新聞とチラシ類、その他類ですよね、が一緒に混ざっているというような状況、これは市がという話じゃなくて、過去ずっとですよ、過去ずっと。

結果、今先ほど部長が言った、分別の重要性というのは、確かに分ければ資源なんです。ただ、混ぜればもうごみなんです。という、それをごみにしないために、いかにして分けるかという、その分ける部分に今までお金がかかっていたのは事実だと思うんです。いろんな市内の事業所に分別作業を委託していたという過去はあると思うんです、それは業者がですよ、業者がですよ、市がじゃなく、業者がですよ。

先ほど同僚の渡議員のときに、逆有償という言葉が出ましたけども、ちょっとそこで教えていただきたいんですが、逆有償というのは今まで紙類、リサイクル類として分別をされたものが、買い取ってもらっていたやつを、結局こちらからお金を払って処理していただくという認識でいいんですよ、ちょっとその辺お願いします。

**市民部長（満永亮一君）** 今議員がおっしゃったように、紙類に限らず、ペット類にしても、これまで買い取っていただいたものが、事情によって逆にこっちから処理料として逆に有償になるような時期にそろそろ来ているんじゃないかというふうに考えるところです。

**2 2 番（多田義一君）** 確かに今もう日本国内においても、紙類の金額というのはすごく買い取り額が不安定なんです。不安定で、以前のように安定した金額での買い取りが難しいと、そういう状況で、確かに業者の皆さんは苦しんでいる部分は多くあると思うんです。で、したときに、状況はすごく理解はできるんですけども、じゃ、財源はどういうふうにしてお考えなのか。

例えば、ごみ袋を上げようと考えているのか、もしくはその分の負担を何らかの形で市の一般財源から払っていかうと考えているのか、その辺の議論がもしあったのであれば、どういう議論をなされているか少し教えていただきたいんですが。

**市民部長（満永亮一君）** 逆有償の話は、まだ可能性という話で、可能性がありますので、そろそろ協議しないとイケないんですけど、現時点ではまだ財源をどうしようかと、そういうのはまだ話し合われていない状況です。

**2 2 番（多田義一君）** はい、分かりました。一つだけ、これはちょっとはっきりさせておきたいのが、今回入札があったんですよ。入札があって、金額がその入札で決定したと思うんです。その中で、逆有償となってきたときに、やっぱ元々のじゃ価格帯の問題が全くないのかという話にも、僕は議論しないとイケないと思うんです。検証する必要はあると思うんですよ。

なので、逆有償というのを、逆有償というか、有償で引き取ってもらおうという部分を明確にした上で、今後の入札とかにもぜひそれを反映してやっていただきたいなと思います。

でまた、更に言うと、周知が、一般の人たちに対する周知が足りないんですよ。結局これが逆有償となったときには、これは結果的に税金が投入されるわけですから、要は市民一人一人が負担しているのと同じなんです。できればその負担を出さないように何かしらの工夫というのはしないとイケないと思うんですけども、結局分ければそこまで、まあ、仮に分けてやったらすれば何か方法はあるかもしれないが、しかし混ざっているものに対して、分ける作業で人件費も必要になってくるんですよ。

また、その部分で結局単価的に人件費がかさばってしまって、合わないというような状況もあると思いますので、そこも踏まえて、やはり多くの市民の皆さんに協力をいただくという形で、市のほうもそういう意識を持たないと、これ問題だと思わない限りずっと問題にはならないんですよ。ならなくて、これずっと見過ごしていくと、いずれ大きな予算を使ってこの問題に対処しないとイケないときというのが、必ず出てくると思うんです。

なので、そこになる前に、やっぱりしっかりと議論をしていく必要があるなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、ちなみに鹿児島県内で、実は大崎町がリサイクル率って日本で1位なんですよ。先ほど僕が冒頭言いました奄美市は4.3パーセント、大崎町は今83パーセントなんですよね、83パーセント、これはちょっと尋常じゃない数字であって、少しびっくりするんですが、ちなみに先ほど部長が言ったように、離島の環境の中でやっぱり難しいというのはあると思うんですよ。

大崎町の隣志布志市、ここも実は全国3位なんですよね。県内で同一地域が1位と3位をとっているという、この環境が後押ししている一つの要因なのかなと思いますが、この大崎町が取り組んでいるところというのは、過去、環境対策課含めて視察とかに行ったことあるんですか、大崎町の取り組みというのは。

**市民部長（満永亮一君）** 大分前にあったということはちょっとお聞きしていますけど、先ほどから奄美市が、私のところで奄美市4.4、大崎町が82、志布志市が75という数字があるんですが、この数字はリサイクル率を算出するには、自治体などで資源化して収集したもの、それとか、クリーンセンターのほうで焼却した後に出る、残渣から出る鉄分とかアルミ、そういったもの、それと町内会で集めた、有屋集落とかで集めた回収した資源ごみですね、そういったものとごみの総排出量で割り込んだのがリサイクル率ってあるんですが、私どもちょっと調べたんですが、クリーンセンターで回収している実績でちょっと回答しております、市で集めた紙類については直接業者のほうに搬入しますので、その分と、また町内会、有屋集落で集めた分についても、直接行かないものですから、そういった部分がちょっと反映されていないんで、もう少し数字上がると思いますので、その件は御了承、御理解をお願いします。

**22番（多田義一君）** はい、了解しました。ちなみに、僕もちょっと調べてみたんですが、類似団体では恐らく日本で市の中で恐らくワースト1位だと思うんです、数字的に見たときにですね。

実はこの数字がどうなのかという問題もありますけども、やはりその辺の意識というのは、みんなで共有しながら、これから先にじゃ何ができるのかというのは、議論していく必要があるんじゃないのかなと思いますので、その辺も含めて本日議論をしていきたいと思います。

先ほど部長の答弁の中にもありましたが、ちょっと2番目の質問に移っていこうと思いますが、結局今、ポイントがリサイクル資源ごみだったりとか、紙類だったりとかって集める場所が、今は有屋町内会で1カ所で、要は市役所で1カ所、2カ所しかないんですよ。2カ所しかなくて、先ほど大崎町に行きましたかという話をしましたけども、実は大崎町の数字がどうのこうのではなくて、ここに大きなヒントがあるのかなと思いました。

この中身は、大崎町って人口は恐らく奄美市より全然少ないと思うんですよ。1万4,424名ですね。そこで実際に町内にどれぐらいの集荷場所があるかという、この数字が適切かどうか、すごく多いんですよ、150カ所ってなっているんですよ。150カ所の収集所があると。その地域の方たちが取り組んでいるということなんです。これは大崎町のホームページから引用させてもらっているんで、間違った数字ではないと思うんですが、人口1万4,000人ほどの地域で150カ所の集荷場所があるというのは、これはすごいことだなと思います。

今現在、奄美市ではまだ2カ所しかないという現状を考えると、やはり地域の皆さんの協力なくしては、これは難しいなってすごく感じました。

そこで質問なんです、自治会組織ある地域ない地域今いろいろあると思うんですけども、地域を、私は自治会を動かすにはということで書いていますが、地域の皆さんに協力を得るためには、今現在、どういう手だてをしているのか、またどういう可能性があるのかという部分で少し、今わかっている部分でお示しをいただきたいと思います。

**市民部長（満永亮一君）** これまでごみ減量リサイクル向上に意欲ある町内会へ分別収集のための一時保管コンテナを貸与し、これまで4自治会ございましたが、協力をいただいておりましたが、コンテナの維持管理を含め、体制が維持できないなどの理由から活動をやめた町内会があり、現在は有屋町と市役所と2カ所ということにな

っております。

家庭からのごみを分別資源化するため、いつでも出せる拠点整備は有効と考えられますので、拠点としての活動中の町内会や活動を中止した町内会、また今後活動を予定している町内会などと意見交換を行い、持続性のある方策を検討したいと。

今何かやっているかという、助成とかは検討している段階なんですけど、今のところはもう自治会の方に全てお願いしているという現状でございます。

**22番(多田義一君)** はい、ありがとうございます。たしかごみの指導員という方もいらっしゃいましたよね、いますよね。数名いらっしゃると思うんですけど、予算上毎回出てくるものですから、ごみ出しの指導員の皆さんは数名の方がいらっしゃって、その方は自治会でいうと会長さんとかぶるんですか、それとも別、全く別の方ですか。

**市民部長(満永亮一君)** ステーションの管理をしているのはシルバー人材センターからお願いしているということです。

**22番(多田義一君)** シルバーのほうから、じゃあ、そういう業務委託をシルバーのほうにして、シルバーからの派遣でごみ出しの指導員という形で立たれているということですね。

これも一つ有効であると思うんですけども、今奄美市の予算の中で、地域の協力員の皆さんがいますよね、地域協力員というか、自治会のほうに行政との連絡役という形で予算を出していると思うんですけども、実際に大崎町も似たような形で行っているんですけど、ちょっとこの場合は名称が違うんですね。環境衛生協力員という名称で、各ステーションに、要は多分これはざっと見て150人いらっしゃると思うんですけども、その地域地域で地域の方と一緒にごみ出しの指導、分別の指導をされているという状況らしいんですけども、まず、今奄美市で僕が一番課題に感じるの、それは僕たちも含めて、ごみの分別に対する意識がものすごく低かったと思う、僕もそうでした、正直言うと。

それは、やはりこの議会の中でも一緒だと思うんですよ。一緒に、こういう議論が出ると、ああ数字がそうだったんだなってわかることもたくさんあると思いますけども、なかなか今まで取り組めてこなかったんで、目前と迫っている世界自然遺産登録で、やはり環境問題というのはもう切り離せない問題なんですよ。

幸い、まだ来年まで多少は時間ありますから、今できることという部分での取り組みとしては、僕は今地域の協力員の皆さんに、例えばリサイクル分別の指導のお願いまでするという形で、市のほうからそこも徹底してほしいという話をして、もしくは今笠利も住用も駐在員だったり嘱託員の皆さんがいらっしゃるんで、連絡体系というのはある程度とれているのかなと思うんです。

問題は、市が問題だと感じるかどうかが問題であって、なので、広報紙等でも余りリサイクルの話って出てこないんですよ、余り僕目にした覚えがないんですけども、これからはそういう部分で、結局、混ぜればもうごみなんですよ。分ければ資源なんですよ。これもやったらいいという話ではなく、法律で決まっている部分なので、本来であれば遂行しないといけないという部分ですよ。

更に、この奄美では外海離島というハンディがあるので、その部分はいろいろ知恵を出して考えていく必要はあると思うんですけども、まず、地域の皆さんに協力をもらうためには、今ある組織をもうフルに活用していくという、表現が正しいかどうか分かりませんが、まずはやっぱり問題提起をしていくというのが重要だと思いますけども、その辺はいかがですか。

**市民部長(満永亮一君)** 分別につきましては、市としましても、大変重要な課題だというのはもう認識しているところでございます。

議員がおっしゃる、多分行政協力員のことだと思いますが、行政協力員はまたそれなりの要綱のほうで職種が定められておりますので、環境衛生協力員のようなものができるかどうかはまだ検討の余地があるかと思いますが、議員おっしゃるようなそういった協力者というのは、もう当然必要だと思いますので、どういう形になるか

分かりませんが、そういうのができないか、検討させていただきたいと思います。

**2 2 番（多田義一君）** 今ステーションは2カ所で、これから集荷のステーションをあと何カ所かつくったにしても、環境衛生協力員という名称にしても、たくさんは要らないんですよ。

結局、少人数で行うことができると思うんですよ。あとは問題は、地域の人に問題意識をどこまで伝えることができるのかというのが一番の課題だと思うんで、そこも踏まえて、今後ぜひ検討をしていただいて、早目の対応をお願いをしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りますが、次に、ポイ捨てを含めたマナー違反対策はということですが、実際、今観光客がすごく増えてきていますけども、僕がいろいろお話を聞くと、実は観光客よりかマナーが悪いのは僕、島民だと思うんですよ。

よくごみを捨てられたり、たばこの吸い殻を車から投げたり、そういうのをやっぱり目にしたときに、観光客の方が、前走っている車が空き缶を投げたり、たばこを窓から投げたりすると、奄美ってすごく緩い地域なのかな、自分たちも捨てていいんだと思うと、これごみの量って減らないんですよ。今度道路掃除から始めないといけないような状況になると思うんですよ。幸いまだそこまでは今来ていませんけども、でもやっぱり中にはいらっしゃるのは事実です。

なので、そういうふうな対策というのを今後ちょっと厳格にしていく必要があるなって感じるんですが、その辺のほうのお考えはどうでしょうか。

**市民部長（満永亮一君）** ただいま言われた問題は、市民一人ひとりが意識して考えなければならない問題であるということを考えております。

議員おっしゃるように、ポイ捨てや不法投棄というのは、これまでの広報や看板等の設置によって一定の成果は見られるものの、大幅な減少というところには至っていない状況であります。ポイ捨て条例を施行しております本市としましては、行政の役割としてごみ捨てマナーの住民への周知徹底は、今後の重要な課題であります。

特に、市民及び自治会長などからのごみ出しマナーへの問い合わせは続いており、その都度状況に合わせたマナー改善のため、問い合わせのあった住民や地域と相談しながら、場合によっては個別に訪問指導なども行い、対策を講じております。

今後も、これまで行ってきたごみ出し、ポイ捨てなどへの啓発を続けながら、まずはごみを減らすこと、排出を抑制することや、ごみを出しやすい環境づくり、あるいは分別しやすい仕組みづくりをどうすべきか、すぐに取り組めるものがあれば実行に移しながら、議会や有識者、自治会はもちろん、関係事業者などを含めた御意見をいただき、改善へ向けた策を講じなければならないと考えているところです。以上です。

**2 2 番（多田義一君）** はい、ありがとうございます。今東京都内で厳しい地域は、たばこを道路で吸っただけで2,000円か3,000円の罰金取られるんですよ。巡回していて肩を叩かれて、たばこだめですと、即その場で罰金なんですよ。

というぐらい、要は何を言いたいかというと、奄美がどういう姿勢であるのかというのが一番重要で、条例があってもごみ捨てをしても、今注意も何もできないんですよ。結局そこで下手に注意をすると、恐らく住民間のトラブルにも発展するでしょうし、そこに行政が目で見視をできればいいですけど、そういう目視ができる状況というのはなかなか厳しいわけであって、なので、基本的には今はもう見ても見ぬふりするしかないんですよ。

なので、そのような状況というのは本当にいいのかという部分では、もっと厳格な罰則であったり、ルールというのは、今条例はあるわけですから、そこに付随した何かというのを今後考えていく必要があると。そこまでやはり環境とか、ごみに対して、不法投棄も含めて、不法投棄の場合は今罰則規定があって罰金がありますけども、結局、大きいものじゃなく小さいものも結局は一緒なんですよ。同じで積み重なったら大きなごみとなるわけですから、そこも踏まえてぜひ対策対応を、できれば自然遺産までに実行していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

廃プラ類の処理問題をということで、渡議員からもありましたが、国のほうはある程度の指針というか、もう正直出せないんですよ、国も。指針が出せなくて、僕があれを見る限り、各自治体にもう委ねるというふうにしかならないんですよ。そうしたときに、陸続きよりか奄美をもって不利ですよ。今あるじゃあ、廃プラどうするんだという問題必ず出てくると思うんですが、その辺の市としての対策・対応というのをどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

**市民部長（満永亮一君）** 家庭から排出されるプラスチック類には、ペットボトル、トレー、レジ袋など様々なものがありますが、この処分については、容器包装リサイクル法により、ガラス瓶、缶などともに分別収集し、一般ごみを減量してリサイクルを促すこととされております。

廃プラ類の処分につきましては、これまで世界各国から中国をはじめ、東南アジアへ輸出されておりましたが、輸入国が処理できないものを海に廃棄したことなどにより、微粒子となったものは海洋マイクロプラスチックと呼ばれ、環境への悪影響が世界的に懸念されているところでございます。

同じプラスチック類でも、材質により細かく分類されていますが、現在本市においては、その中でも比較的排出量の多いペットボトルを資源物として回収しております。この資源物として回収されたペットボトルは、名瀬クリーンセンターに持ち込まれ、引き取り業者に売却されています。

先ほども申し上げましたが、プラスチック類の処理につきましては、昨年度から日本の廃プラ類の輸出先であった中国が輸入禁止の規制をかけてからは、日本国内で処理されない廃プラが蓄積し、その買取価格が下落しており、来年度から買い取りではなく、委託料が発生する逆有償も視野に入れて処分を考えなければならないという状況に来ております。

今後の廃プラの処理については、喫緊の課題であると認識しております。令和2年度に一般廃棄物処理基本計画の見直しを行う予定でありますので、大島地区衛生組合を構成する5市町村でも十分な協議を行い、対策を図りたいと考えているところでございます。

**22番（多田義一君）** はい、分かりました。これはもう本当に喫緊に迫った大きな課題だと思いますし、これがやっぱり島外搬出できないという状況は、間違いなく島内にそれだけ蓄積されていきますから、この限られた地域の中での課題としては大変重要なのかなと思いますので、恐らくいろんな方たちと協議をした上で、島外事業者とも連携をとりながらという形になると思いますので、そこも視野に入れて十分な対応をお願いしたいと思います。

続いて、5番目の質問に移りますが、ごみ収集における経費の推移、この経費というのは、単純に集配の経費ですね、人件費だったりとか、ガソリンだったりとか、その他部品代だったりとかという部分なんですけど、僕が言っているのは、ごみ収集における経費の推移と、また近年の落札額の比較という部分で、ちょっとお示しをいただきたいと思います。

**市民部長（満永亮一君）** 一般廃棄物収集運搬業務委託につきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、新聞紙、段ボール、その他紙類の収集業務を10地区に分けて行っており、業務委託の入札につきましては、一般競争入札を実施しております。

一般廃棄物収集運搬業務委託について御説明いたします。

この業務委託の契約につきましては、平成21年度から一般競争入札を実施しております。それ以前に随意契約により収集運搬を委託していた業者は、受託者は2名おりましたが、もう定年により平成29年度をもって終了しております。現在は10地区全て一般競争入札を実施いたしまして、契約を締結しているところでございます。

ごみ収集における経費の推移につきましては、最低賃金の上昇、ガソリン価格の変動により近年は上昇しているものと思われまして。

近年における委託料落札額の推移でございますが、落札額の平均値で申し上げますと、平成26年度が万単位で読まさせていただきます、745万円、平成27年度が687万円、平成28年度が652万円、平成29年

度が650万円、平成30年度が618万円、平成31年度は750万円となっております。以前は随意契約であったものを一般競争入札に切り替えてから、価格の競争もあり落札額は下落傾向にありましたが、今年度分の一般競争入札から最低制限価格を設け、入札を実施した結果、落札額は上昇しております。

一般競争入札による契約期間は最長5年ですが、令和2年度に奄美市市内全地区を一斉に入札を行うこととしたことから、契約期間についての調整を行って参りました。現行の10地区に分け収集業者に委託しておりますが、今年度の入札を行うにあたり、地区割などの見直しについて現在検討中であり、各種調査を早急に実施し、新年度の入札に向け準備を進めているところでございます。

**22番(多田義一君)** はい、分かりました。この26年から30年まではもう下落の一途ですよ、745万から618万まで。で、31年度に最低価格を設けたということで、750万円に戻っていると。これは大変改善点として大きな点かなと思いますが、今ちょうど来年度に向けて、一斉入札の来年度に向けているんな角度から検証していくということでした。それはお願いしたいと思います。

またもう1点、これは要望なんです、実際、この奄美市笠利・住用・名瀬地区含めて、道路の幅が狭くてパッカー車と呼ばれる車が入らない地区があるんです。そうすると、そこを管理委託受けた方たちは、小さい車を別で出して集配するという地域があるんですよ。そういう地域は、当然必要経費はかかるわけですから、これが一律同じような価格で入札となると、ちょっとおかしくなるんですよ。なので、そこも踏まえた上でぜひ新たな制度を構築していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、6番目の焼却施設の建て替え時期については、渡議員の質問で、令和13年度であるというふうにお伺いしましたので、ここで何を伝えたかったかという、今数々もろもろいろんな問題があると思っておりますけども、結局、これから先、観光客が増えていく、ごみが減っていくというのはなかなか厳しいと思うんです。やっぱりある程度のごみの量は平均して出るだろうなという状況下の中で、実質、本当に島外に出しているという状況を、ひょっとすると島内で処理できる部分があるかもしれないですよ、何かですね、そこも踏まえたときに、焼却施設の次期更新までにしっかりその辺の議論を地元の方も含めて、そういう集配業者の方、でまた専門家入れて、ぜひ検証をしていただきたいなという思いがあって質問なので、建て替え時期についてはもう理解しましたので、この質問は了解いたしました。

次の質問に移ります。

次に、離島医療についてであります、この離島医療の重要性というのは、皆さんも御承知の上で質問をさせていただきます。

実際に小さい子どもたちから、また現役世代で働く私たち、また退職をされてゆっくり過ごしている皆さんにとっても、何がこの島の後ろ楯、安心・安全、そこの支えになっているかという、当然行政のサービス立ち位置も重要だと思います、何かあったときに私は助かるという、やはり医療機関があって初めてその地域の安全は、安心は担保されると、私は思っています。

そのような状況で、今は医師不足であったりいろんな問題から、島内で受けられないケースの疾患、そのような重大な病気にかかってしまったり、また事故があったりとか、いろんな状況が考えられるわけですが、この島外搬送の年間件数とありますが、これは日中動いているドクターヘリを除いて、自衛隊に派遣要請、また民間機も含めて派遣要請している件数は何件かをまずお聞きしたいと思います。

**総務部参事(野崎浩敏君)** 議員の質問にお答えいたします。

大島地区消防組合管内の平成30年度の島外への救急搬送件数は、自衛隊ヘリが14件、民間航空機が4件となっております。また、今年度につきましては、5月31日現在で、自衛隊ヘリが2件搬送しております。

以上です。

**22番(多田義一君)** はい、ありがとうございます。この民間含めて合計18件あったようですが、この内訳、疾患の内訳とかというのはわかれば教えていただきたいと思っております。

総務部参事（野崎浩敏君） 先ほど申し上げましたとおり、平成30年度と今年度合わせまして、20件搬送しております。その病名を区分して申し上げますと、循環器系疾患、心疾患ですが、8件、産科系疾患が5件、消化器系及び小児科系疾患がそれぞれ2件、脳神経系、整形外科系及び精神科系疾患がそれぞれ1件となっております。以上です。

22番（多田義一君） はい、ありがとうございます。やはり循環器系は多いようではありますが、負傷ですね、これ実際に、これ僕は医療関係者の方からよく聞くんですけども、最近ですね、自衛隊の基地ができた、実際に島外搬送しているのは、結局海上自衛隊なわけですよ、海上自衛隊であって、陸上自衛隊のほうが配備されているわけですから、実際に活動する機関は別でありますけども、やはり医療関係者の皆さんは、もっと短縮するために奄美拠点として何かできないかというお話を、実際よく聞くですよ。

聞くので、今回このような質問をさせていただいておりますが、そういうお願いというか、ことを自治体としてお願いできないものなのかなと思いますけども、その辺はいかがですかね。

市長（朝山 毅君） 大変貴重な御意見、御提言でございます。現実には、本市を含む本県の自衛隊による離島緊急搬送の現状については、御案内のとおり、ドクターヘリ及び消防・防災ヘリ等が夜間や荒天時などの飛行困難な場合に限り、海上自衛隊鹿屋基地、陸上自衛隊那覇駐屯地所属機が、知事の要請を受けて対応している状況でございます。

それぞれの自衛隊に伺いますと、奄美までの所要時間については、鹿屋から奄美までが救難ヘリで約1時間35分ぐらい、那覇―奄美が救難ヘリで1時間30分を要しているようでございます。

救急搬送要請に対応している部隊につきましては、海上事故や航空機事故等の救難専門部隊であり、日々高度な飛行訓練を積み、24時間体制で業務に従事しているとのこととあります。また、部隊の運用にあたりましては、24時間離発着できる飛行場、機体の整備、格納・給油施設、また、日々の訓練が可能な空域等が必要であるということでございます。そういうことからいたしますと、奄美駐屯地ではこれらの条件も含めて現段階での救急搬送の部隊設置は厳しいということでございます。

しかしながら、議員がお話のとおり、離島緊急搬送は本市だけでなく、離島に生活する住民にとって生命にかかわる大変重要な問題でもございますので、市といたしましても、御提案の要旨も踏まえ、国、県、群島内市町村並びに関係機関と協議をしながら善処できるのか、今後協議を進めて参りたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

22番（多田義一君） はい、ありがとうございます。実際今、鹿児島から1時間35分かかると、沖縄のほうからも1時間半かかるということでした。

これももう少し調べていきますと、事務手続で1時間程度かかるらしいですね。かかって、結果的にここに到着するまでにこの時間をプラスすると、2時間半ちょっとはかかると。更に、ここで乗せて病院に搬送するとなれば、鹿児島に行くにしても、沖縄に行くにしても、更に1時間半かかるということは、搬送しないという、いけない状況を判断した後に、新たな病院に行くまでに4時間程度かかっているというのが現状なんですよ。

そうなりますと、先ほど消防長のほうからも内訳ありましたが、循環器系が多いと、次に多いのがやはり産婦人科、妊婦さんですよ、この状況というのは、1分1秒を争う重要な事項だと私は思うんですよ。

僕も実際今回、いろんな研修等に出させていただいて、やはり島での出産の難しさというのはかなり痛感しました。まず、医者が少ないんですよ。産婦人科の医者が少ない中で、実際にこういうケースがあると、当然ながら医者も帯同していくとなると、医者が一緒についていった医療機関というのは、もう産婦人科医いないんですよ、実際には、その間ですね。いなくなっちゃうというのが現状であって、また次の患者が来ないとも限らないと、これが今離島の僕は現状だと思っているんですよ。

この件数が多い少ないは別としても、やはり島で生まれるということの厳しさというのを目の当たりにしたときに、少しでも早く対応できるような環境をつくっていくのは、これは政治の力じゃないのかなと思っておりますので、せっかく自衛隊が配備されて、多くの人たちというのは、内情はわからないので、そういう要望ができれば

ばいいんじゃないですかという話は、本当に数多く聞かれますので、ぜひその辺も検討していただきたい、検討していただきたいというか、強く要望を出していただきたいなと思います。

今10分ありますので、少し、なぜ自衛隊のヘリが重要なのかという、これ医療だけではなく、この間、消防長のほう御存じだと思いますが、20日の日に、この5階のほうでこの間あった海難事故の実際検証会がありました。検証会があって、残念であります、1名の方がお亡くなりになったと。

その検証会の中で、消防、海保、警察とあとは地元のダイバーの皆さん、で、ライフセーリングの皆さん、で、「ZENO」という水上バイクでの機能別消防団の皆さんが集まりまして、いろいろ検証をしました。

そのときに、機関それぞれが課題点、問題点をいろいろ出したんですけども、当時通報が入って、現場にヘリが到着するのは海保のヘリだったんですよね。が、しかしながら、これも鹿児島島のほうに要請をして、鹿児島から来るわけですから、やはりそれなりの時間はかかりますのが、今の現状なんですよ。

実際に、それが速いか遅いかで命が救われたかどうかは別としても、1分1秒を争うという部分においては、医療も救助に関しても、私は共通する部分があるのかなと。でも残念なことに、これが今の島の現状なんですよ、島の現状で、やっぱり有効な手段というのをいかに持つかというのがすごく大事だなと改めて思いました。

そういう観点からも、私はぜひ奄美に人を運べる、また救助で使えるという部分のヘリを実際置いていただきたいと強く思うわけですが、それはもう当然海保も含めて、以前私は平成18年、19年の質問で一般質問をさせていただきましたが、海上保安庁にヘリ搭載した巡視船のお願いはできませんかということも以前からずっと申し上げましたが、なかなか海上保安庁も御存じのとおり、人数に制限があって、まあ、実際、海保の職員って福岡の県職員と同じ人数で全国守っているわけですから、それは相当厳しいであろうというのはすごく理解ができますが、しかしながら、その中で今連携がうまくとれているというのは、この奄美なんですよ。

この奄美はすごく特殊で、海保と警察、消防が覚書を交わしているんな活動を今やっています。ぜひそこに自衛隊の皆さんも入っていただいて、島の現状をわかったときに、じゃあ、自衛隊として何ができるのかということも僕は考えていただきたいと思ったり、それをまた、行政のほうからも強く要望していくというのは必要だと思うんですよ。そこも踏まえて、再度、市長にお考えをお聞きしたいと思ったり。

**市長（朝山 毅君）** 議員がおっしゃるヘリ搭載型巡視船の配備ということについては、郡内市町村並びに奄振も含めて要望して参りました。

その結果、巡視船あまぎがヘリ搭載可能な巡視船でございます。しかしながら、南西諸島のほうによく就航しているようでございますが、その際に、海上保安部の皆さんと話しましたことは、やはり港の整備が肝要である。加えて、その整備の後には格納庫、燃料補給庫などあらゆる附帯設備をしなければいけないと。

したがって、今の状況においては非常に難しいと。しかしながら、巡視船あまぎについては、ヘリ搭載可能な巡視船を皆さんのおっしゃるとおり配備しましたということでございました。

今後、マリンタウン事業が進み、港が整備され、また格納庫並びにそういう給油施設などなど整って参りますと、それは十分可能なことではないかと思ったり。

しかしながら、時間のかかることではあるだろうと思っておりますが、今後とも海上保安部等に今自衛隊を先ほどのことも含めて、あらゆる相談・要望をして参りたいと考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思ったり。

**22番（多田義一君）** 確かに時間はかかるかもしれませんが、毎年こういう20件近い緊急搬送もあると。また本当に、来年、世界自然遺産登録になったときに、もうこれは避けては通れない海難事故というのは必ず起きるんですよ。もう今毎年起きていますから、実際に、これが残念なことに島外者もいらっしやれば、島内の方もいらっしやいます。

事故というのはいつ起きるかわからないというときに、本当にどういう資機材でどういう救助を想定してやっていくかというのが、非常に大事になってくると思っておりますので、これは公的機関が一つでも多くかかわったほうが絶対いいと思うんですよ。これ市だけの問題じゃないんで、全体的にいろんな機関がかかわることで、それぞれができることというのがあるんですよ。

消防もヘリを持たないですし、実際警察も、ヘリは本土にはあるかもしれませんが、こちらにないです。実際警察は船があるんで、船は出していただいたりするんですよ。その辺の連携を密にしながらも、やはりどうしてもないのが、足りないのが空なんです。空の部分が今本当に不足している、救助に関しては、今ドクターヘリがあって、緊急搬送に関してはおおよそ大分改善をされたと思います、日中はですね。

しかしながら、やはり夜間であったり、その天候が悪いときの部分に関しては、やはり自衛隊に頼らざるを得ないというのが、今のこの島の現状なので、そこを十分踏まえた上で、ぜひ機会を捉えてそのような要望を適時出していただきたいなと思いますので、よろしく願いして、私の一般質問は終わります。

**議長（師玉敏代君）** 以上で、自民新風会 多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後2時45分再開いたします。（午後2時26分）

○

**議長（師玉敏代君）** 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質疑を行います。

自由民主党 伊東隆吉君の発言を許可いたします。

**21番（伊東隆吉君）** 市民の皆さん、議場の皆さん、また傍聴の皆さん、こんにちは。自由民主党会派の伊東隆吉でございます。令和元年6月の第2回定例会の一般質問の最後の締めを務めます。私の前まで15名の議員の方、御苦労さまでした。私が締めますので、よろしく願いいたします。

さて、少し述べてみたいと思います。日本政府により新元号「令和」が菅官房長官によって発表された4月1日、朝山市長は新年度の業務開始にあたり、職員を前に市長訓示なるものを行っております。

新元号の発表を踏まえ、新しい歴史の始まり、新しい出発、意思疎通を皆で図り努力を惜みず、ともに歩むことを約束する。こういうふう呼びかけたり、また新たな新庁舎の完成にも触れ、新しい器には新時代にふさわしい品格や品位を備えた職員たらんとする努力が必要と激励。

更に、職制に対しては、公務員をとかく役人と呼ぶ「役に立つ人が集まる場」が役場、一人ひとりにその情熱、責任、努力があると信じていると。それぞれの活躍に期待を寄せられ、そして一緒に責任を全うすることを誓い合ったようでございます。

ところで、今年度の新人職員は31名、また再任用された、いわゆるOBは19人であります。したがって、50名という新たな体制も増えたということですが、私はこの新人職員の皆様は特に公務員としての使命感を抱いて入庁されたものと考えますが、奄美市民の全ての人を常に考えて働くことをこれまで常に念頭に置いて、おのおの職務に専念されるよう期待したいと思うところであります。また、再任用の職員は、これまでの豊富な職務経験を遺憾なく発揮され、職場の意識の高揚、更には職員のスキルのアップへ努めていただきたいと思います。

また、今回の改正奄振法の成立を受け、県は定住促進、世界遺産登録を活かした交流の拡大、滞在型・着地型観光の促進、奄美群島が抱える条件不利性の改善、奄美群島の生活基盤の確保・充実、そして地域主体の取り組みの促進などのいわゆる6本を基本方針に掲げ、最終年度の目標数値までも設定しております。この件についても目標達成をできますよう、担当職員が奮起してくださることを期待したいと思うところであります。

さて、奄美市が誕生して13年目に入っておりますが、笠利庁舎、住用庁舎、名瀬本庁舎と完成に至りました。更に、先ほど申しました新たな元号「令和」の新時代が幕を開けました。朝山市長を初め、この議場にも出席されておられる部課長の幹部の皆さん、どうぞ新しい時代の幕開けであります。奄美市民が、一人一人が幸福感を感じるまちを目指して頑張ってくださいよう、エールをお送りいたします。

それでは、質問に移ります。

まず、合併効果について伺います。今申し上げました13年経過の現状ですが、平成18年3月20日に旧笠利、住用、名瀬の3地区の均衡ある発展を目指し、奄美市が誕生しました。以来、早いもので13年目を迎えます。

合併当初、合併してよかったと感ずる未来であるようにとの思いがありました。中間の27年に合併10年目

の奄美市総合計画前期の検証の中において、奄美市の合併効果が一応示されておりますが、13年経過する今日、いわゆる3地区の現状、合併効果などをどのように把握しているのか、まずお示しいただきたいと思っております。あとは発言席から行います。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**企画調整課長（山下能久君）** 合併に対する名瀬、住用、笠利3地区の現状、効果に関する御質問にお答えいたします。

まず、人口につきましては、合併前の平成17年国勢調査では、旧名瀬市が4万1,049人、旧住用村が1,784人、旧笠利町が6,784人で行いました。そして、直近の平成27年度国勢調査では、名瀬地区が3万6,216人、住用地区が1,292人、笠利地区が5,648人であり、この17年の国調をベースとした減少割合で申し上げますと、それぞれ11.8パーセント、名瀬地区になります。住用地区が27.6パーセント、笠利地区が16.7パーセント、奄美市全域で13パーセントの減となっております。

同様の期間の奄美群島では12.9パーセントの減、鹿児島県では6パーセントの減、全国では0.5パーセントの減少となっております。全国的な人口減少トレンドの中、都市と地方では人口減少にも差が生じており、外界離島の奄美大島においては更に高い人口減少率となっております。

次に、産業につきましては、平成17年度の総生産額は旧3市町村の合計で1,348.6億円でありましたが、平成27年度は1,237.2億円と8.3パーセント減少してきております。

一方で、市町村民所得を見ますと、平成17年度には、これは1人当たり市民所得になりますが、旧名瀬市で208万7,000円、旧住用村で170万7,000円、旧笠利町が167万8,000円であったものが、平成27年度には奄美市として215万4,000円と増加しており、合併後の計画的な財政出動も含め、これまでの取り組みが少なからず効果として表れているのではないかと考えているところであります。以上です。

**21番（伊東隆吉君）** ありがとうございます。

結局、合併して、よかったかどうかということのそれはないんですけども、今の答弁でありますと、人口はかなり減っているというのは、これはもう事実であります。

先だっの地元の新聞によりまして、かなり減っていたような気がいたします。たしか4万8,000人になったその18年度のときが、この5月の1日では4万1,000人と約7,000人近く減っているのは、これは実情であります。

人口は減っている現状ではありますけれども、その所得のほうは幾らか上がったじゃないかというような回答でありますので、そういう意味を含めて、いわゆる13年経って合併してよかったかどうかという検証はまたいざれ聞きますけれども、流れとしましては今のところ順調に推移しているというような考え方でよろしいのかどうかだけ確認したいと思っております。今の現状で、良い、悪いという判断はしづらいんですけど、これが今の現状というふうに把握しますということでもいいですけども、どう思っていますか。

**企画調整課長（山下能久君）** ただいま議員のほうからお話がありましたが、人口につきましては議員の御案内のとおり、7,000人強が減少しているところでございます。ただ、22歳から65歳の間は転入・転出の差でプラスとなっております。

また、平成29年度の住基の人口の転入・転出の差でございますが、25歳から44歳までは29年度におきましてもプラスということで、この層の人口はプラスに転じているところでございます。

また、所得に関しましてはこれは税務のほうの課税資料になりますが、納税義務者数がここ5年、毎年増加しておりまして、また所得総額のほうも増加しているということで、少なからずとも改善して良くなってきているんじゃないかと考えているところであります。以上です。

**21番（伊東隆吉君）** 方向性は良いほうというように聞こえますので、そのまま努力していただきたいと、この

ように思います。

総生産額のほうでもやっぱり1,300億円から1,000ちょっと減っているようでございますので、そういうところが少し気になるころではありますけれども、今言われた年齢の若い層の関係は、いわゆる生産年齢という一つの形だと思っておりますので、これが余り移動がないということは、むしろ良いことではないかと思っております。

いずれにしましても将来、人口は減ということははっきりいたしておりますので、そういうのも踏まえて、この合併というのをどう捉えていけばいいかというのを今後ともしっかりと考えていっていただきたいと、このように思います。

それで、この間それぞれの3地区に官民挙げての関係種々の事業展開がなされていると思うが、この3地区への投資規模、また更にはそれぞれの雇用数がどのように推移しているか、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

**企画調整課長（山下能久君）** それでは、お答えいたします。

初めに、3地区への投資規模についての御質問にお答えいたします。

合併後、3地域の均衡ある発展を目指し、ハード・ソフト両面から各種施策を展開して参りました。このような中、その多くが市全体にまたがる施策となっておりますが、3地域で実施した主なものといたしましては、各庁舎整備や小中学校の校舎整備、光通信回線網の整備、農林水産物販売施設整備や、各地域の特性を生かした各地区観光プロジェクト、避難所の大規模改修事業など、さまざまな分野で施策を展開してきております。

民間ベースの動きが活発な分野といたしましては、平成26年度以降に好調となってきております観光分野では、空港周辺のレンタカー事業所や観光ツアー関連事業所、ホテルの増改築や民泊を中心とした宿泊関係、奄美空港ビルの改修など幅広く投資がなされてきております。

また、民間調査による「全国在宅医療充実度ランキング」の2015年でございますが、全国1位となった社会福祉・介護分野では、平成18年度以降、社会福祉法人や介護サービス事業所が多く設立されているところでございます。

次に、3地区の雇用者数につきましては、平成17年国勢調査によりますと、総数2万789人のうち、名瀬地区が1万7,290人、住用地区が650人、笠利地区が2,835人でした。これが平成27年国勢調査では、総数1万8,804人、1,985人の減でございます。うち、名瀬地区が1万5,929人、1,361人の減でございます。住用地区が474人、176人の減となっております。笠利地区が2,401人、434人の減となっております。

一方で、この中間年でございます平成22年国勢調査と比べてみますと、平成22年度から27年度までの5年間の減少幅が前5年と比べまして、縮小傾向でございます。名瀬地区で5分の1、住用地区で3分の1、笠利地区では42分の1となっております。

また、有効求人倍率につきましては、名瀬所管内において平成21年度に0.28倍と最も低かったものが平成30年度には1.03倍となるなど、人口減少による人手不足も要因にありますが、雇用の側面から見ると改善されてきているものと考えております。以上です。

**21番（伊東隆吉君）** 今お示しいただきましたけれども、やはりその気になるのは、雇用数が減っているということは、これはいささか気になります。そういうことが求人倍率は1コンマ、いろいろ増えているちゅうことは、むしろ雇用が減っているからということも言えるわけです。人がいないということが今の表れで、そしてこの議会でもよく言われておるように、外国の方へのいわゆる働き方改革の流れが出てきているというのも考えられますので、この外界離島の奄美においても将来こういうこともしっかりと検討した上で、総合計画の中に組み込まなければいけないこともあり得るんじゃないかと思っておりますので、しっかりとこの推移を検証していただきたいと、このように思っております。

あと、その事業展開に関しては、ある程度されていることも把握できましたので、また事の推移を見ていただきたいと思っております。

次に、この合併に際して3地区における行政の体制として、当初は合併困難とかそういうこともあって、行政

サービスの低下を防ぐため、一応の暫定措置という考えもあったと思いますが、いわゆる総合支所方式の行政体制に進めたと思うが、この体制を今後とも進めていくのか、そういうことをお伺いしたいと思います。

**市長（朝山 毅君）** 伊東議員にお答えさせていただきます。

合併して13年経ちました。私は当時の責任ある者の一人として、一日たりとも合併の経緯について忘れたことはありません。行政機能がなくなるかもしれないという中において不安を覚えた市民、村民、町民、そして、狼狽する職員の皆様方の心情を思いますと感無量なものがあります。

そういう中において総合支所方式につきましては、合併によって、それまで各地の中心的行政機能を担ってきた役所、役場がなくなり、市民サービスの低下が生じるという懸念があったことから、合併協議の中で当時の各庁舎を活用した総合支所方式を採用することが決定され、合併協定書において記載されたところでありました。

一方で、その後段では、新庁舎の建設に当たっては総合支所方式による行政運営上の問題点をはじめ、新市の財政状況や経済見通し、更には住民の意見や地理的条件なども幅広く考慮しながら、合併協議の経緯も十分尊重した上で建設の是非等の結論を出すということも付与されております。合併後、庁舎建設検討委員会を設け、市民サービスの向上、災害等の非常時にも対応できるような機能性の高い3支所間での行政運営が効率的かつ円滑に進められるよう努力していただきたいとの提言を受けておりました。

この提言を受けまして、市民の皆様のお理解と議会の皆さんにも御協力をいただき、平成25年には住用・笠利支所の庁舎、去る2月には名瀬本庁舎が完成し、今後、数十年と活用できる各地域行政の拠点を確認していただいたところでありました。今後もしっかりとこれが各行政、地域行政の拠点を活用した総合支所方式により、市民に最も身近な基礎自治体として、市民に寄り添ったサービスを展開していくことや、3地域の均衡ある発展に努めて参りたいと思います。

合併の検証については、40年、50年経って孫の時代になって、行政は、財政は継続している、そのときに検証され、功罪が評価されるであろうということを私は常に申し上げて参りました。そのことを踏まえて、今その過渡期にあるという思いで一生懸命、努力を更に重ねていかなければいけないと改めて思っているところであります。御理解をいただきたいと思います。

**21番（伊東隆吉君）** 市長、答弁ありがとうございます。

その当初の18年のときに我々も議会におりまして、この3地域の合併を一生懸命考えて、どうあるべきかということ考えた結果でありますので、そういう意味では私はこの総合支所方式、分離方式といろいろありますけれども、その総合支所方式を今回、笠利、住用でも支所方式をとることによって、要はこの本庁舎だと。この本庁舎と、あとは住用、笠利の連携、意思疎通の流れだけはしっかりとって、我々は我々ということではなくて、しっかりとした体制をとってトライアングルをしっかりとした形をつくって、やはり職員も仲よくしながら市民のことで頑張っていたいただければと、このように思っております。

今、市長も言われたように、合併してよかったというのは後々、50年後、100年後になるかもしれませんが、それは行政の皆さんが日々努力をした結果が表れるものだと思っておりますので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

次に移ります。先ほど言いましたが、奄美市の誕生のときは、その人口が4万8,000人ほど、そして現在が4万1,816人、今先ほど申し上げましたが、7,000人ほど減っております。

しかし、観光入込客数に関しては逆に今後、増加傾向になることが予想されます。当局においても、奄美市の幸福度調査や、奄美市の「攻め」の総合戦略で「しあわせの島へ」の実現を目指して励んでおられると思うが、3地区の将来像をどう描いているのか、お答えいただきたいと思います。

**企画調整課長（山下能久君）** 議員御承知のとおり、平成18年3月に奄美市が誕生して以来、市としての一体感の醸成と並行して、3地域の均衡ある発展に向けて取り組んできたところでございます。

特に、合併によって時限的ではございますが、新たな財源として合併特例債を活用できたことにより多くの事業に活用できたほか、実施計画と財政計画の連動や有利起債の積極的活用によって、起債償還に係る実質負担額

の縮小、基金積立額の増加など財政基盤の強化が図られてきております。

このことを通じ、庁舎整備や学校整備を含む市全体としての施策に一体的に取り組んでいる他、A i A iひろばや三太郎の里、ICTプラザかさりの整備、奄美満喫海エリア総合整備プロジェクトや森と水のまち住用観光プロジェクト、歴史回廊のまち笠利観光プロジェクトなど各地域の特色を生かした事業にも取り組み、地域の魅力の向上を図ってきているところでございます。

奄美市の振興発展にとって集落、地域はエネルギーであり、今後は世界自然遺産登録などにより、ますます奄美特有の文化や歴史など、地域の魅力が大きな力となってくるものと考えております。そのためにも、集落の文化的景観や農業景観を生かした笠利地区、自然景観をより高め活用する住用地区、そして群都としての都市機能を充実した名瀬地区、こうした3地域の特性をしっかりと生かし、「自然・人・文化が共につくるきよらの郷(しま)」の実現、そして10年後を見据えた次期総合計画の策定に向けて取り組んで参りたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

**21番(伊東隆吉君)** もうまさしく、そのとおりに頑張ってくださいと思います。特に、「自然・人・文化が共につくるきよらの郷(しま)」, これに向けてしっかりと今後も努力していただきたいと思います。

次に移ります。観光船バースに関してですが、近年、奄美群島の各島へのクルーズ船の寄港が増加しているが、名瀬港においては昨年、平成18年の実績が18回、延べ2万1,000人、本年度が新聞で見ますと26回の予定で外国船籍の船舶の増で2万5,000人に増えるだろうと言われております。今後、世界自然遺産登録後は更に奄美の自然や文化への関心が高まり、クルーズ観光は更に増えるものと考えられます。

この現状の折、港湾事業者でつくる「奄美の未来を考える会」から、名瀬観光船バース拡張の要望書が県大島支庁へ提出されたようですが、大型観光船バースの拡張の必要性を当局としてどう考えているのか、お答え願います。

**商工観光部長(武下義広君)** それでは、お答えいたします。

議員御案内のとおり、奄美における国内外のクルーズ観光需要は年々増加しており、今年度のクルーズ船の寄港件数は先ほど26回ということでしたが、1隻欠航がありましたので25回と。

**21番(伊東隆吉君)** 1隻減ったんですね。

**商工観光部長(武下義広君)** はい。25回のうち11回が外国船籍と、いずれも昨年度を上回り、過去最高の寄港数となっております。

さらなる大型クルーズ船の受入についてですが、県観光課によりますと、奄美への大型クルーズ船の寄港ニーズの高まりを認識しており、県としてもこの機を捉え、奄美や鹿児島などに寄港する世界遺産クルーズの誘致を推進していきたいという認識のようでございます。

本市におきましては、多様なクルーズ船の受入を考えていく場合には、港の整備や港湾能力を踏まえ、観光管内の事業所や寄港周辺地域との密な連携、観光バスやタクシー、レンタカーなどの二次交通、通訳案内士やガイドなど、さまざまな課題の改善に取り組みながら、身の丈に合ったクルーズ船の寄港誘致に取り組むことが重要であると考えております。

昨年、奄美に初寄港を行った7万7,000トンクラスのサン・プリンセスの受入について、毎回約2,000人以上に対応する中で、二次交通や通訳案内士、情報通信環境への対応、バース内での効率的な観光案内の必要性など、さまざまな問題点が確認され、地域と連携した受入体制の構築が重要であると認識したところでございます。

そのため、まずは昨年のサン・プリンセスの受入における問題点や反省点を踏まえながら、今年度もクルーズ船を受入れながら、実証的な形で地元の受入体制の経験値を積み上げていくとともに、さらなる大型クルーズ船の受入に伴うバースの拡張、必要性については観光関連業界の方々と情報や課題を共有し、慎重に議論、検討を行っていくことが重要であると考えております。以上です。

**21番（伊東隆吉君）** はっきりとこうだということの御答弁はないんですけども、将来いわゆる、増えるであろうということに関して、港の拡張というのは当然考えなければいけないだろうと思います。

今は7万トン級ですが、更には、これが10万トン2番目に移りますけれども、将来は10万トン級の大型クルーズ船が寄港するという事になった場合、今のこの本市における体制、現時点で考えられる諸課題、先ほどの丈に合ったというような言い方をされましたので、やっぱりこれも必要な考え方じゃないかと思えます。

無理せず身の丈に合った、これは当たり前ですが、そこをやっぱり拡張することによって10万トンを入れなければいけないというのは、これは県の観光関係でもそう思っているのか。当然、管轄の県としての考えもあると思えますので、当局としてはこれを現時点でどういう課題等、含めてあればお答えください。

**商工観光部長（武下義広君）** お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、昨年寄港したサン・プリンセスの受入に対応する中で、二次交通や通訳案内士、情報通信環境への対応、バース内での効率的な観光案内の必要性など、様々な問題点が確認されたところでございます。

併せて、観光消費額を増加させるためのキャッシュレス化の推進、免税店及び観光看板の多言語化、クルーズのお客様を奄美各地へ分散化させる仕組みについても検討していく必要があるんじゃないかと考えております。10万トン級以上の大型クルーズ船になりますと、更に多くの外国人観光客への対応が必要となって参りますので、まずは現時点での受入に関する課題を一つ一つ丁寧に対応していくとともに、関係機関と連携を図りながら、今後の大型クルーズ船等の受入体制構築並びに来島者の観光満足度向上につながるよう取り組んで参りたいと思えます。以上です。

**21番（伊東隆吉君）** 今、海外からどんどん増えるということで、先だっては台湾の方からもたくさん来られました。今度は沖縄のほうから台湾へどんどん行っているんです、今。その人たちは南からということで、今度は逆に奄美に来年度は来る可能性が十分あります。そのときにどうしようかということになりますので、やっぱり対応はしっかり今考えておかないといけない。

特に、税関のことは今言われませんでした、そのキャッシュレス化によって税関の必要性もあるかもしれませんけれども、やっぱり税関によるこのことも考えなければいけないと。こう思っておりますので、観光船誘致に関する検証と将来の構想をしっかりと考えていかないといけないと思っておりますので、ぜひ考えていただきたいと思います、そのように思っております。

ここにはちょっと載っていないんですが、これは先だって同僚議員も質問をしましたが、ちょっとだけ教えてください。いわゆる名瀬新港の旅客船ターミナルの件で同僚議員が質問されて、内容等はある程度確認しましたけれども、この旅客船ターミナルの具体的な建設計画はまだ決まっていないということでした。

先だって荷役会社などで組織する名瀬港運協会では、荷役スペースが狭い、作業の安全確保が困難である、作業効率に影響すると。フェリーの出入港に限られた時間で貨物の積み荷の降ろしをしなくちゃいけない、これは非常に大変だという話を聞きました。

それで、その岸壁の整備と同時に、できればターミナルのビル、それからまた陸上施設も一体として整備していただきたいという話を、この協会の人から私にそういう話のやりとりがありましたので、それに市はちゃんと管理しているんだろうかという話もありましたので、2回ほどいろいろ話もされているということでしたので、市もぜひ中に入って、そういう人たちの荷さばきのことも一定として考えていただきたいと思います、何か答弁はありますか。これは質問の中に入れていませんけれども、あったらどうぞ。

**商工観光部長（武下義広君）** 名瀬港の旅客ターミナルビルにつきましては、昨日答弁した内容で推移しているということでございます。その中で、様々な意見なども出ているということですので、その中に市のほうも当然、情報を共有しながら、連携しながらやっていきたいなというふうな考えております。以上です。

21番（伊東隆吉君） ひとつ検討のほどよろしく申し上げます。

次に、関空―奄美LCC路線についてですが、これも同僚議員が質問されて理解はしましたが、ピーチ再開の目処は一応現時点で明確ではないということで、再開はいわゆる冬のダイヤ期間の10月27日から来年の3月28日、この間に予定されているということだけと、そのような答弁もありました。

そのようなことで良いか悪いかという問題ですけれども、これは空白期間が与える影響が、地元の観光業界には大変大きな打撃になっているという話が漏れ伺っております。当局としても、このピーチ側へ早期運航を強く要望していただきたいと思います。いろんな諸課題はあると思いますけれども、その意気込み等を含めてお答えいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君） それでは、お答えします。

内容につきましては、昨日、前回答弁したとおりですので内容については省略いたしますが、その中でやはり当然ピーチの就航については非常に期待をしているところですので、県と連携をとりながら、ピーチの就航に向けて精いっぱい努力して参りたいと考えております。以上です。

21番（伊東隆吉君） 観光に与える影響は大きいですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、4番に移ります。いわゆる消費増税に関してです。

今年の10月に予定の消費税率10パーセントへの引き上げについてですが、政府は先日、3日前ですが、21日、今年の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針ですが、これを臨時閣議で決定しました。10月に消費増税を現行の8パーセントから10パーセントに引き上げることを明記しました。

この消費増税ですが、これを受けて今、本市における市民経済への景気等を含めてあらゆる影響があらうと考えられますが、こういうことをどのように捉えられているのか。

また、市民一般のこの企業、事業所における軽減税率の導入、そして更にはキャッシュレス決済、そしてポイント還元など、その準備体制が本市として、いわゆる商店街も含めて、消費者も含めてちゃんと理解されているのか、現状を示していただきたいと思います。

企画調整課長（山下能久君） 本年10月に予定されております消費税率の引き上げによる市民経済への影響に関する質問でございますが、税率の引き上げによって広く国民の消費活動が低下した場合には外需依存の大きい本市経済においては幅広い分野に影響を及ぼす懸念がございます。

しかし、国においては軽減税率制度の導入など各種施策を講じ、国民生活への影響を最小限に抑えるべく取り組んでいるところであり、本市におきましてもこれら国の取り組み、また市内事業者等の実態を注視しながら、適時・適切な施策を展開して参りたいと考えております。

次に、消費税率引き上げに伴う説明会等の開催を考えているかとの御質問ですが、まず事業所等に向けては、キャッシュレス化セミナーを商工会議所及び商工会が6月中旬にそれぞれ実施しており、来る6月28日には鹿児島県と奄美市によるキャッシュレス決済セミナーの開催も予定しているところでございます。

また、軽減税率に関する説明会につきましては、商工会は4月に実施しており、商工会議所は7月に実施予定とのことでございます。

次に、市民向けにつきましては、各メディアなどでも多くの情報が出ているところではございますが、市民の皆様のご関心も高いことから、税務署と連携して出前講座など実施できないか検討させていただきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

21番（伊東隆吉君） いわゆる消費増税による混乱を含めて、もしくは低所得者層へのポイント還元とか、いろんな意味で国は施策を投じるとは思いますが、これも一過性で来年の6月頃で終わると、こういう形にもなっておりますようにございます。

しかし、そのキャッシュレスとか、その辺に関しましては、まだまだ浸透されている雰囲気が見えません。特に、飲食業界8パーセント・10パーセントということの流れでおりますけれども、店内で食べたら10パー

セント、持ち帰ったら8パーセントと。

それで、税務署に相談があつて私も一回いろいろ聞いたんですけども、これは店舗で「持って帰りますよ」ということで10パーセントにするのか、もしくはそこで食べたなら8パーセントになるのかと。もう申告したその時点で決まると、言ったもん勝ちかなあと。こういうこともあるようですので、そういうことをしっかりとした8パーセント・10パーセントという流れで、場合によっちゃ余りいい感じが見えないということもあり得るので、特に飲食店に関しましてはこういうことがあり得ると思います。

特に、コンビニに関しましては、また更にいろんなものが出てくる可能性がありますので、商工会議所、商工会が一生懸命やっているのは分かりますけれども、私が関与している飲食関係に関してもまだまだでございます。

そして、ポイント還元、これは低所得者の関係もありますけれども、そのキャッシュレスに関しての技術に関しても実際にそのカード会社のキャッシュレス化、パーセンテージは確かにいい、安くなるようですが、ポイントに関してはいろいろまた現金で買えるわけじゃありませんので、そういう一つの捉え方をどうしたらいいかというのもあると思いますので、それを市として、やはりいろんな相談事がだんだん日常生活であり得る可能性があると思いますので、特にこの消費増税に関しては非常に悩ましい問題じゃないかと、このように思っております。

また、更にプレミアム商品券の仕組みとか、いろんなことも出るようでございますので、しっかりとこの対応策だけは、市民の他の対応とかいろんな相談事があると思いますので、しっかりとお答えだけはさせていただきたいと思っております。

この間、同僚議員も少し言いましたけれども、先だって産業建設でキャッシュレス化の実証で福岡市に行っていました、やっぱり福岡市は一生懸命取り組んでおられます。商店街と非常にタッグを組んで前向きにどんどん進めているということでもありますので、特にこのキャッシュレス化は今後、国も一生懸命に進めている制度でありますので、やはり海外からの入り込みを4,000万人に少なくちゃいけないという、このキャッシュレス化をどんどん広めていただきたいということでもあります。

この奄美市には指認証も一回、私どものその飲食業業界にきた例もあります。沖縄のほうから入ってきました。これは政府の指揮によってそういう制度ですがということでもありまして、やっぱりこのように時代はキャッシュレスの時代にどんどん入っていつているということでもありますので、今回のこの消費増税に関しましてしっかりとしたものをつかえて、そして奄美市もやはりキャッシュレスの方向にどんどん移行するということになってもらえればと。

あとは拡大しますけれども、税金とかそういうのに関してもキャッシュレスで行きますよと、こういう形にどんどんなり得る、そういう社会も構築していただければと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

次に移りますが、奄美市の市民プールについてお尋ねいたします。

三儀山にある50メートルの市民プールの漏水であります、利用されておられる方が大変困っておられると同時に、やっぱり学生たちにはこの50メートルプールというのは大変利用価値があるということですが、奄美市民のいわゆる50メートルプールにおいて漏水が発生しており、練習や水泳大会の開催に大きく支障を来しているようです。安心・安全な使用状況のこういう環境の確保を願うと同時に、スポーツアイランド構想、これも奄美市としてもしっかりと推進しておりますので、水泳関連・関係者たち、いわゆる本土等にもおります、こういう方たちとの交流も広めていかなければいけない、こう思うものであります。

そういう意味からしましても、この三儀山のスポーツアイランド構想におきましてはプールだけではありませんけれども、特に今回プールのこの漏水の問題に関しましては早急にやはり補修に着手すべきと考えておりますが、現状の見解と方向性をお尋ねいたしたいと思っております。

**教育部長（福長敏文君）** それでは、伊東議員の御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、三儀山運動公園の屋外プール、50メートルプールでございますが、昭和の54年度に完成し、築40年が経過しております。経年劣化による補修が必要な箇所につきましては、これまでも順次整備に努めているところでございます。

御指摘の50メートルプールの漏水につきましては、昨年、平成30年の4月にプールの水量が減っていることから漏水箇所の調査を行い、原因と思われる給排水口入り口部分の補修を行ったところでございます。

その後、今年のゴールデンウィーク中にも水泳競技の合宿の受入を行い、特に大きな支障もなく利用いただけましたものと考えておりました。ところが、御指摘のとおり、先週になりまして7月の合宿受入準備のため、プールのろ過装置などを稼働させましたところ、漏水が発生し、現在利用できない状況になっております。

私も三度、現場のほうを確認しております。その際には水が入っている状況でございましたので、いま一度、水がない状態で再度状態を確認させていただき、その後に対応方法などについて関係部署と相談の上検討して参りたいと思っております。できるだけ早急に復旧できるように進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

**21番(伊東隆吉君)** 早急にやってもらいたいと思います。このプールは以前、まだ漏水とかまで行かなくても、これは修理されたこともちゃんと把握しておりますが、長年漏水の現状がわからなかったということもあるようですから、今、部長が申されましたように原因がはっきりしたということが分かりました。そこで、早目に修理していただきたいと、こういうことですよ。

この水泳関係やって連盟を含めているんな方のお話ですと、先ほど申し上げましたスポーツアイランド構想を進めていかなければいけない中で、水泳に関しましてはこの50メートルプールというのは非常に価値があるらしいですね。私は水泳を余りしないので分かりませんが、いろいろ話を聞いたら県下においてもこの50メートルプールというのはなかなかないということで、特に本土においてもいろいろな話の中で、奄美に練習に来たいという話があるようでございます。

いろいろと漏れお伺いしましたら、ルネサンスという一つの強化するプール、いろんなスポーツのそういう組織があります。何とそこは今、テレビ、いろんなところでやっていると思いますが、池江璃花子選手、この方が在籍されている組織だそうです。この方たち、ルネサンスのほうからも、ぜひこの奄美の50メートルプールを使いたいという要望等も来ていたというように聞いておりますけれども、それは部長、本当ですかどうか、確認だけです、まずは。

**教育部長(福長敏文君)** 議員が御案内のとおり、池江璃花子さんのコーチの方が、先ほど申し上げました7月に5名ぐらいお連れして合宿に臨むということでございました。

先ほども申し上げましたように、急な漏水でございましたので、事情を説明をいたしましてお話をしましたら、今回はキャンセルということでございましたが、ぜひ早期に直していただいて修復ができ次第また利用させていただきたいということで、ありがたいお言葉を頂戴しているところでございます。

**21番(伊東隆吉君)** これほど良い話はないんじゃないかと思えます。来年、東京オリンピックもある中で、この強化の一つの中に、この奄美で池江さんたちが参加されているそういうグループがこちらで強化したいと、練習したいという申し出があったということで、せっかく来たのにこの状態の中で申し訳なかったということでもありますので、ずうっと原因等が早くわかっておれば改修されて新たな展開になっていたものと思えます。

そこで、せっかくそこまで部長がはっきりおっしゃっていますので、予算を早期に補正でも何でもとれませんか。

**教育部長(福長敏文君)** まずは再度、原因というか、どういうふうにしたらいいのか、改修の方法等も含めて関係部署としっかり協議をいたしまして、その段階で費用の見積もり等をしっかり行いながら、万全の体制で利用できるような形で臨みたいと思います。時期については、もうしばらくお時間を頂戴できればと思っているところです。

**21番(伊東隆吉君)** もう一つ突っ込みますけれども、せっかく部長も教育長もおられますので、ぜひ行うということははっきりしていると思えましたので、できれば来年の夏には泳げるような体制でやっていただきたいと。こうでなければ、もう来年はいろんな意味で国体もありますから、やはりその修理等の規模もありますが、国体

までかかる部分はないと思いますので、是非とも来年の6月、7月には完成して子どもたちにも学生たちにもお披露目ができるような形がとれば非常にいいし、また本土のほうからもこのグループ等を含めて、いろんなところにも情報発信ができると思います。

その意気込みを最後に、教育長、どうですか。

**教育長（要田憲雄君）** 大事な問題でございます。最善の努力をしたいと思います。

**21番（伊東隆吉君）** 最善の努力ですので、これ以上ない努力をよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、最後の質問でございますが、この国道整備について私も何回もしておりますが、よく法律上の意味、そういうのは理解が非常に苦しむところでありまして、今回いろんな形でこれを一つ整理して、今後どうしようかということもあると思ひまして質問に入りましたので、よろしく真摯にお答え願いたいと思います。

この国道58号の和瀬バイパスの城、いわゆるバイパス道路についてですが、今年の12月議会でも取り上げました。地元からの和瀬バイパス、国道58号、奄美市、住用町、城地区の早期供用開始に関する意見書が今年12月議会でも出され、全会一致で採択し、県のほうへも送付されているようでございます。

今回この所有者不明土地特措法で不明土地利用の円滑化規定が、これは昨年できましたけれども、この施行が今年の6月1日に施行されました。字図混乱の地域であると思ひますが、この解消をこういう中でもできないのか、この法改正ができないのかを含めてしっかりとした解釈を、この形では今できませんよ、こうなったらできますよということをこの際、私も今回もう質問を何回もするのは考えたいと思ひますがけれども、これまでいろんな質問の中でも県のほうに上げてきました。

県としては、県議会の方といろいろな話をしても、これは市のほうで入れろとか、ああだ、こうだと言われるのがあったもんですから少し整理をしたいという意味での今回この質問を上げましたので、この字図混乱地域の解消、この法整備を含めてどう解釈すべきかと。もうこれで止めるべきなのか、次の段階に行けるのか、可能性もいろいろあると思ひますので、少し論議をしたいと思ひますので、よろしくお答えください。

**農林水産部長（山下仁司君）** お答えします。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法につきましては、議員御案内のとおり、今年の6月13日に公布されまして今年度、令和元年6月1日に完全施行されております。

今年の12月議会でもお答えしましたとおり、今回の特別措置法では字図混乱の解消を図る仕組みはございませんが、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みが規定されております。これについては反対する権利者がおらず、建築物がなく、現に利用されていない所有者不明土地について、公共事業における収用手段の合理化や円滑化を図るもの、また地域福祉増進事業のため、上限10年間の利用権を設定するものでございます。

しかしながら、収用手段や利用権の設定をする場合には、土地の所在、地番、地目及び地籍を特定する必要があります。城地区の場合には、法務局の地図と現地が一致しない字図混乱地区であるため、特定することができず、今回の特別措置法を適用するのは難しいと考えております。

今後、国におきましては、登記制度、土地所有権のあり方など残された課題について検討し、土地基本法の見直しとあわせて民事基本法制への見直しを行うこととしているため、国の動向を注視しながら、県を含めた関係機関と連携し、取り組んで参りたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

**21番（伊東隆吉君）** 結論から言うと、できないということですね。

（発言する者あり）

これは私もなかなか困難ということは理解しているんですけど、何とか国において議員立法等も含めてもやっているんで、亡くなられた保岡先生が頑張っておられた一つのものでもありますが、今回のこの字図混乱というのが非常に悩ましいものであるのは私も理解しております。

だけれど、じゃあ放っておいていいのかということにもなりますので、さっき部長が言われました新たな展開の中で、やっぱり土地に関しての基本法もしくはまた民事基本法制の整理とか、こういうことに展開しなくちゃ

いけないといいますが、今のままで行くと皆様、御存じのように日本国においてわからない土地が九州ぐらいあるんだということは理解されていると思いますので、国においてもこれは市、県を挙げて国会議員の人にも頑張ってもらわないといけないと思います。

それで、最後に一つ伺いますが、同じような質問を何回も私もこのバイパスに関しては、できないものをやっても意味がないわけですから。

部長、これはもうやらないほうがいいですか、しばらく。どうしてほしいですか、逆に聞きたい。

**農林水産部長（山下仁司君）** 今の字図混乱の状況の中で、今回改正をする特別措置法、これで解決するのは困難であると。今後先ほど言いました国の民事法制法とか土地基本法、これらの改正を見て今後、また国と県と連携をとりながら進めて参りたいと考えております。

**21番（伊東隆吉君）** 同じ答弁だと思いますけれども、そうであればこれは県も絡む話ですので、県においても私どももやっぱり県議を通じて要望しますけれども、国がどういう方向で今進捗されているということぐらいの把握はしていただきたいと思いますので、全くしないのか、5年後はこういうことも捉えますよという計画指針がちゃんとフローチャートに落とされているのかどうか。

そういうこともしっかり見据えて、ただ今できませんじゃなくて、やっぱり国にもそういう要望等、我々も奄美市の住用にある、本市の管轄ですので、市長も自治会、いろいろな会議、市長会におかれても、こういうところがやはりあるんだということを国にしっかりといろんな形で要望する場を持っていただきたいと思いますので、是非ともこれは特に、あのトンネルはいつも事故が起きないかと心配しています。

12月も私ずっと行っておりますが、自衛隊も来ております。自衛隊の車は特に幅が大きい、もういろいろあったときに何かあったら困る、安全運転するに越したことはないんですけども、今日はまだ高齢者の話もいろいろ出ておりますけれど、やっぱり道路が狭隘であるちゅうことはもうしっかり出ているんです。そういうのを含めて早いところ、それを解消させないといけない。

特に地域においては、事故が起きたときということをお心配されての陳情案件でありましたので、もしこれが不可能と、しかし20年は難しい。何やかんやであれば、ルート変更という形も考えなければいけない、こう思っております。

そうしますと、やっぱり地域とのいろんな話し合いも必要になってくると思いますので、主管である県においては、市を通じて市長もひとつよろしくお願ひしたいと思っておりますので、この件に関しては残る課題ではありますけれども、しばらく国の動向を私も見据えていきたいと思っておりますので、部長も頑張ってくださいよろしくお願ひしたいと思います。市長におかれても、よろしくお願ひしたいと思います。市長、どうぞ。

**市長（朝山 毅君）** 議員のおっしゃった案件については、私も知事並びに副知事、担当、県の部長と何度もお会いしました。この6月から施行された新しい法案についても、保岡先生の御尽力は多大なものでありました。

それらを踏まえて国道58号の危険性の解除、また渋滞の解除を含めて大変重要な案件です。昭和10年代にできた耕地整理の事業の今の遺産です。そういうことを踏まえて、やらなければいけない国道の整備ということについては、国も県も我々も、地元はもちろんのこと思っております。この法的な隘路があったということではありますが、今後この法的な隘路がまた民法の改正等によって、もっと前進するであろうと思っております。

また、伊東議員におかれては、地元にも出向いて住民の皆さんとも話し合ったということも伺っております。一生懸命、県とも相談していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

**21番（伊東隆吉君）** 市長の力強いお言葉を聞きましたので、少し安心しました。

以上で、一般質問を終わります。

**議長（師玉敏代君）** 以上で、自由民主党 伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れ様でした。（午後3時45分）



第 2 回 定 例 会  
令和元年 6 月 25 日  
(第 6 日 目)



6月25日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林 山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
23 番	橋口 和仁 君	24 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君	福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君
健 康 増 進 課 長	徳 永 明 子 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君
農 林 水 産 課 長 ( 笠 利 )	丸 田 宗 八 郎 君	建 設 部 長	橋 口 義 仁 君
都 市 整 備 課 長	竹 元 康 晴 君	上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君
下 水 道 課 長	里 嘉 郎 君	教 育 部 長	福 長 敏 文 君

6月25日(6日目)

学校給食センター  
所 長 龍 和 隆 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 前田 賢一郎 君      議会事務局長兼  
調査係長事務取扱 向 井 渉 君

主幹兼議事係長 伊 集 院 正 君      議事係主査 堀 健太郎 君

議長（師玉敏代君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。会議は成立いたしました。これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）



議長（師玉敏代君） 日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

日程第1、議案第57号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから議案第67号 過疎地域自立促進計画の変更についてまでの11件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案11件に対する質疑に入ります。

通告がありましたので、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

16番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

議案第57号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたしたいと思っております。

早速、歳入について、5ページの第2表債務負担行為補正6億3,600万円についてでございます。

まず、庁舎整備基金と市債が補正減額されて債務負担行為の補正額となっているようでありますけれども、庁舎整備基金と合併特例債のそれぞれの現況をお示しをいただきたいと思っております。

歳入、2つ目は10ページ、20款1項1目前年度剰余金4,359万8,000円が記載をされております。今その決算の確定中だろうと思っておりますけれども、計上収支、実質収支、単年度収支の概算額がわかればお示しをいただきたいと思っております。

歳出についてであります。

まず、13ページ、3款1項1目19節負担金3億7,614万4,000円について、プレミアム付き商品券事業の概要と、単年度の措置なのかを御説明ください。

2つ目は、対象者は何名で、商品券が利用できる店舗はどれくらいあるのか。また、上限があるようだけれども、ほーらしゃ券との併用の不可や違いはどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思っております。

歳出の2つ目は、14ページ、3款6項1目20節扶助費122万5,000円についてであります。未婚の児童扶養手当支給受給者に対する臨時特別給付金となっておりますけれども、事業概要、対象者数と男女の世帯別の内訳をお示しをいただきたいと思っております。

3つ目は、14ページ、4款1項2目13節委託料、風疹抗体検査業務682万5,000円、20節扶助費、風疹予防接種の費用18万9,000円、風疹抗体検査受診費用が68万3,000円ということでありましてけれども、合計87万2,000円についてであります。

まず、事業概要と対象者数についてお示しをいただきたいと思っております。

2つ目は、事業実施に当たっての問題点と、その解決策等についてお示しをいただきたいと思っております。

歳出の4つ目は、17ページ、10款4項1目賃金231万6,000円について、6月補正にしては額が大き過ぎるけれども、内訳と、なぜ6月の補正なのかお示しをいただきたいと思っております。

5つ目は、19ページ、地方債の見込みに関する調書についてであります。当該年度起債見込み額は61億4,450万円となっておりますけれども、36億円の枠は大丈夫なのか。昨年度のまた12月補正で1億1,500万円の起債枠を超えておりましたけれども、平成30年度末はどのようになったのかをお示しをいただきたいと思っております。

議長（師玉敏代君） 答弁を求めます。

財政課長（國分正大君） おはようございます。

それでは、私のほうから、1の（1）（2）（5）を続けて答弁させていただきます。

まず、（1）です。債務負担行為の関係ですが、債務負担行為の補正につきましては、庁舎建設事業の工期の変更に伴い、次年度以降に要する経費として6億3,600万円を債務負担行為として設定し、本年度の予算か

ら歳入歳出同額を減額補正するものでございます。庁舎整備基金につきましては、庁舎建設事業に要する事業費及び公債費の一般財源相当分をあらかじめ積み立てているものでございます。平成30年度末の残高は20億5,446万3,000円となっております。

次に、合併特例債につきましては、平成30年度末における本市の全体の合併特例債の借り入れ総額は143億8,550万円となっております。

次に、(2)です。決算関係ですが、お答えいたします。

平成30年度一般会計の決算見込みについてお答えいたします。

歳入総額374億9,546万5,000円から歳出総額363億2,316万7,000円を差し引いた形式収支額は11億7,229万8,000円となっております。これから翌年度へ繰り越すべき財源、いわゆる繰越明許費にかかわるものですが、この財源1億4,026万円を差し引いた実質収支額、これが10億3,203万8,000円となっております。この実質収支のうち、自治法で定めております基金の積立金に回しますお金ですが、これが5億2,000万円でございます。これを差し引いた前年度剰余としまして5億1,203万8,000円を見込んでおります。また、平成30年度の実質収支から平成29年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、1億9,895万7,000円の黒字となっております。

続きまして、(5)です。地方債の見込みについてでございます。

一般会計補正予算書20ページになりますが、当該年度中、起債見込額61億4,450万円についてでございますが、この起債見込額には平成30年度から令和元年度への繰越事業に係る起債見込額16億9,590万円が含まれております。これを差し引きますと、令和元年度の起債見込額は44億4,860万円となります。この起債見込額から特殊要因としております合計20億1,170万円を差し引いた一般会計の起債見込額は24億3,690万円となります。

続きまして、特別会計でございます。特別会計全体で起債見込額が8億7,530万円、これから令和元年度への繰越額2億1,100万円が含まれておりますので、これを差し引きました起債見込額は6億6,530万円となります。

続きまして、企業会計、水道事業ですが、こちらのほうは起債見込額が7億3,280万円、同様に令和元年度への繰越3億1,610万円、これを差し引きますと見込額が4億540万円となります。繰越事業に係る起債及び特殊要因を除いた全会計の見込額は35億760万円となりまして、36億円の財政の起債枠であることを御理解いただきたいと思います。

また、30年度の起債見込額についてでございますが、30年度末の話で38億6,850万円となっております。こちらを36億円から2億6,850万円を超過した状況であったということになります。

以上です。

**福祉政策課長（石神康郎君）** おはようございます。

それでは、歳出の1、(1)の①プレミアム付き商品券事業の概要と、単年度の措置なのかについてお答えいたします。

プレミアム商品券は、消費税、地方消費税の10パーセントへの引き上げが住民税非課税の方、0歳から2歳の乳幼児がいる子育て世帯の方の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として販売を行うものでございます。

購入対象者は、平成31年1月1日において奄美市の住民基本台帳に記録され、平成31年度分の市町民税が課税されていない方及び2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子のいる世帯で、今年度限りの単年度事業となっております。

次に、②についてお答えいたします。

プレミアム付き商品券の対象者につきましては、非課税者は平成29年度臨時福祉給付金事業と対象者が同じであるため、約1万2,700名、子育て世帯につきましては約1,400名、合わせて1万4,100名を想定いたしております。

利用できる店舗につきましては、これから案内を行います。ほーらしゃ券加盟店及び市内の大型店舗等に案

内文を送付し、多くの店舗に参加いただけるよう呼びかけを行っていきたいと考えております。

プレミアム付き商品券購入の上限につきましては、住民税非課税の方は1人につき2万5,000円、販売額が2万円となります。乳幼児のいる子育て世帯の方につきましては、乳幼児1人につき2万5,000円となっております。

ほーらしゃ券は、本市における消費行動を刺激し、中小小売店等の振興と地域経済の活性化を図ることを目的としており、消費税、地方消費税率対策が目的のプレミアム付き商品券とは異なるものと考えております。

また、ほーらしゃ券はプレミアム付き商品券と違い、購入者に制限がなく、1人5万円まで購入可能となっているため、プレミアム付き商品券購入可能な方がほーらしゃ券を合わせて購入することも可能となっております。

ちなみにですが、平成30年度のほーらしゃ券の加盟店が277店舗、平成27年度の地域共通商品券のみの加盟店舗、先ほど申し上げましたが、大店舗等になってくると思っておりますが、前回は16店舗加入しておりますので、それ以上を目指して努力をして参りたいというふうに考えております。

次に、(2)の①についてお答えいたします。

本事業は、令和元年10月から消費税が引き上げとなる中、子どもの貧困に対応するため、臨時かつ特別の措置として児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行うものでございます。

基準日の10月31日におきまして、これまで法律婚をしたことがない方が対象で、給付額は1世帯1万7,500円で、支給は令和2年1月を予定いたしております。

現在の対象者は54世帯で女性54名となっておりますが、対象の見込み人数といたしまして、70名分の給付額122万5,000円を計上いたしているところでございます。

続きまして、(4)の①についてお答えいたします。

今回の補正予算231万6,000円のうち、210万円は名瀬地区3幼稚園、21万6,000円は笠利地区の赤木名幼稚園の臨時職員の賃金改正等に伴う増額でございます。

名瀬地区の増額分につきましては、幼稚園教諭のクラス副担任の一般職非常勤職員の賃金改正によるものが21万4,000円、名瀬幼稚園の預かり保育の一般職非常勤職員の1名増員と賃金改正等によるものが7万4,800円、夏休みの預かり保育職員の週休代替や幼稚園行事等に対応するために、臨時的に雇用する職員増によるものといたしまして113万8,000円を計上いたしております。

笠利地区の増額分につきましては、幼稚園教諭のクラス担任の一般職非常勤職員の賃金改正等によるものでございます。

6月補正予算で計上した理由につきましては、一般職非常勤職員の賃金改正があったこと、預かり保育職員1名を増員したこと、預かり保育利用者の増加により、夏休み等の対応での臨時的な職員の増加が必要になってくることが想定されることなどでございます。以上でございます。

**健康増進課長（徳永明子君）** 歳出の(3)の①風疹対策事業に係る事業概要と対象数について、お答えします。

本事業は、風疹の感染拡大防止を目的として、国から示されました風疹に関する追加的対策に係る事業となっております。今年度から3年間の事業となっております。

風疹は、特に妊娠初期の妊婦が感染しますと、胎児が先天性心疾患や白内障、難聴を特徴とする先天性風疹症候群を発症する可能性が高くなります。そのため、妊婦だけではなく、妊婦を取り巻く社会全体の免疫を高めることが重要となります。

また、成人になって罹患した場合、子どもに比べて症状が重くなるため、自分自身の免疫をつけることも必要となります。このため、今回の追加的対策事業の対象者としましては、これまで風疹の定期の予防接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性が対象となっております。

予防接種の方法としましては、まずは対象者に無料クーポン券を送付し、医療機関にて抗体検査を受けていただき、その結果、抗体を保有していない方につきましては医療機関にて風疹の予防接種を受けていただくという流れになります。

対象人数としましては、本市では約5,000人が対象となっております。

続きまして、(3)の②風疹対策事業実施に当たっての問題点とその解決策について、お答えします。

風疹対策事業実施に当たっては、今回対象となる世代が40代から50代の男性であり、対象者の多くが働いている世代であることや、風疹が大人になると身近に感じにくい病気であるため、まずは必要性を理解していただき、抗体検査や予防接種につなげていくことが重要となります。

しかしながら、ほとんどの方が働く世代であるため、抗体検査を受けていただくためには仕事の調整が必要であること、更に抗体を保有していなかった方は再度医療機関を受診していただく必要があるため、仕事が忙しい等の理由で抗体検査や予防接種を受けることができない、また予防接種につながらない方が出てくることを危惧しております。2021年度末までに抗体保有率を国の目標である90パーセント以上とするためには、個人への働きかけだけではなく、企業の協力も不可欠と考えております。

今年度につきましては、個人への無料クーポン券の通知に加え、奄美市だよりや新聞等において啓発を行うとともに、事業所等への働きかけについても検討して参りたいと思います。

また、来年度以降につきましては、国民健康保険の被保険者につきましては特定健診、また事業所においては定期に実施する健康診断の機会を活用して、抗体検査が実施できるよう関係機関と調整を図り、受けやすい体制を整えて参りたいと思っております。以上でございます。

**議長(師玉敏代君)** 答弁漏れはございませんですね。  
(発言する者あり)

**16番(関 誠之君)** ありがとうございます。

再質問をいたしたいと思います。

第2表の債務負担行為6億3,600万円、先ほど合併の143億8,150万円ということで合併債が出ておりますけれども、合併特例債の総額と執行額並びに合併特例債の起債総額といたしますか、もしお分かりだったらお示しをいただきたいと思います。

2つ目は、先ほどの剰余金のところで実質収支額が10億3,300万円余りということの回答をいただきました。

それで、剰余金が5億円、あとの半分の5億2,000万円程度を地財法によって積み立てるということで単年度収支が1億9,895万円程度の黒字が出たということでありましてけれども、今回の収支によって2年連続、単年度収支が28年度が1億4,000万円余りと。実質単年度収支が2億3,721万6,000円と、29年度は単年度収支が9,336万円、29年度の実質単年度収支が5億6,695万円と赤字に2年連続となっておりますけれども、この2年連続の赤字になって今回は黒字になっているわけでありましてけれども、そういった2年連続の赤字となった実質収支または単年度収支に何か影響があるのか、ないのかをお示しをいただきたいと思います。

歳出については、1つ目のプレミアム商品券でありますけれども、対象者が市税の均等割、課税されていない所得の低い方が対象だということでありまして、現金で購入をしなければならないということで非常にその普及といたしますか、どれぐらいの方が買ってくれるのかという不安が少し残りますけれども、そういった数値目標的なものが、もちろん、100パーセントであればそれはそれでいいんですけども、消費税の消費喚起の部分ですから何らかの数値目標があるのかないのか、また現金でない方法論とかいうのはないのかというのが1つ目。

2つ目は、対象者の配偶者、扶養親族は申請が必要だというふうになっておりますけれども、この辺の簡素化ができないのかというのが2つ目です。あとの未婚の云々ということはもう答えが出てきましたので、それでいいと思います。

3番目の風疹の関係、一番の問題は働いている世代であるということで、この部分は仕事を休んで抗体検査に行き、その後また注射を、予防接種をしなければいけないという二重手間がありますから、先ほどの問題点と解決策について少し話していただきましたので、ぜひそういった方向で頑張っていただきたいというふうに思います。

4番目の、この幼稚園等の231万6,000円、今説明がありましたので、よく理解をいたしました。そう

いう中で、いわゆる現在の幼稚園教諭の配置状況、今回の補正内容について少し先ほど説明がありましたので、現在の幼稚園教諭の配置状況はどうであるのかということをもまず1つ目。

2つ目は、当初予算で3,306万円という賃金が確保されていたわけですが、そのときの聞き取りによれば非常勤が19名、臨時が7名、合計26名ということの予算措置だったというふうに聞いておりますけれども、この26名の採用はどういうふうになっておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

3つ目は、今、正規職員が13名、非常勤が26名、これは当初予算のときであります。というように非常勤が正規職員の2倍に達しているということでもありますけれども、今後の認定こども園等を考えたときにこの人員の確保というのは非常に大事なことだと思いますので、この今後の見通しについて考え方をお答えいただきたいというふうに思います。

あと地方債の関係は早口でであつと言われましたので、ほとんど確実にメモすることができませんでしたので、後でその数値についてこちらのほうにお願いをしたいということをお願いをしておきます。

その中で、第2次財政計画、平成28年度から37年度まで臨時財政対策債及び償還財源確保を除いた未償還残高について10年間、いわゆる28年度から37年度の10年間ですけれども、60億円以上の縮減を目指すというふうになっておりますけれども、平成30年度現在の起債残高と縮減額がお分かりになったらお答えをいただきたいと思います。以上です。

**議長（師玉敏代君）** 答弁を求めます。

**財政課長（國分正大君）** それでは、お答えいたします。

まず、合併特例債の発行限度額です。こちらのほうは161億9,130万円となっております。借り入れ総額は、先ほど答弁いたしました143億8,550万円を既に借り入れているということになります。

次に、実質収支につきましての単年度収支についての質問ですが、実質収支につきましては、平成28年度が9億2,643万9,000円の黒字、平成29年度が8億3,308万1,000円の黒字となっております。

単年度収支につきましては、平成28年度が1億4,005万9,000円の赤字、平成29年度が9,336万円の赤字ということで2年連続の赤字となっているところです。

これに対しまして、平成30年度の今の決算見込みでございますが、実質収支が10億3,203万8,000円の黒字、単年度収支が9,895万7,000円のこちらのほうも30年度は黒字となっております。実質収支、単年度収支ともに過去2年間の赤字を今回黒字になったことで好転したということで、改善されたものというふうに認識をしているところでございます。

続きまして、第2次財政計画における起債残高の見込みということでございますが、第2次財政計画におきましては先ほど議員御案内のとおり、臨時財政対策債及び償還財源確保分を除く起債残高の目標として、平成26年度末の起債残高400億6,894万5,000円を10年間で60億円以上縮減することとしております。平成37年度末で340億円、令和7年末で340億円と設定しております。

平成30年度末の臨時財政対策債及び償還財源確保分を除く起債残高は354億8,252万8,000円となっております。これによりまして、45億8,641万7,000円縮減をしております。以上です。

**福祉政策課長（石神康郎君）** それでは、数値目標と現金でない他の方法はないのかということにつきまして、お答えいたします。

数値目標につきましては、平成28年度臨時福祉給付金の実支給率が85.9パーセントでしたので、それ以上を目標に実施していきたいと考えておりますが、市の広報紙、ホームページ及び地元新聞等各種マスコミでの周知を図りながら、少しでも支給率が上がるよう努めて参りたいと考えております。

また、プレミアム付き商品券の販売につきましては、現金での取り扱いが原則になっており、現金以外を利用したときの必要経費は補助対象外となるため、現金での対応を予定いたしております。

次に、対象者の配偶者扶養親族の申請等の簡素化についてお答えいたします。

国が示した購入手続きに基づき行っていくため、簡素化は難しいと考えますが、本人確認等の手続と各自治体で

決定できる件につきましては、可能な限り簡素なものとして商品券を気軽に購入、使用できるよう努めて参りたいと考えております。

次に、幼稚園のほうですが、定数査定、有資格者等増額補正の件について、配置状況等について御説明をいたします。

現在の一般職非常勤職員の配置につきましては、名瀬幼稚園が幼稚園教諭のクラス副担任3名、預かり保育3名の計6名、朝日幼稚園がクラス副担任4名、3歳児担当1名、預かり保育5名の計10名、小宿幼稚園がクラス副担任3名、預かり保育1名の4名、赤木名幼稚園がクラス副担任1名の合計21名となっております。

次に、採用状況についてお答えいたします。

昨年度末に就職や転勤等により退職した一般非常勤職員の方が7名おり、現在、一般職非常勤職員21名のうち17名が採用できておりますが、4名が採用できていない状況でございます。このようなことから、ハローワークへの募集案内の他に関係機関を通して、学校関係者や自衛隊関係者などで転入されてきた方の幼稚園資格者について問い合わせ等を行い、有資格者の人材確保に努めているところでございます。

臨時職員7名につきましては、週1日などの短時間の勤務や年休代替、夏休みなどの不定期で勤務している職員になりますが、現在11名の方を登録しているところでございます。

次に、臨時職員の割合が大きいことに対する対策と今後の見通しにつきまして、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、公立幼稚園におきましては、臨時職員の割合が大きいことは確かでございますが、クラス担任につきましては可能な限り正職員を充てるよう努めているところでございます。

また、平成29年度1名、平成30年度2名、令和元年度2名と正規職員の採用を行っているところでございます。

今後の見通しにつきましては、待機児童対策なども含め、関係課と調整して参りたいと考えております。

以上でございます。

#### 16番（関 誠之君） ありがとうございます。

大変なお仕事ですが、10パーセントの消費税がついてくるわけですから、景気が冷え込まないよう、奄美でも頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

それでは、最後になりますけれども、今の質疑の中で、やはり21名を予定したが17名の4名まだ足りないということが判明いたしました。その中で来年からも認定こども園が開設するわけですから、その準備状況と人員確保さえ今のような困難な中で、また幼稚園保育免許を持つ教諭の採用についてどのような方策があるのか、考え方をお聞かせください。

2つ目は、この認定こども園は給食センターからの給食の提供というふうなことも聞いておりますけれども、現在の人員や調理ライン、また栄養価の違いなどがあって本当にできるかどうかという一抹の不安がありますけれども、その辺についてどのように整理をされているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

財政の関係については、やはりかなり地方債の残高が増えては来ております。しかしながら、36億円の起債枠というのをしっかり守っていくことによって、そこを何とか踏みとどまるというような感じがしております。しかし、この投資的経費の裏の維持管理費等についての基金と申しますか、予算的な措置が本当に大丈夫なのかということをお考えすると、やはりこれから先は身の丈に合った予算計上、いわゆる投資的経費も含めて、それが必要になってくると思っておりますが、市長の見解があればお聞かせをいただきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

#### 福祉政策課長（石神康郎君） それでは、朝日幼稚園の認定こども園移行に向けた準備状況等につきまして、お答えいたします。

朝日幼稚園の認定こども園移行につきましては、利用定員や学級編成の計画、職員配置計画、園舎などの整備計画、条例等の改正、給食提供に関することにつきまして準備を進めているところでございます。

それぞれの事務につきまして、関係各課と協議を進めていく上で課題もございまして、来年4月からの認定こども園の開設に向けて取り組んで参りたいと考えております。

幼稚園教諭及び保育士資格の両方を取得している職員の採用につきましては、将来的な配置のことも踏まえた上で、職員採用試験の際に両方の資格を持つことを条件として募集をしているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

**学校給食センター所長（龍 和隆君）** 認定こども園に対する給食の提供につきましては、現在、準備を進めている段階でございます。

人員や調理ラインの確保、栄養価の計算、メニューづくりなどについても、他市の実施状況などを参考に給食センター内でしっかりと協議・研究を行い、来年度の提供に向けて調理作業や配送作業などに支障が出ないように進めて参りたいと考えております。

**財政課長（國分正大君）** それでは、今後の投資的経費の考え方ということで、維持管理費ということでお答えいたします。

投資的経費にはおのずと維持管理費が加わってくるのは当然でございますが、今後のこの投資的経費、いわゆる公共的施設になりますが、この公共施設の維持・更新につきましては、本市を含め、全国の自治体における共通課題であると認識をしているところでございます。

本市におきましても、今後もこの辺のランニングコストを含めて中長期的な観点に立ちまして、実施計画と財政計画、これはもう繰り返しになりますが、いかに有利起債を持ってくるか、いかに補助金を引っ張ってくるか、また計画的な基金の積み立てができるかということでの将来的な備えも含めまして、また、公共施設につきましては、平成29年3月に公共施設等総合管理計画というのを作成しております。これと実施計画とをリンクさせまして、計画的かつ安定的な行財政運営が行えるように努めて参りたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

**議長（師玉敏代君）** 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第59号、議案第65号から議案第67号並びに議案第57号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第1号）及び議案第58号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定中の関係事項についての6件は、これを総務企画委員会に、議案第60号から議案第62号並びに議案第57号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第1号）及び議案第58号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定中の関係事項についての5件は、これを文教厚生委員会に、議案第63号、議案第64号並びに議案第57号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第1号）及び議案第58号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定中の関係事項についての4件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、本定例会において受理いたしました請願、陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日26日から7月4日まで休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、明日26日から7月4日まで休会とすることに決定いたしました。

7月5日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前10時15分）



第 2 回 定 例 会  
令和元年 7 月 5 日  
(第 7 日 目)



7月5日(7日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	橋口 耕太郎 君	2 番	栄 ヤスエ 君
3 番	津 畑 誠 君	4 番	師 玉 敏代 君
5 番	松山 さおり 君	6 番	林山 克巳 君
7 番	与 勝 広 君	8 番	大迫 勝史 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	平川 久嘉 君
11 番	元野 景一 君	12 番	川口 幸義 君
13 番	竹山 耕平 君	14 番	安田 壮平 君
15 番	西 公 郎 君	16 番	関 誠 之 君
17 番	三 島 照 君	18 番	崎田 信正 君
19 番	戸内 恭次 君	20 番	奥 輝 人 君
21 番	伊東 隆吉 君	22 番	多田 義一 君
23 番	橋口 和仁 君	24 番	里 秀 和 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	東 美 佐 夫 君
教 育 長	要 田 憲 雄 君	住用総合支所事務 所 長	手 蓑 利 文 君
笠利総合支所事務 所 長	高 一 也 君	総 務 部 長	前 田 和 男 君
総 務 課 長	三 原 裕 樹 君	企 画 調 整 課 長	山 下 能 久 君
財 政 課 長	國 分 正 大 君	市 民 部 長	満 永 亮 一 君
市 民 課 長	寿 山 一 昭 君	保 健 福 祉 部 長	奥 田 敏 文 君
福 祉 政 策 課 長	石 神 康 郎 君	商 工 観 光 部 長	武 下 義 広 君
商 工 情 報 課 長	麻 井 庄 二 君	農 林 水 産 部 長	山 下 仁 司 君
農 林 水 産 課 技 術 調 整 監 (笠利)	平 井 東 君	建 設 部 長	橋 口 義 仁 君
都 市 整 備 課 長	竹 元 康 晴 君	上 下 水 道 部 長	藤 山 浩 俊 君
下 水 道 課 技 術 調 整 監	里 則 人 君	教 育 部 長	福 長 敏 文 君

7月5日(7日目)

教育委員会総務課 徳永 恵三 君  
長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 前田 賢一郎 君      議会事務局次長兼  
調査係長事務取扱 向 井 渉 君

主幹兼議事係長 伊集院 正 君      議事係主査 堀 健太郎 君

**議長（師玉敏代君）** おはようございます。ただいまの出席議員は24人であります。会議は成立いたしました。この際、御報告申し上げます。

先日執行されました鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果、鹿児島市議会議員山口たけし君、阿久根市議会議員野畑直君、伊佐市議会議員緒方重則君、垂水市議会議員篠原静則君、指宿市議会議員福永徳郎君、枕崎市議会議員豊留榮子君が当選いたしました。

以上、報告いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程第3号のとおりであります。

○

**議長（師玉敏代君）** 日程に入ります。日程第1、議案第57号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第67号 過疎地域自立促進計画の変更についてまでの11件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に対する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

**文教厚生委員長（安田壮平君）** おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は、6月26日の1日間開会し、当委員会に付託されました議案第57号、第58号及び第60号から第62号の5件について、慎重かつ丁寧に審査いたしました。

5件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

はじめに、議案第57号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、3款民生費及び4款衛生費について、当局より補足説明があり、3款1項1目社会福祉費3億8,837万6,000円は、10月からの消費増税に伴い地域における消費を喚起、下支えするために、低所得者、子育て世帯向けのプレミアム付き商品券発行事業で、全額補助対象。

また、2項1目児童福祉総務費2,130万6,000円は、10月から実施される保育料等無償化に対応するための事務事業費で全額補助対象。

また、2項6目母子生活支援費1,537万円は、消費増税に伴う子供の貧困対策のため、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対し、1世帯当たり1万7,500円の給付を行う事業で、これも全額補助対象。

また、4款1項2目予防費1,123万4,000円は、風疹の感染拡大防止を目的とした事業費で、特定の期間に生まれた男性に対して、抗体検査や予防接種を行う3年計画の初年度として実施するもの。

また、2項2目塵芥処理費516万2,000円は、有害ごみである蛍光管の分別処理に係る手数料や拠点回収のためのボックス、70カ所分の設置費用等のこと。委員よりプレミアム付き商品券について質疑があり、当局より1人当たりの購入額上限は2万5,000円で、5,000円単位での販売となる。対象者は今後の転入にも対応するため、1万5,000名分で計上している。10月1日から来年2月末までの販売とし、使用期限はほらしゃ券にあわせて3月16日を予定しているとのこと。委員より、半年弱の期間での事業だが、しっかりと効果の検証をしてほしいとの要望がありました。

また、委員より未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金について質疑があり、当局より今のところ54世帯ほどと考えているが、今後の転入等を踏まえて70世帯分を確保している。これまで未婚の世帯については寡婦母子の加算が付いていないということで、今回はその加算分を支給する事業だが、今後の継続については今の段階では未定とのこと。委員よりきめ細かな周知広報をお願いしたいとの要望がありました。

その他、社会福祉主事資格研修、斎場管理人の賃金などについて質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、10款教育費について当局より補足説明があり、4項1目幼稚園費7節賃金のうち210万円は名瀬3園で実施している。3年保育、預かり保育に係る臨時職員の賃金改正等によるもの。21万6,000円は、笠利1園での臨時職員、有資格者の担任着任によるもの。

また、6項4目体育施設管理費130万円は、名瀬運動公園内、国内25メートルプールろ過機のポンプ修理費とのこと。委員より、小規模校通学バス運行業務の運賃変更、笠利地区における支援教室の増設などについて質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第58号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、当局より10月からの消費増税に伴い、本市施設等の使用料の見直しを図るものなどの補足説明の後、委員より施設の利用率等を見直さなければならない根拠はあるのか、これにより住民負担がどのくらい増えるか試算しているのかとの質疑があり、当局より消費税転嫁対策特別措置法を遵守して見直すものであり、総務省からもその旨の通知もある。前回、増税時に見直さなかったことで、公正取引委員会から指摘を受けた他の自治体の例もあり、本市としても今回、全庁的に見直している。また、教育委員会所管分の施設については、昨年度の利用者数で試算すると約96万円となるとの答弁でした。その他、奄美体験交流館の入浴施設の改修について質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第60号 奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明の後、委員より制度の変更点について質疑があり、当局より貸付利率を年3パーセントから1パーセントに見直す、保証人の要件緩和により保証人を必須としない、償還方法に月賦払いを設ける、延滞利率も年10.75パーセントから5パーセントに見直すとの答弁でした。

最後に、議案第61号 奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第62号 奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明の後、委員より第61号の制度の変更点について質疑があり、当局より市内の小規模保育事業所、家庭的保育事業所が認可を受ける際に、連携施設が必要になるが、全国的にも半数程度しかそれを確保できていない状況であるため、平成27年度からの経過措置をあと5年延長するもの。また、連携施設として、幼稚園、保育園、認定こども園に加えて企業主導型保育事業等も追加するものなどの答弁でした。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えいたします。

**議長（師玉敏代君）** 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

**産業建設委員長（橋口和仁君）** おはようございます。産業建設委員会は、6月27日の1日間開会し、議案第57号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから議案第58号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、議案第63号 奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 奄美市道路線の認定についてまでの4件を慎重に審査いたしました。

これらの議案4件につきましては、お手元に配付してあります産業建設委員会審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について、主な質疑を御報告いたします。

議案第57号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、産業建設委員会関係事項についてであります。当局から6款1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業2,194万9,000円の増に関し、今回の奄振法改正により、奄美群島で生産された加工品の出荷に要する鹿児島港までの海上輸送経費相当額の補助及び生産支援として、奄美群島外に出荷される農林水産物の生産に必要な、資材等の購入に要する鹿児島港からの海上輸送経費相当額の補助が追加になったため、それに要する予算で、そのうち加工品2,032万8,000円については、粗糖、水、黒糖焼酎の奄美から鹿児島港への海上輸送費相当額、原材料162万1,000円につきましては、クルマエビの配合肥料、たんかん及びカボチャの化成肥料の鹿児島港から奄美までの海上輸送費相当額とのこと。歳入については、16款2項4目農林水産費県補助金、1節農業費補助金、農林水産物輸送コスト支援事業交付金1,865万4,000円として、補助率が国が70パーセント、県15パーセントの補足説明の後、委員より農林水産の肥料が原材料として、今回の輸送コスト支援事業の対象ということなんです、どんな肥料が対象になり、それからどういう形で補助されるのかの

質疑に対し、当局より、原材料について、今までやっていた鹿児島までの輸送分、輸送コストの対象分をもとに化学肥料等を県のほうで算出しており、その中でカボチャ、たんかんの個々の助成分については、生産振興に役立つように計画を策定している予定とのこと。他の委員より中間管理機構についての件、加工品の内容量などの件など、その他にも委員からの他の質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に議案第58号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について。今回の改正は、施設等の使用料、手数料について、消費税の改正に伴い所要の整備を行うもので、本委員会に係るものは第7条から第39条まで、並びに第53条及び第54条となっており、一部条例について、奄美市地方卸売市場の設置及び業務条例（平成18年奄美市条例第165号）の一部を次のように改正すること。この条例については、今回の消費税増税に伴う改正分とあわせて、市場の委託手数料を改正するもので、これは市場の取り扱いの中に標準税率と軽減税率が混在するため、市場設置条例第32条を委託手数料は卸売金額、消費税を含むもの100の10以内の額とするを、委託手数料は卸売金額から消費税額を除いた額の100分の10以内の額に100分の110得た額とするに改めるものでとの説明の後、委員からは特段の質疑がありませんでしたので、この際、省略させていただきます。

次に、議案第63号 奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。奄美市住用町大字西仲間99番地に建設中の1棟6戸の市営西仲間新住宅について、駐車場整備工事を含め、9月への完成が見込まれており、令和元年10月1日の供用開始を予定しており、このことにより現条例別表第3条関係の116番目に、当該市営住宅を加え、現在116の項以降を1個ずつ繰り下げて、別表1の合計を220棟1,668戸とする同条例の一部を改正する条例との説明の後、委員より住宅入居に際して選定基準として、住宅に困窮している人、また所得制限がありますが、子育て世帯、子供がいる家族とかその辺の選定基準というのもぜひ、考慮していただきたいとの質疑に対し、当局より、所得制限というのが大前提であるが、地域より意見書あるいは要望書という形で受けており、入居選考委員会の中で諮りたいと考えておりますとの説明でありました。その他にも、委員から他の質疑ありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第64号 奄美市道路線の認定について。名瀬港本港地区マリントウン整備事業に伴い、整備する道路を奄美市道路線へ認定しようとするものとの補足説明の後、委員からは道路工事の全体の完了はいつかとの質疑に対し、道路整備については、道路の整備と下水道、水道、ガス等々とかが入っており、最後に道路の路盤等々の仕上げとなり、年度内完成を目指しているとのこと。また、他の委員より、安全対策についての質疑、更に交通渋滞の渋滞緩和に県道市道同時に開通することへの要望もあり、またその他にも委員から他の質疑がありましたが、この際、省略をさせていただきます。

以上で、産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わりますが、御質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

**議長（師玉敏代君）** 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

**総務企画委員長（三島 照君）** おはようございます。総務企画委員会の報告を行います。総務企画委員会は6月28日、1日をかけて審査しました。

それでは、総務企画委員会に付託されました議案第57号 令和元年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について中、関係事項について、議案第58号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、議案第59号 奄美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号 財産の所得について、議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について及び議案第67号 過疎地域自立促進計画の変更についてです。

これら6件の案件につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、全て原案可決すべきものと決しました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

まず、当局より第2表の債務負担行為補正の奄美市本庁舎建設事業について、奄美市本庁舎建設事業として6億3,600万円を限度額として計上しており、債務負担行為を補正計上した理由は、事業工程の見直しによ

り市民広場及び立体駐車場整備工事の完成時期が令和2年となったことに伴い、本年度から2カ年にわたる工事契約をする必要が生じたためとのことです。

また、22款市債1項3目、合併特例債5億1,330万円及び7目緊急防災減災事業債1億1,320万円につきましては、歳出関連で工事請負費の減額に伴う相当分を減額したとのことです。委員より質疑があり、市民の駐車場の件で工期が延びることで、市民がかなり影響を受けることになる。できるだけ前倒しをする方向性で進めるといふ考えはないのかとの質疑があり、当局も建築住宅課と協議を進めながら、その方向で検討したいとのことです。

また、委員より8目の安心安全対策費の28台の戸別受信機について質疑があり、当局より戸別受信機は防災無線で、関係者への情報提供するため、年度が変わり、自治会役員や消防団員の移動のため、戸別受信機の移動するためとのことです。他にも多くの質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第58号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定中、関係事項について当局より説明があり、消費税率及び地方消費税率が令和元年1月1日から引き上げられることに伴うためとの説明がありました。これに関して委員からの特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第59号 奄美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局より国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改定に伴い、選挙出向時の投票管理者等の報酬額を改正するものとの説明がありました。委員より、開票立会人や選挙立会人の対象となる人たちの規定や選別に関して、どのような基準で行われているのかとの質疑があり、当局から選挙管理委員会の中から選ぶ場合と、明るい選挙推進協議会の中から選ぶ場合、また地域の区長さんや民生委員等を基準に行っているとのことです。他にも質疑ありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第65号 財産の取得について。当局より、奄美市消防団、笠利方面隊、笠利分団への配備予定の消防ポンプ自動車の購入契約を締結するために、税込で3,456万円で、株式会社鹿児島消防防災との仮契約をしているとのことです。委員より指名競争入札をしたと思うが、何社を指名したのかとの質疑があり、当局より5社のうち2社が入札をして、3社が辞退となったということでした。他の委員からも質疑ありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について及び議案第67号 過疎地域自立促進計画の変更についての2件について、当局の説明があり、継続して過疎債を適用するためには、それぞれの計画の変更が必要であるとのことです。委員より、総合整備計画で下水道施設の31億8,338万3,000円が、33億9,463万3,000円と、2億数千万円増えているので、具体的にどういふものかとの質疑があり、当局から、内訳は特定環境保全公共下水道、大笠利処理区のほうで1億3,900万円ほど事業費が上がっており、同じく特定環境保全公共下水道の赤木名処理区が7,890万円で、これが大きい主なものとのことです。その他にも質疑ありましたが、この際省略させていただきます。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査結果報告を終わります。なお、御質問がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**議長（師玉敏代君）** これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第57号から議案第67号までの11件を一括して採決いたします。

この議案11件に関する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案11件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第57号 令和元年度奄美市一般会計補正予算(第1号)についてから、議案第67号 過疎地域自立促進計画の変更についてまでの11件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

**議長(師玉敏代君)** 日程第2, 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元, 複式学級解消をはかるための, 2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

ただいまの請願第1号に対する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

**文教厚生委員長(安田壮平君)** 当委員会に付託されました請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元, 複式学級解消をはかるための, 2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてに関しまして, 審査結果を報告いたします。

お手元に配付しました審査報告書のとおり, 請願第1号は採択すべきものと決しました。

以下, 主な審査内容について御報告いたします。

請願第1号の請願者は, 奄美市名瀬和光町にお住いの鹿児島県教職員組合奄美地区支部奄美地区教議長の高幸広さん, 紹介議員は関 誠之議員であります。

請願事項は1つ, 子供たちの教育環境改善, 教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。2つ, 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため, 義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。3つ, 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため, 国の学級編成基準を改めて, 学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずることです。

委員より, この請願は毎年提出されており, 趣旨には賛同するが実現は難しいのではないかと質疑があり, 紹介議員より憲法や義務教育の趣旨に照らし, 現政権においても小中学校を含めた教育の無償化を更に進めてほしいという思いで提出しているとの答弁がありました。

請願第1号については採決の結果, 賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で, 請願第1号の審査報告を終わります。御質疑がございましたら, 他の委員の協力を得てお答えいたします。

**議長(師玉敏代君)** これから, 委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから, 討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから, 請願第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請については、採択することに決定いたしました。

○

**議長（師玉敏代君）** 日程第3，陳情第5号 「奄美駐屯地の現状と今後の動向」について住民説明会を求める陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情第5号に対する総務企画委員長の審査報告を求めます。

**総務企画委員長（三島 照君）** 御報告申し上げます。当総務企画委員会に付託されました陳情第5号 「奄美駐屯地の現状と今後の動向」について住民説明会を求める陳情につきまして、審査結果を報告いたします。

陳情第5号につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり不採択とすべきものと決しました。

以下、主な審査内容について御報告いたします。

陳情第5号の陳情者は、奄美市名瀬幸町25番の1号、戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット代表城村典文さんからであります。

陳情事項は、奄美駐屯地の施設の運用状況や今後の見通しについて、住民説明会を開催することを防衛省へ求めることであります。委員からの主な意見として、一般質問でも当局からの答弁にもあったように、この住民説明会開催に向け既に日程調整に入っている現状であることから、不採択とすべきという意見と、せっかく行政が九州防衛局と協議調整しているのだから、そのことに対し議会として積極的に協力をし、後押しをしてもよいのではないかという意見がありました。他の委員からも質疑ありましたが、この際省略させていただきます。

採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、陳情第5号の審査報告を終わります。御質疑がありましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

**議長（師玉敏代君）** これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、日本共産党、崎田信正君の発言を許可いたします。

**18番（崎田信正君）** おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は、陳情第5号 「奄美駐屯地の現状と今後の動向」について住民説明会を求める陳情について、採択すべきとの立場で討論を行います。

まず、陸上自衛隊基地建設に関して説明会を求める陳情というのは、以前の討論でも述べてきましたが、平成27年第3回定例会での陸上自衛隊警備部隊、ミサイル部隊配備に関する市民への説明会を奄美市長が開催することを求める陳情についてです。奄美の将来に大きな影響を与える、大きな問題となる自衛隊基地建設を市長が平成26年8月に受入を表明したにもかかわらず、1年以上まともな説明がなされなかったことに、議会でもそのときは必要性を認め、このときは全会一致で採択しております。ようやくその8カ月後に、自衛隊宿舎の建設場所となった大熊地域で開催をされましたが、内容は極めて不十分なものでした。市民の疑問、あるいは不安に応えたものとはなりません。

そのために市民団体から平成28年第3回定例会で、奄美市独自による、自衛隊配備に関する説明会開催の陳情、平成28年第4回定例会で、奄美市独自による自衛隊配備に関する説明会開催の、今度は請願書です。平成29年第1回定例会で市議会による自衛隊配備に関する説明会を求める陳情、平成29年第3回定例会では、奄美市への自衛隊配備に関連する市議会報告会を求める陳情、そして平成30年第4回定例会、防衛省へ奄美市へのミサイル部隊配備計画について説明会を求める陳情が出されました。この陳情は、そのときは継続審査となり、

今年平成31年第1回定例会において、これらの陳情、請願はことごとく、賛成少数で不採択とされてきました。

一方、一般質問でも再三、住民説明会の必要性が取り上げられていました。3月議会でも三島議員が今後の運用も含めて市民への説明会は必要だと思っているがと質問したことに対して、当局の答弁も運用面も含めて、不安に思っている方もいるというふうに向っておりますので、そういったことを含めて防衛省と協議を進めていると答弁をされ、先の一般質問では具体的に10月か11月にという答弁がありました。

開催のあり方にもよりますけれども、これが実現すると、この種の陳情はこれが最後になると私も期待をしますが、問題は議会の対応がこのままでいいのかということでもあります。議会はこれまで、ことごとく説明会は必要ないとの意思表示をしてきました。今回の陳情でも付託された総務企画委員会では賛成少数で不採択とされております。

そこで、議員の皆さんに改めて訴えたいと思います。自衛隊に関する説明会は、大なり小なり、もう各地で実施をされているものです。同じく自衛隊誘致で揺れた沖縄の宮古島、あるいは与那国島でも住民説明会はきっちりしっかりとされております。市長は国を信じて表明を決断、計画の情報開示を受けた時点で議会や住民に説明したい、以前にこのようにも答弁されております。

この間、明らかになったのは、平成の時代に嘘と隠蔽が明らかになった防衛省でありますけれども、令和の時代になっても残念ながらその体質は引き継がれたと言わなければなりません。本当に一方的な説明で、正しいのかという心配が募ります。自衛隊誘致では奄美と同じような状況とも言える宮古島では、説明会では保管庫だと言っていたのが、実は弾薬庫だったということが明らかになり、住民の怒りを買って、説明が不十分だったことを詫言びて、弾薬については速やかに搬出するとしました。

更に、莫大な税金をつぎこんで設置しようとする陸上配備型迎撃ミサイルシステム、イージス・アショアは、住民説明会でずさんでお粗末な資料を提供した防衛省の姿勢に対して、秋田県知事は6月27日の記者会見で、秋田が貧乏県だからいいだろうとばかにされているような気がすると、厳しい言葉を連発したと報道されております。

奄美の陸上自衛隊駐屯地については、2019年今年の5月22日、県議会総務委員会の行政視察で陸上自衛隊奄美駐屯地の施設見学を行い、災害時の即応体制について説明を受けております。全長約300メートルの射撃訓練場や災害時の装備品などについても説明を受けているんです。奄美新聞は5月7日と8日の2日間、一面トップに奄美大島の陸上自衛隊とのタイトルで記事を掲載しております。そこには、迎撃ミサイルを配備、着々と軍事拠点化、奄美の将来に不安、市民巻き込むとの見出しが躍っております。更に、南海日日新聞には、5月27日と28日の両日、奄美大島の陸自配備と題して、陸自配備に関する可能性と問題点を探るとして、識者2人にインタビューした記事を載せております。そこでも有事の支援体制盤石に、あるいは経済効果は見せかけとの見出しが付けられております。

また、奄美自衛隊協力会なるものも発足をしておりますけれども、この事実はそれだけこの問題が奄美にとって重要だということを物語っているのではないのでしょうか。5月6日の南海日日新聞には、縮小そして撤去を望もうとの見出しの記事も掲載をされました。2017年5月に宇都隆史参議院議員が講演で、有事に陸上自衛隊の部隊は駐屯地から移動し、有利な場所に展開し備えると解説しております。これは、駐屯地だけでなく奄美全域を危険に陥れるような説明も実際にされたわけです。

そして、今年4月27日には佐藤正久外務副大臣が講演で、まだ開設されたばかりの陸上自衛隊駐屯地に対して、早速、今後陸上自衛隊に島嶼部へ食料や燃料、弾薬を補給する兵站支援部隊の創設を訴えるなど、既に次の展開を示唆しております。

このような事実を冷静に考えれば、自衛隊が必要だと考える人であっても、住民の不安解消に伝えるのは、陳情のあるなし有無ではなく、議員としての当然の役目であり、議会が果たすべき役割だと私は考えます。今一度、以前の討論を引用しますけれども、奄美市議会は市民に開かれた議会を目指しているものと思っております。陳情者が自衛隊基地建設に反対を表明している団体であっても、陳情内容は賛否を問いかけていたものではありません。

先ほどの新聞記事や、この間の出来事を考えたとき、この問題に議会として真摯に伝えることが必要であり、当局より説明会開催の用意は表明されておりますけれども、決まったわけではありません。住民の疑問、不安に

応えること、ましてや世界自然遺産登録を目指す奄美の将来構想にも大きな影響を与えることを熟慮したとき、奄美市議会が最後まで住民説明会の必要性を否定したというようなことはあってはならないと思います。

よって、奄美駐屯地の現状と今後の動向について、住民説明会を求める本陳情はぜひ、採択すべきだ、採択してほしいと強く願って討論とします。

**議長（師玉敏代君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、陳情第5号について採決いたします。

この採決は起立採決に代わり、電子表決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択とすべきものであります。この際、念のため申し上げます。委員会が不採択のときは、本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので、表決に当たっては御注意願います。

お諮りいたします。本件を賛成とする諸君は賛成のボタンを、反対とする諸君は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

賛成少数であります。

よって、陳情第5号「奄美駐屯地の現状と今後の動向」について住民説明会を求める陳情については、不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。10時35分まで休憩いたします。（午前10時18分）

○

**議長（師玉敏代君）** 再開いたします。（午前10時35分）

日程第4、発議第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、提案理由の説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明は省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、発議第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

**議長(師玉敏代君)** 日程第5、発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者に提案理由の説明を求めます。

**16番(関 誠之君)** 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。

私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。それでは、地方財政の充実・強化を求める意見書に係る提案理由を御説明申し上げます。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面をしております。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られている中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を求めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

政府の「骨太2018」では「地方の一般財源額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財政総額は6兆7,072億円(前年比1パーセント増)となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であります。

以上が、地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由であります。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。終わりといたします。ありがとうございました。

**議長(師玉敏代君)** これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採択を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

**議長（師玉敏代君）** 日程第6、発議第6号 職員の綱紀粛正及び服務規律遵守を求める決議についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

**21番（伊東隆吉君）** 皆さん、おはようございます。自由民主党会派の伊東隆吉であります。

職員の綱紀粛正及び服務規律遵守を求める決議についての提案理由を述べます。

昨今、奄美市の一般行政、また教育行政において、何らかの不祥事が数件発生いたしております。このことは、市民に対して行政への不信感を抱かせる結果につながるものと考えます。議会においては、この件に関し多々論議を尽くしたところであります。ここに改めて、行政当局に対し公務員としてその職責を認識すると同時に、市民の信頼を回復するため、各段の努力を議会として強く求めるものであります。

それでは、決議案を読み上げます。

職員の綱紀粛正及び服務規律遵守を求める決議。

奄美市においては、全職員を対象に、また各所属において適宜研修を実施するなど職員の綱紀粛正と服務規律の遵守を目指してきたことと思うところである。

しかし、本年に入り不祥事が数件発生し、市民の信頼回復はおろか、むしろ市民に深い疑念と不信の念を抱かせる事態となっていることは、誠に遺憾である。

全ての公務員は、全体の奉仕者としての自覚に基づき、市民の負託に応える高い倫理観と使命感をもってその職にあたるべきところ、ごく僅かな者の身勝手な行いが、職務に精励する多くの職員に対する信頼をも著しく失墜させることになる。

議会としては、その都度、綱紀粛正と服務規律遵守を訴え、併せて行政不信を払拭するよう求めてきたところである。

市長及び職員はこれまでの事件を厳粛に受け止め、このような事件の再発防止を図るとともに、常に全体の奉仕者としての自覚を更に高め、市民の模範となるよう、しっかりと服務規律を遵守すべきである。

よって、市長は職員の綱紀粛正及び服務規律遵守の徹底を図り、市民の信頼を回復するための格段の努力をするよう強く求める。以上、決議する。令和元年7月5日、奄美市議会。

議員の皆さん、以上の件、御理解いただいた上で、どうぞ採択していただけますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

**議長（師玉敏代君）** これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、発議第6号 職員の綱紀肅正及び服務規律遵守を求める決議については、原案のとおり可決されました。

○

**議長(師玉敏代君)** 日程第7, 閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び産業建設委員長から、お手元に配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和元年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。(午前10時48分)

○

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長 師 玉 敏 代

奄美市議会議員 渡 雅 之

奄美市議会議員 三 島 照

奄美市議会議員 伊 東 隆 吉



( 別 紙 )



## 文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

### 記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第57号	令和元年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第58号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第60号	奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第61号	奄美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	議案第62号	奄美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について	採択すべきもの

令和元年7月5日

文教厚生委員長 安田 壮平

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

## 産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告いたします。

### 記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第57号	令和元年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第58号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第63号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第64号	奄美市道路線の認定について	原案可決すべきもの

令和元年7月5日

産業建設委員長 橋口 和仁

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

## 総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

### 記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第57号	令和元年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第58号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第59号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第65号	財産の取得について	原案可決すべきもの
(5)	議案第66号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
(6)	議案第67号	過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決すべきもの
(7)	陳情第5号	「奄美駐屯地の現状と今後の動向」について住民説明会を求める陳情	不採択とすべきもの

令和元年7月5日

総務企画委員長 三島 照

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

令和元年7月5日

奄美市議会議長 師玉 敏代 殿

議会運営委員長 伊東 隆吉  
産業建設委員長 橋口 和仁

閉会中の継続審査の申出について

議会運営委員会及び産業建設委員会は、下記案件について、なお検討を要するため、閉会中も継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

- 議会運営委員会
  - 1 議会運営に関する事項について
  - 2 議長の諮問する事項について
  
- 産業建設委員会
  - 1 陳情第2号 全国一律最低賃金制度の実現を求める陳情

参 考 资 料  
( 意 见 书 等 )



## 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元，複式学級解消をはかるための，2020 年度政府予算に係る意見書

学校現場では，解決すべき課題が山積しており，子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては，新学習指導要領の移行期間中であり，外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮しています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また，学校現場においては，長時間労働是正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしています，なかでも教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については，小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし，子どもたちが全国のどこに住んでいても，一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって，国会及び政府におかれては，地方教育行政の実情を十分に認識され，地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように，下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

- 1 子どもたちの教育環境改善，教職員の長時間労働改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため，義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。
- 3 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため，国の学級編成基準を改めて，学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年 7 月 5 日

奄美市議会

### 【提出先】

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，  
文部科学大臣

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

政府の「骨太 2018」では「(地方の) 一般財源総額について 2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019 年度の地方財政計画でも、一般財源総額は 62 兆 7072 億円（前年比+1.0%）となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

### 記

1. 社会保障，災害対策，環境対策，地域交通対策，人口減少対策など，増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し，これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度，地域医療の確保，地域包括ケアシステムの構築，生活困窮者自立支援，介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど，急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保お

よび地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実にはかること。

3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
5. 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保をはかること。
6. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。
7. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。  
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
9. 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
10. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき，意見書を提出する。

令和元年 7 月 5 日

奄 美 市 議 会

**【提出先】**

内閣総理大臣，内閣官房長官，総務大臣，財務大臣，経済産業大臣，  
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当・経済財政政策担当）

## 職員の綱紀肅正及び服務規律遵守を求める決議

奄美市においては、全職員を対象に又各所属において適宜研修を実施するなど職員の綱紀肅正と服務規律の遵守を目指してきたことと思うところである。

しかし、本年に入り不祥事が数件発生し、市民の信頼回復はおろか、むしろ市民に深い疑念と不信の念を抱かせる事態となっていることは、誠に遺憾である。

全ての公務員は、全体の奉仕者としての自覚に基づき、市民の負託に応える高い倫理観と使命感をもってその職にあたるべきところ、ごく僅かな者の身勝手な行いが、職務に精励する多くの職員に対する信頼をも著しく失墜させることになる。

議会としては、その都度、綱紀肅正と服務規律遵守を訴え、併せて、行政不信を払拭するよう求めてきたところである。

市長及び職員はこれまでの事件を厳粛に受け止め、このような事件の再発防止を図るとともに、常に全体の奉仕者としての自覚を更に高め、市民の模範となるよう、しっかりと服務規律を遵守すべきである。

よって、市長は職員の綱紀肅正及び服務規律遵守の徹底を図り、市民の信頼を回復するための格段の努力をするよう強く求める。

以上、決議する。

令和元年7月5日

奄美市議会





